

東日本大震災・令和6年能登半島地震等における 令和7年度東京都支援活動報告書

～復旧・復興に向けて～



令和8年3月



東京都

はじめに

東日本大震災から15年が経過しました。都は、発災後直ちに、警察・消防職員、医療救護班や保健師、応急給水のチームをはじめ、人命の救出救助、医療、施設の応急復旧、避難所運営など、あらゆる業務を担う多くの職員を派遣しました。本格的な復旧・復興に移行した後も、被災地のニーズを踏まえつつ、職員を継続して派遣してきました。

被災3県のうち、岩手県・宮城県は、インフラ整備が概ね完了するなど、復興の進展に伴い、派遣が終了していますが、福島県では、復興・再生が本格化するところであり、風評・風化対策、産業振興・新産業の創出など、現在においても9名の職員を派遣しています。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震及び同年9月に発生した奥能登豪雨についても、都は、発災直後から、避難所運営や水道・下水道の応急復旧等に多くの職員を派遣してきました。

特に、道路や河川などのインフラ復旧に向けた、被災地における技術系職員の強いニーズに対しては、都は、現役職員に加えて、豊富な知識・経験を持つ行政経験者や民間経験者を一般任期付職員として採用・派遣しています。

令和7年度は、石川県、富山県及び輪島市に29名（※）（うち、任期付10名）の職員を派遣しています。

加えて、都は、令和6年7月の大雨で被害を受けた山形県にも1名の職員を派遣しています。

本書は、この1年間、被災地で様々な復興事業に従事した派遣職員の業務の内容や成果に加え、直面した困難を乗り越えるための苦労や工夫、業務を通じて得られた知識や教訓等多岐にわたり、示唆に富むものとなっています。

本書を通じ、大規模災害や都の被災地支援の取組について理解を深め、日頃から災害について考え、備えるきっかけとして御活用いただければ幸いです。

（※）令和7年12月末現在

令和8年3月

総務局復興支援対策部

本報告書は、原則として、派遣職員が被災地支援の業務を通じて直に体験し、考えたことに基づいて作成しています。

INDEX 目次

第1部 職員派遣（東日本大震災・原子力災害）

事務系職員	復興状況の発信等	福島県	企画調整部企画調整課	福井 雄大	6
	福島イノベーション・コースト構想の推進等	福島県	企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課	小川 翔平	9
	避難地域市町村の復興推進等	福島県	避難地域復興局避難地域復興課	濱上 讓	12
				旭 雄平	16
	避難者支援等	福島県	避難地域復興局避難者支援課	鈴木 里緒	18
	産業振興等	福島県	商工労働部次世代産業課	大野 陽平	23
	観光復興等	福島県	観光交流局観光交流課	檜垣 美穂	26
	風評対策等	福島県	農林水産部農産物流通課	宮脇 崇行	30
				秋庭 秀人	36

第2部 職員派遣（令和6年能登半島地震等）

技術系職員	漁港の災害復旧等	石川県	農林水産部水産課	稲垣 雅祥*	40
				米山 潤	42
				寺島 雅人	45
				広瀬 宣則	48
	港湾・漁港の災害復旧等	石川県	七尾港湾事務所管理課	高場 久美男	50
	県有建築物の災害復旧等	石川県	土木部営繕課	中島 菜摘*	53
				高橋 佑生	56
	災害公営住宅の建設支援等	石川県	土木部建築住宅課	田村 仁*	59
				片山 湧*	62
				菅野 和太郎	64
	道路の災害復旧等	石川県	中能登土木総合事務所維持管理課	中野 陽介*	67
				井上 寛人	69
	河川の災害復旧等	石川県	中能登土木総合事務所河川砂防課	坂本 結衣*	73
				松澤 公俊	76
				山内 道明	81
	砂防施設・河川・道路の災害復旧等	石川県	奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所 珠洲復旧復興課	石川 勇三	82
				熊谷 実	85
				斗沢 力	88
	道路・橋梁・河川の災害復旧等	輪島市	建設部土木課	和佐田 陵亮*	91
				泉 直樹	93
				米田 大	97
				太田 一好	99
				田中 幸雄	102
				原 康夫	104

技術系職員	公共施設の災害復旧等	輪島市	建設部まちづくり推進課	稲田 貴大	107
				石川 遼太	110
				武田 安功	113
	水道の災害復旧等	輪島市	上下水道局	恩田 雄太郎	121
	下水道の災害復旧等	輪島市	上下水道局	畝 宏樹	124
	液状化対策等	富山県	土木部建築住宅課	山田 修栄*	128
				石田 耕一	131
				渡辺 重樹	135
				阪井 暖子	139
	事務系職員	高齢者福祉等	石川県	健康福祉部長寿社会課	浅井 公美子
公費解体等		石川県	生活環境部資源循環推進課	西川 正泰*	156
				鈴木 雅斗	158
災害ボランティアの派遣等		石川県	生活環境部女性活躍・県民協働課	岩 佐 豪	163
産業再生等		石川県	商工労働部経営支援課	大 蔵 勇人	168
義援金関連等		石川県	出納室	吉田 朱美玲	173
公費解体等		輪島市	市民生活部環境対策課	松浦 一憲	176
	町山 竜也			178	

第3部 職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

技術系職員	河川・砂防施設の災害復旧等	山形県	最上総合支庁建設部河川砂防課	荒井 康太*	182
				大内 武尊*	184
				岡 寄 智也*	186
				奥平 周示	188

第4部 現地事務所等

東京都被災地支援福島県事務所	片山 太郎	194
東京都総務局復興支援対策部被災地支援課	長谷川 奨	200

※令和6年度派遣職員

表紙について



伊佐須美神社の七夕祈願祭・御涼風鈴
(福島県会津美里町)



砂防施設の被災状況合同調査 (石川県)



金沢湊積替場視察時の様子 (石川県)



更地となった朝市 (石川県輪島市)



避難指示未解除区域への立入制限のバリケード (福島県双葉町)



最上川の川下り (山形県)



ワイナリーの広大なブドウ畑 (福島県川内村)



三春滝桜 (福島県三春町)



ひまわり村 (石川県津幡町)



観光名所となっている富岩運河環水公園と立山連峰 (富山県)

第1部

職員派遣（東日本大震災・原子力災害）

事務系職員

復興状況の発信等

福島イノベーション・コースト構想の推進等

避難地域市町村の復興推進等

避難者支援等

産業振興等

観光復興等

風評対策等

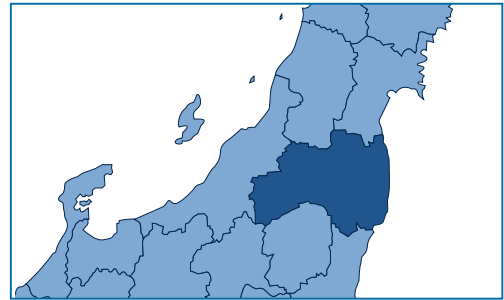
復興状況の発信等

福島県

企画調整部企画調整課

福井 雄大

（総務局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）



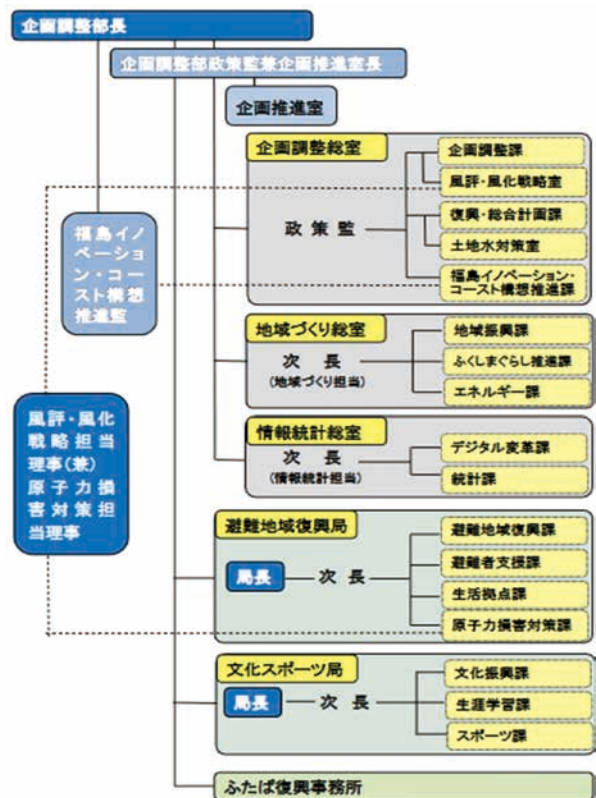
派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

企画調整部は、県政全般における総合的な企画の立案及び調整を行うとともに、新たな課題への対応に努める部署であり、企画調整総室、地域づくり総室、情報統計総室、避難地域復興局、文化スポーツ局、ふたば復興事務所で組織されている。このうち、企画調整総室は、企画調整課、風評・風化戦略室、復興・総合計画課、土地水対策室、福島イノベーション・コースト構想推進課の5課室で構成される。

私が所属している企画調整課は、県政の総合企画・調整、政府予算対策等を所管する部署で、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興の推進や政府予算対策、企業・高等教育機関等との連携、首都機能移転対策などに取り組んでいる。当課は、総務担当、行革担当、経理担当、企画担当、調整担当、復興推進本部担当の6つの担当があり、25名（うち自治法派遣職員1名）の職員が所属している。

（企画調整課の主な業務）

- 1 部内の事務の総合企画及び調整
- 2 部内における人事、予算及び経理
- 3 新生ふくしま復興推進本部に関すること
- 4 福島復興再生特別措置法に関すること
- 5 県行政の総合企画及び調整
- 6 国の施策等に関する提案・要望
- 7 三県知事会議及び近隣県との連携
- 8 高等教育機関との連携及び調整
- 9 民間企業等との包括連携協定に関すること



「令和7年度 企画調整部 事業計画書」抜粋

職員派遣（東日本大震災・原子力災害）

派遣者自身が担当した業務概要

派遣先では、福島県の復興に関する情報発信に関する業務を主に担当した。

主な業務は「県民シンポジウムの企画・運営」「プレゼン隊事業の企画・運営」である。

1 県民シンポジウムの企画・運営

「ふくしま復興とSDGsを考える県民シンポジウム2025」は、今後の復興をさらに前進させ、持続可能な社会を実現していくために何が必要か、地域に根ざした取組を通して、ふくしまの未来を考えるイベント。平成25年度から開催しており、今年で12回目の開催となった。

主な担当業務は、開催日程、場所、会場、登壇者、プログラムの調整、運営業務委託の監督、広報活動、当日の運営など。

今年度は震災で最も大きな被害を受けた相双地域で初開催となったが、Jヴィレッジ（檜葉町）にて約120名の来場者を迎え、無事に開催することができた。シンポジウム当日は、知事を始め、元NEWS ZEROメインキャスターの村尾信尚さんや相双地域で活躍されているゲスト等に登壇していただき、大いに盛り上がるイベントとすることができた。



【Jヴィレッジでイベントを開催】

2 プレゼン隊事業の企画・運営

毎年若手職員で構成するプレゼン隊チームを結成し、福島の現状への理解促進を図ることを目的に、ふくしま復興・創生プレゼン隊事業による県外イベントでの情報発信を行っている。今年は東京都、横浜市、千葉市、豊川市に出張し、イベント等に参加。プレゼン発表やふくしままっぷクイズを通して、県外の方々に福島の現状や魅力を発信した。

主な担当業務は、各部局へ若手職員の推薦依頼や取りまとめ、説明会・事前発表会の準備、イベントの情報収集、イベント当日の運営など。

10月5日（日）に恵比寿ガーデンプレイスにて開催された「ふくしまフェスタ」においては、都庁時代の同僚等にも多く訪れていただき、福島の魅力発信することができた。



【神田外語大「浜風祭」に参加】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

業務の遂行に当たって最も苦労したのは県民シンポジウムの企画・運営である。これまで都において、内部管理事務に従事することが多かった私にとって、イベントの企画・運営業務に携わるのははじめての機会であり、何をどのように調整していくべきか分からないことが多く、戸惑うことも多くあった。

そこで、上司や同僚、関係機関等と密にコミュニケーションを取り、疑問点を速やかに解消し、関係者で意識や認識のズレが生じないように取り組んだ。また、時には車で2時間ほどの距離であっても、直接相手方のところまで伺うなどして、関係者との信頼関係構築に努めた。

また、多くの方に来場していただくために、イベントの広報に当たっては、イベントの認知度を高めることが重要と考え、県内市町村の広報誌への掲載打診やテレビ・ラジオでのPR、さらには新聞一面広告など、幅広い手法を活用した。さらに、市町村や関係機関を訪問し、イベントの趣旨や周知への協力について訴えかけるなど、様々な手段からイベント周知に取り組んだ。

第1部 職員派遣 事務系職員（東日本大震災・原子力災害）

復興状況の発信等

結果として、多くの来場者に会場までお越しいただいたことに加え、オンライン配信でもたくさんの方に視聴いただけるイベントとすることができた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

私は6年前にも福島県派遣となっており、今回が2回目の派遣であり、変わったところ、変わっていないところが印象に残っている。

前回の福島派遣の際は除去土壌等を運搬するトラックを度々見かけたが、今回の派遣ではほとんど見かける機会もなかった。また、この6年間で避難指示が解除され、新たな商業施設が開業しているのを見かけるなど、復興の進捗を感じる機会も多くあった。

しかしながら、より印象的に残っているのは、今もお帰還困難区域として避難指示が発出されている地域への視察である。そこには発災直後から大きく変わっていない風景があり、改めて福島の復興への道のりが途上にあることを実感した。

また、6年振りに福島への派遣となり、改めて福島のみなさんの温かさを感じられたのも印象的であった。仕事で関わる方々だけでなく地域のお店のみなさんなどと久しぶりに再会を果たし「また福島に来てくれたね」「またよろしくね」と歓迎していただいたことに感謝している。



【福島県水産種苗研究所（大熊町）】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今後の都での業務で活かしたいことは「現場主義」の視点である。福島県では、施策を検討・立案していく上で、現場の声に真摯に耳を傾けて、具体的な課題やニーズの把握に努めている。幹部職員も含めて、福島県職員は労を惜しまず自ら市町村や事業者のもとへ足を運ぶ。

私自身も今回の福島派遣での業務においても、実際に現場を訪問し、対面で話をするすることで、メールや電話のやりとりをしているだけではなかなか把握できない相手方の本音や本当のニーズを初めて理解できるということがあった。また、たびたび同僚職員に地域の飲食店を紹介していただき、現場に行くことで地域の魅力に触れることができることも再認識した。

都においても、現場に積極的に赴き、現場の視点をもって業務に取り組んでいきたい。



【福島県で訪問した飲食店の数々】

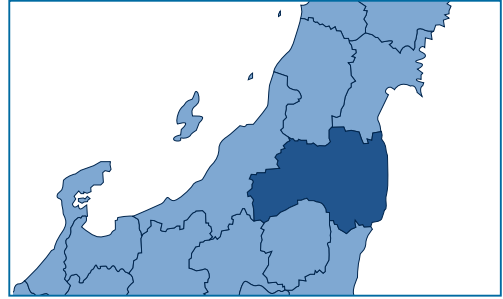
福島イノベーション・コースト構想の推進等

福島県

企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課

小川 翔平

(総務局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

私が所属している福島県企画調整部イノベーション・コースト構想推進課は、名前のとおり、「福島イノベーション・コースト構想」の推進を目的とする組織です。このイノベ構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトであり、(1)廃炉、(2)ロボット・ドローン、(3)エネルギー・環境・リサイクル、(4)農林水産業、(5)医療関連、(6)航空宇宙の6つの重点分野を中心に、新たな産業基盤を構築のうえ、2030年頃までの浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展の実現を目指しています。

当課は、本構想実現に向けた県庁内の司令塔機能を担うとともに、国（復興庁、経済産業省等）や研究機関、地元自治体、企業等と連携しながら、各取組を推進しています。

課内には2つのライン（イノベライン、F-REIライン）があり、15名（うち自治法派遣職員1名）の職員が所属しています。

○福島イノベーション・コースト構想推進課

- 1 福島イノベーション・コースト構想の推進及び総合調整に関すること。
- 2 福島国際研究教育機構（F-REI）に関すること。

「令和7年度 企画調整部 事業計画書」抜粋

派遣者自身が担当した業務概要

担当した主な業務は以下の2点である。

①福島復興再生計画（イノベ構想に係る部分）の改定

福島復興再生計画は、原子力災害からの復興・再生を目的とした計画であり、政府の基本的な方針である福島復興再生基本方針に即して、県が作成し国（内閣総理大臣）が認定するものである。計画期間は5年であり、現在の計画は令和7年度までのものであるため、令和8年度以降に向けて改定が必要とされていた。

計画本文のうち、第6パート（イノベ構想に係る部分）の執筆担当課がイノベ課となっており、関係部局と協力しながら、改定案の作成を行った。

②福島イノベ倶楽部の企画・立案・庶務

福島イノベ倶楽部は、イノベ構想の推進に賛同する幅広い分野のイノベ関係事業者等による異業種交流を図るための場であり、イノベ課は公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構とともに共同事務局となっている。主な担当業務としては、各種イベントの企画や運営、会員向けメルマガの発信、会計等の団体運営に係る事務処理全般を行った。また、倶楽部活動のより一層の活性化を図るべく、次年度以降の方向性の検討、それに付随する会員企業への訪問等を実施した。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

①福島復興再生計画の改定

直前に、復興庁・経済産業省・福島県の3者で、福島県浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展の実現に向けた産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の大幅な改定をしており、福島復興再生計画の第6パートにおいても、その内容を反映させる形で大幅に改定することとなった。そのため、どのような方針で、どのような作業手順のもと、関係部局と連携して改定案の作成を進めるのか、一から丁寧に検討する必要があり、計画の改定など経験したことのない私にとっては、四苦八苦するところであった。また、改定にあたり、青写真や県の他の計画等の内容も把握する必要があり、一つ一つのステップを進めていくことになりの時間を要した。

そのため、過去の改定の記録を適宜整理・参考にするとともに、上司や周りの職員と密なコミュニケーションをとりながら進めることを意識して取り組んだ。

②福島イノベ倶楽部の企画・立案・庶務

福島イノベ倶楽部では、さらなる活性化を図るため、今後の活動の方向性に向けた検討や準備、新たなイベントの企画・運営、会員企業への営業活動等に取り組んだが、この取組みを進めるうえで、常に立ちはだかった問題が、会員企業が何を求めているのかであった。しかし、民間企業で働いたことのない私にとっては、一番想像するのが難しいところであり、常に需要（会員企業の求めるもの）と供給（自身の企画するイベント等）とのギャップに苦しめられた。

そのため、少しでも、そのギャップを小さくするべく、類似の団体のイベントの情報を収集・分析、過去の活動内容結果の整理・分析、会員企業へのアンケートの実施、会員企業へのヒアリング等、様々な角度からアプローチすることを心掛けた。



【福島イノベ倶楽部令和7年度総会】
（撮影時期7月、いわきワシントンホテル）

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

福島県浜通り地域に出張する機会が多かったが、そこでの福島県の復興の現状を目の当たりにすることが一番印象的であった。時が経つにつれて人口減少により廃れていった土地とは異なり、ある日突然人がいなくなり、それがそのままの状態に残っているという空間は、不思議な感覚を覚える場所であるとともに、同行者にその場所の昔のエピソード等を聞くと、震災前の状況とのギャップの差も相まって、福島県の復興がまだまだ途上であることを痛感することとなった。

是非、東京都職員一人一人が、直接目で見て感じていただきたい場所である。

福島イノベーション・コースト構想の推進等

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

①多様なプレーヤーとの共創

県での業務に取り組む中で、「3人寄れば文殊の知恵」のように、一人ではできることやアイデアが限られるため、周囲と密にコミュニケーションをとりながら、「共創」して新たな価値やアイデアを生み出していくことの必要性を痛感した。今後の都の業務においても、一人でできることの限界を把握するとともに、多種多様なプレーヤーと連携しながら取り組むようにしたい。

②現場を直接見て感じる。こと。

福島の復興はまだまだ途上であり、それは表面的な数字だけでは把握することができない。直接現場を訪れ、五感で感じるとともに、その地域に住む人々や活動している企業に直接話をお伺いし、初めてその一端を理解することができるものである。そのようなプロセスなしに、施策に取り組んだ場合、それはただの自己満足にしかならないものであり、誰のニーズも満たせない結果となってしまふことを学んだ一年であった。都の業務においても、直接現場を見て感じ、それを土台にした取組みを常に意識するよう心掛けたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

首都直下地震等が起きたら、甚大な被害が想定されるが、そこからの復興に関しては、ただマイナスからゼロにもどすだけでなく、福島県がイノベ構想を志向したように、ゼロからプラスまで目指すための「何か」が必要である。一方で、震災からの復興はスピード感を求められるものであり、事前にプラスまで目指す施策まで検討しておくことが重要ではないかと考える。

また、大震災の経験者の体験談は非常に有益であるため、今後は更に東京都と福島県が連携し、減災、防災に対する知見を共有していくことが望ましいと考える。



【日常・荒川桜づつみ公園（撮影時期4月）】



【家族で訪れた果樹園でのもも狩り（撮影時期8月）】



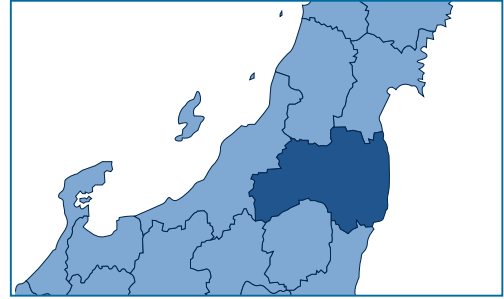
【家族で訪れた東北サファリパーク（撮影時期5月）】

避難地域市町村の復興推進等

福島県

避難地域復興局避難地域復興課

濱上 譲（福祉局）
旭 雄平（港湾局）

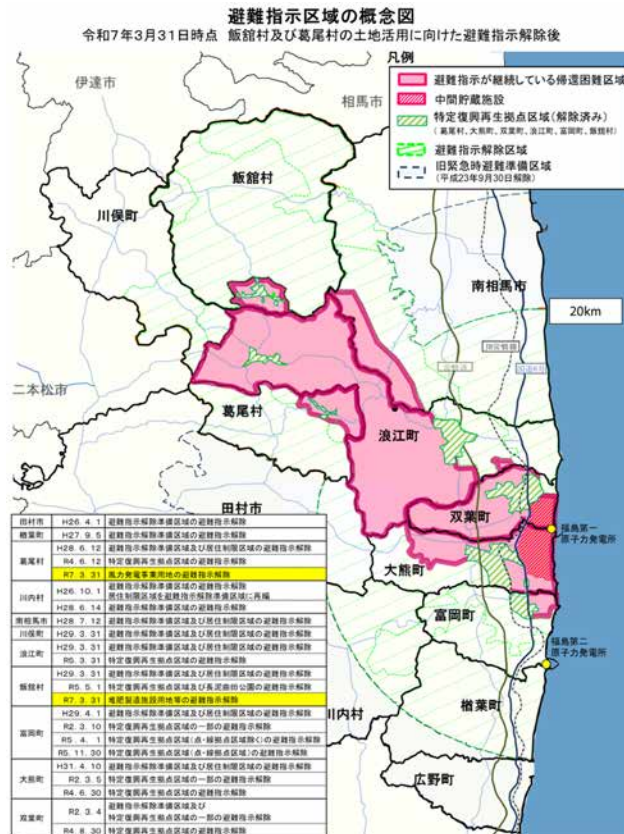


派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

避難地域復興課は、東日本大震災に伴う原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還及び復興への取り組みを推進するため、平成24年4月に設置された組織である。総合調整担当・移住推進担当・帰還支援担当・復興推進担当の4つの担当と駐在員により構成されており、東京都からの自治法派遣職員2名を含む16名（ほか駐在員7名）が所属している。

震災から15年が経過し、国内外の多くの人の力により復興は着実に進んでいる。しかし、今もなお県の面積の約2.2%（約309km²）は将来にわたって居住を制限するとされた帰還困難区域に設定されており、自分の家に戻ることも許されていないほか、約24,000人の方々が避難生活を続けている。

当課では、原発事故により避難を余儀なくされた12市町村を対象に、被災された方々が1日でも早く安心して暮らせる生活を取り戻せるよう帰還環境の整備を進めるとともに、新たな活力を呼び込み、地域の再生を加速化するため、移住・定住の促進に取り組んでいる。



避難指示区域の概念図（令和7年3月31日時点）

濱上 譲（福祉局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣者自身が担当した業務概要**1 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）に係る業務**

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）は、原子力災害からの復興・再生を目的に、避難住民の帰還や新たな住民の移住促進等につながる事業を支援する国の交付金です。

事業メニューは、住宅・道路・公園・学校・下水道等の生活拠点の整備、介護施設や認定こども園等の社会福祉施設の整備、農林水産業・商工業再開のための環境整備、移住等の促進など、7分野49事業と多岐に渡ります。

本交付金を活用して、県の復興を推進するため、年4回の交付申請に係る県庁内の調整、復興庁を始めとする関係省庁との折衝、予算編成等が主な担当業務です。また、復興の進捗に応じて変化する被災地のニーズを本交付金制度に反映させるため、市町村等との意見交換会を開催し、国への要望活動を実施しました。

2 避難市町村との連絡調整業務

富岡町と飯舘村の担当として、日頃から各町村に係る情報収集を行い、知事・副知事への報告資料の作成や庁内関係部局への情報共有等を行いました。また、各町村の避難指示解除に向けた取組を推進するため、住民説明会や議会、関係機関との会議に出席するほか、適宜知事等が出席する行事への対応準備や調整等を実施しました。



【市町村等との意見交換会】



【加速化交付金を活用して整備中の復興祈念公園】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

業務の遂行に当たり、苦労したことの一つとして、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）事業計画の実績に関する評価の実施についての国との調整があります。復興庁から事業評価様式（案）の策定や評価の実施方法についての県への意見照会に対して、県内各部局の意見を聞き取り、福島県としての意見を回答しました。県内事業担当部局との意見交換の中で、事業も膨大であることから、事業評価の実施についての懸念点が多くあり、各部局からの意見をまとめあげることに苦慮しました。県の意見をまとめる上で工夫した点は、復興庁からの意見について、制度所管担当としての意見や回答の方向性を整理した上で、事業担当部局との打合せ等を行い、各部局と方向性をそろえた上で、事業担当部局の事業評価に対する懸念点や意見を吸い上げるように努めました。

避難地域市町村の復興推進等

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

1 副知事出席行事の調整業務

担当市町村である富岡町の「富岡町合併70周年記念式典」への副知事出席に当たり、事前の調整や資料作成に対応しました。実際に自分が作成した資料に基づき、副知事が式典で祝辞を述べた際には、作成した文書がどのように活用されているのか間近で見ることができ、担当業務のやりがいを感じることができました。

2 交付金申請業務

福島再生加速化交付金事業で整備された施設や道路の現場を訪れ、整備の状況や施設の稼働を直接見ることができました。令和7年度は、福島再生加速化交付金を活用して平成28年度から事業着手し、整備を進めてきた「県道井手長塚線長塚跨線橋」の供用が開始されるなど、避難地域での復興が着実に進む様子を見ることができました。自分の担当業務が復興の役に立っていることを実感することができ、やりがいをもって業務に取り組むことができました。



【富岡町合併 70 周年記念式典の様子】



【県道井手長塚線長塚跨線橋の開通式】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今後の都政に活かしたいことは、情報のアンテナを常に張ることを意識していきたいです。地域やそこに住む住民の方々のニーズを把握し、現場の視点を持って業務に対応するために、地域に関心を持ち続けること、県職員として広域的・長期的な目線を持ちつつ、現場目線、住民目線など、様々な視点からの情報を比較して、情報の関連性・つながりを意識して業務に対応していきたいと思います。

所属する避難地域復興課では、避難市町村の課題やニーズを把握するために、各市町村に常駐する県駐在員や各市町村の職員と密に情報共有を行いながら、避難市町村の課題等を把握していました。各市町村を訪問し、関係職員の方々と顔の見える関係性を構築しながら、県と市町村が一体となって、復興業務を進めていると感じました。

また、福島県においては、自分の担当内だけでなく、他担当や他部署との情報交換が積極的に行われており、組織での横の連携がうまく取れていると感じます。東京都においても各部署が把握している課題やノウハウを積極的に共有することで、より強い部署間の連携ができると良いと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

実際に震災発災当初の状況を聞くと、災害対応においてはどれだけ事前に備えていても、必ず多くの想定外が発生すること、その中でも冷静に状況を判断し、動いていかななくてはならないと感じました。いざ、災害が発生した際に、自分が冷静に判断し行動できるか、今一度公務員としての自覚を持って、日頃の防災対策・準備を行う必要があると実感しました。

福島県では震災から約15年が経過しますが、今なお7つの市町村で帰還困難区域が残っており、約2万4千人の方々が避難を継続されています。避難住民との意見交換会に参加した際も、故郷に戻れない住民の方々の切実な想いをお聞きし、改めて原子力災害の被害の大きさを痛感するとともに、福島県の復興はまだまだ道半ばであると感じました。

福島県の復興に向けて本当に多くの方々の尽力があって、復興に向けた歩みを着実に進めてきたこと、そして、原発の廃炉、除去土壌の県外最終処分、帰還困難区域の全域での避難指示解除、帰還・移住等の促進、生活再建等、まだまだ多くの課題が残されており、復興は道半ばであること、福島県の現状を多くの方々に知っていただきたいと思います。震災から15年が経過する中、震災を知らない世代が増加していますが、震災からの復興は決して福島県だけの問題ではなく、風化させてはならないと思います。ぜひ、多くの方々に福島県を訪れていただき、震災当時の状況やこれまでの復興の歩みを感じ取っていただき、自分事として考えていただきたい。私も派遣期間を通して、福島県の方々から教えていただいたこと、私自身が見て聞いて感じたことを周りの方々に伝えていきたいと思います。

最後になりましたが、派遣期間中、温かく迎え入れていただき、多大な御支援をいただいた福島県の皆様に感謝申し上げます。また、手厚くサポートいただいた東京都被災地支援福島県事務所や総務局復興支援対策部の皆様、快く送り出していただいた福祉局の皆様、福島県への被災地派遣業務に携わった皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。



【二本松の提灯祭り】



【三春滝桜】



【富岡町ロードレース大会（筆者は左から2番目）】



【なつ祭り in おおくま（筆者は右側）】



【磐梯吾妻スカイライン】



【大内宿】

旭 雄平（港湾局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣者自身が担当した業務概要

1 国に対する要望活動に関すること

福島県では、復興に係る各種課題の解決に向け、国予算概算要求及び概算決定のタイミングに合わせて、復興財源となる国費や国の取組（法制度改正等）を求めるために、「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」（6月）、「ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望」（11月）と、国への要望活動を実施しています。

主な担当業務は、知事による要望活動に係る要望文の調整や部局長による要望活動に係る国や県庁内関係部所とのスケジュール調整、要望書等資料の作成、当日の随行など。

6月の提案・要望においては、避難地域復興局から「福島再生加速化交付金や被災者支援総合交付金の予算確保等」や「帰還困難区域の復興・再生」、「原子力損害賠償の確実な実施」、「避難者支援の充実」などを国に要望しました。

2 復興に係る各種会議体の資料調整及び復興の基本方針変更に係る調整等

福島県では、復興・再生に向けた取組を推進するため、「新生ふくしま復興推進本部会議」や「原子力災害からの福島復興再生協議会」など様々な会議体が立ち上げられています。

各会議に知事や局長が出席する場合の発言案の作成・確認や会議資料の調整等を行いました。

また、今年度は、第2期復興・創生期間（令和3年度～7年度）の最終年度であったことから、国において『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』の変更が行われ（令和7年6月20日閣議決定）、この変更内容に係る確認・調整を行いました。

3 政策研究大学院大学の視察受入に関すること

政策研究大学院大学（所在地：東京都）の海外研修生※が毎年フィールドトリップとして福島県を訪れるため、福島県の復興・創生に資する取組を効果的に紹介し、理解してもらうことを目的に、フィールドトリップのカリキュラムの1つとして、県から海外研修生に向けて復興状況等に関するレクチャーを実施しています。

レクチャー内容や当日の動き、資料の翻訳に係る大学側との調整や関係部所・関係機関へのレクチャー対応依頼、配布する県PR品の準備などを行います。

※政策研究大学院大学が実施する、アジアや中欧諸国等で活躍が期待される行政官を対象とした教育プログラムに参加されている方々

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

国に対する要望活動に関して、国の省庁や、県庁内の他部署などと要望スケジュールや要望内容、要望書などを短期間で調整し、また当日局長の随行として要望活動を実施するというのは、これまでの都庁人生では担ったことのない業務内容だったため、苦勞しました。ただ、



【課内の方々に協力いただきながら印刷・製本した要望書】

昨年の業務の進め方を振り返り、早めに作業に着手することで、スケジュールに余裕を持たせて進めることができ、非常に良い経験となりました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

派遣職員向けに企画いただいた現場視察において、現在は使われていない双葉町の小学校を訪れました。小学校でいうと、校舎が甚大な津波被害を受けた請戸小学校（浪江町）が県内では有名ですが、訪れた双葉町の小学校は、海の近くに立地しているわけではないため津波の被害はない一方で、教室の中は、帰り支度をしていたのか、机の上にランドセルが置いたままになっているなど、地震により避難した後の状態がそのまま残っていました。あの頃から時間が止まっているかのような独特な雰囲気、原子力災害の影響・恐ろしさを感じさせられました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

組織や規模が大きい東京都では、目の前の膨大な業務に追われ、ともすると何のために仕事をしているのか分からなくなり、業務の先にいる住民など「人」への意識が薄れてしまうことがあると思います。

福島県では、復興・創生に向けて、被災した方々に寄り添い、思いをもって業務に取り組んでいる方が多いと感じました。自らの業務の意義や本質を大切に、現場の視点を持ち続ける、想像力を働かせることが重要で、それが良い仕事につながるということを改めて認識しました。

また、福島県では管理職との距離感が近く、自らが管理職へ説明する機会が多いため、情報を取捨選択し、簡潔に説明することの重要性を改めて学びました。

最後に、温かく迎え入れてくださり、2年間にわたり業務や震災・原発事故に対する思い、福島県の魅力を教えてくださった福島県の方々には心から感謝申し上げます。

また、県庁での仕事に加え、日頃の生活や緊急時にもサポートいただいた福島県事務所及び復興支援対策部の皆様、そして昨年度・今年度と派遣生活を共にした職員の皆様にも感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。



【避難指示未解除の区域への立入制限のバリケード（双葉町）】



【避難地域 12 市町村を歩きながら復興状況や魅力を探索
（歩いて楽しむ復興探求事業 in 広野町）】



【Jヴィレッジで行われた東京 2025 デフリンピック男子サッカー競技（楢葉町・広野町）】



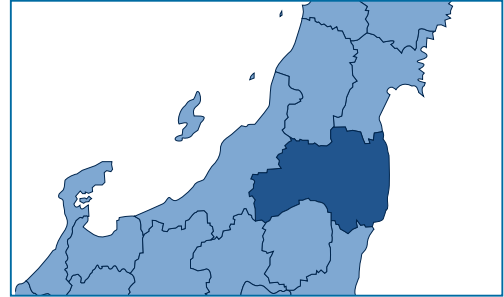
【「桧原湖」でのワカサギ釣り（北塩原村）】

福島県

避難地域復興局避難者支援課

鈴木 里緒

（教育庁／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

○組織の目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故等により、発災から14年が経過した現在でも、未だ多くの方々が県内外で避難生活を送っています。避難生活が長期化する中、個別化・複雑化する避難者の課題の把握と解決に努めるとともに、古里との絆の維持を図りながら、生活再建や帰還に結びつくよう関係自治体や民間団体と連携し、情報提供や相談対応をはじめとしたきめ細やかな支援を行っています。

○組織の規模

所属	福島県職員	派遣職員	会計年度任用職員	合計
避難者支援課	13名	2名 (東京都、埼玉県)	2名	17名

○組織の業務内容

- (1) 避難者への情報提供（ふるさとふくしま情報提供事業）
 - ア 地元紙ダイジェスト版の発行と県外公共施設等への送付
 - イ 国、県、市町村からの広報誌やお知らせ等の郵便物の避難者世帯への戸別送付
 - ウ 復興に向けた動きや避難者支援に関する取り組みなどを盛り込んだ避難者向け情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行
- (2) 民間団体等と連携して行う避難者支援（ふるさとふくしま交流・相談支援事業）
 - ア 県内外で避難者に対する支援事業を行う団体への助成
 - イ 県外避難者に対して戸別訪問等を行う復興支援員の配置
 - ウ 県外避難者等を対象とした相談会・交流会の開催及び相談窓口の設置
- (3) 避難指示が解除された地域に帰還した世帯へ移転費用の補助を行う市町村に対する助成（ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業）
- (4) 原子力災害により家族が離れて生活している母子避難者等への高速道路無料措置（母子避難者高速道路無料化支援事業）

派遣者自身が担当した業務概要

○避難者向け情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行（地域情報紙発行事業）

県内外に避難されている方々や被災者・避難者支援に携わる方々を中心に、福島県の避難者支援の取り組みや福島の復興に向けた動き、医療・福祉、教育、観光など様々な分野の現状をお伝えするため、地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を隔月（奇数月）で発行しております。

令和4年度からは、ふるさとに帰還した人、まちに移住してきた人の「いま」を紹介するインタビュー動画「ふくしまVOICE」を、課で運営しているYouTubeチャンネル「ふくしまの今が分かるチャンネル」で公開しています。

発行及び動画の公開にあたり、掲載する記事内容やレイアウト決め、インタビュー取材及び委業者等との連絡・調整を行いました。

○母子避難者等高速道路無料化事業

原発事故により避難して二重生活を強いられている家族（母子避難者と対象地域内に残る父等）の再会を支援するため、対象区間の高速道路料金を無料化する事業です。

無料化により、各高速道路会社に減収の影響を生じさせないために、減収補てんや補てん額の算定のための事務を行いました。

○原発避難者特例法に基づく名簿のとりまとめ

原発避難者特例法とは、東日本大震災に伴った福島第一原子力発電所の事故により、居住していた市町村（同法により指定された13市町村）から避難を余儀なくされた方が、住民票を避難元自治体に残したままでも、避難先自治体において適切な行政サービス等を受けることができることを定めた法律です。対象者は同法に基づき、避難元自治体に所定の様式で届出を行うこととされています。

県内の指定市町村から毎月提出される対象者の名簿情報を取りまとめ、全国の避難先自治体へ通知を行う中継役としての役割を担いました。



【ふくしまの今が分かる新聞（R7.11発行）】



【取材活動の様子（左が筆者）】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○地域情報紙のコンテンツ充実に関する取組

「ふくしまの今が分かる新聞」の業務では、主な読者である県内外への避難者に寄り添った視点で作成を進めるようにしました。具体的には、読者や市町村へのアンケートを行い、必要としている情報のニーズを調査しました。その結果を踏まえ、構成を見直すとともに、掲載コンテンツの充実を図ることで、県内外へ避難している方がふるさとのことを思い出してもらえるような紙面づくりを行いました。

○地域情報紙の認知度向上に関する取組

「ふくしまの今が分かる新聞」及びYouTube「ふくしまの今が分かるチャンネル」をより広く認知していただくために、WEBやSNS、県内タウン紙等の広告を活用したり、各種イベントで本紙を配布してもらったりする等、これまで以上に露出を増やすことで、情報紙の認知度向上に努めました。

○現地の人との関係性構築

これまでは発行時期に合わせて、隔月を目安に浜通り12市町村エリアで取材を実施しておりましたが、今年度は週2回～月1回程度まで現地訪問の頻度を増やしました。情報収集だけでなく、現地の人と対話を重ね、関係性を築くようにしました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

現地で出会った人々の力強く日々を営んでいる姿です。

業務とプライベート問わず県内各地を訪問していく中で、県内外での避難生活を経て生まれ育った地元へ帰還し事業再生やコミュニティ作りに注力する人、様々なきっかけで移住して自分らしい人生を実現する人をはじめ、たくさんの素敵な方々に出会いました。

東日本大震災により、これまで築いてきたまちが奪われ、そこに住まう人々のコミュニティが分断されました。一度は「なにもない場所」になった地域で一から再構築していく。「なにもない」ことすらある意味で面白がり、地域を良くしたいという思いを持ち、自分の人生を自分でドライブしていく意思の強さが印象に残っています。



【避難指示未解除のエリアは、震災時から未だ手つかずの状況（大熊町・双葉町）】



【震災遺構・請戸小学校（浪江町）】



【浪江町のご当地グルメ「なみえ焼きそば」】



【「常盤もの」の刺身定食】



【取材で訪れた「かわうちワイナリー」の広大なブドウ畑】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

これまで私は、直接現場で都民と接して業務を進める機会が少なかったため、避難者支援課での業務は非常に新鮮で、新しい発見の連続でした。

机上の論理で業務を進めることと、現場を訪問し、自分の目で見て聞くのとでは、担当する業務の背景にある課題の解像度やその課題に取り組むための当事者意識は断然上がります。ただし「現場主義」とは、現場を訪問し、ある程度の期間や頻度で対話を重ね、関係性を築いて行く中で構築されていくものであり、ただ何となくその場へ一度行って終わりでは決して実現するものではないことを日々の業務の中で実感させられました。福島県へ着任して以降、「現場主義」とは何たるものかを考える日々だったように思います。

今後においても、福島県で得た経験を活かし、都民が真に必要としていることは何か、担当している業務を通じ課題を解決することでどのような未来に繋がるのかを念頭に置き、業務に邁進していきたいです。



【多くの人で賑わう なみえ町十日市祭（浪江町）】



【派遣先課長からお裾分けいただいた桃】

避難者支援等

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

全庁的に実施された避難訓練が非常に印象的でした。地震及び火災が起こった際の想定訓練は非常に本格的なもので、非常時を想定し避難経路を押さえておく等の備えや、災害が起こった際、いかに無駄なくスピーディーに避難するかの大切さを再確認しました。

また、東京に戻ってからも被災地域の現状を周囲の人に知ってもらいたいと思いました。

東日本大震災から14年経過した今でも、多くの人々が避難を余儀なくされ、帰還困難区域を中心に15年前から未だ手つかずの場所も散見されます。度重なる避難生活によるコミュニティの分断により、メンタルヘルスに関する課題を個々で抱えています。更には、こうした状況が外部から見えにくくなっており、復興は道半ばである事実があまり知られていないように思います。

～最後に～

この度は、暖かく迎え入れていただいた福島県のみなさま、快く送り出していただいた上で、現地でもきめ細やかなサポートをして下さった東京都のみなさまには、この場を借りて御礼を申し上げます。

また、派遣先の方々に業務面だけではなく、プライベートでも非常にお世話になりました。県内の名所を案内して下さったり、四季折々の食材を味わう機会を提供していただく等公私ともに充実した日々を送ることができました。この御縁を永く大切に紡いで行きたいと思えます。



【一切経山の魔女の瞳（福島市）】



【課のメンバーで柿狩り（右から2番目が筆者）】



【東山温泉と桜の木（会津若松市）】



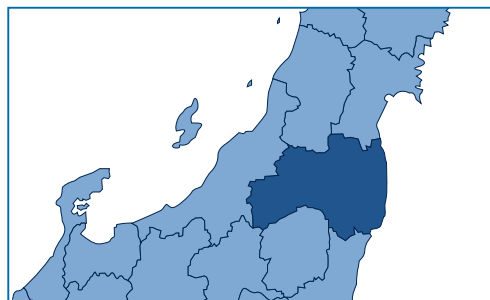
【アクアマリンふくしま（いわき市）】

福島県

商工労働部次世代産業課

大野 陽平

(保健医療局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

次世代産業課は、主に再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積、ロボット・航空宇宙関連産業の集積に関する事業を所管しており、主に企業や大学の研究開発や、実用化に向けた実証等への支援、国内外における販路開拓支援等を行っています。再生可能エネルギー産業担当、水素関連産業担当、ロボット・航空宇宙産業担当の3つの担当があり、自治法派遣職員2名（埼玉県・東京都）を含む23名が所属しています。東日本大震災と原子力災害により産業が失われた浜通り地域等に、新たな産業基盤を構築するための「福島イノベーション・コースト構想」、この福島イノベーション・コースト構想におけるエネルギー分野の取組を加速し、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島県全体を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを目指す「新エネ社会構想」などの国家プロジェクトのもと、福島復興に向けて重要な産業分野の育成や集積を担っています。

福島イノベーションコースト構想 重点6分野

<p>廃炉</p> <p>国内外の英知を結集した技術開発</p> <p>廃炉作業などに必要な実証試験を実施する「福島遠隔技術開発センター」</p>	<p>ロボット・ドローン</p> <p>福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積</p> <p>陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した「福島ロボットテストフィールド」</p> <p>※令和7年4月にCF-REIに統合</p>	<p>エネルギー・環境・リサイクル</p> <p>先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立</p> <p>再生可能エネルギーから水素を製造する「福島水素エネルギー研究フィールド」</p>
<p>農林水産業</p> <p>ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生</p> <p>ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」</p>	<p>医療関連</p> <p>技術開発支援を通じ企業の販路を開拓</p> <p>開発から事業化までを一体的に支援する「ふくしま医療機器開発支援センター」</p>	<p>航空宇宙</p> <p>「空飛ぶクルマ」の実証や関連企業を誘致</p> <p>航空宇宙関連産業の技術交流等を行う「ロボット・航空宇宙フェスタふくしま」</p>

福島新エネ社会構想

- 2016年、福島イノベーション・コースト構想におけるエネルギー分野の取組を加速し、**福島復興の後押しを一層強化するべく、福島県全体を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とすることを**目指す「**福島新エネ社会構想**」を策定。その後、2021年2月に改定し、「再エネ」と「水素」を構想の2本柱に位置づけ、多様な主体による導入拡大や社会実装への展開を目指すこととした。
- その後、福島イノベーション・コースト構想とも連携を強化し、**福島新エネ社会構想の実現に向けた各取組をさらに加速**すべく、2023年以降、「**加速化プラン**」「**加速化プラン2.0**」を策定し、アップデートを重ねてきた。
- 「加速化プラン2.0」の策定から1年が経過したこの時期において、各取組の進捗状況を確認するとともに、「第7次エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」の閣議決定等も踏まえ、引き続き、**福島県において先駆的な取組を実施し、福島県がカーボンニュートラル・GXの実現をリード**することを目指し、「**加速化プラン3.0**」を策定する。

派遣者自身が担当した業務概要

○福島大学水素エネルギー総合研究所に関する業務

令和6年4月、国立大学法人福島大学に「水素エネルギー総合研究所」が設置されました。福島県が目指す水素社会の実現に向け、水素関連産業の育成・集積や人材育成を図るため、福島県では大学や県内企業等が連携して行う水素関連研究に対する支援を行っています。そのなかで、今年度より内閣府の支援を受けながら、10年間の計画で水素関連の研究開発・人材育成を進めていく「福島県地方大学・地域産業創生プロジェクト事業」が新たにスタートし、補助金交付業務をはじめ、大学関係者や企業関係者、内閣府等との調整業務・事業の進捗管理・予算要求業務などを担当しました。



【事業開始の記者会見を実施】

○東京都との連携に関する業務

福島県と東京都は、水素の普及促進に向け、様々な連携を行っています。平成28年度より締結している、福島県と東京都、(国研)産業技術総合研究所、(公財)東京都環境公社との連携協定のほか、令和7年には新たに福島県と東京都で、水素社会の実現に向けた連携協定を締結しました。

協定では、水素の普及拡大や活用促進、水素関連産業の振興等を図るため、相互に連携・協力して取組を実施することとしており、施策の推進に向けて、水素関連施設の視察や産業支援機関との意見交換、東京都内の学生等を対象にした福島県内の水素関連施設を視察するバスツアー受入調整などを担当しました。



【福島県・東京都の両職員で水素を活用している福島県内の工場を視察】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

着任当初から補助金の交付業務等を迅速かつ正確に進めていく必要があったものの、水素に関する基礎知識、水素関連産業の現状や課題、国や福島県での取組といった、水素関連の見解がなく、かつ補助金に関する業務の知識もないというなかで、大学等が実施する研究計画の審査等、専門性の高い業務を進めることに苦労しました。

また、今年度から始まった補助事業を担当するということもあり、同事業の前例を確かめられない苦労や、そもそも規則や財政に関する知識といった、行政職員としての基本的な知識の不足を痛感することも多くありました。

そうしたなかで、地道に調べて自分の知識とすること、考えを整理し理解を図ること、所属課内外で似ている業務を行っている職員に質問するなどコミュニケーションを図ることを意識して業務に取組みました。どれも基本的で当たり前のことですが、積極的に学び、考える姿勢や、周囲の協力を得て業務を進めることの大切さを改めて実感し、この姿勢を今後も大事にしていきたいと考えています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

水素産業は黎明期であり、水素社会の実現を目指す福島県では、「福島新エネ社会構想」という国家プロジェクトのもと、様々な実証や研究開発が行われています。

大企業を中心に大規模な実証等が行われている一方、担当した「福島県地方大学・地域産業創生プロジェクト事業」は県内の大学や県内企業が中心となり、水素関連の研究開発を通して、地域の水素関連産業育成・集積や専門人材育成を進め、地域に魅力のある産業と雇用創出を図るものです。

水素関連の業務は、どれも持続的発展が可能な社会づくりに向けた前向きな取組みで、関わる人々の想いや福島県への期待を感じながら業務を進めることは大きなやりがいでした。ある研究者の方が、「必ず、冬の時代が来るときがあるが、ぶれずに取組を続けることが大事」と言っていたのが印象に残っており、自分が携わるのはほんの一部であっても、この事業が続いていくことで、今後の福島県の復興や水素社会実現に繋がるのかもしれないと思うと、大きな力となりました。

また、縁もゆかりもない福島でしたが、皆が暖かく迎え入れてくれ、仕事以外でもここに書ききれないほどたくさんの縁が出来ました。これからも福島とのつながりを大切にしていきたいと思っています。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県庁では、部署内外と活発にコミュニケーションが取られ、知事をはじめ幹部への情報共有もこまめに行われ、こういった関係から生まれる組織内の繋がりの強さもプラスとなり、迅速に業務を進められていると感じました。この経験を活かし、東京都に戻った際も、限られた人員で効率的に都政を運営していくために、縦・横の繋がりがや一体感を強くし、スピード感をもって業務を進めていきたいと考えます。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

派遣期間中に、福島第一原子力発電所や、被害のあった浜通りエリアを訪れる機会も複数回あり、復興が進んでいる様子を知る一方、依然として立入規制が残る地域等も目の当たりにしました。

東日本大震災においては、住民対応の最前線となる市町村等へ情報が届かなかったことで、大きな混乱が生じた例もあったそうです。東京で大規模災害が発生した際は、大都市という性質上、計り知れない混乱が生じることが想定されるため、いざ発災した時の混乱要素を少しでも減らし、早期の回復を目指すために、過去の教訓を踏まえ、国や市町村、事業者等と出来る限りの連携体制を確立することが重要だと感じました。



【県庁の同僚と残業後のラーメン（筆者は左）】



【磐梯吾妻スカイライン】



【一切経山・五色沼】



【三春滝桜】

観光復興等

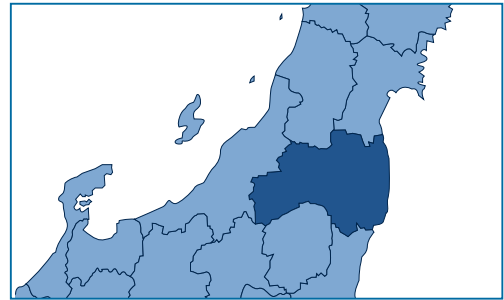
福島県

観光交流局観光交流課

檜垣 美穂

(デジタルサービス局)

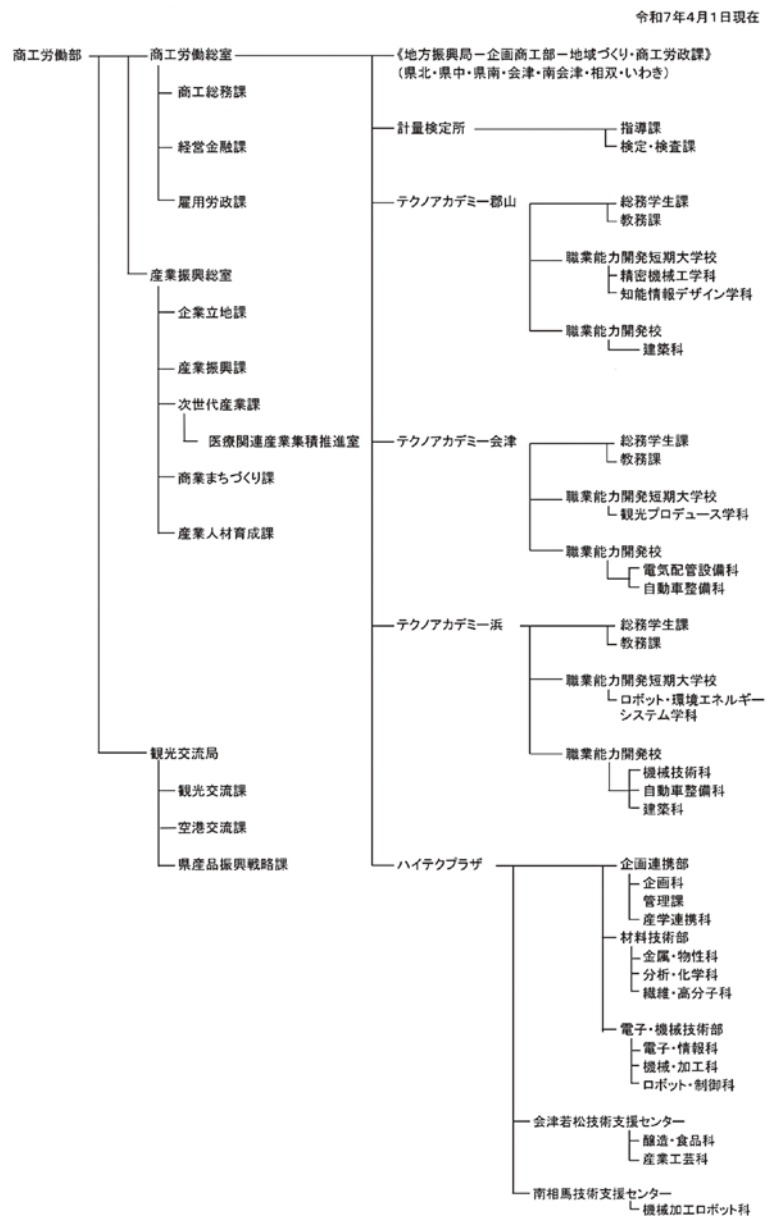
派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

商工労働部は、県内の商工業振興全般を所掌する組織であり、商工労働総室、産業振興総室及び観光交流局で構成されます。そのうち、観光交流局は、私の所属する観光交流課のほか、福島空港の利活用を行う空港交流課、地場産業や伝統的工芸品の振興を行う県産品振興戦略課で構成されます。

観光交流課は、観光の振興、観光誘客・宣伝、教育旅行、国際観光を所管しており、市町村からの研修生6人、企業等からの派遣職員3人、自治法派遣職員1人、福島県復興推進委員会職員1人を含む42人で構成されています。



「令和7年度福島県商工労働行政施策の概要」より

職員派遣（東日本大震災・原子力災害）

派遣者自身が担当した業務概要

【ふくしまデスティネーションキャンペーン（ふくしまDC）】

ふくしまDCとは、地方自治体・地元観光関係者とJRグループが連携し、観光資源の掘り起こし・磨き上げとJR 6社の宣伝媒体を活用した集中宣伝・送客を行う、国内最大規模の観光キャンペーンです。

今年度4月から6月までプレDCを開催し、来年度に本番DC、その一年後にアフターDC開催を予定しており、3年計画で観光のレベルアップと定着を図ります。

期 間	2025年4月1日～6月30日：プレDC 2026年4月1日～6月30日：本番DC 2027年4月1日～6月30日：アフターDC（予定）
主 催	福島県・JRグループ
主 な 目 的	① 美しい自然や温泉、歴史、伝統文化、美味しい食など各地域にある素晴らしい「宝」を国内外の方々に、実際に来て、見て、味わって、楽しんでもらう ② 福島県が誕生して150年、東日本大震災と原発事故の発災から15年となる節目に、本県の復興が着実に進んでいる姿を国内外にアピール
開 催 の 狙 い	① 県内観光周遊の促進 ② 国内外からの観光誘客の促進 ③ 新しい観光コンテンツを開発し、レガシー化

私が所属するふくしまDCラインでは、本キャンペーンの実行委員会事務局として広報全般、県主催コンテンツや補助事業の企画・運営等を行っています。



【左から、ふくしまDC特設サイト、ふくしまDC専用ガイドブック、アートを活用した事業、県内外キャラバン、旅行事業者向け補助金】

【担当業務】

ふくしまDC開催に向け、誘客促進を目的として観光コンテンツを開発した県内の観光関連事業者等を補助する「福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業」について、制度設計から採択事業等のとりまとめ、補助対象事業者・事務担当者（地方振興局・市町村）向けの説明会等を担当しました。

あわせて、ふくしまプレDC期間中における県内旅行者数（何人が県内で旅行をしたか）や観光消費額（観光客が県内でどれだけお金を使ったか）から、「プレDCによる県内の経済波及効果」（観光客が直接支出する店舗や施設への影響に加え、その仕入れ先や関連事業者への波及、さらに従業員の所得増加による消費拡大など、地域経済全体に及ぶ多面的な効果）の分析に係る内部調整を行いました。

その他、東京都の媒体を活用した広報や県内外の商談会、イベントにおける観光PRブース出展等の対応をすることもありました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

補助事業においては、昨年度末に要綱を策定したばかりであったため、年度当初から事務担当部署や申請事業者からの問い合わせが多く寄せられました。さらに、それらの問い合わせに対する明確な回答が定まっていないことも多々あり対応に苦労しました。

福島県では、類似事業について部局を超えて共有しあう文化があり、このような問合せ対応の際には組織を超えて柔軟に情報収集を行い対応することができました。

またこの経験を活かし、事業を立案する際には説明資料の他に、補足資料を整えて対応する仕事の進め方を学びました。

福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業を活用した事業例



【プレ DC 期間に同時開催された伊佐須美神社のあやめ祭りと七夕祈願祭・御涼風鈴】



【特別観覧席を新設した相馬野馬追】



【いわき市内のショッピングモールの壁面にプロジェクションマッピングされた「3D フラおじさんのいわきタッチナビ」】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

東京都総務局主催の「令和7年度 第2回 復興応援ふるさと市」（2025年9月26日、27日）において、福島県の復興シンボルキャラクターであるキビタンのグリーティングを担当しました。キビタンをきっかけに、たくさんの方に福島県について興味をもっていただくことができました。福島県やキビタンをより多くの方に知っていただきたいという長年の思いが実現し、大変嬉しかったです。

また、本イベント以外にも、都内で開催された各種イベントへのブース出展を通じて来場者と接する機会がありました。その際には、「福島に行ったことがある」「景色が良かった」等の声を直接伺う場面が多くありました。県外における福島県の印象については、依然として風評被害の影響が残っていることから不安もありましたが、来場者からは肯定的な意見が多数寄せられ、福島県に対して好意的な認識を持つ方が多いことを知ることができました。



【「復興応援ふるさと市」にて防サイくんとキビタン © 福島県】



【都内のイベントでもたくさんの方に
おすすめの観光地を書いていただきました】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

【仕事の進め方】

福島県では類似事業を参考にする際、部局を超えて直接担当者同士で情報共有する文化があります。その中で、福島県職員の方々には他部局の事業に精通していることに加え、人脈の広さも感じました。

組織が大きい都においても迅速かつ的確に他事業の情報を得るためには、これまで以上に都政について広く学ぶ必要があると感じました。また、都においてはフリーアドレス化やテレワークにより直接的なコミュニケーションが希薄になりがちですが、人とのつながりを大切にして業務に取り組みたいです。

【補助金事業や経済波及効果分析に関する業務経験】

補助金事業の運営や経済波及効果の分析を経験したことは、都政においても幅広く活用できると考えています。補助金事業では制度設計から採択事業等のとりまとめを通じ、補助事業に関する知識や、制度を形にして運用する力を身に着けることができました。経済波及効果は、施策の成果を定量的に示すことで、都民や事業者への説明責任を果たすことにもつながります。都政においてもこれらの知見を活かし、政策立案や事業運営の質を高めていきたいと思えます。



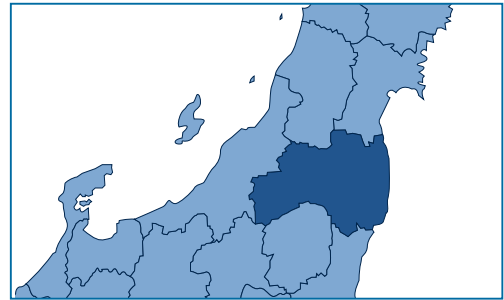
【福島県には隠れた魅力がまだまだあります（左から吾妻小富士、会津田島祇園祭）】

福島県

農林水産部農産物流通課

宮脇 崇行（環境局）

秋庭 秀人（水道局）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

■組織の目的

震災から15年目となる現在も、一部の県産農林水産物の市場価格は震災前の水準に戻らず、また、購入をためらう消費者が一定数存在する等、風評の影響が残る現状があります。

このような状況を踏まえ、農産物流通課では、県内外の消費地に対する魅力のPRや、失った販売棚の回復を目指す販路拡大業務などの展開を通じて、「ふくしまブランド」を再生・構築し、県産農林水産物の競争力を強化することを目指しています。

■配置人員

所属	福島県職員	自治法派遣職員	人事交流職員 (浪江町)	会計年度 任用職員	合計
人数	21名	3名	1名	1名	26名

【自治法派遣職員の内訳】 東京都2名、新潟県1名

■業務内容

担当	役割	内容
消費担当	<ul style="list-style-type: none"> 予算・庶務・議会 県産農林水産物の消費拡大 地産地消の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 県産農産物の地産地消の推進（旬の食材等活用推進事業、農産物直売所等消費拡大事業ほか） 県産米のPRキャンペーンクルー「ライシーホワイト」の派遣
流通担当	<ul style="list-style-type: none"> 県産農林水産物の流通対策 風評対策 	<ul style="list-style-type: none"> 全国各地の量販店・百貨店で「ふくしまプライドフェア」と銘打ったPRイベントを開催 新ブランド米「福、笑い」のブランド化推進 新ブランドいちご「ゆうやけベリー」のブランド化推進
販路拡大担当	<ul style="list-style-type: none"> 県産農林水産物の販路拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏事業者向けオンライン商談会や産地視察の実施 オンラインストアによる販売促進 テレビCM等による情報発信

宮脇 崇行（環境局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣者自身が担当した業務概要

【ふくしま農林水産物ブランディング事業】

- 首都圏量販店や県内サービスエリアにおける福島県産農林水産物の販売促進活動
 夏のもの収穫時期に合わせて、首都圏店舗で、ももや野菜等のフェア開催に係る調整をし、福島県の豊かな農林水産物の販売促進活動をしました。
 また、秋の新米の時期には、首都圏の店舗や福島県内のサービスエリアで福島県のトップブランド米である「福、笑い」等の県産米フェアを実施し、販売促進活動を実施しました。



【首都圏量販店でのもも・野菜フェアの様子】



【県内サービスエリアでの県産米フェアの様子】



【首都圏での県産米フェアの様子】

風評対策等

【「福、笑い」ブランド化推進事業】

○ 福島のお米に関する体験型イベントの実施

米どころ福島のお米について県民の皆様の愛着を深めていただくため、一般消費者を対象とした福島のお米に関する体験型イベントを実施し、お米のプロとして、京都の老舗米屋でセブンイレブンのおにぎりの監修やミシュラン星付きレストランにもお米を提供している「八代目儀兵衛」の5つ星お米マイスターを講師に招き、同社が運営する味覚を育てる体験型食育プログラム「my Taste(マイ・テイスト)」を活用したイベントを開催しました。

昨年度に引き続き、親子を対象としたイベント（「お米のプロと学ぶ！米どころ福島のお米のおいしさを感じよう」）を開催し、福島県内で収穫された3種のお米「福、笑い」「天のつぶ」「コシヒカリ」それぞれの品種の味や食感の違いを感じて頂く等のプログラムを実施しました。加えて、新たに大人のみを対象としたイベント（「五つ星お米マイスターと学ぶ米どころ福島のお米講座」）を開催し、県産米の特徴を詳しく学んでみたい、日頃炊飯していて疑問に感じている点を解消したい等のニーズに応じたプログラムを実施し、米どころ福島のお米について愛着の醸成を図りました。



【親子向けイベント】
「お米のプロと学ぶ！米どころ福島のお米のおいしさを感じよう」



【大人向けイベント】
「五つ星お米マイスターと学ぶ米どころ福島のお米講座」



【県産米3種（福、笑い、天のつぶ、コシヒカリ）食べ比べ】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

県として、首都圏量販店での「福、笑い」の定番販売を目指しており、知事が量販店を運営する企業の1つを本社訪問する機会を設け、トップに直接依頼することで、企業としてぜひやりたいという好意的な感触を引き出しました。

一方で、定番販売の開始にあたり、実際の米の調達については米卸等の現場と調整する必要があり、量販店全店舗で定番販売する上で必要な量と大きな隔たりがあり、米卸からは他へ融通する分がある等の理由で当初難色を示され、平行線をたどりました。首都圏にある米卸の本部や関係企業を複数回訪問しつつ、様々な関係者に県としての優先順位等のスタンスを繰り返し説明して交渉を重ねることで調達数の妥結点を見だし、まずは新米時期のフェアに合わせて、首都圏の多くの店舗での販売にこぎ着けることができました。



【福島県のトップブランド米「福、笑い」】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

福島のお米に関する体験型イベントについて、大人向けイベントは今年度新たに企画した取組です。消費者が求めているプログラムや内容を構築するにあたり、関係者と何度も意見交換を重ねました。時に内容を一から練り直す等事前調整に時間を要し、一連のスキームが決まるのがイベント募集開始の直前になりました。想定する応募人数が来るかどうか分からない状況でしたが、実際に応募を開始するとお米への関心からか募集人数を超える応募が来て、無事開催にこぎ着けることができ、参加者からは内容に満足した、ためになったとの声ばかりで、講義終了後も講師に積極的に質問する等、大きな意義のあるイベントにすることができ、達成感を得ることができました。

本イベントの調整に限らず、日々の業務を実施するにあたり、配属されている職場では、上司や同僚とは日頃から気軽に意見交換でき、とてもオープンで仕事がしやすい環境です。また、プライベートでも県の有名な観光地やグルメ店への案内等様々なイベントを企画していただき、日々とて



【喜多方ラーメン（日本三大ラーメン）】



【福島ご当地グルメ 円盤餃子】

第1部 職員派遣 事務系職員（東日本大震災・原子力災害）

風評対策等

も充実した生活を送ることができています。お世話になった皆様には感謝してもしきれない気持ちでいっぱいです。派遣が終了しても派遣期間中に構築した方々とのつながりを一生大切にしていきたいです。



【吾妻小富士（福島市）
登山口付近



【山頂から見た噴火口】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

特に関係者との会議や商談時は通常の販売業務で多忙の中時間を割いてもらっており、限られた時間の中でこちらが伝えたいことを効率的に伝える必要があり、事前の資料やシナリオ作成等の準備が重要であると痛感しました。

また、自ら考えた案をこまめに上司等に共有し、方向性を擦り合わせておくことが重要であると感じました。特に新規の内容を構築する際には、検討が進んだ段階で所属内の意見の相違があると手戻りが発生し、修正に時間を要してしまうことから、素案段階でも早めに上司等と方向性を共有し、意見交換しておくことが大切であると感じました。

今後いかなる職場に配属されても福島県で学んだことを生かして業務を遂行したいと考えております。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

年に1回県庁全体で地震及び火事を想定した防災訓練を実施しており、管理監督職を中心に班を構成し、あらかじめ有事の際の役割を定めて、ほぼ全員が一斉に動いています。東京都は、全庁で全員が一斉に動く訓練は物理的に困難で、役割についても1人1人把握できていないのではと推測しておりますが、有事の際には一斉に動くことになるので、日頃から自らの役割や有事の際の動きを把握し、訓練や研修に取り組むことが重要であると感じました。

また、派遣職員を対象とした視察研修では、震災時に被害が大きかった浜通りエリアを訪問し、原発事故があった地域も少しずつ賑わいを取り戻しつつあると感じる一方で、今後数十年かかるとされている廃炉の問題や依然として立入規制が残る地域がある等、今なお福島県の復興は道半ばで、まだまだ課題は山積していると考えております。配属部署の課題としては、一部の農林水産物の価格が震災前の水準に戻っていない、量販店等における定番商品としての取扱いを回復できていない等があります。

東京都においても今後30年以内に70%の確率で首都直下型地震が発生するとされており、東日本大震災と同じかそれ以上の規模で災害が発生する可能性があり、より身近な問題であると感じております。防災や復興関係の業務に携わる職員だけでなく、都職員1人1人が福島県の現地に赴く等し、震災時に何が問題となり、どのようなプロセスで課題解決しようとしているかを知る機会を設けて欲しいと考えております。



【県庁での防災訓練の様子】



【震災遺構 浪江町立請戸小学校】

秋庭 秀人（水道局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣者自身が担当した業務概要

1 大阪市中央卸売市場での副知事トップセールス

福島県では、ももとキュウリの収穫の最盛期である7月末から8月にかけて様々なPR活動を行っている。大阪市中央卸売市場では多くの福島県産農林水産物を取り扱っており、関西への流通や、販路拡大に繋がっている。このため桃の出荷のタイミングに合わせて卸売会社に対するPRや意見交換会を実施して大阪府での福島県産農林水産物の現状や、将来的な課題について話し合いの場を設けている。

業務内容としては、事前視察、ロジスティクス等の資料作成、資材の手配、会場準備などである。

2 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業（補助金）

福島県では平成30年から福島県産農林水産物の風評回復のため、県内の団体が県産農林水産物等の販売・消費拡大を図るために実施する商品のパッケージ変更などの産地や生産物の魅力を消費者に伝える事業に対して補助金を交付している。

業務内容としては補助金申請の審査、補助金交付後の実施状況の確認、次年度の補助金事業のための事業者へのヒアリング等を実施している。

3 オンラインストア販路拡大事業

福島県産農林水産物の販売価格の回復に貢献するため、オンラインストアを県産農林水産物の主要な販路の一つとするとともに、全国の消費者に直接魅力を伝え、県産農林水産物を購入する機会を拡大することにより、福島県産品の販路拡大及び価値向上を目的としている事業である。

業務内容としては、大手オンラインストア内でのキャンペーンの実施、新規オンラインストアへの販路拡大などを行っている。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

私が業務遂行に当たって苦労したことは二つあり、一つ目が補助金の審査、二つ目が新規ECサイトの販路開拓です。

一つ目の補助金業務については、福島県に着任した4月に一次募集の審査が始まり、10以上の団体から申請がありました。都庁では補助金業務に携わったことがなかったため、実施要領や昨年度の資料を確認しながら業務の進め方や、審査の方法を理解していきました。また、補助金の審査について担当にどの程度の裁量が認められているかがわからないため、上司に都度相談しながら、申請団体に修正や変更を依頼していました。

二つ目の新規ECサイトへの販路開拓については、今年度の新規事業であり、事業内容やECサイトの選定、生産者への説明会などを実施しました。本事業に当たっては既に大手オンラインストアへの販路拡大支援業務を行っているため、この支援業務との差別化する方法などを考える必要があり、その点に苦労しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

私がやりがいを感じた業務は、大阪市中央卸売市場でのトップセールス業務です。都庁時代には、知事などトップ層が関わる業務に携わる機会がなかったため、非常に貴重な経験となりました。

本事業では、当日のロジスティクス設計、意見交換会の資料作成、前日の会場準備などを担当しました。ロジスティクスの設計は分単位での調整が必要であり、事前に大阪まで下見に赴き、当日の動線や進行を詳細に確認しました。

また、意見交換会の資料作成では、出席者情報の収集や議題整理を行うため、関係各所へ依頼しながら必要な情報を取りまとめました。失敗が許されない業務であったため、一つひとつの工程を丁寧に進め、万全の準備を整えて当日に臨みました。

当日、市場関係者の方から「今回のPRは大阪での販売の大きな力になる」とお言葉をいただき、自分の業務が現場で確かな価値を生んだと実感し、大きなやりがいを感じました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私は福島県での業務を通じて、企画力を身につけることができました。私は今年度、福島県産農林水産物取扱事業のデータベース作成業務を担当しました。この事業は、来年度に新設予定のWEBサイトで活用するための基盤データを整備するものですが、年度当初は「データベースを作る」という方針だけが示されており、具体的な収集項目や対象事業者などは決まっていませんでした。

そこで私は、事業の目的を改めて整理した上で必要な情報項目を一から設計し、対象者の選定や収集方法について企画を立案しました。また、上司への説明にあたっては、判断しやすいよう論点を整理し、必要性や実現性を丁寧に示すことで理解を得ることができました。この経験を通じて、企画をゼロから構築する難しさと同時に、筋道を立てて説明することの重要性を実感しました。

今後は、この経験を生かし、東京都庁において企画・政策立案に携わり、より良い都政の実現に貢献していきたいと考えています。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

東日本大震災から14年が経過し、福島県では道路や建物などのインフラ復旧はほぼ完了しています。しかし、農林水産物の価格が震災前の水準に戻っていないことや、原発事故の影響で今もなお立ち入りが制限されている地域、避難した住民が戻らず地域コミュニティの再建が進んでいない地域が存在することを知りました。東京で生活していた頃は、福島の復興はすでに完了しているものと捉えていましたが、現地では「目に見えない部分」で影響が依然として残っていることを実感しました。

日本は地震や台風などの自然災害が毎年のように発生する「災害大国」です。防災・減災対策においては、災害発生時の安全確保や迅速な復旧が重要であることに加え、見えにくい生活や経済面での被害が長期化しないよう、丁寧に持続的な復興政策が不可欠であると強く感じました。

第1部 職員派遣 事務系職員（東日本大震災・原子力災害）

風評対策等

職員派遣（東日本大震災・原子力災害）



【職場の先輩と食べたソースカツ丼】



【浪江町名物のなみえ焼きそば】



【喜多方ラーメン】



【五色沼】



【三春の滝桜】



【内堀知事とのツーショット】

第2部

職員派遣（令和6年能登半島地震等）

技術系職員

○ 石川県

- ・ 漁港の災害復旧等
- ・ 港湾・漁港の災害復旧等
- ・ 県有建築物の災害復旧等
- ・ 災害公営住宅の建設支援等
- ・ 道路の災害復旧等
- ・ 河川の災害復旧等

- ・ 砂防施設・河川・道路の災害復旧等

○ 輪島市

- ・ 道路・橋梁・河川の災害復旧等
- ・ 公共施設の災害復旧等
- ・ 水道の災害復旧等
- ・ 下水道の災害復旧等

○ 富山県

- ・ 液状化対策等

事務系職員

○石川県

- ・ 高齢者福祉等
- ・ 公費解体等
- ・ 災害ボランティアの派遣等
- ・ 産業再生等
- ・ 義援金関連等

○輪島市

- ・ 公費解体等

漁港の災害復旧等

石川県

農林水産部水産課

稲垣 雅祥（港湾局）

米山 潤（港湾局）

寺島 雅人（港湾局）

広瀬 宜則（総務局任期付職員）



稲垣 雅祥（港湾局／派遣期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

私が着任したタイミングは令和6年1月1日の発災から1年経過したところで、応急工事や、施設の本復旧に向けた設計が進行していました。

漁港施設は、水産業を営む人々にとって必要不可欠な設備であるため、被災のあった各漁港において応急工事が進んでおり、暫定で供用されている状況でした。

派遣者自身が担当した業務概要

私が担当した案件は、主に①災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「流木災」という。）と②水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費等補助（以下「査定設計委託費補助」という。）です。

①の流木災については、令和6年能登半島地震の津波によって海岸に漂着した大規模な流木及びごみ等を緊急的に処理し、海岸保全施設の機能を確保するための事業の補助金交付申請にかかる事務手続きを行っていました。

私が着任した時には既に漂着物が除去されていたため、具体的な業務としては国から補助金の交付が可能な事業であることから、海岸保全施設を所管する市町から実績内容を様式に記載してもらい、取りまとめていました。

②の査定設計委託費補助については、災害査定が終わったタイミングでの着任だったので、災害査定に要した委託費等の補助金の対象となる内訳を県の各土木事務所と市町から取りまとめ、国へ交付申請を行い、市町へ間接的に補助金を交付する業務を行っていました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

①の流木災については、交付金の申請手続きの期限が年度末までに完了しなければならない一方で、被災時からの混乱状態で漂着物の撤去処理を行っていたことや、市町によっては技術職が少なく、事務職で設計書等の資料作成をされており、交付申請に係る資料の作成が困難な状態でした。また、自治体によっては配属先の石川県庁から遠く離れているところもあり、直接打合せをすることが困難であったことから、WEB打合せを活用して記載内容について指導や相談を行い、業務を円滑に進めました。

②の査定設計委託費補助については、対象となる査定件数が多く把握が困難な上、県施工だけでなく、複数の市町の復旧事業も対象となります。調書の更新自体は各土木事務所や市町に依頼していたもの

の、委託契約の変更によりチェックが困難であったり、査定の対象外（実施設計等）を把握する必要があります。年度を跨ぐ案件においては年度毎の金額を把握する必要があるなど、一筋縄では集計することができませんでした。そのため、各担当へ委託の現状確認を行い、対象金額を年度毎にまとめ、集計表と確認記録を残すことによって、繰越の有無や補助対象の金額など、調書を見るだけで委託の状況が分かるように工夫しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

市町によっては、技術職を含め人手が不足しており、交付申請に要する資料の作成や、設計内容の確認に難航しましたが、提供される断片的な情報を頼りに、図面の微修正や説明内容の案文を作成し、市町に確認する対応を取ったところ、「石川県に来たばかりで土地勘が全くないのに、よくここまで詳細な資料を作ることができましたね。とても見やすく作成されていて感謝いたします。」とお礼のお言葉をいただきました。気象条件の悪い日が多く（写真）、現場調査を行うことができなかったため、現場状況を把握するために何度も市町に確認をお願いしていました。また、慣れない申請様式のため、国からの修正・指摘事項を度々受け、市町に再修正を依頼することとなり、足を引っ張っていると自覚していた中、感謝の言葉をもらった時は私の熱意が伝わったと思い、また、災害復旧に貢献することができたと感じ、うれしさとやりがいを感じました。



【最強寒波到来時の金沢市内の様子】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

都政においても、被災があった際には国や市町村など地理的に離れた関係機関との総合調整が必要不可欠になると思います。通信環境の確保が必須ではありますが、WEB打合せを実施することができれば、電話やメールなどの情報伝達と比較して、より多くの情報を短時間に共有することができ、業務の効率化だけでなく、確認したい現場の写真や動画をリアルタイムで確認できるので、状況等を把握するのに有効でした。都政に従事する際に、今まで以上に業務のデジタル化について実践していきたいと思うようになりました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

私が派遣されたタイミングでは災害査定が一通り終わっていたため、先述のとおり各種交付申請など国や出先、関係自治体などとの調整や申請手続きが主な業務でした。これらの業務は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の関連法令に基づくものであり、その申請様式や確認事項については現場によらず一貫しているので、東京都における災害復旧時の事務手続きの際にも活用できると感じました。

また、感覚的ではありますが、石川県のプロパーの職員の方々の地元の復興に対する熱意を間近に感じながら業務に従事できたことが、赴任して最も印象的で貴重な経験を得たと感じています。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

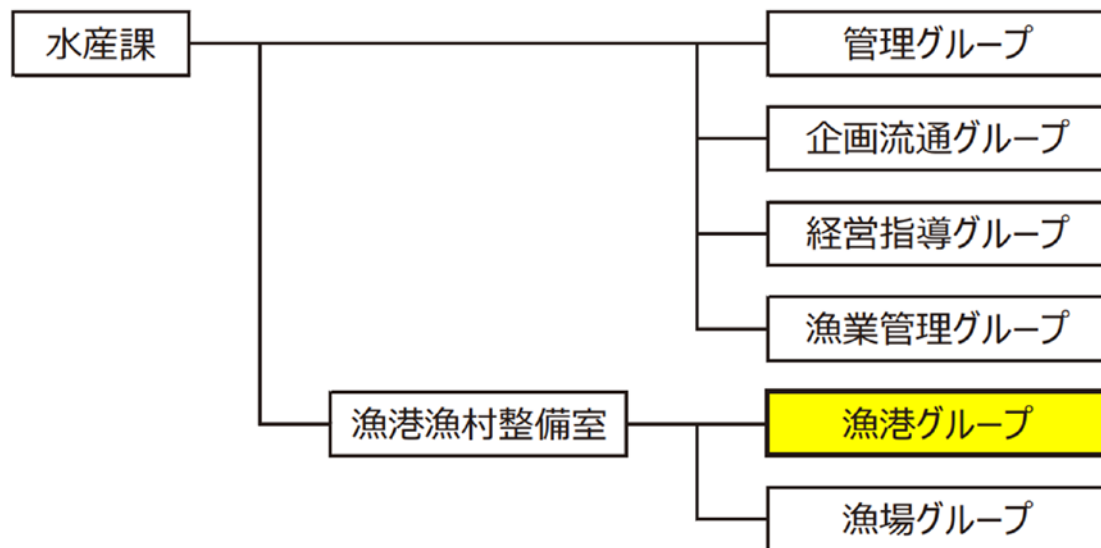
漁港の災害復旧等

米山 潤（港湾局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

私が派遣された水産課（37名）は、6つのグループで構成されており（下記参照）、主な業務は、漁業者への経営指導や水産資源の管理、水産物の企画流通など多岐にわたり、水産職、土木職、事務職で構成されています。

このうち、私が所属する漁港漁村整備室の漁港グループは通常4名の土木職で構成されているところ、能登半島地震による災害対応業務の急増により、3名の土木職員が増員され、総勢7名体制になっています。増員された3名の職員はすべて東京都からの派遣となっており、我々の主な業務は、被災した県および市町管理漁港計60港の災害復旧の事業執行に対する指揮監督を行っています。



【水産課の組織概要図】

派遣当初の状況

石川県は大きく分けて加賀地域と能登地域に分かれ、69の漁港のうち66漁港が能登地域に存在します。そのうち60港が被災し、地域の主要産業である水産業へ多大な影響を及ぼしました。

昨年12月に終了した災害査定の結果は、県管理漁港と市町管理漁港を合わせて約560件で、決定金額は、約590億円となりました。

私が着任した令和7年4月1日時点では、各漁港において応急工事が進行中であり、60漁港が陸揚げ可能となっている状況でした。

派遣者自身が担当した業務概要

担当する業務は、被災した漁港施設及び漁港海岸施設の災害復旧事業に関し、水産庁と石川県及び各市町との調整や手続きを行うことです。

昨年12月末までに被害状況の確認及び復旧に必要な金額を決定する災害査定が終了しておりました。今年度の業務は、査定決定に基づき、設計を行った後、復旧工事を発注していく事業がメインになっ

漁港の災害復旧等

ていました。

今回の能登半島地震は、被害が甚大だったため、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日付け事務次官依命通知）が適用され、査定設計書に添付する図面等の簡素化が可能となり、災害査定に要する期間等の短縮を図ることができました。

しかし、復旧工事を行う前に、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第7条第1項により農林水産大臣の同意を要する設計変更（重要な変更）の手続きが必要となっていました。

このため、県土木事務所や各市町と設計業務の進捗を確認しながら、事業が滞らないよう、水産庁と調整を図り、設計変更の手続きに遅れが出ないようにすることが求められました。

着任当初、能登半島の地名や漁港名、位置関係など、ほとんど知りませんでした。半年以上が経過し、だいぶスムーズに仕事が進められるようになりました。



業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

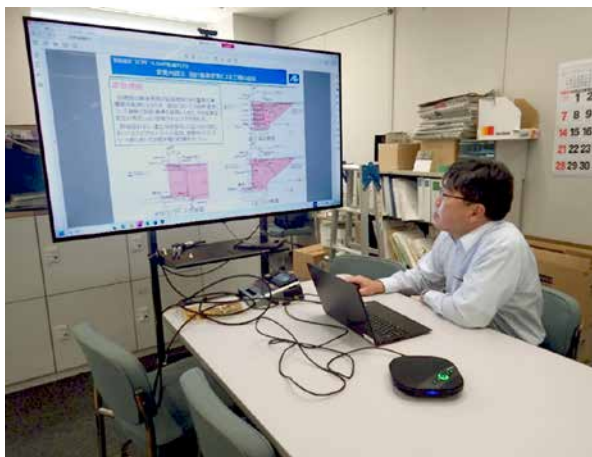
復旧する漁港が能登半島全域に広がっているため、現場調査で各漁港へ行く場合や、水産庁（査定官）と県の土木事務所や各市町との打合せなどに行く場合、宿泊施設の確保が難しく、金沢から日帰りで行く必要がありました。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

漁港の災害復旧等

そのため、通行できるルートをあらかじめリサーチしたり、査定官、土木事務所、市町等との打合せ時間を調整したりして効率的に回れるよう努めました。

また、これからは降雪の時期になります。天候や積雪状態を考慮しつつ、Web会議なども併用して、災害復旧事業の円滑な推進に努めていきたいと思えます。



【水産庁、珠州市とのWeb会議状況（筆者）】



【執務状況（筆者）】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

能登半島地震により、漁港をはじめ様々な施設に甚大な被害があり、復旧工事も徐々に始まったという状況です。能登半島には、色々な漁港や町並み、田んぼや里山などの素晴らしい風景があり、自分の仕事がこの素晴らしい風景の日常を取り戻すことに少しでも役立つと思えることが、やりがいになります。

また、私生活の面では、想像以上に夏が暑かったため、休みの日は家にいることが多く、ほとんど外出できなかったことが残念です。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

能登半島地震による被害は、今までの災害には無かった大きな地盤隆起などがありました。地震による被害は、その地域の地盤の状況、震源位置等により、被災状況が異なることを改めて感じています。

今回、能登半島地震の災害復旧事業に携わり、速やかに災害復旧事業を進めていくには、水産庁、県土木事務所、各市町が復旧工事などについて、緊密に連携を図りながら、スピード感を持って取り組むことが大切であることを改めて感じました。東京都へ戻った後も、この経験を活かしていきたいと思えます。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

今後、首都圏で起こりうる大規模地震などを想定して、東京港の物流をいかに止めることなく、早期に復旧していくことなどについて、常日頃から準備しておくことの大切さを改めて感じました。

最後に能登半島地震からの復旧は、その大規模さゆえに多くの時間を必要とすると思えますが、少しずつでも復旧していく能登半島を今後も注視していきたいと考えています。

寺島 雅人（港湾局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

私が着任した令和7年4月は、災害査定がすべて完了し、漁港施設の応急復旧が段階的に進められており、一部の漁港では応急的な工事が完了したところでした。

4.1mの隆起が発生した輪島市の鹿磯漁港においても、応急復旧工事により漁業が再開されたところでした。

○鹿磯漁港のようす



【応急復旧前（被災直後）】



【応急復旧後】

派遣者自身が担当した業務概要

災害復旧事業とは、自然災害により被災した道路などの公共土木施設を、国の高率な費用負担をもって迅速に復旧するものです。

地方公共団体は、災害発生後、速やかに被害状況調査・災害報告を行い、準備ができ次第、災害査定を申請します。災害査定では、国から査定官（漁港施設は水産庁）・立会官（財務省）が派遣され、現地で被害状況・復旧工法の確認を行い、復旧に必要な金額を決定します。その後、設計変更協議を適宜行いながら工事を実施し、最後に成功認定（完了検査）を行い事業が完了となります。復旧工事は基本的に災害査定の実施後に行いますが、特に必要と認められるものについては、査定を待たず実施することが可能です。

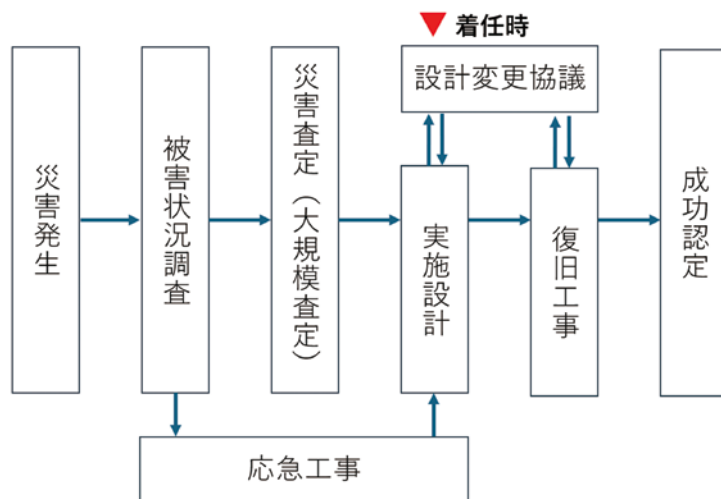
現在私が担当している業務は、このうちの設計変更協議に関することです。工事の実施に当たり査定設計書や実施設計書どおり実施することが困難な場合に、現実に即して復旧の効果をあげるように、設計書を変更する必要が生じます。特に、今回の震災は被害が大規模なため、数量は代表断面×被災延長で算出できるなどとする大規模査定方針が適用されており、多くの箇所設計変更協議が必要となる見込みです。各市町や県土木事務所から上がってくる設計変更協議資料について精査、助言し、水産庁との打合せを経たうえで、水産庁への申請手続きを行っています。

また、地盤隆起した漁港等で、復旧に際して被災した岸壁法線を前面（海側）に移す（前出しする）場合、元々泊地（海面）であった部分が減少するため、財産処分の手続きが必要となります。その資

漁港の災害復旧等

料の取りまとめ、届出手続きも併せて行っています。

このほか、市町では技術系のプロパー職員がいないため、設計、積算業務に関する問合せにも対応しています。



【災害復旧事業フロー（概要）】



【水産庁との Web 会議状況（左側が筆者）】



【執務状況（筆者）】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

赴任当時は国や市町担当者との良好な関係が築けておらず、情報連携等に苦慮しました。例えば、市町の復旧事業進捗状況の把握や設計変更協議の際の市町と国とのやり取りの際に、タイムラグや精度のよい情報連携ができないなどの苦労がありました。

そこで、月1回程度、水産庁の査定官に同行して各市町と対面での打合せを行うことにしました。協議内容や進捗状況の把握のほか、県に対する質問対応等も同時に行うことで、各市町の負担軽減や業務円滑化につながっていると感じています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

技術職員が不足している市町から、実施設計書を作成する上での積算方法について問合せを受ける場合があります。これまでの都での業務で得た知識や経験を踏まえて回答するのですが、こうした時、復旧事業に貢献できているのではないかと、やりがいを感じる時があります。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今後災害復旧事業が進む中で、工事発注が集中し、条件が折り合わず入札不調が増える懸念がある中で、入札参加条件の変更など国や自治体毎のソフト面での工夫について、業務をとおして垣間見ることができました。

また、狼煙漁港（珠州市）では一部国直轄で工事を行っていますが、地元のプラントでは生コンクリートの供給が追い付かないため、予め地元で説明の上、コンクリートプラント船を採用しています。防波堤や岸壁の復旧の際に、コンクリートプラント船により製造したコンクリートを用いることで、所要の品質を保ちつつ能率よく施工が進められました。

このように、災害復旧を円滑に進めるため、ソフト・ハード両面にわたり様々な対策が講じられており、今後の都政にも、災害時はもちろんのこと、通常の業務の中でも参考になる部分があるように思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

私が携わっている業務は先述のとおり、設計変更協議に伴う国（水産庁）や県事務所、市町などとの調整や申請手続きです。この業務は公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等の関連法令に基づくものであり、東京都における災害復旧時の事務手続きの際にも活用できると考えています。



【CP 船見学の様子】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

漁港の災害復旧等

広瀬 宜則（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

・能登半島地震による被害状況

能登半島地震は、令和6年1月1日に能登半島地下16kmで発生したM7.6で輪島市と志賀町で最大震度7を観測し能登半島地区に甚大な被害をもたらすこととなりました。

・県内の港の被災状況

県内の9割の漁港・港湾で被害を確認（被害:72港(県17、市町55)/県内:81港）⇒外浦地域では地盤隆起、内浦地区では津波などにより港が損傷を受けました。

漁港については県内69漁港の内60港が被災し850施設が災害査定を受けています。

・災害査定の実施完了

漁港の早期復旧に向けて、令和6年3月より災害査定を実施し、令和7年2月に850施設すべて完了しました。

M7.6
最大震度7

死者 うち災害関連死131人
358人

行方不明者
3人

負傷者 重傷335人 軽傷876人
1,211人

住家被害 全壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水
84,005棟

避難者 最大
34,173人

停電 最大
39,900戸

9月3日時点 596人

9月3日時点 復旧済

携帯支障 最大
70~80%

断水 最大
110,000戸

9月3日時点 1%未満

9月3日時点 断水解消

立入が困難な一部の地区を除き、応急復旧がおおむね終了
立入困難地点については、道路啓開後原則3日以内に応急復旧予定

※建物倒壊や土砂崩れ、電気未復旧などにより早期復旧が困難な地区を除く

令和7年9月5日現在



【岸壁が前面に傾斜し使用できない】



【漁港が隆起し漁船の使用ができない】

派遣者自身が担当した業務概要

・配置になった部署

私が着任した石川県農林水産部水産課漁港漁村整備室の漁港グループは県庁内にあり、石川県職員3人と東京都港湾局からの応援職員2人、東京都総務局被災地支援課から応援職員1人の合計6人態勢で漁港関連の予算管理等の通常業務から災害復旧関係業務を受け持っていました。

石川県農林水産部水産課

- ・管理グループ
- ・企画流通グループ
- ・経営指導グループ
- ・漁業管理グループ
- ・漁港漁村整備室
- ・漁港グループ
- ・漁場グループ

・担当した業務

前年度まで査定が終了した箇所の工事を実施するにあたり、査定時に確認できなかった査定設計と実施設計において相違のある箇所を重要設計変更する必要があったことから、私たち東京都から派遣

された3人の主な業務は、縣市町の工事施工担当部署と国との調整が円滑に進むように仲立ちする職務でした。

・重要設計変更（重変）とは

災害復旧事業の事業費の決定の基礎となる設計（構造、延長、施工箇所、積算等）を変更することです。事業費決定の基礎に大きな変更が生じた場合、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている重要な手続きです。



【査定官による重変箇所の確認】



【重要設計変更に関する査定官との会議】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

今回の我々が担った業務は、震災復旧工事を円滑に進めるための調整業務でした。復旧を迅速に進めるには、市町職員と県職員と国の職員が一体となって取り組むことが肝要でした。現場の職員が何を悩んでいるかを我々が汲み取り、国の担当官との調整を図り、また、制度や手続き方法について経験の少ない市町の派遣職員に分かりやすく伝える手助けをするなど、潤滑油的役割が求められました。我々は常に市町の現場担当職員に寄り添って仕事を進めるように最大限の努力をいたしました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

震災から1年半が過ぎた今年の夏は、能登の各地区の祭りが多く復活しました。地元に残っている人、地区を離れた人、ボランティアで参加する人たちが集い、地域の復興を願いながら一体となって神輿をかついでいます。その方々とお話ししていて、震災復興の支援で石川県に来ていることを話すと、とても感謝され、お礼の言葉を沢山いただきました。そのような時、復興に少しでも携われたことに喜びを感じました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

多くの都職員の派遣が感謝されています。公共インフラを復旧するには、常日頃から公共土木工事に従事している自治体の土木技術者の派遣が最も有効です。手一杯の被災地において、何をすべきかを知っているスキルを持った職員が多数必要とされるときに、東京都の取組は現地で高く評価されています。

今後も大規模災害は必ず発生します。これまでの派遣ノウハウを伝承し、即応体制が取れるような組織の充実が重要と思います。

港湾・漁港の災害復旧等

石川県

七尾港湾事務所管理課

高場 久美男

（総務局任期付職員／
派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

重要港湾として位置付けられている七尾港及び第2種（県管理）漁港の石崎漁港を管理

事務所組織

所長⇒事務次長＋技術次長⇒庶務課(4)＋管理課(9)＋建設課(3)で総勢19名

庶務課・出納事務に関すること

- ・工事の入札に関すること
- ・建設業の指導監督に関すること

管理課・港湾施設及び漁港施設の管理に関すること

- ・公有水面埋立てに関すること
- ・港湾統計及び漁港統計に関すること
- ・港湾及び漁港施設の維持修繕に関すること

建設課・港湾工事及び漁港工事の調査・企画・設計・施工・監督に関すること

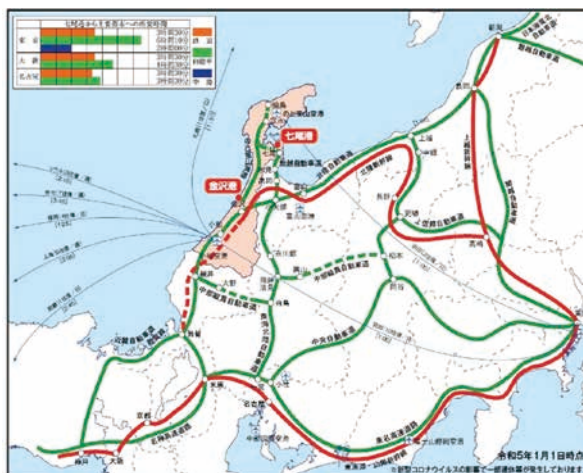
- ・用地造成等の工事に関すること
- ・市管理漁港工事に関する指導及び監督に関すること
- ・災害復旧工事に関すること

現在、能登地震に伴う災害復旧工事に関しては、管理課＋建設課で業務にあたっている。

※概要

七尾港概要

- ①港湾名 七尾港
- ②港湾区域面積 4,040ha



③主な施設等

- ・航路 外航航路：水深14m～15m 延長9,000m 幅300～560m
内航航路：水深10m～11m 延長1,700m 幅260m
- ・泊地 17ヶ所
- ・係留施設 公共：9ヶ所 民間：3ヶ所
- ・外角施設 防波堤・護岸・堤防等 計39,259m
- ・上屋・倉庫 石川県設置：5ヶ所 民間設置：17ヶ所 七尾市：2ヶ所
- ・野積場 6ヶ所
- ・公園等 4ヶ所
- ・造成用地 2ヶ所

派遣当初の状況

七尾港湾事務所は、事務所自体が被災し、隣接している運送会社の事務所ビル2階・3階を使用し業務を行っている。当事務所には私も含めて2名（もう1名は長崎県からの派遣）の派遣職員がいるが、今年度から初めて派遣職員が配置された。

七尾港湾事務所が所管する施設の内、被災した施設は全て災害査定が終了し、14地区170か所が採択されている。

派遣者自身が担当した業務概要

私が担当する業務は、派遣職員ということもあり通常業務（維持管理等）は免除され、もっぱら災害復旧事業を担当することとなり、4地区27か所を担当し、その内令和7年度内発注予定は4地区15か所となったが、工事発注前の調査（土質調査・実施設計等）等が遅れており、工事発注も予定より遅れている。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

七尾市は奥能登とは違いインフラ等整備の遅れも感じることもなく、生活する上で特段の不便を感じることはなかった。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

「今度は能登に行きます」と友人に伝えた。「気仙沼から福島そして今度は能登か。まるで災害の渡り鳥だな」と友人は言った。当然、被災地に行けば被災地復興を進めるという意味では何らかの役に立つと思うが、それ以上に私自身が被災地で経験するいろいろなことが、この年になってもまだ人生の糧となりうる貴重な経験だから「災害の渡り鳥」と言われても、行ってみたいくなる自分がそこにあった。

気仙沼でも福島でもいろいろな経験をさせてもらった。語りだせば短編小説にでもなるくらいの貴重な経験だ。今度は能登の地でどんなことが待っているのか大いに楽しみでもある。

七尾市に来て最初に途方にくれたのが住所のわかりづらさだった。グーグルマップでもタクシーに乗っても住所では目的の場所にたどり着けなかった。後で聞いて分かったことだが、住居表示が実施

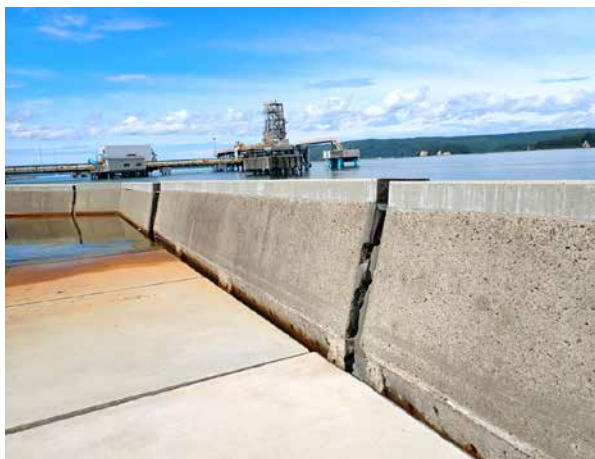
第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

港湾・漁港の災害復旧等

されていないのだ。そのおかげでタクシーではわけのわからないところで降ろされ、アパートの管理会社に連絡をしてやっと目的の場所にたどりつけた。やれやれであった・・・。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害と一口で言ってもいろいろな災害が想定される。自然災害・人為災害・特殊災害等様々な要因で起こりうる災害を想定して、それに備えることは大変な労力と膨大な資金が必要となるが、重要なのは災害が発生した時の初動対策と日常普段の災害に対する備えだと考えている。そのための自治防災等にもっと多くの時間と費用を確保すべきと思う。



【担当する三室地区護岸】
（被災により護岸の沈下等が確認できる）



【同じく三室地区護岸】



【担当する赤崎地区護岸】



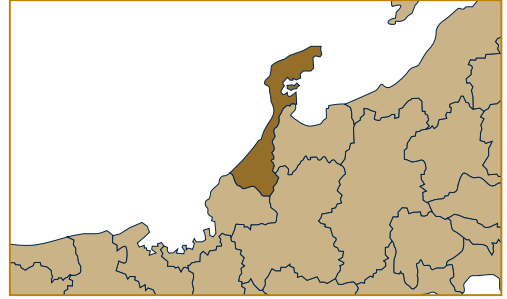
【担当する三室地区土質調査検尺立会】

石川県

土木部営繕課

中島 菜摘（財務局）

高橋 佑生（財務局）



中島 菜摘（財務局／派遣期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

1. 業務の状況

私の配属は土木部営繕課で、県庁のプロパー職員30名と各県から派遣された技術職員（建築・機械・電気）で構成されております。令和6年12月で3名の派遣職員が任期を終え、1月からは10名から7名に減員されたため、1人あたりの担当案件が増えたことや年度末までに終わらせなければならない業務が多数あり、業務が立て込んでいる状況でした。業務の進捗状況としては、被災した県有建築物の設計委託は復旧方法の方針が概ね決まり、各案件の工事発注に向けて図面の作成や工事費算出、設計成果品の取りまとめなどが進行中となっております。

2. 被災地の状況

赴任してすぐ、担当案件の現場確認のため、珠洲市や輪島市、中能登町、津幡町へ行きました。被災した建物の解体工事が進んでおりましたが、未だに倒壊したままの家屋や大きくゆがんだ電柱、隆起や陥没している道路なども多数あり、震災から1年経過した今でも地震の爪跡がかなり残されていました。また、能登半島だけでなく、県庁のある金沢市内でも歩道の一部が隆起している箇所や、電柱が傾いている箇所もあり、地震被害の大きさを感じました。

1月から2月にかけては雨が続き、また、降雪も多く、10年に一度と報道された大寒波が2度訪れました。そのような気候状況のなか、担当する施設では、Exp.J（エキスパンションジョイント）が破損し壁に5センチほどの隙間ができたままの廊下など、被災時から復旧されていない箇所が多数あり、隙間風や雨漏りなどに耐えながら施設利用しなければならず、一日でも早く復旧ができるように努めなければという思いになりました。



【未だ残る倒壊した家屋@輪島市（令和7年1月）】



【解体が進んでいる様子@輪島朝市（令和7年1月）】



【破損したままの渡り廊下@珠洲市飯田高校】

県有建築物の災害復旧等

派遣者自身が担当した業務概要

1. 実施設計の監督業務

被災した建築物復旧の実実施設計を担当しました。私が担当した時期は、実施設計の終盤に差し掛かっており、実施設計の完了及び工事発注に向けて、成果品の精度を上げるよう、設計受託者と協力しながら、図面の整理や工事費の算出を行いました。

2. 災害査定を受検

2月に県立飯田高校の災害査定を受検しました。本工事は震災時に上部が折れてしまった煙突の新設や地盤沈下により^{たわ}んでしまった床へエポキシ樹脂を^{たわ}圧入し^{たわ}撓みを解消するといった復旧を行います。コストや施工性などの比較結果や現況の被災状況から復旧の必要性を文科省及び北陸財務局の査定官へ説明し、無事に査定を完了することができました。

3. 災害復旧工事の発注

災害査定が完了した案件などの工事発注を行いました。建設業では技術者の人手不足などが問題となっておりますが、石川県も例外ではなく、入札不調も発生しておりました。不調の可能性を低くするために、設備工事との一括発注や同じ建物でも新築工事と改修工事で分けて段階的に発注を行うなど、工事の発注区分や規模、工期などを石川県プロパー職員とともに検討し、工事が着実に進められるよう取り組みました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

業務の進め方やスケジュール感の違いなど、東京都でのやり方とは異なる点もあり、戸惑いも多かったです。やっと慣れてきたと感じた頃には異動となってしまう、3か月ごとでの交代の大変さを感じました。また、多くの案件が震災後の状況整理が終わった段階で同時期に発注されたため、ほとんど横並びで設計が進み、比較検討などできる反面、設計完了や工事発注の時期が重なり、書類の確認などが大変でした。スケジュールや優先順位を石川県プロパーの職員と確認しながら、業務が滞りなく進むように努めました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

震災復興に携わる機会をいただき、能登の復興に少しでも寄与できたことは、公務員としてやりがいを感じました。現場確認の際には、学生たちが元気に挨拶をしてくれて、距離の近さを感じたとともに、1日でも早く元の生活を取り戻せるよう力になりたいと強く思いました。

また、特に印象的だったのは災害復旧チーム(分室)の和やかな雰囲気です。石川県職員の統括をはじめ、各県からの派遣職員と皆で助け合いながら業務に取り組んでおり、私は年度途中からの派遣でわからないことばかりでしたが、皆さまの助けがあって乗り越えられたと思います。年度末には今年度派遣された職員約20名弱が各都道府県から石川県に集まり、これまでの復興支援への労いとこれからの能登の復興を祈願した会が開催され、チームの仲の良さを感じました。このような全国の職員との繋がりができたことが大変喜ばしく、かけがえのないものになったと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

今回3か月という短い期間ではあったが、災害復旧の事業に携わり、震災後の地方自治体の対応、姿勢を学び、大変貴重な経験をさせていただきました。また、派遣期間中お世話になった石川県職員、他県からの派遣職員との様々な交流や意見交換ができたことは、とても良い刺激となり、視野が広がったと感じております。今後もここで得た経験を大切に、自らの職務に活かしていきたいと思っております。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

県有建築物の災害復旧等

高橋 佑生（財務局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

土木部営繕課は、他の知事部局及び教育委員会からの依頼により県有施設の営繕業務を行っている部署になります。課の組織体制としては、企画管理グループ、建築第一・第二グループ、設備第一・第二グループ、審査指導グループに加え、能登半島地震後に設置された被災県有建築物復旧チームの6グループ・1チームで構成されています。県職員36名に、他都道府県自治体から8名の派遣職員が加わり、計44名で業務を行っています。具体的な業務内容としては、次年度予算の見積書の作成、委託業務の発注・監督業務・当初設計書作成、工事の発注、工事監理業務以降の監督員としての打合せ・協議・設計変更・竣工検査対応等を担当しています。



【他都道府県自治体からの派遣職員により主に構成された被災県有建築物復旧チーム（左から3番目が筆者）】

派遣当初の状況

4月に金沢市内に来たとき、初めは建物への被害は見当たらず道路などのインフラも問題なく機能しているように感じました。しかしそこで生活し、歩いてみると、道路や歩道の隆起、陥没など支障がないように復旧はしているが、確かな被災の跡がまだ残っていることに気づきました。

着任からしばらくして特に被害が大きかった輪島市の施設の現地調査へ向かいました。能登半島



【輪島市街地：公費解体が進み空き地が散見される】
（令和7年6月12日撮影）

県有建築物の災害復旧等

の先端に近い輪島市などへは高速道路で行くことになり、その道中では車線を制限しての工事があちこちで行われていました。市内へ着くと、1年以上かけて行われている被災建物の公費解体がかなり進み、更地となった敷地が多く見られ、地震発生当初にニュースで見た景色とはまた大きく変化していました。建っている建物は減りましたが、ショッピングモール内に移転した輪島朝市などの市民の方々が集まれる場所は活気が戻り始めているのを感じました。

派遣者自身が担当した業務概要

主に派遣職員で構成される被災県有建築物復旧チームでは能登半島地震で被害を受けた施設の災害復旧に係る営繕業務全般を行っています。私は各部局から依頼のあった6件の県有施設について担当しました。昨年度に進めていた、復旧工事の方針を決めるための実施設計がまとまってきたタイミングの引継ぎだったため、成果品のチェックや工事の発注から業務がスタートしました。国からの補助金をもらうための災害査定を受検や次年度予算要求資料の作成、工事としては珠洲市の飯田高校、輪島市の輪島漆芸技術研修所の災害復旧工事を契約し、監督員として現地での打合せや立ち合い確認を行いました。輪島市や珠洲市など遠隔地が多かったため、必要に応じて定例会議をオンライン開催にすることで効率的に業務を進めることができました。



【飯田高校：廊下の床割れ被害状況】



【飯田高校：教室棟外観（令和7年4月30日撮影）】



【飯田高校：外壁クラック補修状況（令和7年9月5日撮影）】



【輪島漆芸技術研修所：工事状況の確認】

県有建築物の災害復旧等

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

工事や設計委託の発注や監督員業務は派遣元部署でも行っていたため経験を活かして順調に進められるかと思っていましたが、主に下記の2点で苦勞しました。

① 発注等の事務処理の方法

前年度で設計がおおよそまとまっていたとはいえ、図面や特記仕様書、内訳書の内容は発注前に自分で確認する必要があり最初は石川県の積算や事務処理のルールに戸惑うことがありました。地震により工事を受注する地元業者が減ってしまっているため、契約に繋がるように時期や工事規模を考えて発注することも初めての経験でした。プロパー職員の方にルールを丁寧に教えていただき、同じ派遣期間の職員同士で教え合うことで協力して業務を進めました。

② 通常改修工事と災害復旧工事の違い

被災現場は手元や足元、頭上までどこに危険が潜んでいるか分からないため、現場調査は常に注意しながら少しずつしか行うことができませんでした。派遣元では都有施設の改修工事を担当していましたが、耐用年数を過ぎたものを基準に沿って更新するのではなく、被害に合わせて基準を設定しつつも臨機応変に方針を決める必要があり、もっと基準等の勉強が必要だと考えさせられました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

どの施設も大きな被害を受けて使い勝手が悪くなっている中で過ごしているにも関わらず、学校の先生や生徒さんは笑顔で元気に挨拶してくださり、我々も少しでも早期に工事を進めようというモチベーションをもらえました。また、施設管理者の方は工事工程の調整にとっても協力的で、工事を円滑に進めることができ、仕事にも熱が入りました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

前任から地震発生間もない時の壊滅的な状況を聞いていたので、1年3か月経った現地の復興のスピード感が想像を越えていて、石川県知事をはじめとする災害復興体制を整える速さに感動しました。派遣職員が来ても、受け入れて必要な教育ができる体制まで整っていないと効率的に復興を進めることができないことを身をもって学んだので、日ごろから有事に備えて勉強し、業務に取り組むことが必要だと感じました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

石川県の災害復旧工事の最も大きな課題であると考えたことが、工事業者の不足です。被災したことにより地元業者は発災前ほど多くの工事を受注できず下請け業者も減っており、県有施設以外にも復興する箇所が多すぎてなかなか契約までつながらない、という話をプロパー職員より聞きました。そこで石川県では県外業者の宿泊費等を支払うための算定方法等を設定して、新たに特記仕様書に盛り込んでいました。派遣職員だけでなく工事業者も受け入れ、きちんと保証する体制が必要であり、発災後のスピードを重視した復旧には臨機応変な基準の見直し体制も必要であると感じました。

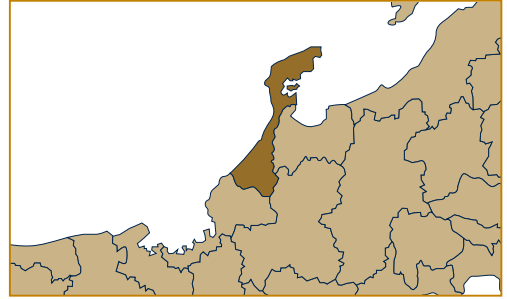
石川県

土木部建築住宅課

田村 仁（住宅政策本部）

片山 湧（都市整備局）

菅野 和太郎（住宅政策本部）



田村 仁（住宅政策本部／派遣期間：令和6年12月1日～令和6年12月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石川県は北陸地方の中部に位置し、東は富山県及び岐阜県に、南は福井県に接し、北は能登半島とあって日本海に突出しています。地形は、南西から北東に向かって細長く、東西100km南北200km、海岸線は約580kmの延長を有し、現在金沢市をはじめ11市8町の計19市町からなっています。

石川の魅力は、自然と文化の調和であり、南は白山国立公園を源に発する手取川による肥よくな加賀平野、北は日本海に突き出た能登半島。県都金沢は日本でも有数の城下町で、歴史の面影を残す一方、近代的な街づくりも進んでいます。



派遣先課では、通常業務として県営住宅の管理、公営住宅法に基づく住宅の建設、建て替え及び改善、民間住宅の改善及び指導、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進、バリアフリー社会の推進、住宅の耐震改修の促進、建築基準法、市街地再開発事業、都市計画法、住環境整備事業、建築物の耐震改修の促進、建築士法、建築動態統計調査、宅地建物取引業法など多岐にわたっています。

応急仮設住宅建設チームは、建築住宅課分室に設置され、県職員とともに『一日でも早く、一戸でも多く！』をスローガンとして、日々一生懸命に計画実行を行いました。

災害公営住宅の建設支援等

派遣当初の状況

令和6年1月1日、石川県能登半島を中心に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震。そして、同年9月21日、奥能登に再び大規模な被害をもたらした令和6年奥能登豪雨。

地震から1年も経たずに能登半島は地震と豪雨の複合災害に見舞われました。このため、交通網の寸断やインフラの復旧遅れ、資材調達の困難、寒冷地特有の気候条件への対応、住民の安全確保など応急仮設住宅の建設には多くの困難が伴いましたが、これらの困難を乗り越え、石川県は迅速に仮設住宅を整備し、被災者の生活再建を支援するため、令和6年内に仮設住宅の計画戸数完了に向けたラストスパートの時期でした。

派遣者自身が担当した業務概要

応急仮設住宅の整備方針として、

- ・従来型応急仮設住宅
- ・まちづくり型応急仮設住宅
- ・ふるさと回帰型応急仮設住宅があり、計画戸数（6,882戸）の建設を遂行するため、建築住宅課分室の応急仮設住宅建設チームに派遣され、市町班、積算班、建設班と3班のうち積算班での役目を拝命しました。

令和6年12月の1か月間という任期での派遣でもあり応急仮設建設計画の最終月でしたので、建設業者等から提出される見積のチェック業務とあわせて、これまでの仮設建築物の延長手続き申請業務が主たるものでした。基本的には県庁での内勤ですが、現場に同行して検査補助も行いました。

	従来型	まちづくり型（熊本モデル）	ふるさと回帰型（石川モデル）
目的	迅速かつ大量に供給し、避難所生活を早期解消	里山里海景観に配慮した新たなまちを整備	地元集落を離れ、みなし仮設等で生活する被災者がふるさとに回帰
構造	プレハブ	木造（長屋）	木造（戸建風）

【知事記者会見（令和6年2月1日）資料】



【知事記者会見（令和6年12月26日）資料】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

まずは、土地勘がないので、「地名が読めない。」「位置がわからない。」からはじまり、太平洋側と違って日常的な雨、雷と日本海側の天候の悪さに驚きました。乾燥注意報はほぼないので、扉の開閉時にドアノブからバチッ！となるものは気にしなくてよい事は気が楽でした。それはさておき、積算、申請業務では業者から上がってくる見積書や申請書をチェックしますが、県担当からの指摘にばらつきがでないようにと前任の方々が作成したチェックリストを活用して、なるべくシステマチックに行うことを心掛けました。また、スケジュール管理においては、建設業者等から必要書類が中々提出されず、催促電話の日々が任期最後まで続きましたが、間に合わないものもあり、置き土産を残してしまい申し訳なかったです。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

能登方面への現場視察の際に昼食のため立ち寄ったお寿司屋さんで、せっかくなので地場名物の「のどぐろ」の握りを注文したのですが、品切れとのこと。お隣で同じく昼食中のお二人の方が、「名物

で高級なもんは全部築地（現在は豊洲かと）行ってるもんな」と笑い話をしているのが耳に入り、こっそりと上着のイチョウマークを手で隠したくなりました。気を取り直し応援消費もかねて、ランチメニューに加えて令和6年初の寒ブリにぎりを美味しく頂きました。帰日には、ズワイガニ3杯を自宅へクール配送し、正月に美味しくカニ三昧もさせていただきました。

がれき処分もままならない中で、復興にはまだまだ時間が掛かると感じつつも、行く先々のお店では、笑い声も聞こえ徐々に明るさを取り戻していると感じ、これからもできる応援をしようと思います。令和7年は県民のみなさんの笑顔の多い年になることを祈念いたします。



今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東京都では、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を進めるため、「東京都地域防災計画」及び「東京都震災復興マニュアル」を策定しています。その中で特に発災後早期に迅速な対応が求められる応急対策については、平時からの事前準備が重要と考え、関係団体との事前協定の締結、他県・区市町村との情報連絡会の開催及び応急仮設住宅等の住宅供給等に係る事務手続の訓練や啓発の取組を行っていますが、職業柄、人事異動が多くと持ち場での役割を明確にし、迅速な対応がとれるよう日頃の訓練を怠らないようにしていく必要があると思います。

また、今回の石川県をはじめ、これまで支援業務や応急危険度判定などで赴任した自治体（宮城県、熊本市）においては、自らが被災しながらも受け入れを丁寧に行っていただきました。都で災害時は多くの支援を必要としますので、支援元へ迅速かつ正確な情報提供に加えて、業務効率化のために日ごろの改善などで得たことの活用などを検討しつつ、負担軽減のため効率的な支援活動ができるようにすべきと考えます。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

現所属では、住宅政策全般を所管しており、官民を問わず各セクションで災害時の対策事業を行っていますが、老朽化、耐震化、空き家、高齢化、子育てなどハード、ソフト両面の問題を多く抱えています。

直下地震などの災害は、いつ起きてもおかしくなく、今回の能登半島地震と奥能登豪雨のようにこれらが複合的に発生するリスクもあります。こうした中であっても施策の見直しと強化を図り、強靱で持続可能な都市を目指していくことが我々の使命と強く再認識しました。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

災害公営住宅の建設支援等

片山 湧（都市整備局／派遣期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

令和6年能登半島地震の被災者向けの仮設住宅の建設は令和6年12月末までに全て完了しており、9月に発生した奥能登豪雨のための仮設住宅を令和7年3月末までを目標に建設している。また、追加要望のあった集会施設の建設や、外灯の追加設置工事などを進めている。

県職員4名、年度初めからの中長期派遣職員5名と私、2週間毎に交代する短期派遣職員6名で、仮設住宅の建設等に関する職務を行っている。

派遣者自身が担当した業務概要

○集会施設の建設の進捗管理等

集会施設は、20戸以上50戸未満の団地に40㎡程度の談話室、50戸以上の団地には90㎡程度の集会所を設置することを基本としている。団地周辺にある既存のコミュニティ施設等の状況を考慮しながら設置場所を検討する。団地と集会施設は同時に整備をするのが基本だが、集会施設の追加要望があり、私が派遣された際、2つの団地で集会施設のみが建設中であったため、工事の進捗状況の確認、市町との連絡調整などを行った。1月末までに完成することができ、完成検査、完成図書の整理、各契約手続きのための書類作成などを行った。



【集会施設（談話室）の完成検査の様子】

○維持管理に関する市町からの問合せ対応

仮設住宅完成後、運営・維持管理を担当する市町からの要望や費用に関する相談に対応した。相談内容としてはバリアフリー、外灯など安心して生活するための設備、ゴミや害獣対策などの衛生に対する配慮、雪や暴風などの気候対策に関することなどがあつた。

○仮設許可の作成・申請

建築基準法では、応急仮設建築物を存続させるためには建築完了後3か月以内に特定行政庁の許可を得る必要がある。全団地分を敷地ごとに申請する必要があることから、提出未了であった団地分を、施工業者と必要図書を調整し申請した。

○工事見積・積算の確認

施工業者から提出された建設費用等の見積・積算について、図面や仕様と照らし合わせ、材料、数量、金額などに誤りがないか確認した。

○短期派遣職員の派遣元からの問合せ対応、短期派遣職員に対するガイダンス

短期派遣職員の派遣元から、現地の気候、服装、業務内容などについての問合せがあり対応した。派遣初日には、仮設住宅の建設状況や担当業務についてのガイダンスを行った。

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

今年は数年に1度の寒波が到来し積雪が多く、施工業者や資材が遠方からきているために、計画通りの工程で工事が進められないことがあった。維持管理対応や見積確認では、建築だけでなく、電機や機械に関する内容も多くあり、これまでに経験したことがない幅広い知識が求められた。資材の相場感、遠隔地である特殊事情、工法・工程なども把握する必要があり苦勞した。建築営繕や復旧復興業務の経験のある中長期派遣職員の方に相談しながら、何とか対応できた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

現場確認に行った際、「仮設だと思って建設を行うな。」（正確な文言ではないが）というスローガンが掲げられており、工期や、職人確保が厳しい中でも、施工業者がプライドをもって建設されていることを感じた。

建築住宅課では、避難所等で過ごされてきた被災者が、快適に住むことのできる住居を提供するため、コミュニティ等にも配慮しながら、「一日でも早く、一戸でも多く」をスローガンに、仮設住宅の建設を進めてきた。目標としていた令和7年3月末までの建設を無事完了し、被災者の一旦の仮の住まいを確保することができた。これからは、恒久的な住まいの再建など、復興に関する取組みに移行することができる。微力ながら、被災者の生活にとって重要な住まいにかかる部分で、派遣職員、技術職としての役割を果たすことができ、うれしかった。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が携わったのは仮設住宅建設の終盤であったが、初期の検証などをみると、誰が、どこに、どれだけ、どのような仮設住宅を建設するかということは、単純なことのように思えて、実際に行うのは難しい問題であった。整備手法や、構造（トレーラーハウス、プレハブ、木造等）にそれぞれメリットとデメリットがあり、事前に具体的な検討を行っておくことが重要である。

運営・維持管理の部分では、被災前の住宅と、仮設住宅での住み方の違い等に戸惑った方もおられたため、入居前に説明等ができればよかったと思う。高齢の方の入居割合が多かったこともあり、福祉部門等との緊密な連携も重要であった。3か月という短い期間ではあったが、災害対応に関する様々な経験をすることができた。この経験を今後の都の職務でも活かしていきたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

県では多くの派遣職員が職務を行っており、派遣の期間も様々である。職員が交代しても業務を継続して行うことができるよう、わかりやすいマニュアル等が整備され、適切に引継が行われていた。

都においても、職員一人一人が具体的な災害対応業務を認識し、オール都庁で復旧復興に臨める体制づくりを行うとともに、大規模災害に備え、派遣職員等を効率的に受入れ、職務に集中できる環境を構築しておくことが大切であると思う。また、都が継続的に災害派遣協力に応じることは、被災自治体のためになるのはもちろんのこと、都職員の災害対応力向上のためにも重要だと思った。

菅野 和太郎（住宅政策本部／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石川県土木部建築住宅課は、県民の住環境の向上と安全確保を目的に、以下のような幅広い事業を展開しています。

■ 主な事業概要

1. 災害対応・復興支援

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨に伴う住宅支援（応急修理、仮設住宅の供与、施工者情報提供など）
被災宅地の復旧支援、住宅再建に向けた制度整備
応急危険度判定や耐震診断の推進

2. 住宅政策・管理

県営住宅の整備・管理
家賃制度、指定管理者の選定、中期経営目標の策定
住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）
高齢者・障害者・子育て世帯向け住宅の供給促進

3. 建築関連法規の運用

建築基準法、建築士法、都市計画法、バリアフリー法などに基づく審査・認定
長期優良住宅、低炭素建築物、省エネ建築物の認定業務

4. 住生活・まちづくり計画

石川県住生活基本計画、住宅マスタープラン、地域住宅計画の策定・推進
社会資本総合整備計画との連携

5. 空き家対策・耐震化促進

空き家の利活用・除却支援
木造住宅の耐震診断・改修支援
ブロック塀等の安全点検・補助制度

6. 宅地建物取引業関連業務

宅建業者の登録・指導、資格試験の実施
住宅瑕疵担保履行法に基づく届出・様式提供

■ 建築住宅課の組織構成

組織の構成は以下のようになっています。

グループ名	主な業務内容
住宅管理グループ	県営住宅の管理
住宅政策グループ	公営住宅の建設・改善、市町営住宅の指導
住まいづくりグループ	民間住宅の改善指導、高齢者向け住宅、バリアフリー、耐震改修、省エネ住宅、長期優良住宅、低炭素建築物など
まちづくりグループ	建築基準法（集団規定）、市街地再開発、都市計画法、宅地開発、防災街区整備、優良住宅認定など
建築行政グループ	建築基準法（単体規定）、建築士法、建築統計、宅建業法、住宅金融支援機構、建設リサイクル法、瑕疵担保履行法、応急危険度判定など

上記の組織を合わせて34人で構成されています。このうち課長級が5人で構成されています。このうち私は、住宅政策グループに配属されています。

派遣当初の状況

応急修理制度については、震災から1か月以内に17市町で速やかに制度窓口が設置されています。年度当初までの合計申請件数は1万2000件弱です。また、災害復興住宅については、敷地の選定から検討している案件が大半でした。

派遣者自身が担当した業務概要

私の担当は、当初、「建設型応急仮設住宅の維持管理・災害公営住宅建築支援」でしたが、年度途中より、応急修理制度に関する業務を担当しました。

応急修理制度については、震災直後の令和6年1月から事業を開始しています。

応急修理制度の概要についてですが、住家の損害規模が準半壊以上の住家について生活再建を速やかに実現するため工事費を支援する制度として実施しています。損害を受けたままでは生活できない居間や水回りの損害について、30万円から70万円程度の工事費支援を行います。

具体的な窓口受付は石川県内の珠洲や輪島を含む奥能登17市町が実施しており、県庁の役割は、制度の質疑応答や、国への質疑や制度の期間等の変更等調整業務を行っております。その他、事業の件数の取りまとめや国への報告を行っております。

年度途中において、応急修理制度の実施率が6月末時点でおおむね50%となりました。これについて、すべての被災対象者への制度の利活用を促す意思決定がなされました。

このため、残りの制度利用対象者について、意向調査を実施することが決定しました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

上記意向調査の実施をうけ、まずは制度をまだ実施していない方たちの全数の所在場所を明らかにする必要がありました。そこで各市町にお願いして罹災証明の一覧名簿を受領しました。そのうえで公費解体リスト、自費解体リスト、応急修理実施対象リストを受領し、これらを罹災証明リストから差し引くことで、制度利用対象者を抽出しました。この部分について私自ら作業を行っており、個人情報であることから慎重にならなければならないこと、建築業とかなり離れた作業であること、作業に時間がかかること、期限がなるべく10月までに意向調査の送付から取りまとめを行うなど急ぎであ

災害公営住宅の建設支援等

ることなど苦労しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

意向調査に伴い住民からの苦情、相談も多々あり、それらの対応に神経を使うこともありました。

そうした中でも、応急修理を辞退した人からも県庁の当該制度への感謝の言葉がつつられたお手紙を頂戴することもあり、業務への取組への努力が報われる思いがしました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

意向調査についてはこうした手順が速やかにできるチームが組める組織を想定しておいたほうがいいのかもかもしれません。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

応急修理制度の利用率について、どのぐらいの利用率がプラトリー状態なのか、どんな理由で制度を利用しないのかなど平時から取りまとめて、効率的に業務が進むよう人員の手配など最適解を意識した災害前の事前対策を持つことが望ましいと思います。

本制度を運用するにあたり応急修理制度の利用率について、行政、組織の思いとして意思決定者としても、今般の震災に伴いご苦労されている方すべてに支援が届くよう利用率を100%に達成させたいという考えがあります。

そうした結果をもって、サービスの対象外の方々である住民にもお伝えして安心してもらうこともまた、行政の重要な役割かと思えますし、すべての住民に納得と安心感を与える成果となろうかと思えます。

そうした中で、今回意向調査などを中心に、様々な被災者の背中を押してあげるような施策を実施することで利用率を上げようという施策が今回の施策に該当することと思えます。

しかし、被災地においては人的なリソースも限られる中、行政サービスの受け手も高齢化しているなか時間は刻々と過ぎており、中途お亡くなりになる方もいるなど時間的な制約も深刻です。

いっぽう、これまでの震災の様々な応急修理制度をはじめとする支援をみても、心苦しくもありませんが、統計的に100%行き届いたという結果はこれまでにありません。

これには様々な理由があろうかと思えます。

こうしたことを踏まえると、被災地という人的にも、時間的にも過酷な状況が想定される中で、人的、物質的などすべてのリソースを最適に分配する必要があるような状況に対応しなければなりません。

冷厳なようにもとらえられかねませんが、そうした状況で支援の結果を追い求めすぎて、効率を失い、ほかに必要な支援が滞ることがないよう、過大な成果を設定しないよう、目標値のようなものを住民との合意のもとあらかじめ決めていくことは重要なことではないかと思いました。

そのためにも、これまでの被災地における行政サービスの達成率を分析し、どうしてそのような数値になったのかを公表し、広く周知して、平時から住民の同意を得ておくことが重要かと思えます。

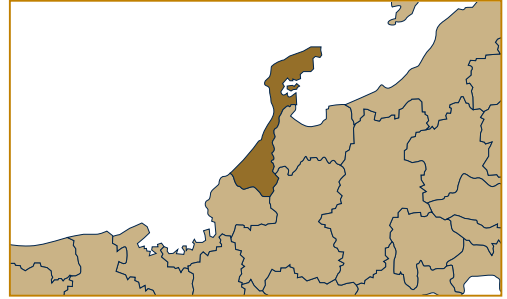
また、達成率を向上させるためにはどのような体制を平時に整えるべきかを協議して、行政の組織体制を向上させる必要があることは両輪として存在する必要があると、当然に必要な前段となろうかと思えます。

石川県

中能登土木総合事務所維持管理課

中野 陽介（建設局）

井上 寛人（建設局）



中野 陽介（建設局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

私が派遣された中能登土木総合事務所の周辺は、主要道路やライフライン等を問題なく利用できる状況でした。近隣のスーパーマーケットや飲食店、銭湯等も営業しており、派遣先での生活に不便は感じませんでした。

一方、市内には撤去中の被災家屋や休業中の飲食店も多く見られました。道路は、通行はできるものの、路面のひび割れやがたつきが残っており、復旧は道半ばという状況でした。



【歩道のひび割れ状況（七尾市内）】

派遣者自身が担当した業務概要

○工事発注用図書作成

中能登土木総合事務所では令和6年12月で災害査定に対応が完了しており、着任した時点では復旧工事の発注が本格化している状況でした。私は道路の災害復旧工事の発注用図書作成業務を担当し、災害査定時に作成された設計書の精査や、発注用の図面、設計書、仕様書等の作成を行いました。

慣れない図面作成ソフトや設計書作成システムの操作に苦労しましたが、周囲の職員と協力しながら業務を進めました。

○工事監督

発注後、無事契約となった道路災害復旧工事の工事監督業務を担当しました。工事受注者との施工方法の確認や、隣接する区間の道路工事、沿道商業施設の復旧工事との工程調整等を行いました。



【工事現場状況】



【工事施工状況】

道路の災害復旧等

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

担当した工事のひとつに、七尾駅から道の駅能登食祭市場までをつなぐ道路の舗装工事がありました。この道路は令和7年5月に1年ぶりの開催となる青柏祭曳山行事の会場となっており、早期の工事完了を目指していました。

工期中、雪が続いたために施工の中断や除雪作業が必要になったり、限られた作業日にも、道路の掘削中に不明な埋設物が見つかり作業の中断を余儀なくされたりといった事態が発生し苦労しました。工事受注者や石川県職員の上司、地元市等と都度迅速に確認しながら対応し、行事の開催までに施工を完了する目処をつけることができました。



【道の駅能登食祭市場】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

担当した工事の現場で、沿道の方から道路が歩きやすくなってうれしいと感謝されたことが印象に残っています。微力ながら復旧の一部を担うことができたのだと実感し、やりがいを感じました。



【施工前】



【施工後（仮復旧）】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

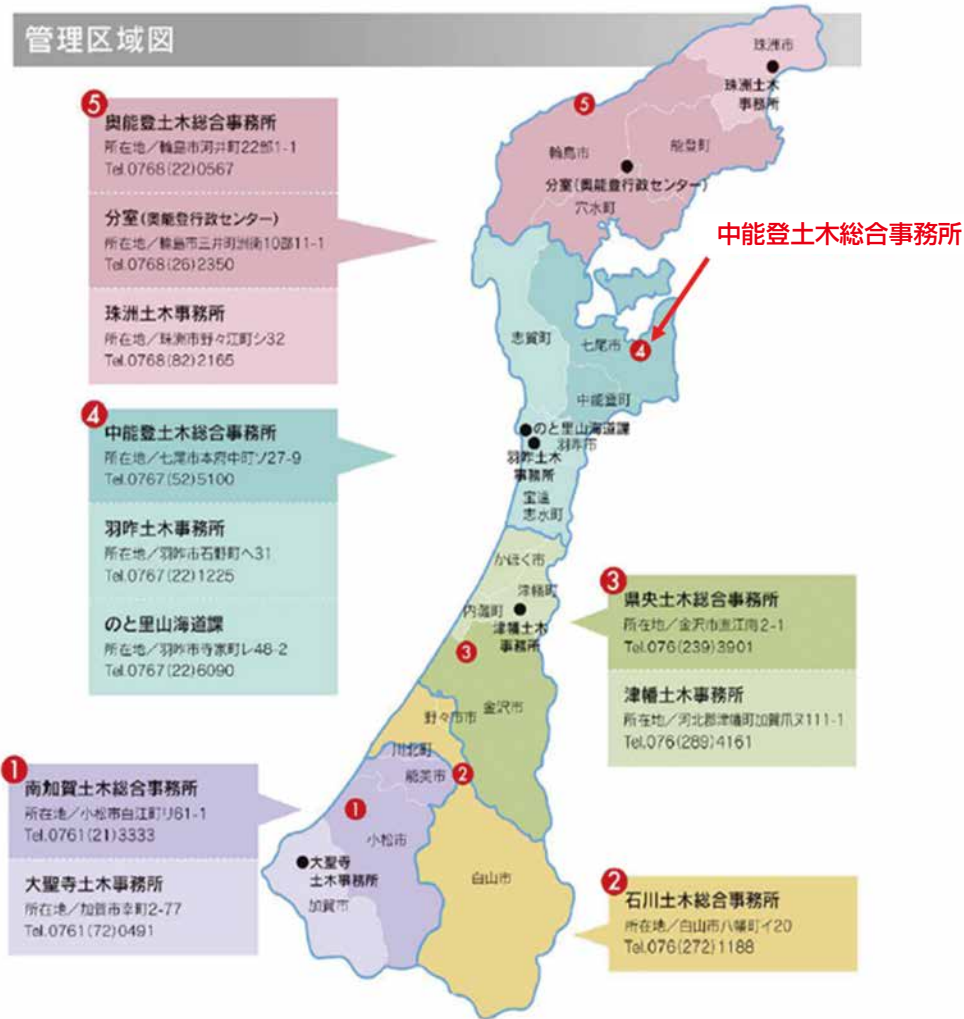
派遣先での業務は石川県の職員だけでなく、他県からの派遣職員とも一丸となり協力して進めました。また、工事受注者に話を聞くと、多くの作業員に県外からきてもらって工事を進めているとのことでした。各地から様々な方が集まり協力し、復旧、復興が進められていることを実感し、自身もその一部に加わる経験ができたことをありがたく感じました。派遣業務で得たつながりや経験を大切に、今後の都政に活かしたいと思えます。

井上 寛人（建設局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

中能登土木総合事務所は、能登半島中央部の七尾市に位置し、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町の2市3町を管轄している。管内の総面積は847.86km²（東京都23区の総面積が626.7km²）で、石川県全体の約20%を占め、人口は約10.9万人と県人口の約10%に相当する。事務所組織は、庶務課、用地課、維持管理課、道路建設課、河川砂防課、建築課および羽咋土木事務所、のと里山海道課で構成されており約100名の職員が在籍している。

私の配属された維持管理課では、道路の維持・補修工事や占用申請対応などの道路維持管理業務に加え、現在は道路に関する災害復旧業務も担当している。人員構成は、プロパー職員9名、長野県からの派遣職員1名、そして私を含めた計11名である。管内は広いものの、限られた人員で業務を遂行している状況である。



第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

道路の災害復旧等

派遣当初の状況

私が赴任した令和7年4月時点では、震災からの復旧が進んでいるものの、街にはまだ地震の爪痕が残っていた。公費解体を待つ家屋が点在し、道路は応急的に復旧されており、車両の通行には支障はないが、舗装の継ぎ目や仮復旧の跡が目立つ。美術館など一部の公共施設は休館中であり、行政は限られた人員で広範囲の対応にあたっている。一方、スーパーや飲食店は通常営業しており、生活面では大きな不便は感じられない。街の機能は回復しつつあるが、完全な復興にはなお時間を要する状況である。

派遣者自身が担当した業務概要

主な業務は、道路の災害復旧工事における工事監督、設計変更、完了検査、発注図書の作成など、復旧事業の各段階における技術支援である。工事の内容としては舗装工事が主なものであった。工事の発注にあたっては、災害査定で決定された図面や数量に誤りがないかを確認した上で、現場調査を実施した。現地の状況と査定内容との整合性を確認し、工法に問題がないかを検討しながら、実施設計を行った。



【舗装補修前 横断水路前後に段差が発生したため擦り付けられている R7.4】



【横断水路部に段差が無くなるよう勾配を検討しながら舗装の補修を行った R7.10】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

派遣先では、使用されているCADソフトや積算システムが東京都で使用しているものと異なり、操作方法や仕様の違いに戸惑う場面が多かった。特に積算システムについては、石川県において昨年度に新システムへの移行が行われたばかりであり、業務上、旧システムと新システムの両方を理解・活用する必要があったため、習得には時間と労力を要した。

また、災害復旧費を活用した事業に携わるのは初めてであり、工事変更の可否を判断する際などには、従来の技術的な観点に加え、国庫負担法に基づく適正性の判断が求められた。この点については、石川県職員の助言を受けながら、過去の事例や災害手帳を参照し、制度的な理解を深めることで対応した。

業務遂行にあたっては、東京都での経験を活かしつつ、現地の制度や運用に柔軟に適應することを心がけた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

私が担当した業務の一つに、一般県道七尾港線における災害復旧工事がある。七尾港線は、七尾市の中心部と七尾港湾地域を結ぶ重要な道路であり、地域の交通・経済活動を支える基幹インフラである。特に、毎年5月に開催される「青柏祭」では、巨大な山車（でか山）が七尾港線を練り歩くため、この路線は祭りの舞台としても重要な役割を担っている。地域の人々にとって「青柏祭」は、七尾の伝統と誇りを象徴する行事であり、七尾港線の復旧は、「青柏祭」の安全かつ円滑な開催に欠かせないものである。

この復旧事業は、鹿児島県職員と東京都職員がそれぞれ3工区ずつ分担し、バトンをつなぎながら進めてきた。前任の東京都職員や鹿児島県職員、そして工事業者の皆さんが一丸となって、限られた時間の中で懸命に作業を進めてくださったおかげで、私が中能登土木総合事務所に赴任した時点では、工事はほぼ完了しており、私の主な業務は、工事を進めていく上で発生した設計変更等の事務処理と検査等完了に伴う事務処理であった。

そして迎えた「青柏祭」当日。私は実際に祭りに参加し、復旧した七尾港線を堂々と進む山車の姿を目にした。沿道には多くの人々が集まり、久しぶりの祭りを心から楽しむ様子があふれていた。その光景を見て、自分が微力ながらもこの災害復旧事業に携わることができたことに深い喜びと誇りを感じた。

復旧したインフラが地域の文化や日常を支えていることを実感し、土木技術者としての使命を改めて認識する機会となった。



【「青柏祭」名物のでか山 高さは12mもある（R7.5）】



【七尾港線 クラック・段差発生状況（R6.3）】



【「青柏祭」開催状況（R7.5）】

道路の災害復旧等

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の災害派遣業務を通じて、道路の災害復旧における現場の課題を肌で感じる良い機会となった。特に、建設業者の人手不足、アスファルト舗の処分場逼迫といった問題は、復旧工事の進捗に大きな影響を及ぼしていた。建設業者のマンパワー不足は、工事の発注時期や施工体制の調整において大きな制約となった。限られた人員の中で複数の工事を同時に進めることは困難であり、施工の優先順位や発注のタイミングを慎重に見極める必要があった。また、アスファルト舗の処分場が逼迫している状況では、既設舗装の撤去に伴う廃材処理が課題となり、施工計画の見直しを余儀なくされることもあった。これらの課題は、東京都においても大規模災害が発生した際に直面する可能性が高いと感じた。

また、設計変更現地相談会において査定官との直接のやりとりや他職員の協議を傍聴する機会を得た。これらの経験を通じて、国庫負担法に基づく判断が実務においてどのように行われているのかについて、より具体的な理解を深めることができた。法令の条文だけでは把握しきれない、現場での柔軟な対応や判断の背景にある考え方を学ぶことができた点は、非常に有意義であった。



【現場の施工状況を他職員に説明】



【金沢カレーの元祖 チャンピオンカレー】

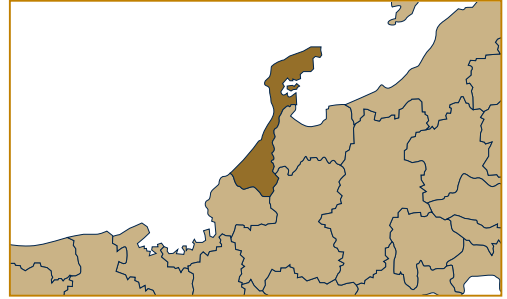
石川県

中能登土木総合事務所河川砂防課

坂本 結衣（建設局）

松澤 公俊（建設局）

山内 道明（総務局任期付職員）



坂本 結衣（建設局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

派遣先である中能登土木総合事務所は、石川県の七尾市に位置しています。住居から事務所までは徒歩で約20分、自転車で約10分の距離で、主要道路やライフライン等は一通り利用できる状況でした。周辺のスーパーや飲食店等も通常通り営業しており、生活面でも不便はありませんでした。最寄り駅は七尾駅で、JRとのと鉄道も通常運転しており、休日には電車を利用して様々な場所に訪問しました。一見すると、日常を取り戻している様に思えますが、倒壊した家屋があったり、仮設住宅に住む住民の方々がいたり、仮設店舗で営業する店舗があったりと、まだまだ震災の爪痕が残っている状況でした。



【解体が進む倒壊家屋】



【仮設店舗で営業するカフェ】
（ホットケーキがおいしい）

派遣者自身が担当した業務概要

能登半島地震に伴う河川の災害査定は既に完了（令和6年8月）していたため、次年度以降の河川工事発注へ向けた図面・数量作成業務と、契約した河川工事の監督業務を担当しました。

図面・数量作成業務では西谷内川（にしやちがわ）を担当し、崩壊箇所をブロック積護岸で復旧するという内容で、図面作成ソフト（CADまたはV-nas）を用いて直営で図面・数量を作成しました。監督業務では笠師川（かさしがわ）を担当し、現場で受注者と立ち合い、随時確認を行いました。特に図面・数量作成業務では、図面作成ソフトを使用した経験が無い中で最初は手探り状態でしたが、石川県職員のフォローのおかげで何とか仕上げる事が出来ました。また、査定時の写真だけでは分からないことも多く、実際に現場を見て確認しながら作成を進めました。

道路の災害査定も既に完了（令和6年12月）しており、道路班も同様に業務を進めていました。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

河川の災害復旧等



【図面作成】



【現場確認（西谷内川）】



【監督業務（笠師川）】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

派遣初週からさっそく日本海側を中心に大雪となり、週末には七尾市に「顕著な大雪に関する情報」が発表されました。2月はほとんど雪が降っており、雪の中での徒歩出勤や現場確認は苦労しました。

作業中の現場にも雪が積もり、作業の中断や、除雪作業の発生など、影響が出ていました。石川県職員は道路状況の確認や除雪指示を行うため、交代で夜間待機を行っていました。雪の中での生活に不安を抱きつつ、関東育ちの私はあまり見られない雪に嬉しさもあり、昼休みには雪だるまや、かまくらを作り、日本海側の冬を堪能しました。



【雪だるま】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

ご近所さんや、飲食店の店員さんなど、地元の方々から声をかけていただき、とてもあたたかい街だと感じました。東京から派遣で来ていることを話すと、口を揃えて「ありがとう」「またいつでも来てね」とあたたかい言葉をかけてくれ、復興のために全力で頑張ろうと改めて思いました。また、能登半島地震・奥能登豪雨から休む間も無く、体力的にも精神的にも厳しい状況の中で、前向きに、着実に、業務に取り組む石川県職員の働く姿勢から強さを学びました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

石川県職員を始め、長野県・鹿児島県から派遣されている方々とも交流を深め、各自治体での事業や取組について話を聞くことが出来、自身の見分を広めることができました。派遣中に築いた繋がりを大切に、今後の都政にも活かしていきたいと思えます。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

災害発生後、どのように取り組んでいけば良いのか、石川県職員と共に働く中で学ぶことが出来ました。この経験から得たことを積極的に発信し、東京都が更に災害に強い都市となるための一助になればと思っています。また、あたたかい人、綺麗な景色、美味しい食べ物など、魅力が詰まった石川県に今後も心を寄せ続けたいと思います。



【のとじま水族館】
新たに仲間入りしたジンベエザメのモモちゃん!



【和倉温泉 総湯】
露天風呂、サウナまである日帰り共同浴場!



【千里浜砂像】
車も走れる千里浜の細かい砂でできた巨大サンドアート!

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

河川の災害復旧等

松澤 公俊（建設局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要

組織の規模

石川県中能登土木総合事務所は、能登半島中央部の南北約50kmに及ぶ地域を管轄しています。そのなかで河川砂防課は、二級河川57河川273.2km、海岸保全指定区域6箇所、地すべり防止区域19箇所、急傾斜地崩壊危険区域88箇所、砂防指定地127箇所、地方港湾として滝港及び福浦港、第4種漁港として富来漁港を管理しています。



主な業務内容

- ・流域治水の推進

近年の集中豪雨により従来の治水対策では対応が困難となっているため、流域全体の関係機関が一体となって取り組む「流域治水」を推進しています。

被災履歴や人家連担などから甚大な被害が想定される県管理の15河川を重点に拡幅工事や樋門整備を行い、堆積傾向のある約160河川の計画的な土砂除去や、舗装等による堤防強化などを実施しています。



【拡幅工事の事例】



【堆積土砂除去の事例】

- ・海岸保全対策（千里浜再生プロジェクト）

日本で唯一、車で走行できる砂浜海岸「千里浜なぎさドライブウェイ」が、近年浸食により砂浜幅が狭くなっていることから保全対策に取り組んでいます。

人工リーフの設置や浚渫（※）砂の海上投入といったハード対策、地元と協力したイベントやPR活動などのソフト対策を行っています。

（※）川底の土砂を取り除くこと。



【人工リーフの設置】



【砂の海上投入】



【千里浜海岸ものしり教室】

・令和6年能登半島地震、奥能登豪雨への対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では県管理の88河川が被災しました。さらに同年9月21日の豪雨では28河川が氾濫し、38河川で流木・土砂堆積や護岸崩壊等が発生しました。これらの復旧について、石川県創造的復興プランに基づき令和10年度末の完了を目指して取り組んでいます

派遣当初の状況

職場の雰囲気として、派遣前は激務を想像しており、妻と3人の幼い子どもたちを残して馬車馬のように働いて働いて働いて働く覚悟で能登に乗り込みましたが、実態は落ち着いた職場環境でした。超勤は多くても27時間/月、少ないと3時間/月程度で、東京都で働いている頃の方が忙しかったと感じます。

既に災害査定まで完了していたことが大きく、昨年度の方が多忙だったと語る固有職員もいました。ただ、発注の調整などで係長や課長は終始忙しそうなお様子でした。

私としても7月頃まではひたすら発注でそれなりに忙しかったです。次第に施工会社の人手や資材が足りない状況もあり発注は落ち着きますが、10月頃から発注した案件が次々と契約になり、再び忙しくなり始めました。

街並みには、損傷した建物や道路に大きなクラックや段差が残っており、復旧途上であることを実感しました。

一方で、住民や職員から悲壮感は感じられず、疲弊しきった能登の皆さんの助けに少しでもなれば！という派遣前の勝手なイメージとは少し違った世界でした。着実に前向きに復旧・復興を進めている印象でした。



【温泉宿や道路の被災状況（七尾市和倉町）】

派遣者自身が担当した業務概要

被災した河川護岸の復旧を目的に、昨年度災害査定まで終えた案件の実施設計および工事監督が担当業務でした。業務量としては15本の設計および監督となりましたが、これらの中には施工延長10m程度の小規模な案件も含まれていますので、見かけの数字ほど大変な業務量ではありません。

実施設計の具体的な作業としては、ブロック護岸だと現況図にCADで護岸を描き加えたりする図面作成業務と、数量計算書の作成および積算業務を行いました。鋼矢板護岸では設計委託により図面と数量計算書が既にあるので直ぐに積算業務に取り掛かれますが、河川によって矢板の材料や工法に違いが様々ありましたので、その理由をよく整理する必要がありました。

河川の災害復旧等



【ブロック護岸の被災状況】

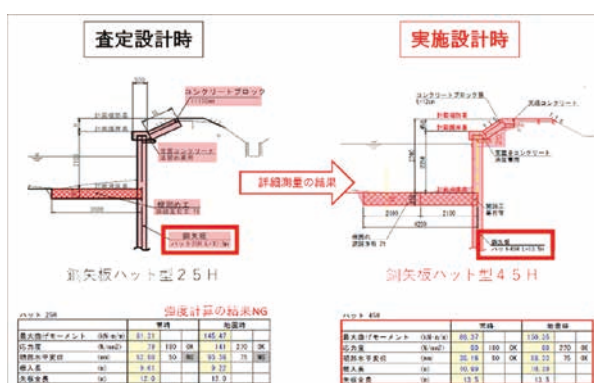


【鋼矢板(こうやいた)護岸の被災状況】

実施設計の結果、査定設計時より数量や金額に大幅な増減、新規工種があると、軽微な変更とは認められず、国に重要変更の同意を得る必要があります。特に鋼矢板護岸では、強度計算により高強度な材料となると大幅な増額となり、何件か重要変更の対象となりました。

通常、国の査定官と協議するのは本庁の職員ですが、年に2～3回査定官が直接事務所に来られて重要変更の協議ができる場もあり、そこで私から説明させていただくこともありました。

工事監督業務は、施工計画書等の書類確認や立会、検査といった基本の流れは東京都での監督業務と変わりませんが、馴染みがなかったのは生産組合との打ち合わせです。河川護岸の背面に田んぼが広がっていることが多く、重機を据えたりするのに田んぼを一部借用せねばならないため、生産組合長および田んぼの所有者とやり取りが必要でした。田んぼは早ければ11月



【重要変更協議の説明資料より】



【河川背面の田んぼ】



【ブロック護岸の施工状況】



【鋼矢板(こうやいた)護岸の打設状況】

に来年分の苗を注文し4月には農作業が始まります。一方、護岸工事は前面の河川を締め切って施工するため、非出水期11月～6月の限られた期間での施工となり時期が重なります。そのため、農作業に制限をお願いする場合は早めの調整が大切でした。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

これは苦労ではなかったですが、石川県で使用するCADや積算システムは東京都と異なりますので一から操作など覚える必要があります。しかし、取り掛かれれば1日で慣れます。なので、これから派遣される方もその点は臆せず取り組んでもらいたいです。

1年を通して最大の苦労は家庭への負担でした。妻に幼い子ども3人を託して単身赴任というのは、私も妻も相当な苦労を覚悟した上で決めたことでしたが、それでも想像以上のものでした。

毎月2～3回は週末に帰りましたが、交通費も負担が大きいので夜行バスで移動してそのまま出勤したり、平日夜もテレビ電話で子供と会話しているとアパートの隣人からうるせえ!!と壁ドンされたり。

でもその辺りは覚悟の上だったのですが、一番つらかったのは仕事が落ち着いている時期に、「家族に苦労かけておきながら何のんびりしているんだろ…」とただただ自宅で座りながら涙を流していた時だったかもしれません。妻や派遣中に協力していただいた方々には感謝の気持ちでいっぱいです。

印象的なエピソード

固有職員に「松澤さんがたくさん発注してくれて助かりました」と言っていたことはうれしかったです。ただ、「東京都だとこういう場合どうしていますか？」という質問に毎度「すみません、都で河川やったことないんです」と答えるのは力になれず残念なことでした。

また、業務外のエピソードになりますが、仕事終わりや帰省しない週末に何かをやっていたく、5月から近所の少林寺拳法道院に通い始めました。全くの初心者で、修練は週3回もあり部活みたいでしたが、小学生の兄弟子達とワイワイやったりして、おかげで救われました。戻ったら息子も一緒に始めるみたいで楽しみです。



【龍王拳の練習中（筆者は左奥）】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

都の河川事業について知識・経験がないのでまだ想像できませんが、戻って携わることができれば、ここでの経験を活かせるよう意識的に考えながら業務に励みたいと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

都では飛行に制限があるかもしれませんが、石川県ではドローンを積極的に活用されていまし

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

河川の災害復旧等

た。私も操作させていただきましたが、非常に簡単で鮮明な写真や動画を撮影できました。Google mapの航空写真を活用するよりも鮮明かつ好きなアングルで撮影できますし、特に家屋の公費解体などは日に日に進みますので最新の状況を捉えることができます。受注者との打ち合わせや住民への説明に大変有効でした。

また、県はSNS等で復旧工事の進捗を頻繁に更新されていましたが、そこでもドローンでの撮影写真をよく活用されていました。



【Google map の航空写真だと】



【ドローンで撮影すると】

個人的な感想としては、災害復旧の流れについて何も知らなかったのが全てが大変勉強になりました。都でもこの経験を活かすべきときが必ず来ると思いますので、その時は積極的に先陣を切って働きたいと思います。

山内 道明（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

派遣の当初から担当する工事が決まっている状況ではありませんでしたが、最初の業務は前任者が退職されたため、私が監督員に任命された工事の設計変更の業務でした。

工事費の積算システムに不慣れなこともあり時間は掛かりましたが、設計変更と工事完成に伴う業務を執行できました。

派遣者自身が担当した業務概要

被災した河川護岸の復旧を目的に、昨年度に災害査定を終了した案件の実施設計及び工事監督業務が主とした担当業務でした。

業務量としては10本の工事の設計・積算業務（設計変更業務を含む。）及び監督業務となりましたが、これらの中には施工延長10mに満たない程度の小規模な工事も含まれており、数字ほど大変な業務量ではありません。

実施設計の具体的な作業としては、数量計算書の確認や再計算チェックおよび工事発注のための工事費の積算業務を行いました。

担当した工事は、次に示すものです。

- ① 6災721号二級河川鷹合川河川災害復旧工事～令和7年5月30日に工事完成（1本の工事）
- ② 6災758号～6災764号の二級河川二宮川河川災害復旧工事～工事発注済（7本の工事）
- ③ 6災791号及び6災792号の二級河川衣川河川災害復旧工事～工事実施中（2本の工事）

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

工事監督業務は、施工計画書等の書類確認や立会、検査といった基本の流れは、今までに経験したことがあります。特に七尾市内の河川護岸の背面に田んぼ（農地）が広がっていることが多く、重機を据えたりするのに田んぼの一部を借用しなければならない場合があり、稲作の生産組合長等の事前協議が必須でありました。

護岸工事は非出水期11月～6月の限られた期間での施工となり時期が重なります。そのため、農作業に制限をお願いする場合は早めの調整が必要でした。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと）

担当している工事は、今後において本格的な工事実施となることから、残念ながら今現在では「やりがい」を感じる状況ではないのが実情です。

今後の都政に活かせること、活かしたいこと

活用できるものとしては、災害復旧事業の事務執行の業務（実務）を経験した職員においては都政の中での災害復旧事業が発生した際に活かされると思います。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

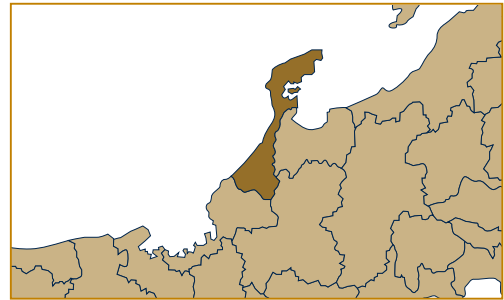
石川県

奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所珠洲復旧復興課

石川 勇三（総務局任期付職員）

熊谷 実（総務局任期付職員）

斗沢 力（総務局任期付職員）



石川 勇三（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

令和6年能登半島地震が発生した能登半島は、荒々しい海岸に荒波が打寄せる外浦と、波静かな内浦からなり、日本海の蒼い海に手を差し延べているような形状を成す地域です。

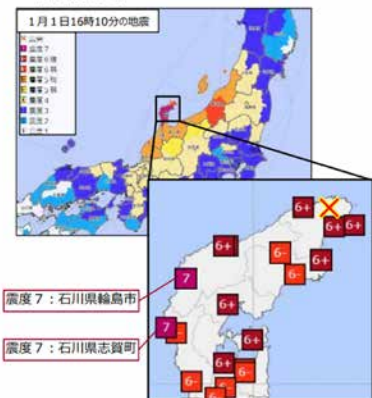
また、古くから日本海をとおして大陸・国内各地と交流があり、輪島塗、揚げ浜塩田、キリコ祭り等に見られるように独特の文化も形成された人情味溢れた地域です。

石川県奥能登土木総合事務所は、能登半島北部の奥能登地域の2市2町、面積にして1130平方キロメートル（県全体の約27%）の広域なエリアを所掌しています。これは、東京23区全面積622平方キロメートルの約1.8倍のエリアとなります。

そのため、石川県では、輪島市中心市街地の奥能登土木総合事務所に加え、のと里山空港ビルに分室、珠洲市内に珠洲土木事務所を配して、3拠点体制で令和6年1月1日発災の能登半島地震、9月20～23日の奥能登豪雨に係る復旧復興事業を進めています。



■震度分布図



大雨被害の概況(R6.9)



砂防施設・河川・道路の災害復旧等

派遣当初の状況

私が従事する珠洲土木事務所珠洲復旧復興課は、令和7年4月1日付けで設置され、能登半島最先端に位置する珠洲市内の県管理の道路、河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、港湾、漁港に係る災害復旧復興事業を担っており、課内体制は課長以下23名です。

珠洲土木事務所は奥能登土木総合事務所の支所として、珠洲復旧復興課のほか、珠洲事業調整室、珠洲維持管理課で構成され、所長以下総員34名です。

応援職員は、東京都3名、神奈川県1名、三重県1名、長崎県2名、石川県任期付職員2名です。

私が派遣された当初の業務は震災発災、その後の奥能登豪雨による被災状況の把握及び復旧に向けた災害査定に追われていましたが、令和7年4月以降は災害復旧に向けた調査設計、復旧工事の発注、施工管理業務に従事しています。

派遣者自身が担当している業務概要

私の担当は砂防関係業務であり、主に被災した管内の地すべり防止施設、急傾斜災害防止施設の復旧事業です。

地すべり防止施設としては、雨水による地下への浸透を減らす地表面排水施設の設置、浸透した地下水の水位を下げるための地下水排水施設、地盤地形の安定化を図る排土等が主な手法となります。

急傾斜防止施設としては、のり面崩壊を防ぐ法枠工、それを支えるアンカー工法などが手法となります。また、がけ面からの落石を防ぐ落石防護柵、待受け擁壁などもこれに含まれます。

事業の施工にあたっては、土地所有者のみならず周辺住民の方々を含め地域の方々のご理解とご協力は不可欠ですので、その方々への説明も重要な仕事の一つとなっています。

担当する復旧事業は、3月に発注した集水井の復旧工事4本（土口、白滝、吉ヶ池①②）が10月末までに完了しましたが、9月に北山で集水井工事6本、高屋、森吉で地すべり工事2本を発注しました。さらに、年度内工事発注5件程度を予定しています。

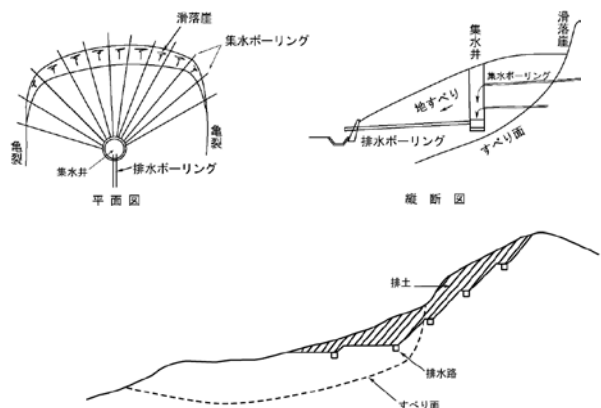
工事の進展に関しては人手不足もありますが、冬季の気象条件も課題となっています。

奥能登山間エリアでは2m近くの降雪、日本海エリアは降雪が少ないものの冷たい雪混じりの強風が課題となり工事への影響は避けられない状況です。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

業務を遂行するにあたり、一番驚いたことは、県職員が自ら積算、監督を行うということでした。前職の職場では、全ての積算、監督業務は民間事業者に委託していただいていたので驚くばかりでした。

特に積算に関しての経験は30年以上前になりますので、職場の方々のお力添えを得つつ、慣れるしかないという状況です。



第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

事業に係る用地買収も苦勞の一つとなっています。土地所有者の方々に工事へのご理解、用地買収へのご協力をいただくことも必要となります。所有者が遠くに避難されている、相続登記がなされていないなど、所有者の方の特定も難航しています。また、地震等により、現地形状が大きく変わり、土地の境界確定も難しい状況ですので、地道に一つ、一つ、前に進めています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

地元の方々は、大きな被災を受けているのにも関わらず、皆さん辛抱強く、率直であり、明るくふるまわれています。県職員の方々を見てもフレンドリーな県民性に感謝です。そうしたことも、やり甲斐を感じる大きな要素となっています。

私は65歳超の高齢者ですが、これまで経験してきた事業マネジメントの仕事から、久しぶりの工事関係の実務に携われること、また、これまでに経験したことがない仕事（砂防、地すべり、急傾斜）にチャレンジできることは、周りの方々には申し訳ないのですが、結構、楽しみなこともあります。

派遣されてから、約14か月が経過しましたが、奥能登の復旧復興のお役に立てるよう精進してまいります。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

非常時にあたっては、平時のやり方で進めることは難しいと思います。スピーディな実態把握、それへの対応方針の確立、決断が求められます。

例えば、職員は災害復旧マネジメントに集中し、積算、設計、施工管理を外部委託などして、復興に携わる職員の負担を減らすことが重要と考えます。

非常時の仕事の在り方として、他県の支援、民間の助けを入れやすくする仕組みづくりが重要です。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

奥能登豪雨後の自衛隊の活躍には驚かされました。指揮命令系統が整い、機材、燃料、宿営施設、食料、人員を一気通貫で持って災害復旧にあたること・・・（当たり前ですが）

消防、警察関係の方々も頑張ってお見えましたが、さすがは、自衛隊と感じました。

国との密接な関係を更に高めることが被害の拡大を防ぐ手立ての一つとして期待出来ることだと思います。



熊谷 実（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

令和7年4月1日付、東京都の能登半島地震及び奥能登豪雨の復旧・復興支援のための任期付職員として採用となり、都庁での研修を終え同年4月7日、勤務先である珠洲土木事務所珠洲復旧復興課河川砂防係に着任しました。

珠洲土木事務所のある珠洲市は、能登半島の先端に位置する市であり、住民基本台帳に基づく人口は、地震が発生した令和6年1月1日現在12,574人（5,843世帯）、令和7年9月30日現在では10,642人（5,283世帯）と人口減少が加速しています。

住宅等の公費解体も令和7年9月30日現在、珠洲市では解体申請の94%が完了しており、市内では最近空地が目立つようになっています。

派遣当初の状況は、復旧が進んではいるものの、道路の段差や道路沿いの電柱や標識などが傾いたままで、まだまだ復旧まで時間がかかるだろうなといった印象でした。

また、私の住む住宅は、市中心部から7kmほど離れた、珠洲鉢ヶ崎オートキャンプ場内の鉢ヶ崎仮設宿泊所で、珠洲土木事務所や珠洲市役所へ各県や市から派遣された職員60名ほどが入居する静かな環境です。



【鉢ヶ崎オートキャンプ場内】



【仮設宿泊所】



【地震で傾いた電柱】



【解体中の建物】

派遣者自身が担当した業務概要

私の配属された珠洲土木事務所は、奥能登土木総合事務所（輪島市）の出先事務所の一つです。

珠洲土木事務所は、「珠洲復旧復興課」「維持管理課」「珠洲事業調整室」で構成されており、私の配属先は、珠洲復旧復興課の河川砂防係で、河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜地事業を課長をはじめ

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

めとする、係長・担当職員3名・長崎県派遣1名・東京都派遣は私を含む2名の体制で事業を進めています。

珠洲復旧復興課には河川砂防係の他、道路係、港湾係があり、それぞれの係には派遣職員のほか、石川県採用の任期付き職員が配属されています。

私の河川砂防係での担当は、査定の件数で河川1件・砂防施設7件・海岸施設4件の復旧事業で、今年度は主に測量・設計が業務の50%を占め、工事の発注や変更・施工管理が30%、追加の査定申請業務や応急仮工事の清算変更などの業務が20%の状況となっています。

来年度は詳細設計業務の完了を受け、現在概略発注された工事の変更・新たな発注・施工管理が主な業務となる予定です。



【担当する河川の被災状況】



【砂防施設の被災状況】



【海岸施設の被災状況】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

・苦労したこと

積算システムや工事・業務委託の工期変更手続き、完成検査時の書類作成、成果品の登録、監督員による一次評定などのシステムの使い方等々、以前携わったものとの違いも多く、職員がその都度丁寧に教えてくれるものの、なかなか覚えきれず、現在も苦労しています。



【砂防施設（流路工）の被災状況合同調査】

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

・工夫したこと

業務が多忙な職員から教えてもらったことを、何度も同じことを聞くのも心苦しく、教えてもらったことを記憶しているうちに、その手順をメモとして残すようにしています。・・・が、必要な時にそのメモの行方を探すことも。

また、被災箇所の調査にあたっては、河川・海岸・砂防の測量業務や設計業務受注の各担当者合同で現地調査を実施し、被災箇所の詳細な位置や問題点等の共有を計りながら、業務を進めていくようにしています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

珠洲市内を車で走行していると道端に復旧復興に携わるすべての人に対し、地域の人々の感謝の気持ちを表す手作りの看板が立っていて、一日も早い復旧復興のためがんばろうという気持ちとやりがいを勝手に感じています。



【地域の感謝を表す看板】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

地震やそれに伴う津波・豪雨災害などその規模が大きくなればなるほど、担当する部署職員の業務は応急仮復旧業務や地元からの苦情や要望・災害査定業務などそれらの調整に徹夜を余儀なくされ、それが数日から数カ月も続くこととなります。

東日本大震災で私が勤務した仙台土木事務所や東部土木事務所（石巻市）でも過酷な業務が続き、心身共に疲れ果て長期休暇を余儀なくされた職員が数多くいました。

他の事務所からの応援や他県からの派遣も迅速に行われてはいるものの、数週間から数カ月で交代することが多く、関係機関・事業者とともに地域の災害に腰を据えて取り組むには、発災当初から民間の発注者支援等を複数年契約するなど活用することも有効な手段ではないでしょうか。

また、被災地域によっては、業務受注者の宿泊先や執務室の問題も生じることが考えられますが、発注者が公費で用意するなど柔軟に対応することが、結局は早期復旧復興に繋がるものと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

東京都ではすでに対応済なのかもしれませんが、河川の地震豪雨災害などを担当していると、道路台帳のような、河川管理台帳を日頃から整備されることが望ましいと考えています。

河川管理台帳には河川管理施設や占用施設及び占用者、境界の位置や地籍図を投射したもの、標準断面図等を記載し、数年一度新たな情報の更新を行い、これらは災害対策にも備えることができ、境界の立会などにも活用が可能となります。

またドローンを活用し、管理区間を映像で残し、大規模災害があったときに、災害前の状況が映像で確認できるようにし、これらも数年ごとに更新を行います。

災害対策等に活用できるもの、復旧工法の東京都版マニュアルを常日頃から整備しておくことが、災害復旧対策を担当する職員の業務の軽減につながるのではないのでしょうか。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

斗沢 力（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

令和6年能登半島地震の概要

- 発生時刻 令和6年1月1日16時10分頃
- 震源地 石川県能登地方（震源の深さごく浅い）
- 地震の規模 マグニチュード7.6（県内の最大震度7）
- 被害の状況（令和7年12月25日現在）死者698人（うち災害関連死470人）、住宅被害165,563棟

令和6年奥能登豪雨の概要

- 発生日時 令和6年9月21日
（輪島市・珠洲市において24時間雨量が観測史上最大）
- 被害規模 石川県管理の28河川が氾濫、38河川で流木・土砂堆積、護岸損壊等

公共土木施設の被害状況（令和7年2月末時点）（地震・豪雨含む）

	県	市 町	合 計
件 数	2,700件	3,600件	6,300件
被害額	5,600億円	5,300億円	10,900億円

派遣先部署の業務概要

所属している珠洲土木事務所 珠洲復旧復興課は復興課長2名、道路整備係8名、河川砂防係7名、港湾係5名の計22名で構成されている。派遣職員の内訳は、東京都3名、神奈川県1名、愛知県1名、長崎県2名となっている。



【担当業務箇所（R7年12月1日より本復旧開始～工事予定R9年12月末まで）】

派遣者自身が担当した業務概要

- 工事発注・監督業務
工事完了7件、工事監督業務中4件

- 今年度の今後の業務予定
 - ・工事変更契約・完成検査
工事監督業務の内 2件
 - ・工事発注
 - 12月発注 1件
 - 2月発注 2件

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

赴任した当初の4月には道路整備課系の被災復旧箇所（道路・橋梁・トンネル）192箇所の担当が係職員6人に令和10年まで割り振られていたが、まず、その被災箇所、規模がわからず苦労しています。

さらに、道路災害においては、がけ崩れが伴うものが半分以上であり、そこでは、がけ崩れの復旧の、測量・調査・設計が各発注され、用地交渉も伴います。その後、約半年から1年後に設計が完了し工事の発注となっています。また、上下水道の埋設路線においては珠洲市と協議が必要となって来るが、珠洲市も災害規模が大きいため、詳細協議にはまだ至っていない状況です。

上記のとおり道路災害部の半数以上は、測量発注業務・監督、調査発注業務・監督、設計業務発注業務・監督、工事発注業務・監督となっていて、がけ崩れが伴う工事では発注・監督業務が300件の増となります。

また、当初発注は査定設計時の図面、数量での概略発注となっており、3ヶ月以内に受注業者が現地調査し、数量、図面を作成したもので変更の積算をして、変更契約を行い、それをもって、重変協議（査定時の数量、金額の変更に伴う国への変更申請）を行い、承諾を得たのち、工事着工となっています。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

4月に赴任しましたが、すでに6件の舗装工事の監督を指名されており、その工事の復旧工事は奥能登では最初の本復旧工事でした。能登町と珠洲市の境界付近の工事で、交通量も多い路線でしたが、受注業者と円滑な連絡により情報等を取り入れ、安全な工事ができ、とても綺麗な仕上がりにうれしく思っています。



第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

砂防施設・河川・道路の災害復旧等

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

他県からの応援職員は若い世代（20代前半）が多く、三重県では2ヶ月、長崎県では3ヶ月交代となっていますが、被災地の状況を案内すると非常に驚かれています。また、この災害復旧工事を経験することで、今後に有効に活かせるのではないのでしょうか。他県と同じように若い世代も短期派遣または視察も行ってほしいと思います。

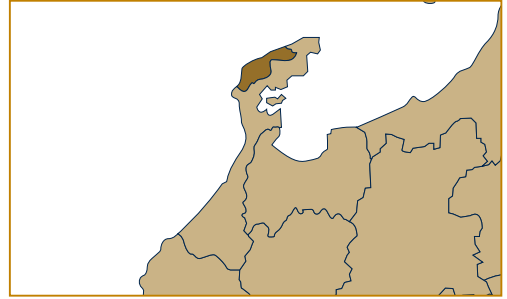
東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

国土交通省北陸地方整備局では、能登半島地震及び奥能登豪雨で甚大な被害が発生した河川・道路において、平時有事や昼夜を問わず遠隔飛行し、画像の3Dデータを蓄積・解析することで、迅速かつ効率的な現地情報の収集が可能となるようAIドローンを活用した試行が行われています。このように、被災地の遠隔地からの包括連携が必要ではないのでしょうか。

輪島市

建設部土木課

和佐田 陵亮（建設局）
 泉 直樹（建設局）
 米田 大（建設局）
 太田 一好（総務局任期付職員）
 田中 幸雄（総務局任期付職員）
 原 康夫（総務局任期付職員）



和佐田 陵亮（建設局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

初日の被災状況は歩道のブロックが散乱していたり、土砂崩れで道が塞がっていたりと、道路の復旧はこれからという印象を受けました。

業務については12月末までに災害査定が概ね完了していました。

派遣職員が係に8名配属されており、担当エリアを決めて1班2人で今後の道路復旧の工事発注に向けて実施設計書の作成に取り組んでいました。

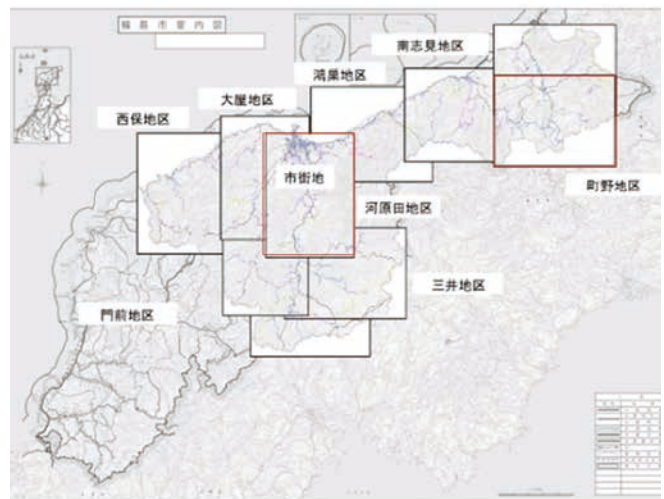
派遣者自身が担当した業務概要

私は町野地区を担当しました。（査定対象64路線）

実施設計書の作成にあたり詳細な現場調査を行いました。査定資料を基に被災状況を含めた復旧範囲、補修する構造物の寸法等を確認しました。現場調査を行い令和7年2月末までに3路線の工事を起工しました。

また、並行して直営で対応が可能な路線は、次年度早期発注に向け、市街地地区も加え、公費解体及び埋設企業者工事の状況を確認し、工事発注が可能な路線を選定して実施設計書の作成を行いました。一方、土砂崩れ等により測量や詳細設計が必要な路線は、委託設計書の作成やコンサルタントとの立ち合いを行いました。

実施設計書の作成は輪島市のルールに沿って行い派遣職員間で情報共有を行いながら進めました。令和7年度は引き続き工事起工と契約した工事の監督業務をしていくこととなります。



業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

私が着任した直後から積雪量が増え、担当路線が雪で埋もれ現場状況を確認することができない日々が続きました。内業でできることを進め、現場調査が可能な時に調査項目の抜けがないように事前に資料を整理することをこころがけていました。

年度の終盤で派遣された周りの職員が当たり前に業務を進めている状況で最初は不安がありましたが、派遣職員間でプロパー職員との相談事項を情報共有する意識が根付いたり、過去の統一事項がまとめられていたり、戸惑うことなく業務を進めることができました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

私が輪島市にいた2か月のなかでもあらゆる工事が日々進んでおり、町の様子が変わっていきましました。私が在籍している時期は工事の設計段階だったので、成果を見ることはできませんでしたが、私が発注した工事を含め今後輪島市道も日々復旧が進んでいく時が来ることにやりがいを感じながら業務を進めていました。また現場調査中に沿道住民の方に「頼りにしているよ」等の声をかけていただいたことは嬉しかったエピソードです。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

現場状況を把握することです。

災害復旧工事の発注にあたっては被災状況の根拠を整理することが必要です。現場に行って被災状況の測量をして写真を撮ります。これは道路の維持工事でも同様のことです。災害査定を受けている路線は令和6年12月末時点で747件あります。これらの路線を早期に発注できるよう日々現場状況を確認し各路線の公費解体等の進捗状況を整理していくことが派遣職員に求められていると思いました。私が東京都で教わってきたことが改めて大切だと実感しました。

泉 直樹（建設局／派遣期間：令和7年1月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

○組織の目的

派遣先の輪島市建設部土木課は門前町を除いた市管理の道路管理・改良、河川管理を担っており、管理道路・河川の工事設計・積算・監督業務・維持管理・各種手続きを行っている。

○組織の規模

輪島市土木課は、令和7年10月末時点で、輪島市職員10名（技監1名、課長1名、係長4名を含む）、自治体派遣職員（以下、派遣職員）25名の計35名で構成されている。係は庶務係、道路管理係、河川係、道路改良係に分かれている。

（組織体制）

- ・技監：輪島市職員1名、課長：輪島市職員1名
- ・庶務係：輪島市職員2名
- ・道路管理係：輪島市職員3名、派遣職員13名
- ・河川係：輪島市職員2名、派遣職員9名
- ・道路改良係：輪島市職員1名、派遣職員3名

（派遣職員の派遣元自治体内訳）

東京都5名、北海道1名、長野県1名、大阪府2名、徳島県1名、愛媛県4名、高知県1名、宮崎県1名、岩手県山田町1名、川崎市2名、岐阜市1名、安曇野市1名、大阪市2名、北九州市1名、福岡市1名

○業務の内容

輪島市職員は通常業務（維持管理業務や各種手続き等）と災害復旧業務を並行し業務を行っている。派遣職員は主に災害復旧業務に従事している。

派遣職員は地区ごとに数名で分かれ、災害復旧工事の発注に向け、現場調査や調査設計委託（設計委託、測量委託、地質調査委託）を進めており、順次災害復旧工事を発注している。



【土木課がある仮設庁舎（令和7年10月撮影）】



【執務室の様子（令和7年7月撮影）】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

道路・橋梁・河川の災害復旧等

派遣当初の状況

私は令和6年能登半島地震の発災から1年後にあたる令和7年1月1日に輪島市に派遣となりました。発災から1年経っても、倒壊家屋、段差がある道路、落橋した橋梁、隆起したマンホールが市内の至るところにありました。地震による倒壊・火災・孤立に加え、土砂崩れや浸水が重なった被災地の状況を直接目にし、地震に続く豪雨の被害の大きさを痛感し、復旧・復興には時間がかかりそうな印象を受けました。一方で、街中で公費解体が行われているなど、多くの方から復旧・復興に向け頑張っている姿が見かけられ、自分も復旧・復興のために頑張ろうと思いました。

派遣された土木課道路管理係では、令和6年12月に災害査定が概ね完了したところで、派遣された当初は災害復旧工事の実施に向け動き出すところでした。被災した道路・橋梁を出来るだけ早く復旧できるよう尽力しようと思いました。



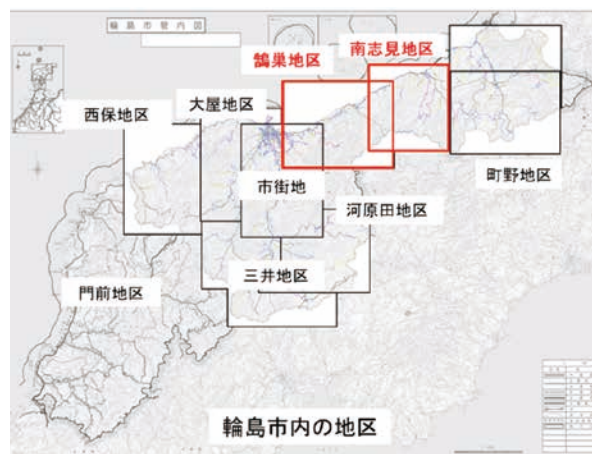
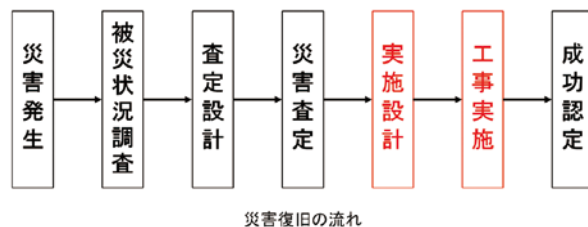
【公費解体が進められている様子（令和7年1月撮影）】



【輪島市道の様子（令和7年1月撮影）】

派遣者自身が担当した業務概要

私は道路・橋梁の災害復旧事業について、下記に示す「災害復旧の流れ」のうち主に「実施設計」と「工事実施」に携わりました。また、地区ごとに担当が分かれており、私は「鶴巣地区」と「南志見地区」の災害復旧事業を担当しました。



道路・橋梁・河川の災害復旧等

「実施設計」及び「工事実施」のうち、派遣期間中下記が主な業務となりました。

1 現場調査、査定からの変更協議

災害復旧工事実施のため、災害査定時は倒壊家屋や崩落斜面等で調査不可能だった箇所や、災害査定後の地震や豪雨により増破した箇所を再調査し、災害査定との相違を確認した。再調査結果に応じて、国土交通省との変更協議資料作成を行い、変更協議を実施した。



【現場調査の様子（令和7年7月撮影）】

2 設計調査委託の実施

擁壁等の構造物や法面などの実施設計のため、地質調査委託、測量委託、設計委託を発注し、受託者との立会、協議、資料確認を行った。

3 災害復旧工事の設計積算・工事監督

現場調査結果や設計調査委託の成果を元に災害復旧工事の設計積算を行い、工事発注を行った。また、発注した災害復旧工事の工事監督を行った。



【工事完了後の現場（令和7年10月撮影）】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○苦労したこと

- ・被災した路線、橋梁の数が膨大で、それに伴い数多くの委託受託者や工事受注者と並行して協議・調整をする必要があった。
- ・様々な自治体からの派遣職員がいる中、所属自治体により組織文化、判断基準、業務手順、使用する書式・システム等の違いから調整に時間を要することがあった。（自治体ごとの違いは苦労よりも勉強になることの方が多かった。）
- ・国、県、水道、下水道など様々な立場が復旧を進める中で、関係機関との調整に苦労した。

○工夫したこと

- ・状況の変化等で業務の優先順位が日々変わる中、定期的に係内や班内で優先順位を確認しながら業務を進めた。
- ・派遣職員の入れ替わりが多い中、よく作成する資料はサンプル資料を作り、新しく派遣された職員が資料作成の際スムーズに作成できるようにした。
- ・派遣期間が終わった後、輪島市職員が出来るだけ困らないよう、些細なことでも記録等を残すよう心がけた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

倒壊した建物の撤去が進み、仮設店舗等や住居が建設されている様子を見ることで地域が少しずつ活気を取り戻していく様子を間近で見ることができた。また、地域の祭りである輪島大祭や、市の観光地である白米千枚田での田植え・稲刈りなど地域のイベントに参加させて頂く中で、地元の方々の

道路・橋梁・河川の災害復旧等

笑顔を見て、復興が進み始めた様子を感じられた。

業務においても、被災者の方は厳しい生活環境や不安の中にもありながらも、現場調査や工事の際、「遠くからありがとう」「おかげで助かっている」など温かい声をかけてくださることが多く、人の優しさや地域の温かさを感じるとともに、やりがいを感じた。また、少しずつではあるが、工事が始まり、道路が復旧されていく過程に携われたことは、土木職としての使命と責任感を改めて実感する機会となった。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣は、災害時、被災者でもある公務員が住民のために働かなければならないという現実を目の前にし、仕事の取り組み方や公務員の使命について考えるきっかけとなった。輪島市職員の方々は、自身の生活が損なわれ、家族もいる中、毎日夜遅くまで災害復旧業務に加え、通常業務も着実かつ前向きに取り組んでいた。都の業務においても、どんな状況でも冷静になり、着実かつ前向きに仕事を進めていこうと決意を新たにされた。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

災害時、不測の事態が発生し、臨機応変な対応が求められる場面は多々あると思われるが、防災において重要なことは事前準備であると強く感じた。「被災した公務員が、家族をどう守りながら、自身はどう職務にあたるのか」については、職員一人一人がいくつかのパターンを事前に想定しておくことが重要だと感じた。また、大規模災害では、復旧の現場が多岐にわたるため、自組織（道路・河川等）だけでの対応には限界がある。水道・下水道・国・市区町村など関係機関との連携を事前に具体的に想定しておくことが重要であると感じた。

最後になりますが、お世話になりました輪島市職員の皆様、共に働かせていただいた派遣職員の皆様、業務で関わりました皆様、温かく接していただいた輪島市の皆様、被災地に送り出していただいた建設局の皆様、今まで輪島市の派遣業務に携わった皆様に深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

米田 大（建設局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

輪島市は、令和6年1月の能登半島地震および同年9月の豪雨により甚大な被害を受けた。地震災で査定を受けているものも多くあり、豪雨による増破確認を相当数の路線で行う必要があった。また、水道や下水道との絡みで、排水構造物を先行で発注することも4月の着任早々に決まったことで、設計業務も同時並行でせざるを得ない状況だった。



【被災根拠の調査（路面）】



【被災根拠の調査（側溝）】

派遣者自身が担当した業務概要

- ・ 防災課との重要変更協議用資料の作成。
- ・ 重要変更協議用資料作成のための現場調査。
- ・ 工事発注資料の作成。
- ・ 設計業務委託の受注者との現地立会い。

【防災課との打合せの様子】
（筆者は奥の右から2番目）

【設計関係受注者との現地立会いの様子】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

道路・橋梁・河川の災害復旧等

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

- ・被災地での作業であったため、倒木、落石、滑落、鉄砲水など危険が伴い、必ずしも安全が確保されていない中、生身で現場確認に行ったこと。事実、現場調査中に落石があり、眼鏡を掠めた。
- ・また、東京都とは異なる自治体独自の基準や手続きが存在し、それらの運用に慣れるまでに一定の時間を要した。



【土砂崩れ状況（遠景）】



【土砂崩れ箇所での現場調査（側溝）】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

- ・現場作業中、市民から「遠方から来てくれてありがとう」と声をかけられるなど、被災地支援に対する感謝の言葉を直接いただいたことが印象的であった。
- ・施工現場にて、ボロボロだった場所がスムーズに通行できるようになり、市民からお礼の言葉を受けた際には、復旧業務に携わる意義を強く感じた。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災の状況から、地震や豪雨などの災害時に、こういったものが壊れやすく、壊れにくいのか、或いは補修しやすいかを知ることが出来た。そのため、新規に作るものや補修する際のポイントとして、今後の設計や工事の際に活かしていきたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

- ・災害査定ルールや査定時に盛り込んだ方がよい内容、査定資料の作成など査定に関する流れを経験できたこと。
- ・復興の流れやそれに対してネックになることを知ることが出来た。

例えば、道路であれば、応急復旧後に河川や上下水道部門が調査・施工を行い、その後に本復旧へ移行するという流れを踏むため、複数部局間の調整と長期的なビジョンの共有が不可欠であると感じた。

太田 一好（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

輪島市に訪れたのは観光で40年前と20年前の2回で、朝市と赤いトラス橋の「いろは橋」が今でも鮮明に記憶に残っています。今回で3回目の訪問となります。

私が赴任したのは4月7日のことであり、意外と落ち着いた感じの市街地でした。市役所までは、幹線道路を通り通勤しましたが、応急復旧工事が行われていたためか、被災の現状を確認できなかったのだと思います。

しかし、新規赴任した派遣職員で市内の現地視察をおこないましたが、そこで見た風景は、私の想像を遥かに超えた被害で凄かったです。輪島朝市の周辺の街並みの火災現場、ビルの倒壊現場、海岸沿いの国道の崖崩れと海岸の隆起で現道が通行不能になり、仮設道路を隆起した海岸に設置した現場、山一つが土砂崩れになった現場、地震・大雨により道路が流失し現道から3m下に設置した仮設道路現場、大雨による橋梁の流失など、まざまざと見せられ強い衝撃を受けました。

今回の震災で被災した多くの住宅で撤去作業が行われていましたが、倒壊した建物や民家に「全壊・半壊」張り紙をされているところが多くあり、復興にはかなりの時間を要するよう感じが見て取れました。



【豪雨災害で河川が氾濫し橋台と橋桁が流失】



【地震災害の土砂崩れにより道路の形状が分からない状況】



【地震災害による法面崩壊で道路が流失】

派遣者自身が担当した業務概要

私は橋梁担当で赴任したのですが、実際は市内の輪島地域を5分割した担当区域と橋梁の6班で担当を分担することとなり、私は市街地区域と離島の道路担当で配属されました。しかし、橋梁担当が1人しかおらず、仕事が大変であることから、派遣職員全員で数橋を分担することとなり、私は市街地に架かる5橋梁の担当となりました。

市街地区域は、範囲が狭いですが路線数が多く、住宅沿いの路線がほとんどで、幹線道路は交通量が多いことから、車に注意しながらの調査であったため、非常に困難でした。また、離島は港も被害を受けており、定期船が運休していたことから、



【舳倉島（へぐらじま）での現地調査】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

道路・橋梁・河川の災害復旧等

詳細調査が行われていませんでしたが、1年半ぶりに定期船が再開したことから、土木課の派遣職員のお手伝いをいただいて、現地調査を行いました。

業務内容は、査定を受けた路線の殆どが、簡素化または超簡素化された査定のため、全路線の再調査が必要でした。市街地区域の調査件数は409件で、調査内容を図面に起こす作業、重要変更の対象となる路線は重要変更の資料作成、水道・下水道等の地下埋設物の影響で路面工事ができない路線は、路側にある構造物を中心とした工事発注業務、そして、発注した工事の監督員としての業務に携わっております。また、委託した路線と橋梁の業者との調整作業や、橋梁で委託していない路線（市街地13橋、隣接地区15橋）の現地調査など、多岐にわたっての業務を行っているところです。

さらに、簡易な路面補修作業も逐次行っています。



【触倉島で地震災害による津波被害】



【簡易路面補修の状況】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

初めての輪島市での業務、土地勘も無いため現場を覚えるのに一苦労しました。前年度からの派遣職員がチーフとなっていたことから、現場までの車の運転はお任せ状態。今年の夏は特に暑く、現地調査がきつかったです。当初、市街地区域は件数が多く現地調査の先がなかなか見えないことから、早めに他地区の応援をいただきながら作業を進めました。

内業は、慣れないパソコンを使いながらの作業で、使ったことのないCADソフトや積算システムを覚えなさいといけないのが大変でした。



【国土交通省の指導による被災橋梁補修を派遣職員で実施】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

慣れない輪島市で現地調査を行う事に不安がありましたが、現地調査を行っていたら地域住民から「何をしているの」と聞かれ、道路災害の調査をしていますと答えると「ご苦労様です」と言われることが度々あり、地域住民の早期復旧を望んでいる気持ちがひしひし伝わってまいりました。少しは被災地の役に立っているのかなと感じたところです。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣で感じたことは、大規模な災害で早期に復旧することの難しさです。

災害の発生⇒住民が避難⇒最低限の生活基盤を確保⇒現地調査⇒災害査定⇒復旧、という大まかな流れで、我々土木技術職が行う作業は、現地調査から復旧工事を進めなければなりません。今回派遣された輪島市土木課では、派遣している自治体によって派遣期間が3か月から2年とまちまちなのですが、半年未満の短期間では、前任者からの引継ぎ内容を整理しながら、生活に慣れること、業務の

システムを覚えることで精いっぱいであると感じました。

今後の都政で大規模災害を想定するのであれば、長期間の派遣を考えその中で他自治体からの派遣職員との交流の中で業務のノウハウを構築し、災害業務のスキルを高めたチームリーダーとなる職員を多く育てることが必要ではないかと感じました。



【輪島市土木課の課員及び派遣職員のみなさん】

田中 幸雄（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和7年12月31日）

派遣当初の状況

【派遣当初の職場の状況】

配属された土木課は本庁舎南側に設けられた仮庁舎（プレハブ）に農林課とともに入居しており、道路管理係は輪島市職員3名（課長補佐兼係長、主査、技師補）、派遣職員13名が配置され、派遣職員2～3名/地区でそれぞれ市内5地区（門前地区除く）の復旧業務を担っている。

配属当初は前年度の各災害査定済箇所の詳細な調査を行いその結果に基づく重要変更手続きなど調査、資料作成を主な業務として行っていた。

【被災地や当時の住民の状況】

○派遣当初の被災地の様子

市内では建物の解体が盛んに行われていて朝のコンビニはその作業員で混雑し各地のナンバーの作業車両が多く往来していた。国道県道など幹線道路は概ね通行は可能であったが工事中の仮設道路や仮復旧箇所が多く、加えて解体資材と思われる落下物を見かけることも多く通事情形が悪いとは言えない状況であった。住宅地内の道路は応急的な補修がされたところや排水施設などは被災状態のままがほとんどで復旧工事は行われていなかった。被災規模が大きすぎて、道路だけではなく生活インフラの被災状況の全容が把握できていない状況であった。

○住民の状況

住民と接する機会がほとんどなく公務で住民の様子を知り得ることはなかったが、派遣当初から輪島市社会福祉協議会の災害ボランティア活動に輪島市民の立場で参加し、協議会の多種多様な活動を通して住民の方々と接する機会を得て現場で見聞きすることで被災状況の一端を知ることができた。震災から1年以上経過して外観的には被災が少ないように見えても家屋内は震災当初の生活できない悲惨な状態のままの家屋が残っている状況であった。住宅に面する道路施設も被災してその大雨対策を要する場合でも被災は自分だけではないとの思いで市役所に要望することなく自分でその対策をされるなど、公私ともに復旧が進まない事に心身ともに疲弊されているのが伝わってきた。

派遣者自身が担当した業務概要

○市道の災害復旧業務

- ・ 道路施設及び橋梁被災状況の詳細調査
- ・ 災害査定的重要変更協議資料作成
- ・ 大規模被災箇所の調査設計委託業者との設計協議
- ・ 設計委託業者との現場立ち合い
- ・ 豪雨時の現場調査
- ・ 豪雨による災害査定資料作成
- ・ 市道復旧工事の設計積算業務

○住民からの陳情対応

- ・ 陳情内容の確認
- ・ 簡易な陳情箇所の応急復旧



【派遣職員が居住する仮設宿泊所の全景
（令和7年4月19日撮影）】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○大規模な復旧箇所状況と委託業務の全容を把握しきれていなまま業者と設計協議を行うことがありその設計方針に至るまでに時間を要した。

→協議後できるだけ早い時期の現場の状況を確認するように努めた。

○復旧業務にかかる多種多様な資料の把握と活用までに時間を要した。

→実務を進めながら既存資料の確認を行った。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

数多くある復旧路線の一路線の一つの業務過程の節目（重要変更など）を超えることに小さな安堵感を感じることができた。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

土木職（生活インフラ）関連として

効率的な組織構成について日頃から研究しておく必要があると考える。

- ・各期間（被災当初～復旧業務～復興業務）に応じた組織構成
- ・生活インフラ（道路、河川、上下水道、電気など）復旧をコントロールする統括者（プロパー、所在府県の職員、他府県の職員）をどうするか
- ・各インフラ選任の統括者（プロパー、所在府県の職員、他府県の職員）の配置
- ・派遣職員の配置・・・派遣期間、業務経験年数などが異なるため効率的な業務のための配置
派遣されてくる職員は派遣元で役職につくような中堅職員は少なく経験年数が浅い若手職員が派遣されてくる傾向にある。これら派遣職員を想定した有効な配置を検討する必要がある。
- ・被災地自治体の被災規模、財政規模や職員の職種人数などその事情により、機動力や組織構成力はまちまちであるが、有事の際の効率的な組織のあり方及び各他府県からの統括者の派遣制度などを研究し提言する必要があると思う。



【河原田地区内市道地質調査業者との現場立ち合い状況（令和7年6月11日撮影）】

市道左谷側のり面が崩壊、右側のり面崩壊し倒木により通行不可状況



【三井地区内市道 両側のり面崩壊による通行不可箇所、現場調査（令和7年10月15日撮影）】



【三井地区内市道 手前路面崩壊及びその先のり面崩壊で通行不可、現場調査（令和7年11月6日撮影）】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

道路・橋梁・河川の災害復旧等

原 康夫（総務局任期付職員／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

4月第一週は東京都庁での研修と派遣先の輪島市への移動で、輪島市役所には4月7日に登庁しました。勤務先は輪島市建設部土木課で、市役所本庁舎から少し離れたプレハブ仮設庁舎2階に道路管理係、河川係、急傾斜地係の3係があり、私は河川係に配属となりました。土木課は管理職を含め総勢35名で、約9割が全国自治体からの派遣職員で構成され、平均年齢は30歳代でとても活気のあるイメージでした。



【市役所本庁舎】



【仮設庁舎】



【市役所前の欄干】

配属されて1週間程は担当する河川の被災現場を始め、輪島市内各所の被災現場を訪れました。

被災現場の様子には大変衝撃を受け、これから復旧事業を担当することを想うと、心が折れそうになりました。



【地震による大規模崩壊】



【豪雨による河川被害】



【地震により岸壁が隆起】



【地震により道路が崩壊】

派遣者自身が担当した業務概要**① 災害査定資料の作成**

輪島市は、令和6年1月の能登半島地震と同年9月の豪雨により、河川に甚大な被害を被りました。これら被害の復旧は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国費を導入しますが、国費の導入には被災自治体が国に申請し、法に基づく査定を経る必要があります。この査定申請は既に令和6年度に申請及び査定が完了しておりますが、簡易的な申請であるため、被災護岸の延長や堆積土砂の延長の数量を精査し、国と変更協議を行い承認してもらう必要があります。

国との変更協議のため現場調査を行い、資料を作成しました。現場調査は足場がとても悪く草木も繁茂し、今年の夏は猛暑により大変過酷な作業でした。

また、災害査定は経験がなく、資料の作成にも苦労しました。

② 担当河川の災害復旧工事

地震及び豪雨により土砂で流路が埋まっている河川のうち、民家等が近接している河川は最優先で土砂を取り除く工事を行いました。工事の監督員として現場で施工業者と立会いや地元住民と調整を行いました。また、令和7年8月10日の降雨により、工事中の河川両側の山の斜面が崩れ河川が埋まってしまい、流路確保のため土砂を撤去し護岸に土のうを設置する緊急対応を行いました。

**とくなりやち
輪島市町野地区徳成谷内川**

【大雨前（令和7年8月6日）】



【大雨後（令和7年8月11日）】



【大雨後（令和7年10月28日）】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

私は年齢が60歳を超えており、同僚のほとんどが自分の子供よりも若く、コミュニケーションを取るのにはとても苦労しました。

また、災害査定業務については、これまで経験がなく理解するのに大変苦労しましたが、経験豊富な同僚のサポートにより何とか進めることができました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

舘ひろし主演映画「港のひかり」のトークショー&試写会に参加しました。インターネットで参加者を募集しており、応募したら運よく当選して入場券をゲット。舘ひろしをはじめ、出演者を間近で

見ることができました。当映画は能登半島地震の発生前に輪島市や富山県でロケが行われました。舘氏が日本で一番最初に輪島市で試写会をしたいという強い思いから実現しました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回私が担当した災害査定業務は、大地震や豪雨災害が発生した直後から実施されるもので、今後、首都直下型地震が発生した場合を想定し、災害査定業務が迅速かつ正確に行えるように研修等を充実させることが重要と考えています。

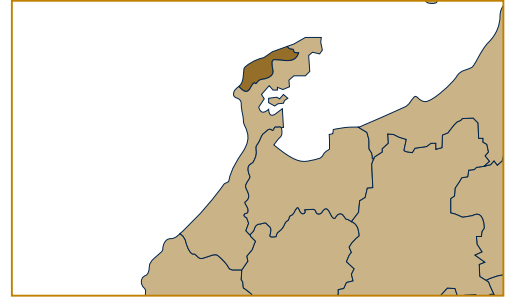
輪島市

建設部まちづくり推進課

稲田 貴大（都市整備局）

石川 遼太（都市整備局）

武田 安功（都市整備局）



稲田 貴大（都市整備局／派遣期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

【組織の業務内容】

都市計画、建築基準法、港湾、都市公園及び市営住宅の管理、景観行政に関する業務

【組織の規模】

所属していた建設部まちづくり推進課は7名の輪島市職員及び7名の派遣職員の合計14名で構成されている。

派遣元自治体は東京都1名、大阪府1名、東京都江戸川区1名、神奈川県川崎市1名、大阪府大阪市1名、大阪府堺市1名、兵庫県明石市1名である。

所属（課）	輪島市職員	派遣職員	合計
まちづくり推進課	7名	7名	14名

派遣当初の状況

令和6年1月1日の地震から1年と4か月、奥能登豪雨からは7か月程度経過していたが、市内のいたるところで震災の爪痕を確認することができた。豪雨前に現地入りした時と比べ、倒壊している住宅は公費解体により減少しており、それに伴う更地がいたるところに存在していた。

火災の被害にあった輪島朝市は完全に更地となっていた。



【更地となった朝市（令和7年4月時点）】



【地震による土砂崩れのあった袖ヶ浦北部の道路（令和7年5月時点）】

公共施設の災害復旧等

派遣者自身が担当した業務概要

耐震化や土砂災害特別警戒区域からの移転に係る費用等への補助金処理、建築基準法に基づく手続きに関する業務、災害公営住宅の計画に関する業務を行った。

窓口や電話対応が業務の大半を占めており、震災により住宅が全壊や半壊となった方が再建するための補助金の相談や、制度の説明を行った。

また、特定行政庁は石川県であるが、建築の確認申請に係る申請受付及び都市計画や道路情報は市で行うため、それらの照会・受付を行い、さらに災害公営住宅を市で建設するにあたり、整備の方針、整備に係る要領の作成などを行った。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

前年度は被災者への補助金、支援金の大部分を当課で担っていたこともあり、職員の負担が甚大だった模様で一つ一つの事務処理の流れが整理されておらず、同日に赴任した同僚と探りながらの事務処理であった。赴任当初は各担当に分け、それぞれの制度に関する事務処理フローを作成し共有することで、派遣で人が替わったとしても容易に業務内容が把握できるよう資料の整理を行った。

所属課以外でも様々な補助制度が存在しており、窓口に来る住民の方に適切な窓口を案内できるよう他課の制度も大まかではあるが把握をした。職員もそれぞれ他課の補助制度を知ると共有しあうようにしていた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

赴任初日に、プロパーの職員と新規派遣職員で自己紹介を行う場面があった。今働いている職員の多くが、自身も被災しながらの業務を行っていること、その中でも復興にかける強い想いを聞いたうえで、「全力で力を貸してほしい」という言葉をいただき、派遣職員の気持ちが一段と引き締まった。

また、窓口で住民の方の対応をしていると、住む家がなくなってしまった方など、現在仮設住宅等に居住している方と話すことが多く、話をしていると、派遣で来ていることについて感謝の言葉が言われることが何度もあった。本人たちが一番つらいにも関わらず「ありがとう」や「頑張ってるね」などの優しい言葉をかけてもらうことで、派遣に手を挙げてよかったなという気持ちと、より住民の方のために働きたいという気持ちになることができた。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が行った業務の大部分は、東京都の場合、区市町村が行っていく業務であると思う。しかしながら、現場での苦労や、住民一人ひとりの状況が異なり、対応してあげたいけれど制度上対応してあげられない人等が複数いた。その時に、今回経験した現場の空気感や困ったことを思い出しながら自治体から上がってくる要望をうまく吸い上げて臨機応変に対応できるようにしたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

建築物の耐震化を進めることの重要性を現場で確認できたと思う。住宅は地震の被害を受けると、被災状態によって全壊、半壊、一部損壊といった形で判定され罹災証明書が発行される。輪島市では一般に半壊の判定が公費解体の対象や、さまざまな補助金・交付金の対象を分ける大きな基準となっ

公共施設の災害復旧等

ている。住宅の耐震化の実施は個人判断であることの難しさや、住宅は個人資産でもあるため、公費をどこまで入れるかという議論はあると思うが、震災後に多大な公費が注ぎ込まれることを考えると、事前の対策をより推進していくことが必要であると感じた。

最後に、慣れない土地への派遣であり不安もありましたが、輪島市の職員や他自治体の応援職員の支えがあり、3か月という短い期間でしたが元気に業務を遂行することができました。心より感謝申し上げます。一日でも早い輪島市の復興を願っています。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

公共施設の災害復旧等

石川 遼太（都市整備局／派遣期間：令和7年7月1日～令和7年9月30日）

派遣当初の状況

地震後1年半、豪雨災害後約10ヶ月での派遣であり、市街地でも電柱の傾きや建築物の崩壊がみられたものの、傾きの修正や解体作業が進められており、復興に向かい着実に進んでいる状況であった。また、派遣された時期が公費解体の受付が終了して1か月の時期であり、倒壊した建築物の解体が着々と進められている段階であった。そのため、空き地となっている敷地も多くみられたが、新築の建築確認申請等の手続きも件数が増えていることから、新しく家が建ち並ぶ事が期待される状況である。

一方で、市街地内でも擁壁の崩壊した箇所の修復が着手できておらず、豪雨災害による土砂崩れでの道路通行止めの箇所が未だ見られていた。また、工事業者が足りておらず、住宅の修理も業者が見つからない状況であり、復興まではまだ時間がかかる見込みである。



【市街地（市内中心部）電柱傾斜の様子（7月1日撮影）】



【市内土砂崩れ様子（7月15日撮影）】

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

輪島市建設部まちづくり推進課は、輪島市における都市計画や建築基準法の業務に関する事、景観行政に関する事のほか、移住定住、マリンタウン整備、都市公園に関する事を担当している。また、能登半島地震及び奥能登豪雨に対する応急修理や宅地復旧といった補助金制度や、災害公営住宅の計画発注等を行っている。

課の人数は14名であり、そのうち7名は他自治体からの被災地派遣職員である。派遣元自治体は東京都、大阪府、江戸川区、川崎市、大阪市、堺市、明石市であり、各1名ずつ派遣されている。



【輪島市まちづくり推進課執務室の様子】

派遣者自身が担当した業務概要

輪島市において担当をしていた業務は以下の通り。

1. 建築確認申請等の受付業務

建築確認申請の他、長期優良住宅や低炭素建築物の認定や仮設建築物の申請について受付を行い、建築主事(石川県奥能登土木総合事務所)及び消防署へ、審査や同意を依頼し、確認済や審査完了書類の返却等を行った。また、確認申請に係る質問対応等を行った。

2. 補助金申請業務

応急修理制度、耐震化促進事業、土砂災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業費補助等の補助について、住民に説明するとともに、申請受付、補助金交付を行った。

3. 災害公営住宅の発注業務

町野地区における令和9年度の完成に向け、発注の要綱や仕様書の修正等を行った。また、整備事業者に対して、公募前事前説明会を実施した。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

・苦労したこと

建築確認の受付、補助金申請、その他窓口対応等、業務が突発的に発生することもあり、また建築確認については法律で定められた期限内に確認結果を申請者通知する必要があるため、業務の優先順位や期限を逐一確認しながらの業務となった。

・工夫したこと

補助金の相談や申請について、条件によっては補助金が交付できない場合もあるため、説明の際には資料やホームページを印刷したものに印をつけるなどして分かりやすく、注意点をお伝えするよう努めた。また、補助金が交付できない場合でも、別の補助制度で適用できる場合もあるため、ただ単純に「できない」と言うのではなく、同僚にも相談しながら、適用可能な補助制度の模索を行った。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

住宅再建予定の住民の方が、建築予定地の都市計画や建築基準法上の制限について聞きに窓口に来られた際、補助金受給の条件に合致していたが、住民の方が知らなかったため、該当する補助金について説明を行った。すると、是非補助金をもらいたいとの事で、補助金の申請をして受給できる運びとなった。補助金制度自体は広く周知をしているが、住民の方々が把握できていない補助金もあり、受けられるにも関わらず補助金が受け取れなくなってしまう事を一人でも防げたことに対して、やりがいを感じられた。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

輪島市においては、基礎自治体という事もあり、補助金の申請を直接扱ったり、市民や業者から直接意見や要望を伺ったりする機会が多くあった。また、同じ補助制度であっても、他市と制度運用に差異が生じる事もあった。

都でも、補助金業務など扱う事や都民の意見要望を聞く事はあるが、広域自治体であるため、市区

公共施設の災害復旧等

町村等基礎自治体の調整やとりまとめ等も業務として存在する。基礎自治体での派遣の経験、特に災害後の復興期での派遣の経験は、調整やとりまとめの業務において相手方の仕事への理解にもつながり、今後の都政にも活かせるため、輪島市での派遣の経験をこのような場で是非とも活かしていきたい。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

買取型災害公営住宅はまだ事例も少ない状態であり、また今回輪島市では現時点での入居希望者数をアンケートで把握していたが、要求される住戸数はなかなか決まらず、公募まで進めない状況であった。そこで、公募後のスケジュールがスムーズに進行できるように、受注を希望する事業者に向けて、公募前事前説明会において、公募時期や手続きについて事前公表を行った。

将来発生するであろう首都直下地震等でも、復興段階での混乱により、復興が進まない状況でも、上記のような柔軟な対応を行った経験やノウハウが状況打開に活用でき、ひいてはその状況を見越した災害対策に活用できると思われる。

今回、公務員としての経験が浅いながらも被災地派遣を経験し、都とは異なる業務に携わり、被災地の状況を肌で感じる事ができ、非常に刺激的な経験であった。今後、今回の経験を都の業務でも十全に活用していくとともに、引き続き被災地復興の応援をしていきたい。



【買取型災害公営住宅（町野地区）建設予定地】



【建設予定地現場確認時の様子】

武田 安功（都市整備局／派遣期間：令和7年10月1日～令和7年12月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）**【建設部 まちづくり推進課の構成】**

- ・建設部は2課で構成 土木課・まちづくり推進課
- ・まちづくり推進課は5係で構成

① 都市計画係 ② 建築係 ③ 空き家対策係 ④ 移住定住係 ⑤ 港湾利活用推進室（推進係）

- ・まちづくり推進課の職員数 14名

所属（課）	輪島市職員	派遣職員	合計
まちづくり推進課	7名	7名	14名

- ・派遣職員の派遣元自治体

東京都、大阪府、神奈川県川崎市、大阪府大阪市、大阪府堺市、東京都江戸川区、兵庫県明石市

【まちづくり推進課の事務分掌】

- ・都市計画の業務に関すること。
- ・都市公園及び市営住宅の管理に関すること。
- ・景観行政に関すること。
- ・建築基準法の業務に関すること。
- ・移住定住に関すること。
- ・港湾に関すること。

【まちづくり推進課の業務内容】

① 都市計画係

都市計画法に基づく計画・企画に関すること（都市計画法）、都市計画公園の設計・監理等整備に関すること（輪島市都市公園条例）、審議会の招集、提出議案の取りまとめ（輪島市都市計画審議会条例）、市街地再開発事業に関すること（都市計画法）、土地区画整理法の事業の調査及び実施に関すること

② 建築係

建築物確認申請受付事務に関すること（建築基準法）、公営住宅の建設・市営住宅環境整備に関すること（公営住宅法）、景観に関すること（輪島市景観条例）、景観審議会の招集、提出議案の取りまとめ、耐震改修の促進に関すること、公共施設の営繕解体設計に関すること

③ 空き家対策係

空き家に関すること（空き家等の適切な管理に関する条例）、空き家等活用推進協議会に関すること、空き家・空き地データベースに関すること、行政代執行の債権権利および実施に関すること（行政代執行法）、略式代執行の債権管理および実施に関すること（空き家対策特別措置法）

④ 移住定住係

移住定住の支援に関すること

⑤ 港湾利活用推進係

輪島港マリンタウン活性化協議会の事務に関すること、客船の受け入れに関すること

公共施設の災害復旧等

派遣当初の状況

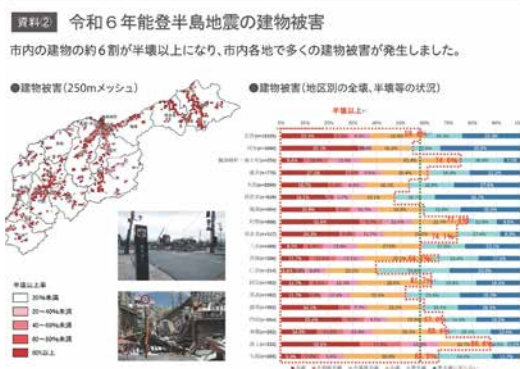
まず始めに、輪島市の概要として、市面積約426km²、人口約21,000人（うち高齢者半数）となる規模で、能登半島の北西部に位置し、金沢市（県都）から約100km離れています。「輪島塗」や「輪島朝市」、「白米千枚田」などの地域文化・伝統工芸・豊かな自然を有する自治体であり、地理的特性としては、山地が市面積の約78%を占め、平野が少なく東西に連なって日本海に面しています。そのため、生活基盤が海岸線の低地に多く存在し、山間部に集落が点在しています。

そのような場所で、令和6年元旦に輪島市で震度7の「令和6年能登半島地震」及び令和6年9月に「令和6年奥能登豪雨」の二重災害を受け、輪島市全域に未曾有の壊滅的な被害をもたらしました。

被害状況としては、古い民家が多く、市内の建物の約6割が半壊以上となりました。また、山間部や海岸際の道路では土砂崩れや道路陥没により大きな被害が発生しました。その被害により、集落が孤立し、また金沢市からの道路も寸断され、救助活動が難航しました。避難時や避難所も高齢者が多く苦勞しましたが、幸いお正月ということで、若者が帰省していたことが、不幸中の幸いだったと聞いています。豪雨時には、地震で亀裂の入った部分に水が流れ込み土砂災害を起こし、復旧したところが再度通行止めになり、市街地の低地部では、床上浸水を起こし、仮設住宅にお住まいの方々も二重に被害に遭われました。

現況（派遣当初）としては、震災から1年9ヶ月が経ち、公費解体などによる解体が進み、輪島市では、解体申請12,461件中、10,741件の解体が完了となっています。公費解体は、一部の建物を除いて10月末の完了を目途に進められていましたが、想定より解体申請件数が多く、12月末までに修正いたしました。このような状況の中でも、官民一体となって力を合わせ、着実に解体工事を進め、再建に向けて進んでいます。

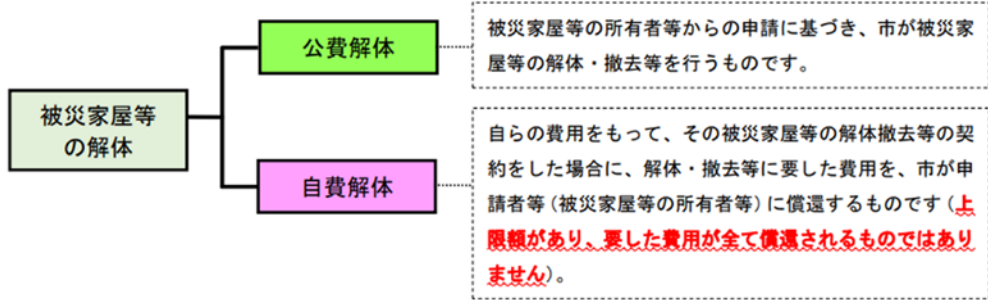
街並みについては、電柱が傾いていたり、道路が陥没していたり、倒壊した建物が残っていたりと、震災の傷跡が多く残っていますが、国道や県道の主要な道路の復旧が進み、輪島市内各地へは移動できるようになっています。また、解体された跡の空き地も多く、新築建物も一部見ることができます。しかし、未だに道路に関しては通行止めや片側通行の場所が多く、山際ではがけ崩れのままであったり、海岸にはガレキの山が散乱していたりと、まだまだ全体整備には時間がかかりそうです。



【輪島市復興まちづくり計画抜粋 2025.2.6時点】

このような状況ではありますが、各所で道路整備やのり面復旧を行っており、仮設店舗などでの出店もあり、一歩ずつ前進し、復興に向けて進んでいることが見受けられます。

【家屋解体（公費解体・自費解体）】



【公費解体などの概要図】



【輪島市門前地区付近（国道249号線沿）】



【輪島市町野地区付近（山間部土砂崩れ）】



【輪島港付近（市道トンネル通行止め）】



【曾々木海岸付近（国道249寸断により迂回道路）】



【輪島市街地（歩道 マンホール隆起）】



【輪島市街地（歩道 被災）】

公共施設の災害復旧等

これからの輪島市については、この災害をきっかけに、災害前よりもっと魅力的で、安心して暮らせる輪島市を創りあげると宣言し、輪島市民が一丸となって日々復興に向けて生活をしています。

輪島市では、「復興まちづくり計画」を策定し、令和7年4月から令和17年3月までの概ね10年間の期間で、段階的（復旧期→再生期→創造期）な創造的復興を目指しています。

現段階は、令和8年度まで（発災後3年を目途）の復旧期となり、復興の基盤を構築しています。復旧期の具体的な取組みとしては、下記①～⑤となります。

- ① 住民が一日でも早く普段の生活を取り戻せるよう、基本的なインフラの整備
- ② 壊れた家屋の修復への支援や災害公営住宅の提供をし、住民が順次安心して生活できる環境整備
- ③ 農林漁業については、生産設備の復旧に伴い生産再開が進み、日々の生業と地域経済の再建
- ④ 商店や輪島塗等、地元経済の要となる施設も再開が進み、にぎわいを取り戻す
- ⑤ 子供たちが様々な学び、体験にチャレンジしながら成長できる教育環境や遊び場等の確保

この①～⑤の取組みを進めるため、私たち派遣職員も、輪島市職員と一体となり、輪島市の復興に少しでもお力になれるよう、また1日でも早く復旧が進むよう、業務に取り組んでいます。

派遣者自身が担当した業務概要

輪島市建設部まちづくり推進課の業務としては、主として、上記②の「壊れた家屋の修復への支援や災害公営住宅の提供をし、住民が順次安心して生活できる環境整備」に取り組む業務を担っています。

その中で、私が担当した業務は、5つあります。

1つ目 土砂災害特別警戒区域内において、地震による住宅被害で再建（移転・建替）が必要になった被災者に対し、住宅の移転に要する費用や現地建替に要する費用（上限300万円）の一部を支援する事業となります。危険な区域に住まわれている方が、安全で安心して住むことができる場所に移転してもらうように補助します。住民の方自身も、自分が危険な区域に住んでいるのかどうかもわからなく、移転先も安全な場所かどうかもわからないことが多いので、その都度「石川県土砂災害情報システム」で確認して、お伝えしています。

被災住宅再建支援事業 罹災証明書 個人

レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域内）に区域指定前から居住し、被害程度が半壊以上の罹災証明書の交付を受けた被災者に対し、住宅の移転または現地建替を支援します。

対象経費

- ①住宅移転費支援事業 レッドゾーン(特別警戒区域)又はイエローゾーン(警戒区域)以外への移転(住宅除去、移転、建設、購入費等)
- ②住宅補強費支援事業 現地での建替(住宅補強工事費用及び設計費用)

土原費

- ①300万円 被災住宅を除去し、移転先が石川県内であること
- ②150万円 対象経費の1/2

お問い合わせ まちづくり推進課 ☎ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156

【復興支援ガイドブック抜粋資料】

2つ目 震災・豪雨により被災した宅地復旧に要する費用に対し補助金（上限約950万円）を交付することで、被害からの早期復旧と被災者の負担軽減を図ります。宅地復旧は、擁壁工事や地盤改良工事、建物傾斜修復工事と工事費が高額になることが多く、自立再建するためには重要な補助事業となります。原則、被災前の現況復旧であるため、被災前の状況と復旧工事内容に相違が無いか審査します。不慣れた住民の方や業者の方も多く、説明して資料を準備してもらうのに時間を要します。また、工事内容と見積り額が宅地復旧工事に該当しているか確認する作業も慎重に行います。

被災宅地等復旧支援事業 個人

地割れ陥没・擁壁転倒など、地震によって大きな変状が生じた宅地の原状復旧や地盤改良工事のなどに要する費用を支援します。

対象工事

- ①のり面、宅地、擁壁の復旧工事
- ②液状化の再度被害防止のための地盤改良工事
- ③住宅基礎の傾斜修復工事

※傾斜修復工事は「住宅耐震化促進事業」とどちらかの制度を選択。

助成金額 最大958万円

お問い合わせ まちづくり推進課 ☎ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156

【復興支援ガイドブック抜粋資料】

公共施設の災害復旧等

3つ目は、新耐震前に建築された木造住宅及び令和6年度能登半島地震により被災した住宅の耐震化を促進するための補助（最大180万円）事業となります。令和6能登半島地震をうけて、輪島市耐震改修促進計画の改定を行い、建物の耐震化にむけた取り組みをより一層進めていく業務となります。震災後は、被災した建物も、耐震診断を行い耐震性が無いと認められた建物に耐震改修工事費の補助金を支払います。耐震改修については、建築の知識が多く必要となり、図面確認や耐震計算の審査を行います。

住宅耐震化促進事業 個人

被災前よりも地震に強い住宅に再建するため、住宅所有者が実施する耐震改修や傾斜修復などを支援します。

対象工事
住宅所有者が実施する耐震改修工事や傾斜修復工事
※傾斜修復は「被災宅地等復旧支援事業」のどちらか一方を選択。

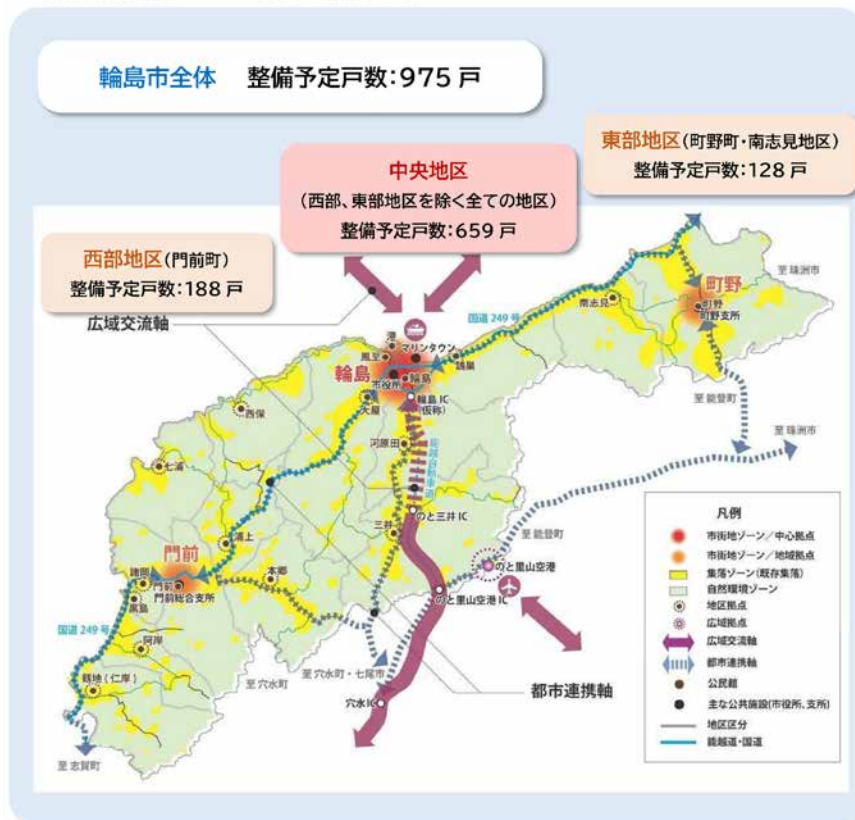
助成金額 最大180万円

お問い合わせ まちづくり推進課 ✉ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156

【復興支援ガイドブック抜粋資料】

4つ目は、令和6年度能登半島地震・豪雨により住宅を失い、自ら住宅の確保が困難な方に安定した生活を確保してもらうために、災害公営住宅を整備する事業となります。現状仮設住宅に住まわれている方も多く、仮設建築物の存置期間は原則2年と定められています。そのためにもできる限り早期に安心して暮らせる住宅を提供するため、早急に事業を進める必要があります。しかし、整備する土地の確保から、住宅の整備する戸数、構造規模、事業者発注方式、建物管理方法、バリアフリー対策、入居者の選定方法など決めることが山積みです。国費も入り、無駄の無いよう、住民アンケートをとって意向確認も行う必要があります、さらには、今後の人口減少など社会的背景も把握して進める必要があるため、短期間に多くの確認・調整作業を行う必要があります。

■将来都市構造（復興まちづくり計画）と整備予定戸数



※災害公営住宅の申込数によって、整備予定戸数は変更する可能性があります

【輪島市災害公営住宅整備方針抜粋資料】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

公共施設の災害復旧等

5つ目は、日々の輪島市の日常業務で、石川県への建築確認申請や長期優良住宅申請などの受付業務や、民間審査機関からの照会対応業務などがあります。震災前は、建築確認件数は多くて月に5件程度だったものが、公費解体が進み、再建による新築物件が増えたため、ここ1～2ヶ月の間に急速に4倍程度増加しています。その他補助申請件数も2～3倍程度増加しているため、復興に向けて進んでいることを実感できます。しかし、その反面、業務量が多くなり、職員の負担も増えています。

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

輪島市の職員は震災後約10%以上の方が退職されており、市職員の業務負担が非常に多くなっています。中長期派遣職員も全体の10%以上おり、各部署での派遣職員の負担も多くなっています。

また、他自治体からの派遣職員の多くが年度単位での派遣支援となっており、新年度には派遣職員がほぼ全員入れ替わるため、その時期は市職員の苦勞もさらに大きいと思われます。私の派遣元の都市整備局では、3ヶ月毎の派遣支援であるため、さらに入れ替わる期間が早く、業務を覚えた頃に派遣が終了してしまうような状況です。ただ、どこの派遣元自治体も人が少ないところで派遣支援をしているのが現状であり、私の派遣元の所属部署も、いろいろと重なり、退職者が多い状況での派遣であったため、3ヶ月という期間でも、大きな負担がかかっています。

そのような状況で私がまず出来ることは、少しでも輪島市職員の方や他派遣職員の負担にならないよう、派遣元の業務を極力整理して早期に引継ぎを行い、前日から輪島市役所に行き、前任の方に現地で対面による引継ぎをしてもらうことで、効率よく引継ぎをしてもらいました。そのおかげで、初日からなんとか業務に取り組むことができました。それでも、補助事業内容や新しい職場での細かな業務など、覚えることは多岐にわたるため、多くの時間を要し、残業も多くなりました。ただ、その結果業務には早目に慣れることができました。また、3ヶ月だけの派遣期間とのこともあり、輪島市のためにとの思いで頑張ることができました。業務を通じ、派遣先で思ったことが、業務量が多い中で、丁寧な対応ではあるが、所管元ではないことにも多く時間を割いているように感じました。そのため、各相談先や、協議先のリストを作成しました。それをもとに住民の方を案内することで、私たち職員も、住民の方に対して的確で迅速な対応ができるようになりました。また、お昼時間についても、業者の方が来庁されて、お昼を取れない職員も多くいたため、事業者へ、お昼時間での来庁を控えるようなアナウンスや看板を掲示することで、職員の休息を確保し、結果業務効率アップに貢献できたと思っています。最後に、派遣職員よりも市職員の方々のほうが重要で大変な業務を負担していることが



【三重県社会基盤整備協会の視察状況】



【北陸地方整備局からの除雪車の贈呈式状況】

公共施設の災害復旧等

多いので、現状の仕事状況を共有してもらい、コミュニケーションを取ることで、私にも補助できる業務を細かく分担し、輪島市全体の事業が進むようにとの思いで取り組みました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

特に印象的だった業務については、災害公営住宅の整備事業となります。

まず、災害公営住宅とは、住まいの再建は自力再建が基本ですが、自力で住宅の再建が難しい被災世帯のために、国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅となります。整備戸数は、入居希望者を確認するためのアンケートを行い、その結果975戸の整備予定としています。建設場所は、輪島市には市街地拠点が3つあり、そこを各中心拠点として整備を進めていきます。各拠点の用地は、買収を行って確保しています。全体的な基本計画は、すでにまとめており、私の業務としては、その基本計画をもとに、関係法令や各整備棟数や構造規模を決定し、スケジュールや全体工事金額を算出し、発注する業務となります。今回の発注方式は、プロポーザル方式によって事業者を決定し、事業者が提案した内容をもとに、協定を結び、工事を完了してから輪島市が買い取りを行う、「輪島市買取型災害公営住宅整備事業」となります。私は、その公募資料の作成を行い、公募、説明会を行いました。営繕業務経験も多いのですが、今まで経験したことのない事業計画であったため、大変勉強となりました。また、公募と同時に団地希望入居者の申込み方法や、抽選方法、申込用紙の作成検討を行い、その業務などを通じて、災害の状況や被災者の状況の理解を深めることができました。特に、仮設住宅での生活をされている方々の実情、各地区の被災状況や防災集団移転地区などを知ることによって災害から今までの経緯を辿ることが出来ました。また、同じ職場で仕事をしていた職員の方々も被災者であり、自宅が半壊していたり、防災集団移転地区に住まわされていたり、家族に不幸があったりと、多大な被害を受けていることを知り、そのような状況でも輪島市のために働いている職員の皆様にも少しでもお役に立てるよう、復興につながるようにとの思いで取り組みました。

職員派遣（令和6年能登半島地震等）

【災害公営住宅】申込登録制度について 20251125作成

災害公営住宅 申込登録制度の目的

- 早い段階で被災に災害公営住宅の入居希望をはっきり決めてもらう。団地が決定することによる安心感、選別が進んでいる。
- 災害公営住宅の団地ごとの詳細な建設戸数が確定できる。
- 仮設住宅での計画移転の促進。（自力再建者以外で行ってもらいやすく、木造仮設転用を周知し計画移転を促進。）

○ 情報提供方法を工夫、潜在的な問題である**種別別災害公営入居（とりえず入居）**家を建てるまでのつなぎを減らす。

災害公営住宅 申込登録制度 運用プラン

申込登録制	内容	備考
申込登録制	● 制度の詳細は令和6年1月に発表。 ● 令和6年1月～3月の2回程度で登録受付 ● 登録を完了して令和8年秋に入居開始を被災者に案内	登録を受けて各団地の戸数が確定し、詳細設計が可能となる
必要書類	① 申込書 ② 居住証明書の写し ③ 居住証明書 写しは 被災者情報簿の写し ④ 申込者の住民票の写し(住民票簿) ⑤ 申込者の所得・課税証明書(税務課) ⑥ 市税滞納がない証明書(税務課) ⑦ 障がい者手帳の写し(該当者ありの場合のみ)	※ ①～③は滞納があっても制度上入居は可能であるが、入居の優先順位を落とす必要があるため
運用のイメージ	● R6.6月来より後は登録を受け付けない。 ● 申込書記入欄(入居人数・希望団地)に「3」を印し「ベスト」団地(ワグナ)の登録を行わない(災害公営住宅は入居できない) ● 登録変更は受け付けない(団地の変更・団地タイプの変更など) ● 登録の取り直しは受け付けない ● 登録により、再建の加算支援金は支給がストップする	変更・取り直しについては、期間満了を取りより認めるが、それを大々的にアプランスしない
その他	● とりえず災害公営申込を控えるため、災害公営入居者は転居住まい再建支援事業の支援対象外とする。 ● 加算支援金は災害公営住宅入居中は申請不可とアプランスする。 ● 入居可能であるが「ワグナ」の申請・印付は無い。同様の内容をデータベース化した。(後々のトラブル防止)	レアケースデータベースは担当部署まで控え、回答と異なる選考とならないようにする。

災害公営住宅 申込登録制度のスケジュール

R7.12月自身の災害公営申請書類以下の情報を被災者に提供

- R8年度の申込登録を見越した情報
- 整備場所、団地ごとの整備棟数
- 家賃(水道、水電費、水道代) ※一部転居印は無い(再建者対象)と必ず示す
- R8.5から申込登録がスタートすることやその流れ(R6.6には入居団地が決定する)
- 申請書類が揃ったこと
- 自力再建を促す情報
- 自力再建、リバを敷、空き地R6など、

【災害公営住宅】申込登録制度 選考方法(案) 20251125作成

令和6年5月 申込登録制度 受付

【制度の周知】

- 令和6年5月に申込登録制度の詳細を広報と公式LINEで発表。
- 詳細は必要者へ申込書・詳細な運用案(登録・入居)は災害公営入居不可・変更不可(注)・届出方法 など
- R7.2月 災害公営住宅 入居希望調査」の調査対象者には申込用紙と制度案内を郵送。
- 市街地で申込用紙配布が、R7.4月をもって完了とする。
- JICAや関係団体の協力を得て、建設団地内での制度説明を開催する。(第2回災害公営住宅入居希望調査のよう)

【受付】

- 期間内最初の窓口でのみ受付。ただし市街地からの申込みのみ郵送可とする。
- 登録受付は2週間、不備している申請書のみを再受付可能とする(当日中に申請書類が揃って戻らざる転居者(注) ⇒ 本人分限以上の場合は、本日に新規登録・入居するのみの最終的な再受付期間とする。(注:転居者も再受付)
- (1)世帯による申込(個人申込)、(2～5)世帯によるまとまった申込(グループ申込)の2つの申込を受け付ける。

選考方法について

(1)制度の選考

- 選考を設ける。対象は防災集団移転地区とする。
- 特定入居枠を設ける。対象は地区拠点(本町周辺地区含む)内居住世帯とする。(今後特定入居枠の枠を詳細に設定が必要)
- 申請時に第三希望団地まで選考する。
- 市街地で、希望する防災集団移転地区又は団地別戸数を上回った場合は抽選とする。
- 抽選においては、特定枠は抽選した。特定入居枠(第一希望団地)のみが先行して行う。
- 抽選方法は、各地区に二つの五を割り当てる。また抽選結果を行い、対象世帯には二つの五を割り当てる。
- 抽選結果を「第一希望」に割り当てる(抽選結果は抽選した順に抽選する)

(2)グループ申込の場合

- グループ申込の場合は、1グループを1世帯として選考する。
- グループ内で、希望する順取りが一つでも無くなった場合は、グループ全体を落選とする。
- そのため、グループ申込では、抽選結果が転居となる。(有、どちらでも、無)
- 抽選に落選した場合は、抽選した順取りの順に抽選する。(有、どちらでも、無)
- 無かつ対応し戸が必要な場合は、抽選した順取りの順に抽選する。
- 抽選の1ラウンド終了の時点で、抽選した順取りの順に抽選する。抽選した順取りの順に抽選する。
- 抽選の結果が抽選した順取りの場合、抽選した順取りの順に抽選する。
- 抽選の結果が抽選した順取りの場合、抽選した順取りの順に抽選する。

(3)選考手順

第一希望 選考

- 特定入居枠のある団地については、特定枠を抽選して抽選を行う。
- 特定入居枠がある団地については、特定入居枠を抽選して抽選を行う。特定入居枠が満了した場合は、その他世帯は抽選とする。
- 抽選結果又は特定入居枠が満了した場合は、その他世帯は抽選を行う。

第二希望 選考

- 第一希望で抽選した世帯又は第一希望で抽選が満了した場合は、第二希望で抽選した順取り、抽選から抽選する。
- 抽選結果又は特定入居枠が満了した場合は、その他世帯は抽選を行う。

第三希望 選考

- 第二希望で、抽選のある団地については、第三希望による選考を行う。
- 抽選結果又は特定入居枠が満了した場合は、第三希望で抽選した順取り、抽選から抽選する。
- 抽選結果又は特定入居枠が満了した場合は、その他世帯は抽選を行う。

抽選イメージ

【災害公営住宅プレゼン資料の一部】

公共施設の災害復旧等

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

輪島市での担当業務では、建築職として同じ業務も多いため、東京都での経験を活かすことができました。また、輪島市での業務は区市町村の業務となり、これからの東京都の業務で各区市町村とのかかわりの中でも、貴重な経験になったと思います。特に感じたのは、職員と住民との距離が大変近いことでした。市民の数が東京都ほど多くないこともあり、どこの誰々さんかということで話が通じることもあり、住民から直接頼りにされている職員の方が多くいました。東京都では、直接的な住民との関係は少ないため、より実務的な業務を経験できたと思います。この経験を活かし、都全域を俯瞰しながらも、一人一人の住民の方々を意識したより具体的で実効性のある施策や計画を立案していき、これからの都政の発展及び防災に貢献していきたいと考えています。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

今回の輪島市派遣業務については、災害復興の大変重要な復旧期の業務に携わることができました。東京都での災害時でも直ぐに活用できる経験だと思っています。ただ、輪島市の場合は、戸建て住宅が多く、高齢者が多いため、東京都のような、事務所ビルや商業ビルが多い地域や、都心の繁華街で若者や外国人などが多い地域など、多種多様な状況への対応が必要であると考えています。人口が多く密度も高いため、災害用の土地の確保も難しいと思います。またその被害も人口が多い分甚大となります。

そのためにも、建物の耐震化、無電柱化、高潮対策、木密対策、避難場所の確保、支援物資の確保など引き続き防災に取り組むことが重要であると考えます。東京で震災が起きた場合の被災状況は想像を絶します。しかし、「災害は必ず来る」、「いつ来てもおかしくない」ことを念頭に、災害対策を意識した防災まちづくりに力を入れて取り組みたいです。

今回の被災地派遣では、被災状況を肌で知れ、災害対応業務に直接携われたことは、今後の東京都で業務を行うにあたり、大変貴重で重要な経験となりました。何よりも、震度7の記録的な地震を経験し、さらに豪雨災害に遭われた方々が、一歩ずつ復興に向けて歩んでいる姿こそが、重要なまちづくりの基盤整備に繋がっていることだと感じました。

最後に、お忙しい中被災地派遣に送り出していただいた職場の皆様と派遣先で温かく受け入れていただいた輪島市職員の皆様、また他自治体からの派遣の皆様には心より感謝申し上げます。



【鹿磯漁港（地震により4m近く隆起）】



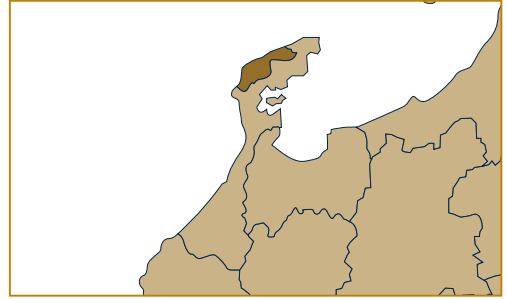
【仮設住宅状況】

輪島市

上下水道局

恩田 雄太郎

（水道局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

輪島市上下水道局では、安全・安心な水道水の安定供給及び快適な生活環境の維持向上を目指し、上下水道施設の整備及び維持管理を行っています。令和7年度の職員の規模は下記の通りです。

輪島市職員15名

中長期派遣11名（下記内訳）

上水：4名（東京都、石川県金沢市、埼玉県さいたま市、三重県津市）

下水：7名（東京都、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県名取市、福岡県福岡市、大阪府吹田市、広島県福山市）

派遣当初の状況

私が派遣された令和7年4月当初は、勤務時間後にも営業している飲食店やスーパー等が多くあり、生活に不便を感じることはありませんでした。道路は多少段差がある所はありますが、市街地ではほとんど車で通行できるようになっていました。しかし、山の方に行くと道路が崩壊して、水道管が露出している箇所もあり、全てを復旧するまでには多くの時間が掛かると感じました。

また、輪島の名所である朝市や地震で倒壊した7階建てのビル等あらゆるところで公費解体が進められていました。解体による給水管の破損が多く、地元の設備業者も手がいっぱいなため、職員で止水対応を行っているような状況でした。



【道路が崩壊して露出した水道管】



【朝市の解体現場】

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

水道の災害復旧等

派遣者自身が担当した業務概要

輪島市の水道は大きく分けて3つの地区（輪島地区、門前地区、町野地区）に分かれており、私は輪島地区の災害復旧事業に係る業務に従事しました。

具体的には、被災管路復旧工事の設計及び工事監督、国交省との復旧工事着手に向けた協議、関連工事の調整会議への出席、他工事に伴う水道管移設補償工事の設計及び工事監督、被災箇所を判定するための漏水調査、漏水通報の対応等様々な業務がありました。



【給水車を利用したの夜間漏水調査】



【破損した給水管の止水対応】

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

災害復旧を行わなければならない箇所はいくつもありましたが、どこから設計を進めて行けばよいかが明確に決まっておらず、何から手を付ければよいのか苦慮しました。国県道や市街地から優先的に復旧を進めて行く計画を立てましたが、ほとんどの箇所が他工事の災害復旧路線と重複していたため、調整を行いながら復旧を進める必要があり、時間を要するような状況でした。そのため、水道単独で復旧ができるような箇所を探し出して、優先的に発注を進めました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

- ・ 輪島市の職員と中長期派遣職員とが一丸となって、漏水対応を行ったり、国交省と協議するための現場写真を撮りに行ったり等、非常に一体感がありやりがいを感じました。
- ・ 白米千枚田の稲刈りのイベントに輪島市のスタッフとして参加させていただきました。イベントには暑い中、色々な地域から多くのボランティアが参加して下さり、全て手作業で行う千枚田の稲刈りは大変貴重な経験となりました。
- ・ 私の前任者や上司、先輩、友人が激励に来てくれたことは非常にうれしく、大変励みになりました。この場をお借りして、心より感謝申し上げます。



【白米千枚田の稲刈りイベント】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

輪島市での業務経験や他自治体からの派遣職員と意見交換することで、東京都とは違う水道の材料や考え方が様々あることを知り、色々と知識を習得することができたので、東京都で活かせるものがあれば取り入れていきたいです。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

災害復旧では、道路や河川、上下水道、電気、NTT等、様々な工事が関連していて、調整に時間を要していると感じました。災害に備えて、関係部署が調整できるような計画・体制作りが事前にできていれば、より一層速やかに復旧が進むのではないかと思います。

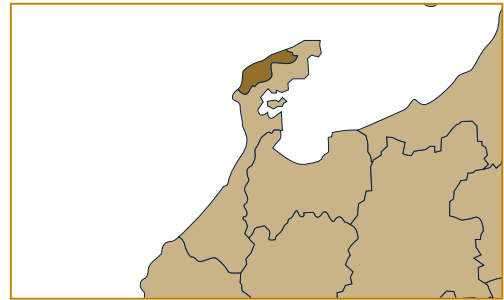
下水道の災害復旧等

輪島市

上下水道局

畝 宏樹

（下水道局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

・輪島市の概要

輪島市は、石川県能登半島の北部に位置する奥能登地域の中心的都市であり、平成18年に旧輪島市と旧門前町が合併し、現在の行政区域を形成しました。

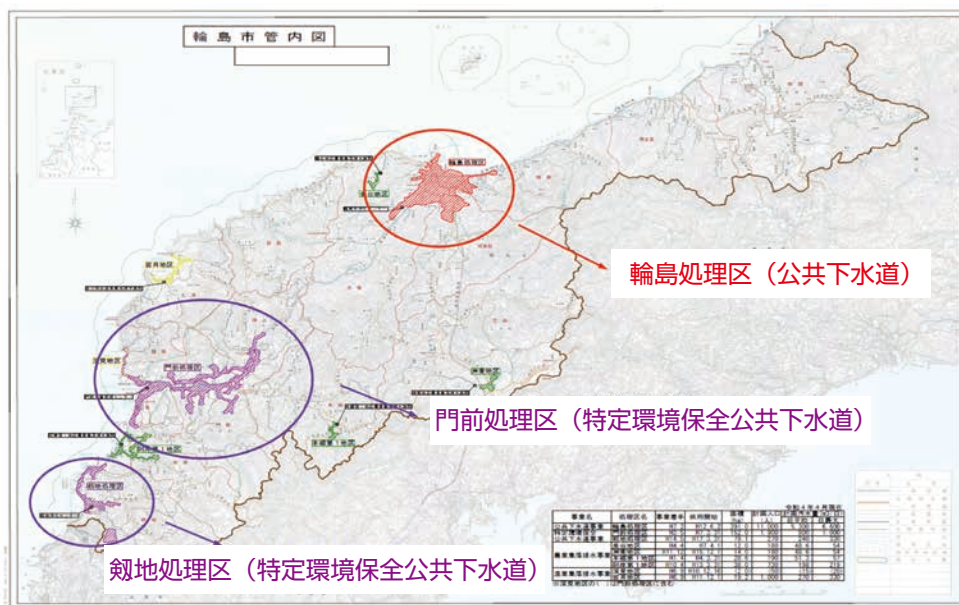
里山里海の豊かな自然や伝統芸能の輪島塗、世界農業遺産に認定された千枚田等の観光資源が地域の特色となっており、およそ426km²の市域に約2万人（令和7年4月1日時点）が居住しています。

・組織の規模

現在、輪島市役所は行政職員が277名、それに対し他自治体からの中長期派遣職員が98名おり、市政を運営しています。（令和7年4月1日時点）

このうち、私が派遣されている上下水道局は市職員14名（上下水道局長1名、課長1名、係長・次長5名含む）、派遣職員11名（下水道7名、水道4名）で構成されており、上下水道局長を筆頭に庶務係、料金係、施設整備係、施設管理係、私が所属する下水道係に分かれています。

上下水道局では輪島市上水道に加え、4つの簡易水道、1つの飲料供給施設を公営の水道事業として運営しています。また下水道では公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に加え、農業・漁業集落排水事業や特定地域生活排水処理事業など、地域の特性に応じ、様々な処理施設を複数有し運営しています。私が所属する下水道係では主に公共下水道事業区域、特定環境保全公共下水道事業区域における日々の維持管理及び災害復旧業務を行っています。



【輪島市管内図】

派遣当初の状況

輪島市の公共下水道区域は輪島市街地を中心とした輪島処理区、特定環境保全公共下水道区域は門前市街地を中心とした門前処理区及び剣地処理区から成っており、下水道管きょ総延長約170km、2つのポンプ所、3つの浄化センター・水質管理センターを有しています。

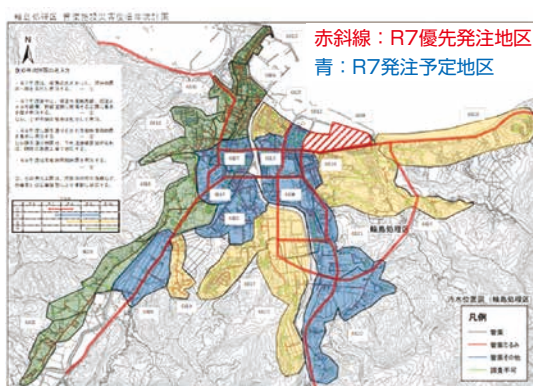
今回の能登半島地震では下水道管の被災率が高く、家屋倒壊の影響等により調査不可能であった路線を含めると約50%もの下水道管が被災している状況です。発災後間もない時期は下水道のマンホールからの溢水や宅内での逆流といった被害が生じていましたが、昨年度までに東京都を始めとした他自治体からの派遣や民間企業等を含む多くの方々の支援などにより、私が赴任した令和7年度当初には何とか下水道が使用できる状態となっていました。しかしながら、応急復旧の状態であるため、定期的な清掃やメンテナンスを必要とする場所が多くあるとともに、緊急で対応できる業者の確保が困難な状況であるため、突発的な苦情対応等については、職員の直営作業が必要となることが頻繁にありました。

派遣者自身が担当した業務概要

●災害復旧工事の実施設計業務

今年度は、昨年度までに完了した国の査定結果に基づき本復旧を行うための実施設計を開始したところであり、輪島処理区と門前処理区でエリア分けし、受託者であるコンサルタントとともに災害復旧工事発注に向けた作業を進めています。

具体的には、輪島処理区では全体25の査定工区のうち市街地や主要道路を中心とした11工区、門前処理区では全体9工区のうち国道249号線を中心とした2工区で実施設計業務を進めています。輪島処理区、門前処理区の実施設計業務はそれぞれ異なるコンサルタントが受託しており、私は主に門前処理区を担当しています。コンサルタントと連携し、日々、設計業務を進めるとともに、道路管理者である石川県と工事内容等について協議・調整を行っています。



【R7年度発注予定工区（輪島処理区）】



【R7年度発注予定工区（門前処理区）】

● 対外調整

下水道以外に、道路、橋梁、河川等のインフラも本復旧に向けた動きが加速しており、年度当初から様々な会議体が立ち上がり始めています。石川県が開催する輪島市内の事業全体の調整会議や河川周辺の事業に特化した会議、また輪島市が開催する市役所内の部署間の連絡会議や朝市通りに特化した会議等、様々なものがあります。私はこれらの会議に参加し、主に工事間調整を行うための情報発信・収集を行っています。

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

下水道の災害復旧等

● 能登市町連絡会議

能登の各市町（珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市）に派遣されている支援自治体の職員と連絡を取り合い、石川県を交えた連絡会議を立ち上げました。この会議では、各市町における本復旧に向けた設計業務での課題等を共有し、解決に向けた意見交換を行っています。



【事業調整会議】



【能登市町連絡会議】

● 吸引・清掃作業の立会い

深く埋設されている等の理由により応急復旧が困難な箇所については、被災により下水が流れず滞留する箇所があるため、強力吸引車（バキューム車）を手配し、吸引・清掃作業を行っています。清掃業者が金沢市の会社であり、作業頻度は週一回と限られていることから、清掃箇所を事前調査し、優先度の高い路線を選定したうえで、作業当日に立会い・指示を行います。

● 応急対応

清掃業者が来るタイミング以外で苦情等があった場合は、基本的に職員のみで解決にあたります。

作業事例としては小規模な陥没の常温合材による補修、応急復旧で公共枡に入れているミニポンプの詰まり解消（清掃）、マンホールポンプの異物除去、公共枡の簡易な補修等、多岐に渡ります。



【清掃・吸引作業】



【マンホールポンプ清掃作業】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

● 苦労したこと

これまでは直営で現場作業を行う経験が少なく、必要な資機材の準備や現場対応について、周囲のスピード感に慣れることに多少時間を要しました。

しかしながら、昨年度から引き続き派遣となっている職員や東日本大震災を経験した自治体職員等、大変心強いメンバーと創意工夫を重ねながら、一日も早い復興に向けて一丸となって取り組みました。

● 工夫したこと

今年度から災害復旧工事の設計を進めるうえで各自の役割分担、設計業務のスケジュールを明確にしました。普段の業務であれば当然のことかもしれませんが、被災地支援かつそれぞれが他自治体から集まった職員という特殊な環境下で、改めて適切な役割分担、スケジュールを決めることの難しさを感じました。



【ミニポンプ清掃作業】



【下水道係集合写真（筆者は後列左から3番目）】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

応急対応中の住民の方々とのやり取りが印象に残っています。お盆でご家族の皆さまが帰省されている中、下水が流れなくなったことがあり、厳しいご指摘を受けることも覚悟しましたが、「わざわざこんな時にすぐ駆けつけてくれてありがとう」とご自身が大変な状況下であるにも関わらず、お礼のお言葉をいただくなど、被災地支援という立場で来ているこちらが温まるお言葉などを頂く場面が多く、大変励みになりました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

発災以降は応急対応、災害査定、工事発注と物事が凄いスピード感で進んでいきますが、それらの業務を処理しつつ、国や県と復旧の方向性を調整することの難しさを痛感しました。実際に災害が起こってからでなければ調整が難しい部分も勿論ありますが、平時から横断的に復旧・復興の考え方や方向性を実務レベルで共有しておくことも大切だと思いました。この物事が起こる前に想定し、先手を打って準備・調整をしておくことはあらゆる業務に通じる部分があるかと思うので、都での業務においても意識して取り組みたいと思います。

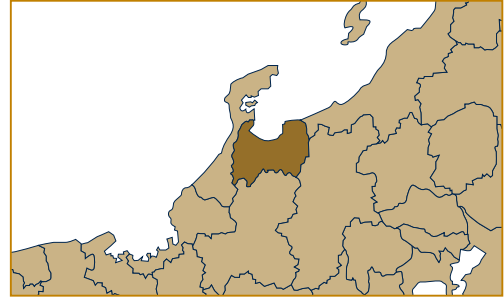
また、今回、市職員という立場から客観的に県の仕事を見ることができたことも貴重な経験となりました。この経験を活かし、今後はより広い視野を持って業務に取り組んでまいりたいと思います。

液状化対策等

富山県

土木部建築住宅課

- 山田 修栄（都市整備局）
- 石田 耕一（都市整備局）
- 渡辺 重樹（都市整備局）
- 阪井 暖子（都市整備局）



山田 修栄（都市整備局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年3月31日）

派遣当初の状況

派遣された2月上旬から、富山県内では降雪が続き県内では大雪警報が発令されました。富山市内では積雪が50cmを超えるなど、大雪が続いたこともあり、現地踏査の日程にも影響が出ました。

天候が落ち着いたところに液状化被害を受けた地域の視察に行きましたが、現地では被害を受けた住宅の解体作業が進んでおり、また道路等のインフラも災害復旧工事が進んでいる状況でした



【富山市内の積雪の様子（R7年2月）】



【舗装の損壊（R7年2月）】



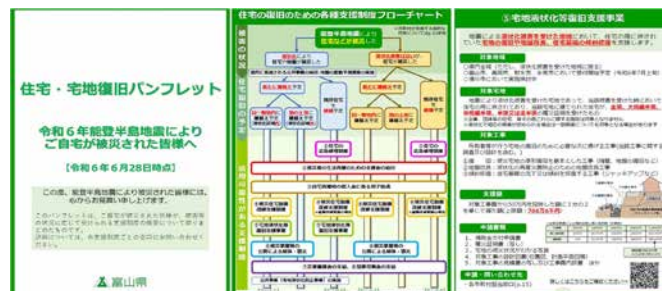
【排水溝設置工事（R7年2月）】

派遣者が担当した業務概要

担当した業務として「宅地液状化等復旧支援事業」と「宅地液状化防止事業」が挙げられます。

① 宅地液状化等復旧支援事業

液状化被害を受けた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事に対して県や市から補助金を交付する事業になります。申請の窓口は各市が担当するものの、審査にあたっては県へ問合せがあるため、検討の上で回答しておりました。また、本事業は被災5市（富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市）において実施されていますが、それらの実績とりまとめや令和6年度分の補助金額確定は県が実施するため、それらの手続きも担当しました。



【宅地液状化等復旧支援事業の概要】

② 宅地液状化防止事業

宅地液状化防止事業は、大地震時に液状化現象が発生する可能性のある地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進するものです。具体的な工法としては、地下水位を低下させることを目的に道路等に地下排水工を敷設し、地盤の液状化強度を高める地下水位低下工法や、道路と宅地の境界付近と宅地の境界部分にセメント系固化剤を混合させ、格子状の連続壁を造成する格子状地中壁工法が挙げられます。

宅地液状化防止事業は、被災した5市（富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市）において検討が進められ、県においては各市の検討状況を取りまとめるとともに、各市へ情報提供を行っていました。

宅地液状化防止事業(防災・安全交付金) 国土交通省

事業概要
主に宅地の用に供され、大地震時に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

交付対象事業の基礎情報
宅地の液状化防止するために行われる事業に要する費用：国費1/4.3
※ 熊本県、北海道胆振東部支庁又は能登半島地震等により被害を受けた宅地を復旧するため、地方公共団体が事業主体として行うものおよび、地方公共団体が事業主体である事業の費用として、国土交通省に申請し、交付を受けるものとする。

要件 下記の各号に該当する地区で行われるものであること
① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
② 変動予測調査等により、液状化による被害の発生可能性が高いと判定された3,000㎡以上の土地の区域であり、かつ、区域内の面積が10％以上であるもの
③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていないと認められるもの

交付金等範囲
地方公共団体、宅地所有者等（関係補助）

事業の特徴
災害により損傷を受けた道路や宅地等に、上記の要件を満たす場合は、関係団体による被害拡大防止するため、本事業を活用することができる。



【宅地液状化防止事業の概要】



【地下水位低下工法の現場視察】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

2か月と短い派遣期間の中でのなるべく早く現地踏査したいと考えていましたが、2月当初は積雪が続いたため、現地踏査の日程に影響が出ました。積雪により道路の路面状況が悪くなるほか、道路のひび割れや側溝の高低差などの被災状況は、地表面を目視できなければ確認できないことから、日程の変更が発生しました。

① 宅地液状化等復旧支援事業

各市から補助金の交付について問合せがあり、実際の被災の状況や工事の内容を市の担当者へ聞き取り、要綱や過去の対応等も確認しながら、県として回答を行っていました。工夫した点として、後になって確認した際に回答作成の考え方がわかるよう資料や記録を残したことです。

② 宅地液状化防止事業

あくまで事業の実施主体は各市となることから、検討の状況について進捗状況を各市から収集する必要がありました。各市から検討状況について情報収集するものの、検討状況が見えにくい状況があったため、情報共有の方法について改善が必要でした。そのため、各市の負担をなるべく少なくしつつ、不足なく必要な情報を収集できるよう、依頼する報告様式を変更し、情報共有が円滑に図れるよう取り組みました。

液状化対策等

印象的なエピソード

液状化対策の事業は、住民の関心が高いため、テレビや新聞などの各メディアで報道されることが多く、印象的でした。派遣期間中に氷見市にて開催された検討委員会では、オブザーバーとして出席しましたが、メディアが多く取材に訪れており、関心度の高さが窺えました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

液状化対策を進めるにあたっては、各市が主体となって進めることから、県と市とで円滑なコミュニケーションを図る必要があります。被災5市とは日常的にメールや電話等で連絡をとっていましたが、先方においても繁忙状況や人員の制約もあることから、その中でいかに円滑に調整していくか勉強になる点が多かったです。また、液状化対策に従事したことで技術的な知見を深めることができました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

液状化防止事業を進めるにあたっては、対策を実施する範囲と工法、及び維持管理が議論となっています。特に維持管理については、例えば地下水位低下工法とした場合に、地下水を排水するためにポンプによる地下水の汲み上げが必要となり、電気代などの維持管理費が発生することになります。こうした維持管理費は、受益者負担の考え方に基づいて対策範囲に居住する住民が負担すべきとの考え方があります。一方、住民にとっては、液状化対策を期待する声があるものの、維持管理費を住民負担する点について反対する意見もありました。また、液状化対策の範囲を決める上では、どこまでの区域を対策範囲とすべきか被害状況や自治会の区域割などの地域状況も踏まえた上で検討する必要があります。

東京都においては液状化被害が発生した後に、上記の維持管理の考え方や工法や範囲の考え方について留意した上で復旧・復興を進めることが重要かと考えております。

最後になりますが、温かく迎えてくださった富山県の皆様には、業務面のみならず休日での過ごし方や生活面においてもサポートをして頂きました。お世話になった皆様にこの場を借りて心より感謝申し上げます。



【観光名所となっている富岩運河環水公園と立山連峰の景色（R7年2月）】

石田 耕一（都市整備局／派遣期間：令和7年4月1日～令和7年6月30日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

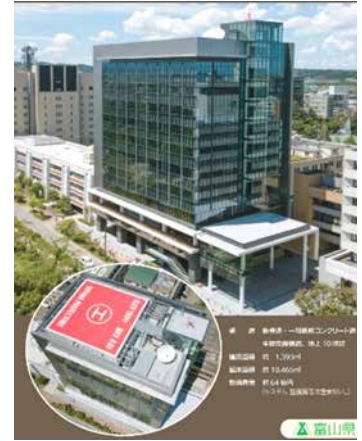
派遣先である富山県土木部は、9つの課と19の出先機関で構成されており、道路・港湾等の整備、河川・砂防・海岸等の県土保全対策、住宅・公園・下水道等の生活基盤施設の整備などに関する業務を扱っています。

このうち建築住宅課は、建築職が主体の部署で5つの係から構成され、自分が所属する住みよいまちづくり係以外では、建築確認、県営住宅の管理、景観づくりや広告物の指導、建築物の循環型社会・少子高齢化社会への対応、住宅の長寿命化等、幅広い課題に対応した住みよいまちづくりの促進を所管する部署です。ちなみに建築住宅課は県庁舎本館（昭和10年竣工！）ではなく、隣接する富山県防災危機管理センター（令和4年竣工）にあります。

住みよいまちづくり係では、市街地再開発事業の許認可、開発許可、空き家対策、建築物のカーボンニュートラル、盛土規制法への対応のほか、自分が担当する液状化対策を主な業務としています。東京都職員は令和6年7月から派遣され、2か月から3か月の派遣期間ごとに交代し、業務にあたっています。

富山県では、能登半島地震からの復旧・復興の取組みを「見える化」するために、「令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ」を策定し、複数年度における液状化対策などの取組のロードマップを示しています。

また、令和7年度予算においても、重点政策として「能登半島地震に係る復旧・復興ロードマップへの対応」が筆頭に挙げられており、「災害対応検証を踏まえた地域防災力の向上」や「くらし・生活の再建」、「公共インフラ等の復旧」、「地域産業の再生」などが主要事業として盛り込まれ、ロードマップに沿った取組みを進めています。



【富山県防災危機管理センター】
（富山県 HP より）



【執務室内の様子（石田撮影）】

ロードマップ	目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	<特記事項>	担当課
⑤	宅地液状化の被災状況把握及び宅地液状化対策の推進	被災状況の把握 必要に応じて情報収集を継続	必要に応じて情報収集を継続	必要に応じて検討		R6.3.22 宅地液状化の被害を踏まえ、支援メニュー拡充 R6.5.31 液状化対策にかかる単独事業について、特別交付税措置(措置率0.8)	建築住宅課
		市町村に対して、国・県の支援メニューの情報提供及び活用の提案 国・県・市が連携し、宅地液状化災害を受けた勉強会の開催	市町村による震動予測調査(液状化調査)の実施	【調査後の対応】 -住民への情報提供 -国支援メニュー実施の可否を検討 ↓ 宅地液状化防止事業の実施			
			市町村と連携して、拡充された国支援メニュー(効果促進事業)の検討・実施 宅地液状化等復旧支援事業の創設、活用促進及び普及啓発				
⑥	住宅耐震化支援の推進(被災住宅)		住宅耐震化支援制度の活用促進及び普及啓発	必要に応じて検討			建築住宅課
⑦	災害公営住宅建設の技術的支援	市町村による必要性検討等への支援		市町村による災害公営住宅建設への技術的支援		氷見市	建築住宅課

【「令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ(R7.2.19更新)」より抜粋】

液状化対策等

派遣当初の状況

令和6年能登半島地震の富山県における被害は、主に富山湾に面した地域に集中し、県全体では液状化等による住家被害が約2万棟に上りました。

私が派遣された時には、当初の復旧対応段階に比べかなり落ち着いてきているとのことで、新年度の補助金交付手続や被災市の取組状況の情報収集等について、粛々と事務が進められておりました。

県庁裏の松川周辺では桜並木が満開で、屋形船や屋台も出るなど大変な賑わいであったことから、被害の痕跡はほとんど感じられませんでした。しかしながら、被災した地区では道路等の復旧は進んでいるものの、公費解体が追い付かず順番待ちしている被災家屋や、業者が見つからず段差解消工事ができない家屋や傾斜修復できない墓地等が多数見られました。



【氷見市北大町地区 (R7.4.9 石田撮影)】



【高岡市吉久地区 (R7.4.30 石田撮影)】



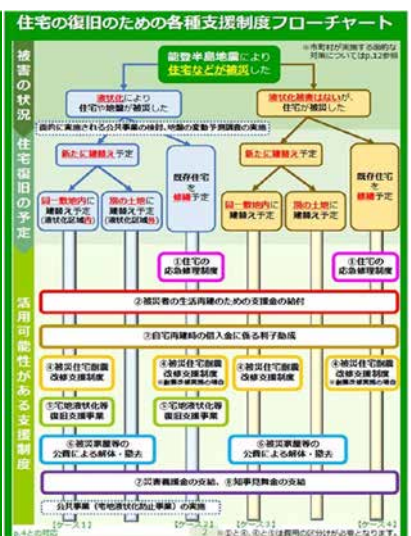
【氷見市栄町地区 (R7.4.9 石田撮影)】

派遣者自身が担当した業務概要

担当業務として「宅地液状化等復旧支援事業」と「宅地液状化防止事業」にかかる被災5市（富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市）への補助金の進行管理や予算要求に向けた書類作成、液状化防止に向けた調査検討状況や地元・議会对応等の各種取組の情報収集などを行っていました。

① 宅地液状化等復旧支援事業

液状化被害を受けた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事に対する県と市の協調補助事業であり、後に述べる宅地液状化防止事業が地域全域を対象とする事業に対し、個々の宅地の復旧・復興を支援するものです。



【宅地液状化等復旧支援事業の概要（富山県 HP より抜粋）】

② 宅地液状化防止事業

大地震時に液状化現象が発生する可能性のある地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業です。調査検討の結果、被災5市の全てが地下水位を低下させることを目的に道路等に地下排水工を敷設し、地盤の液状化強度を高める地下水位低下工法を採用することにしています。

本工法は比較的工事費は安価なものの、排水のためのポンプや排水管等の清掃や電気代等が必要になることから、住民負担をどうするかが今後の課題となっています。



業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

- ① 補助金業務については、事務処理も含めて県も市もあまり慣れておらず、今後の運用において留意したほうが良いと思われる点が認められたため、チェックリストを新たに作成して業務フローに取り込むなど、今後の事務処理が円滑に進むよう努めました。
- ② 宅地液状化防止の事業主体は市であることから、検討状況や今後の取組予定等について各市から情報収集し、情報共有する体制は構築されていましたが、共有資料のフォーマットや作成方法の見直しを行い、多忙な市の負担にならないように努めました。
- ③ 3か月という短い派遣期間のため、早く状況を理解して自分の担当するタスクを処理できるよう、具体的なタスクの処理フローに重点をおき、引継書の内容を全面的に見直しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

地下水位低下工法は維持管理費が発生することから、被災市は一定の住民負担が生じる可能性を公表しています。そのため、住民の関心は高く、各地で開催された住民説明会や対策検討委員会などの様子は連日のようにテレビや新聞などの各メディアで報道されていました。

各メディアで報道されているのを見聞きすることで、担当する職務の重大さを実感しました。



【氷見市液状化対策検討委員会 (R7.6.25 石田撮影)】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ① 未だに紙資料や紙決裁が健在なのは改善の余地があると思いますが、一方でTeamsを積極的に活用しており、庁内の情報共有とそのスピードが非常に迅速なことに感銘を受けました。具体的には副知事を含む幹部全員が参加するグループチャットに担当者（自分）も入っており、技術的な細かいことも含めてレク前にだいたいの摺り合わせが完了していました。

液状化対策等

- ② 富山県は「ワンチーム富山」をスローガンとして県と市の連携強化に積極的に取り組んでいます。液状化対策を進めるにあたって、共有資料の作成や定期的な意見交換会など、忙しい市といかに円滑にコミュニケーションを図って情報共有するか、大変参考になりました。
- ③ 有識者による検討委員会への出席、被災各市の調査結果報告書や熊本市など先行自治体への対応事例照会などにより、液状化のメカニズムや対策について技術的な知見を拓けることができました。また、実際の被災現場の現場調査や被災者等との会話を通じ、現状をより理解することができました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

液状化防止にかかる事業を面的に進めるには、対策を実施する範囲と工法の選定、及び工法によっては維持管理費用の負担が課題となってきます。富山県の場合は調査に約1年かかり、今後実証実験を行って効果測定を行った後に住民の意思確認を行った上で事業に入っていくことになり、まだ数年はかかる見込みです。一方で公費解体はまだ完了しておらず、待ちきれずに被災地から出ていく方もおられることから、液状化対策が完了しても空地だらけという事態も想定されています。

東京都では空地だらけになることは無いと思いますが、復旧・復興は発災してからのスピードが命というのを実感しました。そのためには予め液状化が発生しそうなエリアを特定した上で適切な対策工法を選定し、復旧まちづくりのあるべき姿を今から行政や地域で議論していく、いわゆる「事前復興」を強力に推進していく必要があると考えます。

最後に

災害支援として派遣されましたが、業務面のみならず、地方の実態や文化など色々と教えていただき、こちらのほうが勉強することばかりでした。

また、富山県の一番良い季節ということで食べ物はもちろんのこと、花見やお祭りや観光地やら、富山県の隅々まで堪能させていただきました。

富山県の皆様、ありがとうございました。



【出町子供歌舞伎 (R7.4.29 石田撮影)】



【東山円筒分水槽 (R7.6.1 石田撮影)】

渡辺 重樹（都市整備局／派遣期間：令和7年7月1日～令和7年9月30日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

派遣先：富山県土木部建築住宅課

土木部の基本方針：「活力あふれる地域づくり」、「美しい県土づくり」、「安全・安心な暮らしづくり」を政策の柱とし、その実現を下支えするための重要政策として「地域を支える建設業の振興」を位置付け、良質な社会資本の整備を進めている。

建築住宅課は建築指導係、景観係、住宅係、住みよいまちづくり係、管理係からなる建築職主体の約30人の本庁組織である。

配属された住みよいまちづくり係は担当

課長も入れ10名で、液状化対策の他、盛土

規制、開発許可、空き家、再開発事業、ウェルビーイング住宅等を担当している。

液状化対策担当は担当課長の他、県職員2名と都職員1名体制であり、宅地単体の液状化対策を支援する県事業と、道路・下水道等の公共施設と隣接する宅地等との一体的な液状化対策を支援する国事業を推進している。



【防災センター執務室】

派遣当初の状況

派遣時は震災から1年半経過しているため執務室は通常業務を行っている。被災地も液状化による噴砂等はなく道路等も復旧されているが、氷見市及び高岡市には、液状化によって道路より宅盤が沈下した住宅などが見受けられた。

現状、復旧工事に県市が取り組んでいるが、公費解体等により空地が増え、売地が増加し、人口流出が続いており閑散として活気が失われている。

地下水位低下工法による液状化対策を被災5市（富山市、高岡市、氷見市、滑川市、

射水市）すべてで決定したものの、事業実施の課題となっている地域住民の将来負担に対する不安を払しょくする必要があり、合意形成が進まない状況が続いていた。仮復旧は実施済みでも液状化対策に関する合意形成が進まないことから、本復旧に向けた準備が前後してしまう地区も出ている。

一方、富山市や射水市では地域住民から将来負担ゼロを要望する書面が提出された。



【高岡市 伏木地区】

液状化対策等

派遣者自身が担当した業務概要

- ・液状化対策にかかる被災5市の状況調査及び意見交換
- ・議会对応にも活用できる県市情報共有資料を毎月更新
県市情報共有資料では液状化対策の基本情報や住民説明会、対策検討状況、専門家委員会での意見、復旧工事の進捗状況やメディア対応状況等を集約
- ・各宅地液状化等復旧支援事業に係る進行管理及び被災各市への指導・支援
- ・各市で開催している液状化対策検討委員会等への参加
- ・液状化対策施設の長寿命化に係る県負担分の基金造成、条例案等に伴う議会对応
- ・国費ヒアリング対応（本省、北陸地整、被災各市）
- ・知事と被災市長会議対応（富山県、富山市、高岡市、氷見市、滑川市、射水市）
- ・盛土規制法に係る書類審査（簡易決裁）

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

工夫した点：

各市の負担が少なくなるよう、県市情報共有資料の更新依頼時にあらかじめ各市の状況調査等を行い、資料更新を県側で一旦行ったうえで各市に配布し追記いただくことをお願いした。

苦労した点：


住民の合意形成（将来負担の軽減）。

7月着任時に氷見市の液状化対策工法が地下水位低下工法に確定したことで被災5市はすべて同じ対策を行うこととなった。

これを受け、対策施設建設後の将来負担等を減らすため、将来負担の大部分を占める対策施設の長寿命化（ポンプ等の点検・調査や交換等）に係る費用を県市で折半負担する方針を固め、合意形成の促進を図るとともに事業着手を加速化させる方針とした。

このうち、県の負担分については30億円（財政調整基金15億円、市町村振興基金15億円）の基金を造成し運用益で財源確保する方針とした。その後、県内全市町村に説明したうえで、8月27日に開催された県内全市町村長が集まる会議「ワンチームとやま」でのプレス発表、9月定例議会で補正予算案に盛り込むなど、県及び被災5市は思い切った決断をした。

このため、県議会9月定例議会での代表・一般質問や予算特別委員会などで多数の質疑が相次いだ。が、粛々と対応した。

宅地液状化防止対策の加速化に向けた県から被災市への支援 

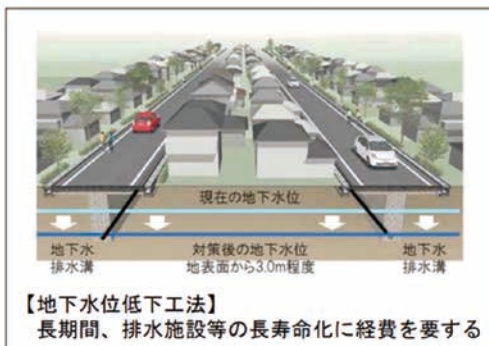
現状


- ・ 被災市では、面的な液状化対策について、『地下水位低下工法が有力』とし、検討中
- ・ 今後は、事業実施に向け、地域住民の合意を形成していく必要
- ・ 一方、将来にわたる長期的な負担に対する不安が合意形成に向けた大きな課題の一つ



地域住民の不安を払しょくし、液状化対策を加速化する支援を実施

※ 国に対しては、引き続き、液状化対策の効果を継続して発揮するための財政支援を働きかけ



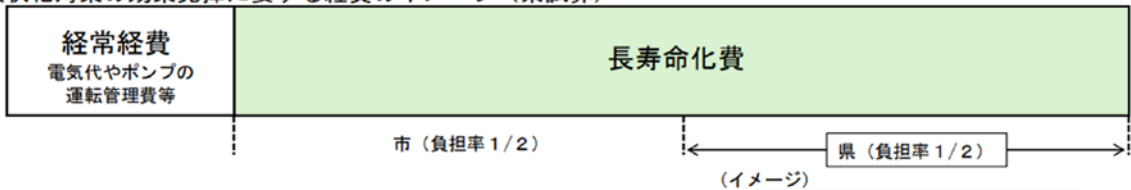
宅地液状化防止対策の加速化に向けた県から被災市への支援 

富山県宅地液状化防止対策加速化事業

液状化対策の加速化に向けて、事業実施の課題の一つである地域住民の将来負担に対する不安を払しょくするため、以下の通り、液状化対策を行う被災市を支援。

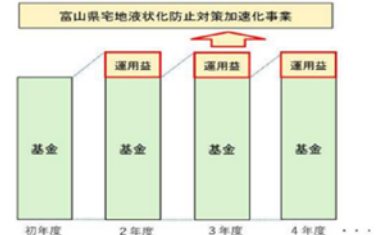
- ・ 対象：地下水位低下工法に係る施設等の長寿命化に要する次の経費
 - ①長寿命化計画の策定
 - ②同計画に基づく集水管やポンプ等の点検・調査
 - ③同計画に基づく点検・調査の結果、必要となる施設等の修繕・更新
- ・ 補助率：県 1 / 2（市の実質負担に対し補助）

液状化対策の効果発揮に要する経費のイメージ（県試算）



富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金（仮称）

- ・ 支援が将来にわたり長期間に及ぶことから、新たに基金を造成し、基金運用益で財源を確保
- ・ 基金の造成は、県の市町村振興基金と財政調整基金を緊急的に活用
- ・ 令和7年9月議会において、補正予算・基金条例の成立を目指す



出典：「令和7年度第2回「ワンチームとやま」連携推進本部会議資料（8月27日開催）より
<https://www.pref.toyama.jp/documents/19994/r070827oneteammeeting.pdf>

液状化対策等

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

赴任後半には実証実験に向けた動きも本格化し、射水市では8月末に地下水位低下工法の実証実験施設建設が委託され、12月には実証実験を行う予定。他、高岡市や氷見市でも実証実験に向けた住民説明会が本格化。

また、「ワンチームとやま」でのプレス発表以降、各市長発言で「住民の将来負担軽減」という発言も多くなり、加速化に向け各市が取り組んでいる。



【射水市 実証実験工事現場】

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

液状化対策施設等は法律による位置付けがないため、維持管理に関し国の補助を入れることができない。

都においても今年度より宅地液状化対策促進事業を実施しており、各区市町村や事業者等に施設整備に対する補助を行っている。地下水位低下工法を施工する場合には、都区道を含め液状化対策が行われることになり、設置後から発生する運転経費や修繕費、下水道費などの費用負担が区市町村や事業者が発生するため、費用負担をどうしていくのかや何年施設を維持するのか等、今後の検討が必要。

ポンプの交換など施設の長寿命化に関する部分の費用負担について国に要望するなど検討が必要。



【執務フロアからの立山連峰】

阪井 暖子（都市整備局／派遣期間：令和7年10月1日～令和7年12月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

富山県の面積は約4,247.6km²（47都道府県で37位の面積）、人口は令和7年1月1日時点で約100万人でしたが、3月1日には約99万2千人と100万人を割り込んでしまった、と衝撃が走ったそうです。また、高齢化率が32.7%、平均年齢は48.4歳と全国平均よりも2歳ほど高くなっています。市町村数は10市、4町、1村の15市町村となっています。

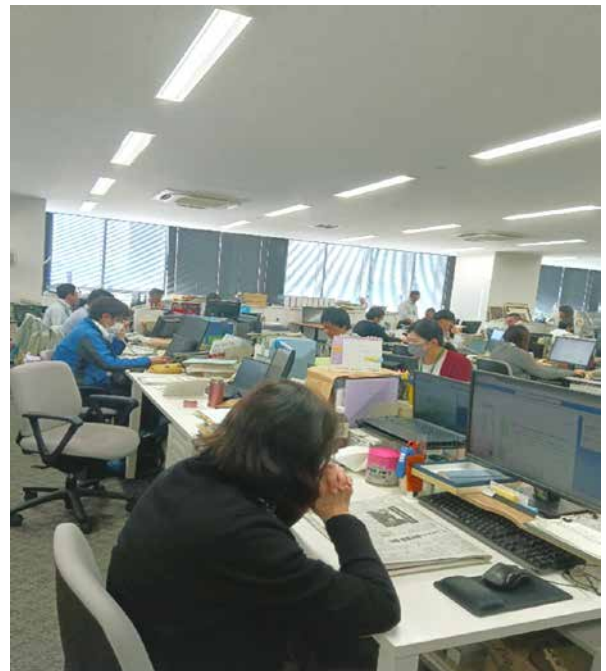
派遣先の富山県庁の一般行政職員数は約3,200人、そのうち派遣先部の土木部は約680人です。土木部の中の建築住宅課が約30人、住みよいまちづくり担当が10人です。

東京都職員の派遣は都市整備局からの土木職で、私で7人目です。初の女性職員派遣ということで、ロッカー等の準備など新たに手配頂きました。課では、女性職員は5人ですが補助員（会計年度職員のような方）で4名女性がいらっしゃいます。係では私含めて2名が女性です。

建築住宅課の組織目標は「安全・安心で環境に優しい住宅を整備し、地域の住文化を未来へ継承する」となっており、なかでも住みよいまちづくり係は市街地再開発の許認可、開発許可、空家対策、建築物のカーボンニュートラル、盛土規制法への対応能登半島地震による液状化対策など幅広い業務を担当しています。

日常の状況を見ていると、他の課では受けられないものは、建築住宅課、住みよいまちづくり係に持ち込まれているように見えます。その為、え?!こんなこともやっているんですか?という内容の決裁が回ってきたりします。

このような多種多様な前例のない業務を扱っているため、土木部内また庁内他部局との連携も意識しているようで、Teamsのチャットで他部含めた関係者の情報共有のチームが活用されたりしています。建築住宅課の課長は、歓送迎会の折に、部内、庁内、みんな助けようとするとてもいい関係になっていて助かると話しておられました。土木部長も良くふらりと来られて、課内で話をされていたりするなど、職場の風通しは非常に良いと感じます。



【建築住宅課執務室内（R711.20 阪井撮影）】

派遣先ではありませんが、カウンターパートになる被災市は、市の職員が少ないうえに土木等の技術職員の不足は危機的で、ごく限られた人数で、被災からの復旧・復興はじめその他の土木関連業務も担うなど、人手不足が深刻な状態になっているようでした。市への問い合わせに対する回答メールの時間が、22時や深夜ということも多々あり、負担の大きさが推察される状況でした。

液状化対策等

派遣当初の状況

令和6年能登半島地震の富山県における被害は、主に富山湾に面した地域に集中し、県全体では液状化等による住家被害が約2万棟で、被災5市と言われている富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市で多く被災しました。

私の派遣時は、発災から1年10ヵ月で、下水や道路等のインフラの復旧が進むとともに、被災住宅の復旧・公費解体もかなり進んでおり落ち着いてきている状況でした。担当する宅地液状化等復旧支援事業も着々と進められ、公費解体は今年度中に終了目途で進められています。

主担務である宅地液状化については、宅地液状化対策の段階としては復旧あと、将来的な液状化リスクに備える「宅地耐震化事業」の取組の検討・実証実験実施など、「宅地液状化防止事業」の検討段階です。

一方、公費解体が進んだ街は、空地の増加等により街の賑わいがなくなっていったこと、いったん街から出た方が戻ってこないことに対する地元住民や市の危機意識が高まってきています。

氷見市では昨年秋（R6.10）から有識者を交えたまちづくり検討会議が始まっており、高岡市においてはR7.11に復興会議が立ち上がり来年度（R8年度）中に計画を策定することとしています。ただ、被災地は高齢化も進んでいることや、そもそも被災前から人口減少、空家増加、賑わい衰退の課題があった地域も多く、従前を超えての復興ビジョンを描くことは非常に困難な状況です。さらに古くからの街割（街道にそった短冊敷地）が残り、特に土地所有関係も複雑な地区においては、合意形成のハードルが高いことが想定されるため、地域としてもなかなか前に進めることができない状況にあるようでした（市と県の意見交換会）。ただ、地元まちづくり対応は基本的に地元市の対応となるため、県として色々な思いがあっても入れないというもどかしさは感じました。

■被災地の状況

【高岡市吉久地区】

高岡市は3地区被災地区がありますが、最も激しい被害を受けた地区です。まだ下水道の修復工事を実施しており、宅地と道路の段差については解消できていない状況です。公費解体されたあとの空地が点在している状況です。



【高岡市吉久地区 液状化復旧工事現場】
(R7.10.27 阪井撮影)



【高岡市吉久地区 液状化復旧工事現場】
(R7.10.27 阪井撮影)



【高岡市吉久地区 下水管復旧工事】
（R7.10.27 阪井撮影）



【高岡市吉久地区 下水管復旧工事】
（R7.10.27 阪井撮影）



【高岡市吉久地区 液状化被害住宅】
（道路側が浮き上り、宅地側が沈下）
（R7.10.27 阪井撮影）



【高岡市吉久地区 側溝復旧後】
（R7.10.27 阪井撮影）

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

液状化対策等



【高岡市吉久地区 農業用水路も被災】
（堤が崩落しているが、ブルーシートで補修、土盛りで応急措置）
（R7.10.27 阪井撮影）



【高岡市吉久地区 奥のページの壁の家は公費解体中】
（R7.10.27 阪井撮影）



【高岡市吉久地区 公費解体後は空地に】
（奥にはボロボロの空家。いずれ解体される。）
（R7.10.27 阪井撮影）

【氷見市間島・栄町地区】

中心商業地のメインストリート含めて被災。公費解体が進み空地が増加し、これまで見られてなかった海が街中から見えるようになってしまいました。

賑わいが消えてしまうことを危惧した地域住民の方々が、少しでも明るくということでコスモス畑にしましたが、海風を受け、茶色くなってしまっているのが、いよいよ寂しさを増長しているように感じました。

このあと、今年度中には街のシンボリックな存在であった、十字路にあるRC造（鉄筋コンクリート造）5階建てのビルが取り壊されることになっており、商店街の賑わいは一層のダメージを受けることが想定されています



【氷見市間島・栄町地区 公費解体中の住宅】
(R7.10.07 阪井撮影)



【氷見市間島・栄町地区】
(解体された建物と隔壁共有していた建物の壁をブルーシートで養生している)
(R7.10.07 阪井撮影)



【氷見市間島・栄町地区】
(解体された後は、空地で雑草繁茂や地表露出で土壌の道路流出の問題も)
(R7.10.07 阪井撮影)



【氷見市間島・栄町地区】
(空地管理のため、ビニールシートで被覆している例も
(左側宅地))
(R7.10.07 阪井撮影)

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

液状化対策等



【氷見市間島・栄町地区】
（もとは住宅が密集していた地区。空地になり賑わいがなくな
ることを危惧する地元住民がコスモス畑に。）
（R7.10.07 阪井撮影）



【氷見市間島・栄町地区】
（漁業関連施設。復旧が進んでいない。生業の復旧も急務。）
（R7.10.07 阪井撮影）



【氷見市間島・栄町地区】
（液状化で壊れた側溝。復旧が進んでいない。）
（R7.10.07 阪井撮影）



【氷見市間島・栄町地区】
（被災者公営住宅建設予定地。工事に着工したばかり。
入居予定は来年度半予定。）
（R7.10.07 阪井撮影）

派遣者自身が担当した業務概要

基本的には宅地液状化に関する事業がメインです。

業務として「宅地液状化等復旧支援事業」にかかる被災5市（富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市）への補助金の月次の進行管理予算要求に向けた書類作成、「宅地液状化防止事業」液状化防止に向けた市の取組状況把握（調査検討状況や地元・議会対応等の各種取組）の情報収集、宅地液状化防止事業にかかる新たな支援制度創設についての国要望活動も支援などを実施しました。また、盛土規制の相談対応が超多忙そうでしたので、時間がある時に、盛土規制法に関する事前問合せに対する対応も行いました。

① 宅地液状化等復旧支援事業

液状化被害を受けた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事に対する県と市の協調補助事業であり、後に述べる宅地液状化防止事業が地域全域を対象とする事業に対し、個々の宅地の復旧・復興を支援するものです。

この補助事業についての執行管理を毎月、市の担当者に確認し整理したものを部長等、幹部に報告を行いました。



宅地液状化等復旧支援事業の概要（富山県 HP より抜粋）

② 宅地液状化防止事業

大地震時に液状化現象が発生する可能性のある地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業です。調査検討の結果、被災5市の全てが地下水位を低下させることを目的に道路等に地下排水工を敷設し、地盤の液状化強度を高める地下水位低下工法を採用することにしています。

本工法は比較的工事費は安価なものの、排水のためのポンプや排水管等の清掃や電気代、排水管の状況監視、また施設の更新費用等が必要になり、それらの負担を住民負担とすかどうかについて議論がされてきました。

8月末（9月議会）において、施設更新費については、県市で負担することとなりました。県はその費用を30億円の基金を創設し、その果実で賄うこととしています。

職員派遣（令和6年能登半島地震等）

第2部 職員派遣 技術系職員（令和6年能登半島地震等）

液状化対策等

富山県はこの県・市が負担する「長寿命化費」について、国からも新たに補助事業を新設してもらうべく、石川県、新潟県と連携して国土交通省等に要請活動を行っており、その要請活動のロジについてサポートを行いました。今後も、県内被災各市はもとより、能登半島地震で液状化被害を受けた石川県、新潟県をはじめ、全国の液状化被災を経験した熊本県、千葉県、北海道や東京都、兵庫県なども巻き込みムーブメントをつくっていきたいと考えており、次年度も含めて知事レベル、部長レベルなど各階層での要請活動を実施していく意向なので、東京都にも協力要請が来る可能性があります。

国土交通省

宅地液状化防止事業(防災・安全交付金)

事業概要

主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

交付対象事業-基礎額

宅地の液状化を防止するために行われる事業に要する費用： **国費率1/4** ※
※熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地を復旧するため、地方公共団体が事業主体として行うものは1/2
 ※地方公共団体が事業主体である優先すべき事前対策で、立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合は1/2

要件 下記の各号に該当する地区で行われるものであること

- ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

交付金事業者

地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

事業の特徴

災害により現に被害を受けた造成宅地においても、上記の要件を満たす場合は、再度災害による被害拡大を防止するため、本事業を活用することができる。

地下水低下工法 格子状地中壁工法

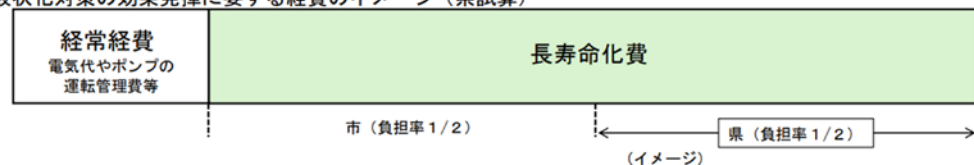
宅地液状化防止対策の加速化に向けた県から被災市への支援 富山県

富山県宅地液状化防止対策加速化事業

液状化対策の加速化に向けて、事業実施の課題の一つである地域住民の将来負担に対する不安を払しょくするため、以下の通り、液状化対策を行う被災市を支援。

- ・ 対象：地下水低下工法に係る施設等の長寿命化に要する次の経費
 - ① 長寿命化計画の策定
 - ② 同計画に基づく集水管やポンプ等の点検・調査
 - ③ 同計画に基づく点検・調査の結果、必要となる施設等の修繕・更新
- ・ 補助率：県1/2（市の実質負担に対し補助）

液状化対策の効果発揮に要する経費のイメージ（県試算）



富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金（仮称）

- ・ 支援が将来にわたり長期間に及ぶことから、新たに基金を造成し、基金運用益で財源を確保
- ・ 基金の造成は、県の市町村振興基金と財政調整基金を緊急的に活用
- ・ 令和7年9月議会において、補正予算・基金条例の成立を目指す



出典：「令和7年度第2回「ワンチームとやま」連携推進本部会議資料（8月27日開催）より

新たな補助制度の検討を行うにあたり、国土交通省の担当レベルからは、液状化対策の施設が何の施設にあたるかの整理を求められています。道路法に基づく道路附属施設、下水道法に基づく雨水排水施設を主軸に調整を行っています。これは、その施設の維持管理更新費用に対する補助をする場合、根拠法を何におき、どのような論理で国費を投入するのかの整理が必要なためです。液状化防止事業については、実証実験を経たあと実装に入るのは、早くとも来年度の後半以降となるため、そこまでの整理を目的として調整を行っている段階です。これについても、国交省各局の考え、各法の解釈についての基本的な考え方についてのサポートを行いました。

一方、懸案となっていた排水ポンプの電気代などのランニングコストについては、10月28日に被災5市と県とで住民負担ゼロで合意し、ワンチームとやまで決定しました。これをうけ、これまで住民負担がネックとなって宅地液状化防止事業への取組が進められることとなっています（富山市、滑川市等）。

【実証実験先行地区（射水市港町地区）】

先行して9月から工事を行っており、R7年12月9日から実証実験の計測開始の予定となっています。高岡市でも実証実験に向け、試験施工地区の選定が行われ、来年度の実証実験に向けて動きはじめています。

写真は、R7年10月15日に射水市が他被災市や県に声をかけて実施した見学会の際のものです。射水市の担当職員の説明とともに、当該実証実験に採用されているレジェンドパイプ工法を取り扱う事業者による説明がありました。



【射水市港地区】
（地下水位低下工法の実証実験の工事現場）
（R7.10.15 阪井撮影）



【射水市港地区】
（射水市職員による実証実験についての説明）
（R7.10.15 阪井撮影）



【射水市港地区】
（レジェンドパイプ工法における集水管（MPDパイプ）本体はポリプロピレン製でピンクの部分は網目状の補強材が巻かれています。）



【射水市港地区】
（配管工事においては、先に鋼製のパイプが通されており、そこにMPDパイプを挿入します。）
（R7.10.15 阪井撮影）

液状化対策等



【射水市港地区】
(鋼製のパイプにMPDパイプを挿入しているところ。)
(R7.10.15 阪井撮影)



【射水市港地区】
(1本挿入したら次のMPDパイプと結束しさらに挿入していき、MPDパイプの挿入が終わったら鋼製パイプを抜き取ります。)
(R7.10.15 阪井撮影)

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

- ⇒補助金業務について、月次報告の数字が件数調査と執行見込み調査と同じものを対象にしているはずなのに数値がズレていることや、県プロパーが把握（認識）している数値との感覚的なズレがあったため、10月末時点で、過去資料の整理と各市へのヒアリング、確認を行い、整理を行いました。
- ⇒また、月次報告数字の整理表についても、各市が多忙を極めていることを踏まえできるだけ負担を軽減するため、各市に記入頂くものについてはさらなる簡素化を行いました。
- ⇒全市の各年度の補助金に対する執行状況、当年度執行残の見込みについての数値については、年度末時点の数値を一覧で把握するため、整理をしておし全市一覧で見られるように改変しました。
- ⇒市・県との意見交換においては、市担当としては気が付いていない点や市内部での連携を図った方がよい内容などに留意しながら意見交換を行い、状況確認を行うとともに、進め方についての参考意見を出し、意見交換が活発にできるように工夫しました。
- ⇒3か月という短い派遣期間のため、できる限り早く状況を理解して自分の担当するタスクを正確かつ迅速処理できるよう、具体的なタスクの処理フローに重点をおき、引継書にも気が付いた点を都度追記するようにしました。
- ⇒また、赴任にかかる手続きについても、庶務担当課長補佐が変わったばかりであったため、担当者が動いてくれるのを待っているのではなく、積極的に各関係セクションを回り、話をするともに手続きを進めました。
- ⇒同様に、担務においても、災害対応だけでなく、他課、他部局との調整について積極的に動いたり、ライン内などの仕事の状況などに気を配り、サポートできることなどを見つけ、課長等に確認しながらできる限り作業面でもサポートするようにしました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

- ⇒市・県の意見交換会の実施について、全市で行うことは難しいかも、と引継ぎを受けていましたが、5市とも快く意見交換会に応じて頂いただけでなく、1時間に及ぶ熱心な議論をして頂けたことに感謝しています。今回は住民負担ゼロという大きな意思決定がされたワンチームとやま（10月28日）が実施されたあと、それを受けた今後の動きというテーマだったため、タイミングが良かったのだと思います。

- ⇒現場での工事積算などはやったことがない計画系の土木職です、と当初にお話ししたことをちゃんと受け止めて頂き、都市計画課やまちづくり関係などのセクションとの動きをつないで頂いて、自分の得意とする分野でのサポートができたことに感謝です。
- ⇒何よりも、3か月と短いタームで変わる都職員を現地案内など含め、丁寧に対応してくださる県プロパーの方々の優しさやお気遣いがとてもありがたかったです。
- ⇒テレビ新聞など各メディアでも国要望活動や、液状化対策事業の動きについてきめ細やかに報道されていて、県民の方々の関心が高い事業の一旦を担わせて頂いていることに感謝と同時に職務の重大さを感じました。
- ⇒被災地を回ると、既に平常に戻っているところと、まだまだ先が見通せないところがあります。そんな中で、地元市の方々から被災された市民の方々の生の声をお伺いできるのは、大変参考となりました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ⇒電子決裁、紙決裁とうまく活用しているように思います。特にTeamsでの簡易決裁は、スピード感も過去履歴もわかるということで、特に許認可関係については過去事例を見る意味でも有効と思いました。
- ⇒また、紙決裁についても、ちゃんと見ていて意見や疑問などをコメントとして入れてくれるので心強いです。テレワークが殆どない風土なので、決裁が止まって動かないというリスクも低いです。
- また、Teamsの使い方としては、ライン内、課内、部内、さらに庁内の情報共有とそのスピードが非常に迅速です。情報共有の簡便さ、早さは庁内連携を進めていくためにも有効なツールと思います。部長にもチャットが入り新鮮な情報が迅速に行えることは、意思決定を迅速に進めていく為にも必要なことだと思いました。
- ⇒被災から1年半が経ち、被災5市の中でも被災の度合の違いもあり、被災地対応に対する認識は各市によって状況は大きく異なっています。都においても被災状況が異なるなか、区市の温度感が変わってくることを前提に、施策展開を行う戦略が必要と思いました。
- ⇒派手で目立つパフォーマンスを求めるのではなく、ワンチーム富山に象徴されるように、県と市町村が一体となって富山県を盛り上げていこう、というムーブメント、雰囲気づくりがされているのは学ばべきことだと思います。
- ⇒非常にまじめで忍耐強く、コツコツと進めるという県民性もあると思いますが、県民対応においても粘り強く対応し、大騒ぎすることなく粛々とやるべきことをやっていくという業務に対する真摯さは、見習っていきたいと思いました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

- ⇒液状化防止にかかる事業を面的に進めるには、対策を実施する範囲と工法の選定、及び工法によっては維持管理費用の負担が課題となってきます。富山県の場合は調査に約1年かかり、今後実証実験を行って効果測定を行った後に住民の意思確認を行った上で事業に入っていくことになり、まだ数年はかかる見込みです。一方で公費解体はまだ完了しておらず、待ちきれずに被災地から出ていく方もおられることから、液状化対策が完了しても空地だらけという事態も想定されています。
- ⇒東京都では空地だらけになることは無いと思いますが、復旧・復興は発災してからのスピードが命と

液状化対策等

いうのを実感しました。そのためには予め液状化が発生しそうなエリアを特定した上で適切な対策工法を選定し、復旧まちづくりのあるべき姿を今から行政や地域で議論していく、いわゆる「事前復興」を強力に推進していく必要があると考えます。

最後に

- ⇒災害支援として派遣されましたが、本当にお役にたっているのかと日々心配になっていました。
- ⇒私個人としては、県職員が都にくらべ住民（市民）に近いところで頑張っておられ、市町村からも厚い信頼を得ていることを感じました。鳥インフル発生の時の対応要員として、定期的に役割が割り振られていたり、富山マラソンはじめ様々な県イベント、地域イベントに駆り出されることも多くみられましたが、黙々と対応されている姿から、県職員としての誇りと責任をもって、自分たちが支えていくんだという気概が感じられました。
- ⇒日常の業務のなかで、この県民の方々のことを日々考え、かつ県職員としての誇りを持ちながらハンズオンで業務をやっていく姿勢、損得ではなくやるべき人、やれる人がやるという姿勢も、初心に帰る大切さを教えて頂きました。
- ⇒秋から冬ということで、最も食が豊かで楽しめる季節ということで、美味しい魚介やお米を堪能させて頂きました。4月から6月まで派遣されていた石田さんは、お花見、お祭りなどいろいろな楽しめたようですが、10月～12月の秋から冬の季節はお祭りなどはあまりなかったのは残念でした。
- ⇒富山県にいたる間にとにかくとやまの隅々まで行きたいと思い、公共交通機関のみを駆使して古い街並みや自然豊かな風景などを見に行き、堪能させて頂きました。
- ⇒ただ、非常に残念だったのは熊出没被害が激しく、全国的にも連日テレビでも被害が報じられていたため、例えば立山黒部アルペンルートの施設がいつもより早く閉まり、紅葉のベストシーズンに行こうと思っていたのが行けなくなってしまったのが残念です。
- ⇒日常生活においても、朝、夕のジョギングや買い物控えるなど、熊に怯えながらの暮らしになりました。（11月25日時点で富山市内でも緊急猟銃が4件発生しています）
- ⇒貴重な得難い経験をさせて頂き、富山県の皆様、ありがとうございました。
- ⇒そして、派遣中、派遣元の仕事を代わりに進めて頂いた都市整備局都市基盤部調整課の課長はじめ課員のみなさまにも感謝いたします。

クマ（ツキノワグマ）出没地域等に
出張・外出する際の対応マニュアル

（県職員用）

令和7年11月18日
富山県

【富山県危機管理部局から出された
熊対策マニュアル
（県職員用）（R7.11.20）】



【建築住宅課で実施して頂いた歓迎宴会（R7.10.30）】

※宴会のメは一本メでも三々七拍子でもなく、「バンザイ!」でした
（筆者は前列右から3番目）

【おまけ】

◆立山連峰（すべて阪井撮影）

職務室のある防災危機管理センター8階のEVホールから見える立山連峰は、毎日表情を変え見飽きることがありませんでした。

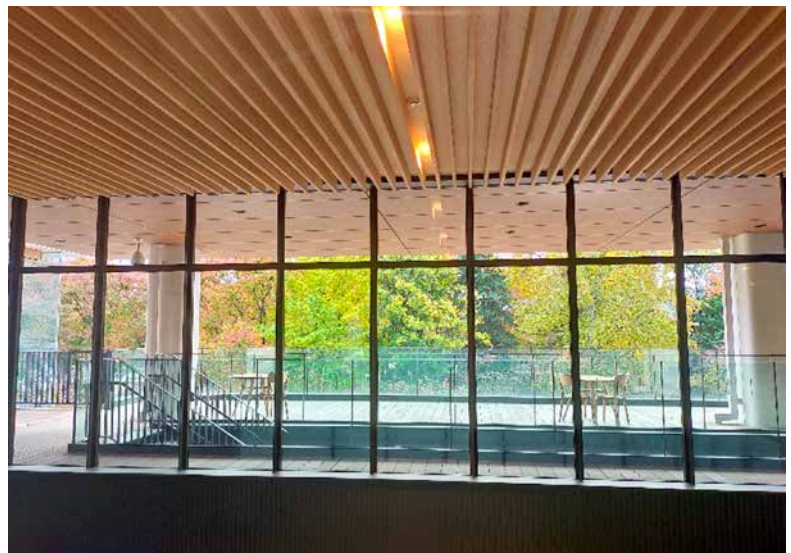


◆ランチ場所（阪井撮影）

いつもランチ（お弁当・自炊）を食べていた防災センター2階のテラス。

向かい側の富山城公園の緑が額縁に切り取られた一幅の絵のように見える贅沢な空間でした。

青々とした緑から紅葉、そして散るまでの変化を毎日楽しませて頂きました。



石川県

健康福祉部長寿社会課

浅井 公美子

（福祉局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

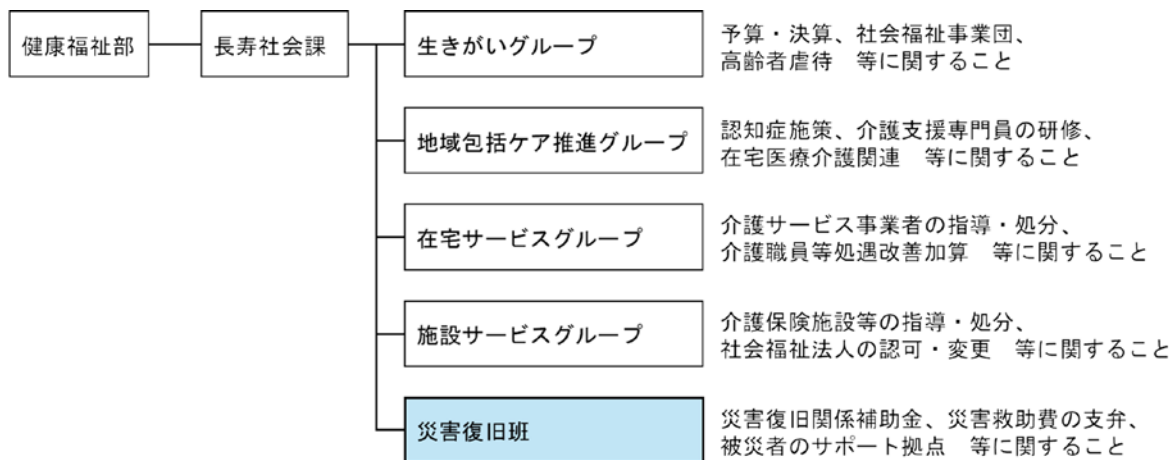


派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

健康福祉部は、福祉及び保健医療を担う組織であり、その中の長寿社会課は、介護保険や老人福祉といった高齢者施策を所管しています。

全5グループの約40名で構成されており、従前から設置されている4グループは、予算・決算等を所管する「生きがいグループ」、認知症施策や在宅介護医療等を所管する「地域包括ケア推進グループ」、介護サービス事業者等を所管する「在宅サービスグループ」、介護保険施設等を所管する「施設サービスグループ」です。

令和6年能登半島地震後に新設された「災害復旧班」に私は所属しており、被災施設の復旧費の補助を主に所管しています。なお、令和6年度まで設置されていた「避難所運営班」は業務縮小に伴い、廃止されました。



※ 他県・都派遣職員 5名（災害復旧班に所属）

令和7年4月1日時点

派遣当初の状況

震災から1年3か月が経過した派遣当初、石川県庁が所在する金沢市は、もともと被害が少なく、道路や歩道に地震による損傷が残る箇所を時折見かける程度でした。

一方、被害の大きい能登地方は、依然として復旧途上であり、震災の爪痕が顕著に残っていました。例えば、金沢と能登地方を結ぶ自動車専用道路「のと里山海道」は全面開通していたものの、常にどこかの区間で工事が行われており、道路の揺れが激しい箇所も見受けられました。街中には応急仮設住宅が建ち並び（9,390世帯が入居中（令和7年7月1日時点）、道の駅や飲食店のトイレが仮設のままの場所もありました。

復旧工事が道半ばの状況は、私が担当する高齢者施設においても例外ではなく、給排水設備など運営に必要な最低限の修繕にしか着手できず、内装や外構は震災時の被害がそのまま残っている施設も多くありました。



【電柱が傾いたままの状態（令和7年11月輪島市）】



【施設の駐車場出入口は修繕未着手（令和7年6月七尾市）】

派遣者自身が担当した業務概要

○社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

地震及び豪雨などで被災した高齢者施設は、建物及び設備の復旧に要する経費について一部補助を受けることができます。施設事業者が補助を受けるには、国（東海北陸厚生局・北陸財務局）による査定を施設又は県庁で受ける必要があり、そのために事業者と調整し、協議資料を整えることが主な業務です。具体的には、復旧費用の妥当性を示す写真等の根拠資料の整合性を確認し、不備がある場合は追加・修正依頼を繰り返し行います。

国とは、協議資料に対する事前質問への対応、査定日程の調整、困難事案に関する問合せ等を行います。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

概要	社会福祉法人等が整備した施設が災害により被害を受けた場合、施設・設備の復旧工事の経費の一部を補助
対象の災害	・令和6年能登半島地震 ・令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨 等
対象施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など
補助率	最大5/6（国4/5、県1/5）

○上記の補助金申請及び交付事務のマニュアル作成

本補助金は、全国で大規模災害が発生するたびに適用される制度であり、今回の地震及び豪雨に限定されるものではありません。石川県においても、能登半島地震以前から地震や豪雨災害の際に同じ補助金を申請しています。

能登半島地震の被害は過去の災害より深刻であり、申請事業者数も多く申請額も大きいため、多くの査定結果や国との協議内容が蓄積され、課題整理を通じて知見を得ることができました。これらを基に、手順や留意点をマニュアル化し、事業者への案内を分かりやすく改善することで、今後の災害対応において、石川県のみならず他県や都においても参考となる資料を目指して作成しています。

高齢者福祉等



【机上査定：県庁にてオンライン上で国からの質疑に応答】



【高齢者施設の被害状況を視察（筆者は左写真）】



業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○補助金の申請に必要な資料を揃えること

申請には、地震による被害を確認できる写真や図面が必要です。修繕箇所が数百か所に及ぶ場合、その箇所ごとの写真が求められますが、発災当初の応急修繕時に撮影されていないケースも少なくありません。被災規模が大きい施設ほど、必要な資料の種類や分量が増加する一方で、不足資料が散見されました。

また、修繕見積書を作成した工業者が繁忙であることから、資料準備に十分な協力を得られない事業者もありました。申請内容については、国が理解しやすい構成にする必要がある一方、国への資料提出期限が迫る中での対応を求められました。代替資料の検討を行い、被害を証明できる資料の有無を事業者とよく協議しながら、査定に耐えうる資料の整備に努めました。

○課題整理

本補助金は修繕による原形復旧が原則であり、建替えは例外的に認められます。全壊や半壊により移転を伴う建替えが必要な施設もあり、復旧金額が大きいだけでなく工期も長期に及ぶため、その合理性を示す資料が求められます。

事例が少ない中で、施設特有の事情や復旧方針を踏まえた上で、建替えの合理的理由に加え、補助対象外となる可能性がある事項を整理する必要がありました。施設事業者からの質問も多く、県で回答できない場合は国へ照会も行い、事業者及び国との調整を重ねながら課題抽出・整理をすることに努めました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

最大で5/6が補助されるとはいえ、1/6は事業者の自己負担となるため、被害が大きいほど事業者の経済的負担は甚大です。私が担当した修繕の案件は数百万円から数千万円の申請額でしたが、建替えはさらに高額となります。査定額が申請額に近い結果となった際には、安堵するとともに、少しでも復旧のお手伝いできて良かったと思えます。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○情報共有の方法

石川県では、情報共有には主にチャットを活用しており、課内や担当内だけでなく、事業や案件単位で様々なグループチャットを作成しています。部（都における局に相当）を超えた情報共有も円滑

かつ活発になされており、限られた人員で迅速に課題を解決していく必要がある中、有効な方法であると学びました。

○現場を直接見ること

月に1回程度、事業者との打合せのために施設を訪問しますが、現場で初めて把握できる情報が多くありました。例えば、「工事業者が繁忙のため修繕の見積書が取得できない」「施設入居者数が震災前の水準に戻らない」「家を失った職員が退職し、人員不足で事業を縮小せざるを得ない」というものです。こうした状況を直接確認することで、地域の福祉を支える事業者が厳しい立場に置かれていることをより理解した上で業務に当たることができました。

今後どの部署に配属されても、活発なコミュニケーションや現場確認の重要性を意識して業務に取り組みたいと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

私は健康福祉部長寿社会課に所属し、高齢者施設の復旧を担当していますが、部内には子供、障害者、医療関係の部署もあり、同様の補助金を活用しています。事業者によっては、複数の課が所管する事業を運営している場合があり、課を超えた連携が必要となることも少なくありませんでした。

仮に東京都で大規模災害が発生した場合、各局が所管する補助金や支援策に申請する事業者等は相当数に上がることが想定されます。こうした東京都の事情を踏まえ、組織規模や業務類似性を考慮し、災害復旧に係る専任組織を局又は部に設置することは検討しても良いかと思いました。

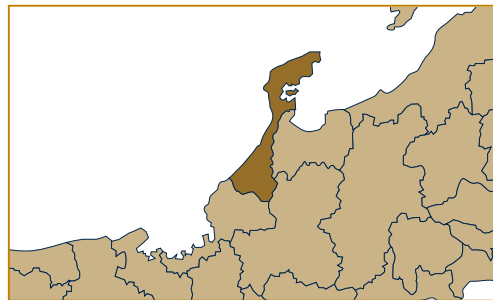
最後になりましたが、派遣に際し関係してくださった石川県の皆様、東京都の皆様にこの場をお借りして御礼申し上げます。

石川県

生活環境部資源循環推進課

西川 正泰（環境局）

鈴木 雅斗（水道局）



西川 正泰（環境局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年3月31日）

派遣者自身が担当した業務概要

私は、災害廃棄物の公費解体の広域処理に関与していた。広域処理とは、災害廃棄物の処理が自市町で困難な場合、目標処理期間内での処理完了に向け、県外での広域処理を推進するものである。広域処理の主体は、市町、石川県、環境省、石川県構造物解体協会及び石川県産業資源循環協会であり、市町が構造物解体協会と協働し、被災・罹災した建物の公費解体を進め、産業資源循環協会が解体廃棄物について、仮置場の運用・管理及び仮置場からの海上・陸上輸送調整を行い、環境省が産業資源循環協会と協働し、金沢湊仮置場からの解体廃棄物のトラック・鉄道輸送の調整を行っていた。

広域処理先には、東京都など関東圏や中部・近畿地区等があり、東京都は、鉄道貨物輸送により災害廃棄物の受け入れを行っている。私は、主に東京都との窓口対応や月間の見込み量の提示などを行いつつ、環境省とも連携して災害廃棄物を東京都へ発送する調整をしていた。また、関係者間で情報共有する県工程管理会議や輪島市工程管理会議に参加していた。

3月末には、4月に離任する環境省（JESCO所属）職員から、陸上輸送を行っている中部・近畿地区の個別搬入先（清掃工場）との調整業務を石川県職員とともに引き継いだ。

【参考情報（執筆当時）】

公費解体全体状況

- ・公費解体の申込みは、市町により締切相違

穴水町：令和7年3月末

輪島市：令和7年5月末

珠洲市：令和7年6月末

- ・各市町とも締切後の申請も、対応考慮とのこと

- ・2月は、厳冬期により申し込み件数自体が減となるも、3月は駆け込み需要増にて、最終的には、計画通りとなるかが今後の焦点

- ・令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画公費解体加速化プラン（令和7年1月31日改定）では、解体見込み棟数34,839棟、発生災害廃棄物（累計）約400万トン。

- ・解体進捗は、市町により相違があり、全体で進捗45%程度と記憶する（七尾市など遅れる）。

- ・解体棟数のピークは12月頃であり、2月・3月は、解体棟数減で計画されていた。

- ・解体班数（4名1班）は、3月で約1,000班と思われる。

輪島市などは、解体に着手しやすい案件はほぼ終了。申請はされたが、所有者事情により解体に至っていないケースも増えてきている。

- ・班数については、4月以降増やしてはいいが、同時に解体終了目途が令和7年10月末であることで、漸次班数を減らしていく必要もあり、県解体協会は、今後難しい舵取りを迫られている。

派遣当初の状況

私の派遣開始時期と重なった令和7年2月第一週に、派遣先の所属では、災害廃棄物処理事業等の補助金業務のピークである災害査定が行われていたため、私は現場査定に立ち会えなかった。災害査定とは、環境省、県、補償コンサルにて、1件ごと、申請被災、罹災案件を確認するものである。

なお、現場訪問については、2月は厳冬期につき、訪問したのは輪島市のみであり、3月は輪島市の公費解体の災害廃棄物の仮置場である輪島市ソフトボール場、珠洲市ジャンボリー跡地に訪問予定であったが、予定が重なり訪問できなかった。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

3月は時期的に期末に当たり、所属部署は、環境省との災害査定額の確定について、環境省が申請額を保留としており、保留解除が解かれていない状況の中、金額確定作業に関する市町と環境省との調整が最後まで続いていた。私自身は直接関わりのある業務では無かったが、月末ぎりぎりまで保留が解除されておらず、緊迫した状況であった。関連で、県職員より市町に対して「365日24時間対応しますので、いつでも連絡ください」という対応を取っていた。

業者からのクレームや問合せ対応も多く行っており、内容としては「元請けより下請け代金が支払われない」や「宿泊費の補助がどうすれば出るのか」などについてであり、事実確認をしつつお答えの仕方が分かるのに時間を要した。

鈴木 雅斗（水道局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

◆派遣先部署の担当事務

資源循環推進課の石川県組織規則上の分掌事務は、次のとおりです。

- 1 廃棄物対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- 3 ごみ固形燃料化（RDF）専焼炉の運営指導に関すること。
- 4 産業廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- 5 産業廃棄物不適正処理防止対策に関すること。
- 6 産業廃棄物処理施設整備資金に関すること。
- 7 循環型社会形成の推進に関すること。
- 8 海岸漂着物等の処理等の推進に関すること。

石川県の廃棄物行政全般を担っています。令和6年1月以降は、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に伴う石川県内の公費解体を含む災害廃棄物処理に関する支援業務全般も行っています。

◆組織体制

資源循環推進課は44名（保健福祉センターなど県庁以外で勤務する職員を含む）で、企画管理グループ、資源循環グループ、審査グループ、指導グループの4グループで構成されます。災害廃棄物処理支援チームは、グループ横断型のプロジェクトチームで、県庁（資源循環推進課）勤務は石川県職員9名、他自治体からの中長期派遣職員5名（東京都1名、神奈川県2名、奈良県1名、香川県1名）、計14名で構成されます。チームのうち、6名が化学職（都の環境検査職に相当）で、技術色の強い組織です。

また、災害廃棄物処理支援チームには、県庁勤務のほか、現地班として、能登の被災市町に駐在する職員6名（輪島市2名、珠洲市2名、能登町1名、志賀町1名）もいます。



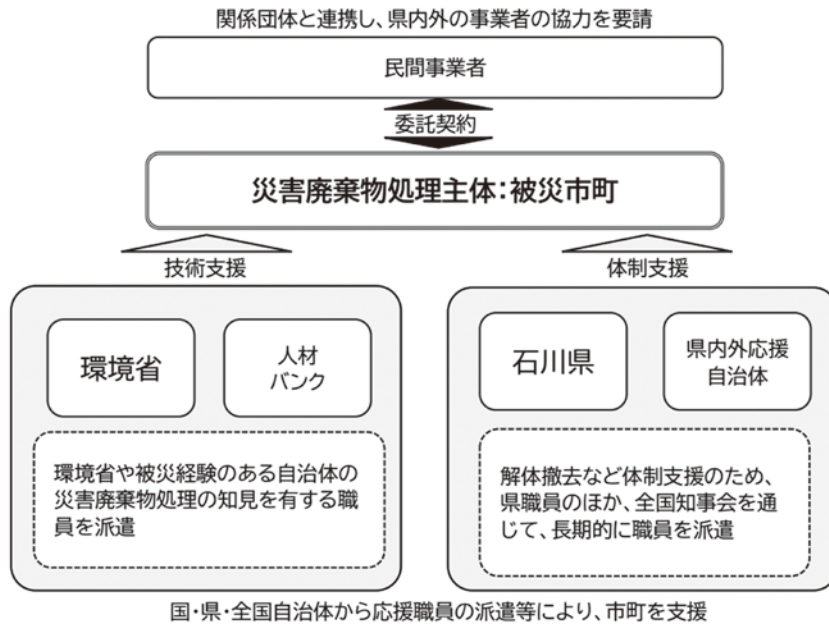
【石川県リサイクルシンボルマーク】
「もっかいくん」

◆公費解体・災害廃棄物処理

災害廃棄物とは災害によって生じた廃棄物のことで、多くを占めるのは損壊した建物です。放置すると生活環境の悪化、火災発生、通行の妨げ、ひいては復興の遅れにつながります。そのため、被災建物を所有者に代わって公費で解体・撤去し（公費解体）、災害廃棄物を処理することが、地域の復興で重要な役割を果たします。

石川県では「令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、被災建物の公費解体を含む災害廃棄物処理の進捗管理や調整業務を行っています。災害廃棄物は、一般廃棄物にあたるため被災市町に処理責任がありますが、一度に膨大な量が発生し、普段扱わない特殊な品目

もあるため、単独での処理が困難です。今回の地震・豪雨被害に対しては次図のと通りの体制を組み、事業の実施主体は市町としつつ、石川県が市町へのフォローを行っています。



令和7年10月末時点で、解体申請棟数は44,146棟、解体完了棟数は40,056棟、解体率（大規模建物などの別管理建物1,984棟を除く）は、県内全体で95%となりました。令和7年10月までの公費解体完了を目標としてきたところですが、概ね完了とすることができました。

なお、修繕・利活用を検討している建物や別管理建物については、令和7年10月までの解体完了目標にかかわらず、できる限り柔軟に解体を進める対応をしています。

派遣当初の状況

私が派遣された令和7年4月1日時点は、金沢市内に地震の爪痕はそこまで見られませんでした。石川県庁舎は無事でしたし、普段の生活で倒壊した建物を見ることはありません。道路は、ひび割れをアスファルトで応急処置された状態をよく見かけましたが、通行には支障ありませんでした。

一方で、能登では大分様相が異なっていました。初めての能登出張時、輪島朝市跡は解体が終わっていましたが、道中には倒壊した建物、崩壊した斜面、流木を多く見かけました。道路はまだ通行できない箇所もあり、通行可能でも道路に残るうねりから、走行時に揺れを多く感じました。



【地震により倒壊した家屋】

派遣先業務に関しては、石川県内で約2万棟の解体、約160万tの廃棄物処理が完了したところでした。全体的な解体見込棟数が約4万5千棟、災害廃棄物発生推計量が約420万tで（令和7年7月時点）、

公費解体等

赴任当時、半分弱が終了した時期と言えます。解体が軌道に乗り始め、その流れを止めないよう石川県職員の方々は慌ただしくされており、自身も赴任早々の早急な事務が必要だと実感しました。

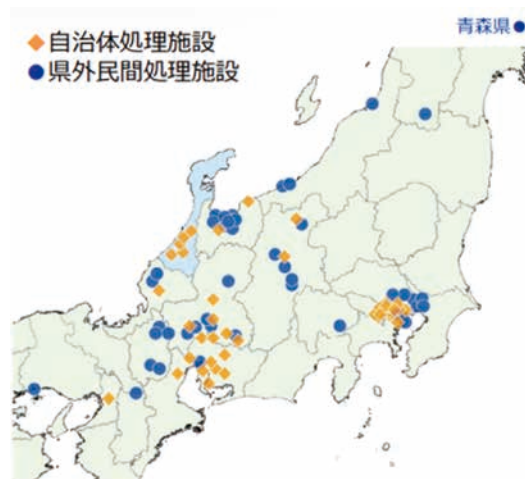
なお、そのほかの派遣先所管業務である、し尿・生活ごみ処理の停滞については、私の赴任時には概ね解消されていました。

派遣者自身が担当した業務概要

一般廃棄物は区域内処理が原則ですが、災害廃棄物においては発生量が膨大になるなど区域内だけでは対応困難です。その際、県内外の自治体・民間処理施設に処分の協力を依頼し、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を進めることとなります（広域処理）。広域処理に係る調整は石川県で実施しており、私の主な担当業務の一つです。



【広域処理のイメージ】



【処理施設位置図（県内民間施設を除く）】

関東圏の処理施設（自治体・民間処理施設）には、能登被災市町からの災害廃棄物を一時的に金沢湊積替場（金沢市内に設けた積替場所）で積み替え、鉄道貨物輸送で搬出・処分委託をしていました。その関東圏の窓口・とりまとめを一括して行っていたのが、東京都環境局資源循環推進部計画課です。私は石川県側の窓口として環境局と搬出量などを調整し、円滑な災害廃棄物の処理に努めました。

中部・近畿圏の自治体処理施設にも、同様に金沢湊積替場で積み替え、陸上輸送（車両）で災害廃棄物を搬出・処分委託していました。こちらも、私は石川県側の担当としてそれぞれの処理施設を所管する自治体・事務組合と搬出入に係る調整を行いました。

また、災害廃棄物を区域外で処理する場合、排出する自治体とその処理施設の所在する自治体とで



【金沢湊積替場視察時の様子】

法律に基づく区域外処理に係る行政間の事前協議が必要です。私の赴任直後は、公費解体に伴う災害廃棄物の発生量が増加し、各市町の仮置場（災害廃棄物の一時集積所）の容量がひっ迫しかねない状態でした。新たな県外民間処理施設への搬出を拡大するため、県の立場で被災市町分をとりまとめ、搬出先の自治体と協議を行い、円滑な搬出につなげました。

上記のほか、担当市町（金沢市・珠洲市）の災害等廃棄物処理事業費補助金の変更協議、各種調査対応、石川県環境白書の特集の執筆、「あつまらんけ〜のと」（能登市町から避難生活している方々への相談会）での相談対応など、多岐にわたる業務に従事しました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

派遣先の業務で苦労したのは、幅広く専門的な知識を早急に身に着ける必要があることでした。赴任当初に出席した会議ではわからないこともあり、ついていくのに精一杯だったことを覚えています。異動に伴い業務内容が大きく変わるのは地方公務員の常ですが、本事業は特に広い領域の知見が必要であることが特徴です。根底となる廃棄物処理法自体が専門的かつ難解ですし、災害廃棄物に関しては平時の廃棄物行政とは異なる事項も踏まえる必要があります。解体に携わるので、廃棄物だけでなく、建設業、石綿（性質・法規制等）に関する知見も重要です。公費解体については、市町が所有者に代わって解体することから、所有権に関する民法上の規定などへの理解も求められます。赴任後すぐに関連資料を読み込み、疑問点は周囲の石川県職員にも聞きつつ、積極的な現場視察の同行、外部研修に参加することで、早急なインプットに努めました。これは、私だけではなく他自治体派遣者も同様に苦戦している様子が見られました。得られた知識は派遣者間で共有するなど、石川県職員に負担をかけずに組織力を向上できるよう配慮しました。



【県工程管理会議の様子】
（筆者：奥の右から2番目）

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

特に印象的だったのは、令和7年8月6日から低気圧と前線による大雨です。石川県内の各地で浸水や道路崩壊などの被害をもたらし、金沢市では災害救助法が適用されました。派遣先業務に関しては、町野高校跡の仮置場や金沢湊積替場などが浸水するなど、公費解体・災害廃棄物処理の進捗に影響を及ぼしました。私は大雨の時は金沢市内の住居にいましたが、けたたましい音が覚めたほどです。翌日以降は手分けして早急な被害状況の把握につとめ、休日まで業務に従事する



【浸水した金沢湊積替場】

公費解体等

方がいるなど、リアルタイムの災害対応を目の当たりにしました。石川県では、令和7年8月の大雨や令和6年奥能登豪雨だけでなく、令和4年の南加賀大雨災害など、水害が相次いでいます。令和7年は八丈島でも台風22号、23号の被害がありましたが、身をもって近年の水害の頻発を体験しました。

また、担当した広域処理（鉄道貨物輸送・陸上輸送（車両））での搬出が令和7年9月末に終了したことも、印象的な出来事でした。広域処理を行っている間は大小の様々なトラブルがあり、前述の大雨でも金沢湊積替場が一時、浸水しました。それでも、公費解体・災害廃棄物の処理が進み、諸トラブルも解消した結果、無事広域処理の役割を終えることとなりました。円滑に収束でき、安堵感を覚えました。

広域処理は、全国各地の処理施設のご協力のもと、進めることができました。早く引き受けてくださった多くのご関係者の皆様には、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地支援業務に限りませんが、東京都から離れて異なる組織で働くことは良い刺激になりました。私は新卒入都後、全て水道局の配属で、赴任前は他局との関わりすら殆どありませんでした。赴任後は、石川県職員、他自治体派遣職員（都の他局派遣者含む）、被災地支援の総務局、災害廃棄物受入の環境局の職員を含め、様々な方々と関わる機会を得られました。同じ自治体であっても、組織や局が変わると風土や制度等が異なり、様々な気づきを得ることができます。例えば、派遣先部署は管理職相手でも「さん」付けで、上下で相談しやすいオープン＆フラットな風土が醸成されています。こういった取組は都でもシン・トセイにて推進していますが、より派遣先では進んでいるように感じました。都を客観的に振り返る良い機会になり、今後のキャリアや都での業務のあり方などに生かしていきたいです。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

石川県の地震・水害の経験は、都での発災時に参考にすべきことが多くあります。災害廃棄物の一時集積所である仮置場は、数量調整の緩衝役として円滑に事業を進める重要な役割を果たします。一部の仮置場は、被災市町で発災前に計画していたものの、被災後に道路がふさがれたため実際には使用できないなどの事態が発生しました。石川県より人口密度の高い都では仮置場の選択肢も限られますが、不測の事態が発生することも考慮した備えが必要かと考えられます。

上記は一例ですが、石川県での好事例・反省点は、都においても非常に有益な情報になると考えます。そのため、赴任期間終了までに石川県での経験をまとめ、都の担当部署に共有することで、都の発災時の対応に役立てたいと思います。

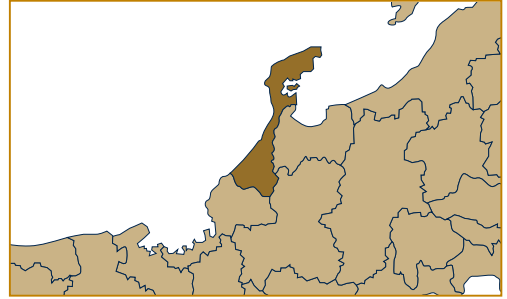
また、仮に都内で被災した場合にも、広域処理など災害廃棄物処理の実務に携わった業務経験を活用できると考えます。

石川県

生活環境部女性活躍・県民協働課

岩佐 豪

（建設局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

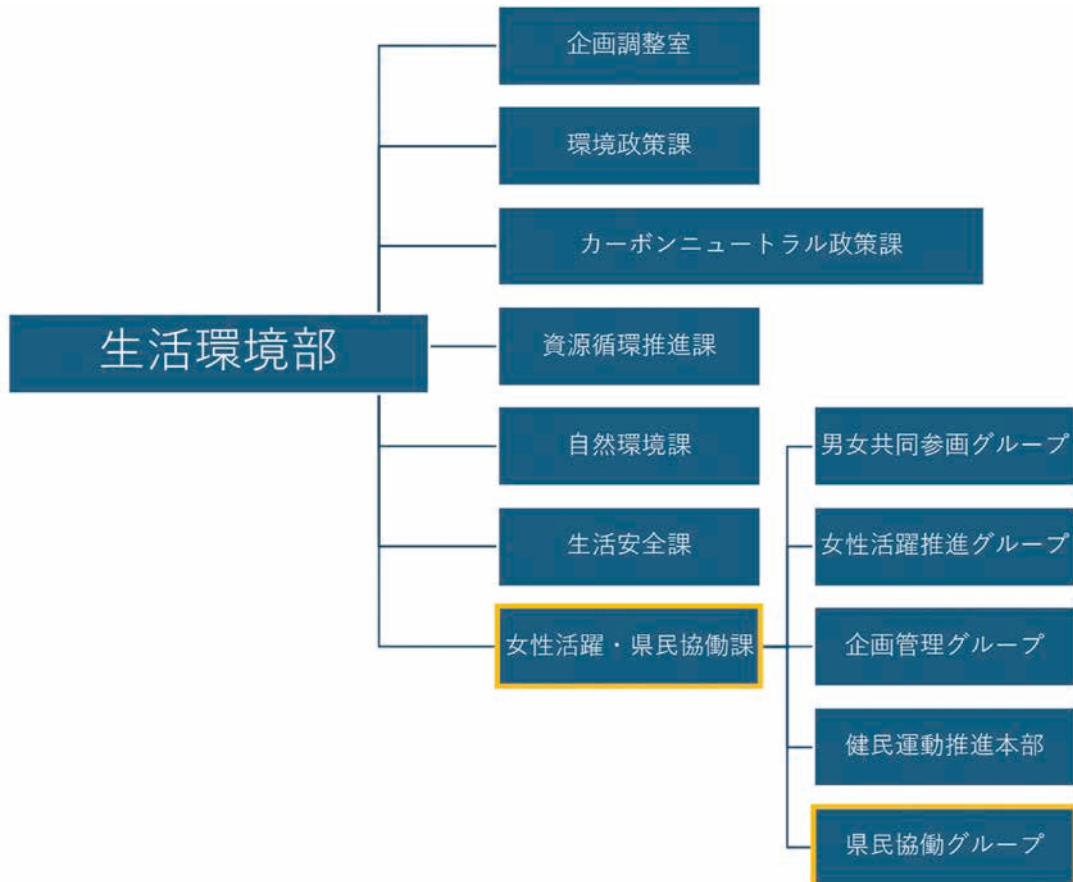


派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石川県生活環境部女性活躍・県民協働課は、女性活躍推進グループ、男女協働参画グループ、健民運動推進本部、県民協働グループ、企画管理グループの5グループで構成されており、計33名の部署です。

私の所属する県民協働グループにおいては、石川県災害対策ボランティア本部や、石川県県民ボランティアセンターを兼ねており、被災市町のボランティアセンターの活動ニーズを集約し、それに対応する災害ボランティアの募集・派遣、ボランティアバスの手配、資機材の調達、石川県内学生を対象とした災害ボランティア活動の企画等を行っています。

グループの規模は、課参事兼課長補佐1名、石川県職員5名、臨時職員1名、他の都県からの応援職員3名（私のほかは、神奈川県および愛知県）でした。



第2部 職員派遣 事務系職員（令和6年能登半島地震等）

災害ボランティアの派遣等

派遣当初の状況

私が着任した令和7年4月1日は、能登半島地震から1年3カ月、奥能登豪雨から約半年が経過した頃でした。私が勤務する石川県庁本庁舎は金沢市内にあり、周辺道路や歩道に多少のひび割れや隆起が残るものの、大きな被害の痕跡はありませんでした。しかし、輪島市や珠洲市へ出張で赴くと、崩れてしまった家屋や、土砂崩れ・地すべりにより山肌が剥き出しになっている箇所がまだ多く見られ、改めて被害の甚大さを実感しました。

生活面では、赴任直前の3月末の東京では最高気温が25℃にもなるほか陽気だったのが、金沢到着日は最高気温約10℃のまだ春とは言い難い肌寒さで、冬の防寒着が必要でした（天気は良かったです！）。環境の変化も相まって、着任早々にガッツリ週間ほど風邪を引いてしまったことを覚えています。



【赴任初日の金沢駅東口鼓門】
（ついに来たんだ!と身が引き締まりました。）



【赴任初日の石川県庁】

派遣者自身が担当した業務概要

・石川県県民ボランティアセンターの事業（学生等災害ボランティアリーダー育成事業）の運営
主に、1泊2日の学生災害ボランティア活動の企画・運営を行いました。この事業は、石川県内の学生を対象として、県内での災害に迅速かつ柔軟に対応できるボランティアリーダーを育成し、地域防災力のさらなる向上を目的とするものです。

今年度実施した活動内容としては、輪島市内の側溝の泥出し・運搬作業や、仮設住宅横の公民館にて被災者の方々を対象にしたサロン活動を企画・運営しました。実施場所や活動受入先との調整、活動プログラムの設計、バスの発注、宿泊・食事等の手配など、準備は多岐にわたり、限られた期間の中で綿密な調整を要しました。

災害ボランティアの派遣等



【あいにくの雨の中での泥出し作業】



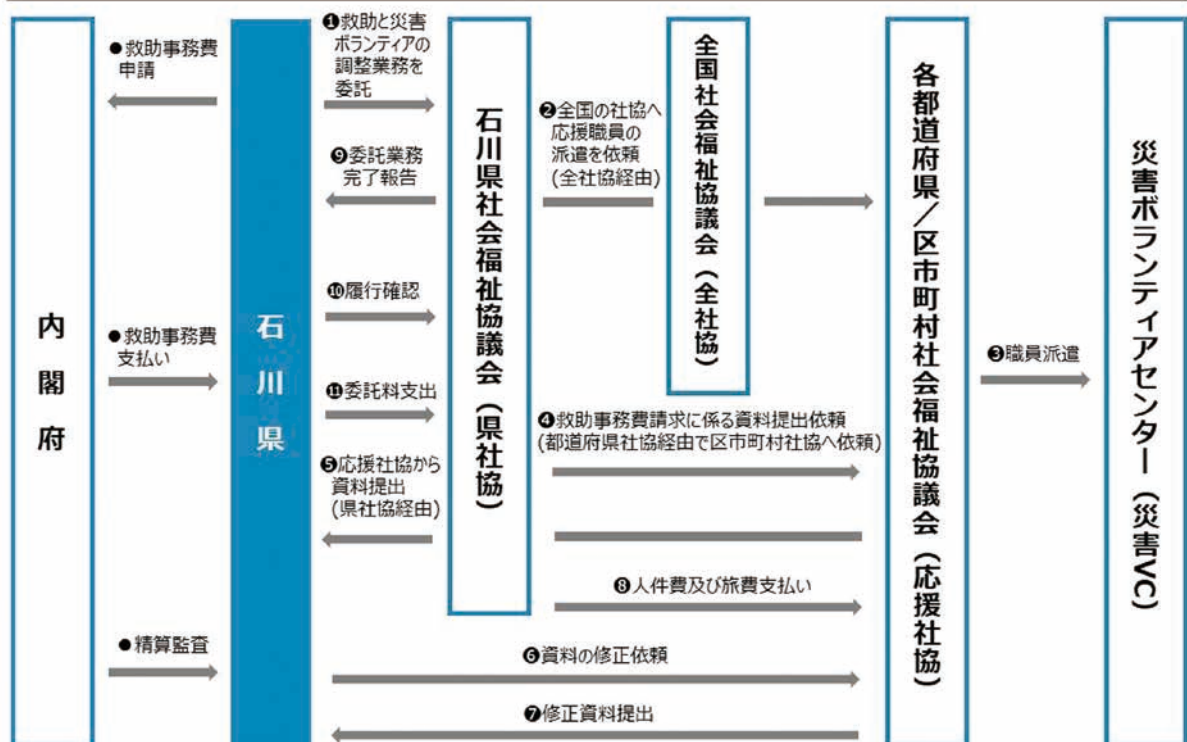
【金沢の和菓子や飲み物を提供するサロンカフェ活動】

・災害救助費（災害ボランティアセンターに係る費用）に関すること

発災後、被災地で災害ボランティアの受入れ等を行うため、被災した市町の社会福祉協議会が災害ボランティアセンター（以下災害VC）を設置しており、災害VCの運営に当たっては、全国の社会福祉協議会から職員を派遣してボランティアの調整（受入れ・活動調整等）を行っています。災害VCの運営に係る職員の派遣に伴って発生した人件費及び旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とされているため、私は当該負担金の請求等に係る業務を担当しました。

内容としては、社会福祉協議会から提出された人件費や旅費に係る証憑資料の内容確認、修正依頼等や、8月～11月にかけて実施された内閣府による精算監査への対応を行いました。

救助事務費（災害ボランティアセンターに係る費用）支払いの流れ



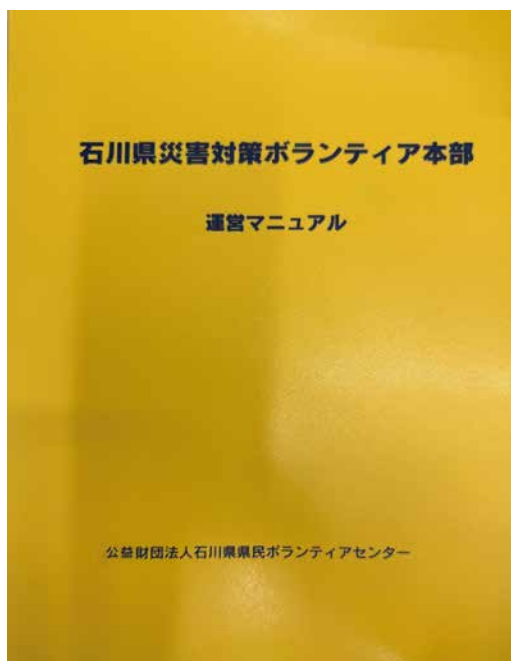
災害ボランティアの派遣等

- ・石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアルの改訂

石川県では、災害発生時、被災地ではボランティアの受付や活動の割り振り等を調整する「災害対策ボランティア現地本部」、県では現地本部を支援する「石川県災害対策ボランティア本部」が設置され、ボランティア活動への支援が行われます。

過去の災害対応（平成19年能登半島地震、平成20年浅野川流域豪雨災害等）の経験を活かし、石川県内で災害が発生した際、ボランティアによる支援活動が円滑かつ効果的に行うことができるよう策定されたのが、「石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアル」です。本部運営の一助として活用され、災害の規模や種類、発生した地域や時期、時間の経過による状況の変化などに柔軟に対応していくことが狙いとされています。

策定後2回目の改訂となる今回は、石川県社会福祉協議会・各被災市町社会福祉協議会と連携しながら、令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨時の対応について検証し、より実効性のあるマニュアル改訂を目指しました。初動体制の確立から連携、協働のためのネットワーク構築等の内容を盛り込み、本部職員の自由な発想と柔軟性を発揮できるよう、内容について日々検討しました。



【石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアル】

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

前述の石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアルの改訂において、今回の災害対応の反省を活かした内容とするため、関係各所へのヒアリングや協議を繰り返し行いました。本部運営の流れや当時の状況を詳細に理解していないと、改定案の作りようがないため、把握にとても苦勞しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

前述の1泊2日の学生災害ボランティア活動を企画・運営が心に残っています。当日は、県内の様々な大学・専門学校等から集まった学生たちが、初対面同士であるにもかかわらず、周囲と協力しながら自ら主体的に行動し、真摯に作業に取り組む姿が見られました。雨が降る中での重労働（側溝の泥

災害ボランティアの派遣等

出し・運搬）はとても大変でしたが、学生一人ひとりが地域の方々のために一生懸命、真摯に活動する様子はとても印象的で頭に焼き付いています。今回、ボランティアに初めて参加する学生が多かったのですが、「今回思い切って参加して本当に良かった」「今後の人生の糧になった」「今後も継続的にボランティアを続けていきたい」いった声も寄せられ、学生の方々にとって良い経験になったことが非常にうれしく、それまでの大変な準備作業が一瞬で報われる思いでした。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

石川県職員や他県からの応援派遣職員と協力して業務を進める中で、各自治体の制度設計や事業運営の工夫、住民との関わり方などについて意見交換する機会が多く、大いに刺激を受けました。特に、限られた人員や、さまざまな制約がある中でも地域の実情に即して柔軟に対応を行う姿勢は、都政においても参考にしていきたいと感じました。今後、事業を検討・立案する機会があれば、他自治体の実践事例や発想を積極的に取り入れ、より多角的で実効性の高い施策が提案できるようになっていきたいです。

また、今回の派遣を通じて全国の応援派遣職員と幅広く交流し、ネットワークを築けたことは非常に大きな財産となりました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

東京都では、今回の石川県での能登半島地震および奥能登豪雨に対する支援のために、発災直後から数多くの職員が被災地を訪れ、支援・復興業務にあたったと聞いています。今年度においては職員派遣のなかった県や、かなり少人数になった自治体もある中、東京都は依然として多くの職員派遣を実施しています。こういった経験、ノウハウを積んだ職員が多数増えてきていることは、今後災害が高確率で予想されている東京都にとっては大きな強みになると考えています。私は今回の派遣とは別に、発災後2カ月弱の時期に輪島市への避難所運営の派遣も経験しましたので、その際の経験、目にしたことも、有事の際には周囲の職員と協力しながら活かしていきたいです。

産業再生等

石川県

商工労働部経営支援課

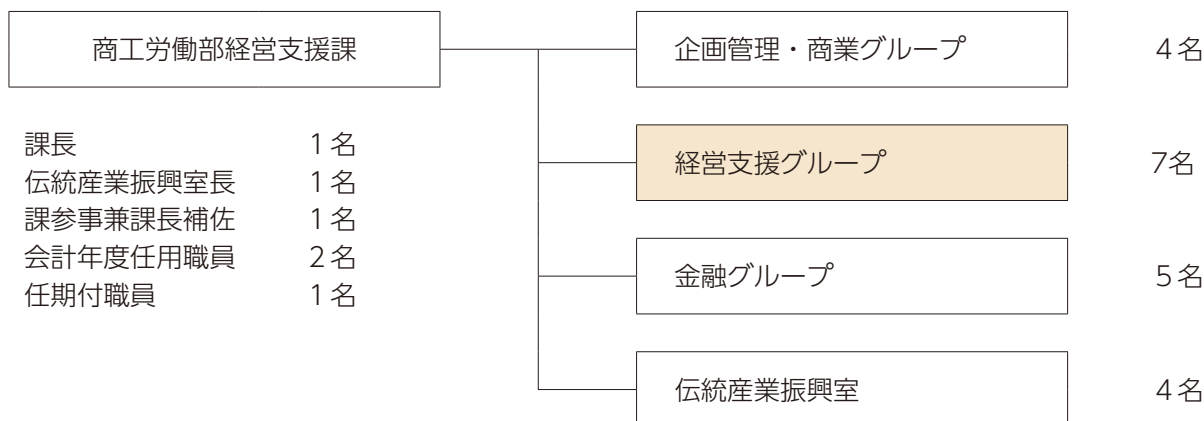
大蔵 勇人

(都市整備局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

【組織図（本庁組織）】



他県派遣職員 17名（経営支援グループに所属）

派遣元 青森県・岩手県・栃木県・埼玉県・東京都・神奈川県（2名）・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・島根県・山口県・長崎県・鹿児島県（2名）・沖縄県

【主要な事務事業】

- 1 中小企業の経営支援の企画推進に関する事。
- 2 中小企業の経営診断及び助言に関する事。
- 3 中小企業の再生、事業転換及び承継の支援に関する事。
- 4 中小企業等協同組合、商工組合及びその他商工関係団体に関する事（産業政策課の分掌事務を除く）。
- 5 中小企業の金融に関する事（出納室の分掌事務を除く）。
- 6 貸金業に関する事。
- 7 経営支援に必要な調査研究に関する事。
- 8 商業・流通の振興及び調整に関する事。
- 9 中小企業診断士に関する事。
- 10 鉱業の指導奨励及び振興に関する事。
- 11 伝統産業の振興に関する事（伝統産業振興室の業務）。
- 12 物産の振興に関する事。
- 13 計量検定所、産業展示館、九谷焼技術研修所、九谷焼技術者自立支援工房、伝統産業工芸館及び山中漆器産業技術センターに関する事。
- 14 他の経営支援機関との連絡調整に関する事。

組織名	担当名
企画管理・商業グループ	・計量検定所、産業展示館担当 ・商業・流通振興担当
経営支援グループ	・経営革新担当 ・中小企業等協同組合、商工関係団体担当
金融グループ	・中小企業金融担当 ・貸金業担当 ・高度化資金担当
伝統産業振興室	

【令和6年能登半島地震・奥能登豪雨で被災した事業者の相談窓口等】

- ・金沢事業者支援センター（石川県庁内）

開設日：令和6年3月

内容：「なりわい再建支援補助金」事務局（申請受付、コールセンター、相談予約、審査等）
経営相談
各種補助金や融資制度の活用に関する相談
補助金申請書作成サポート

体制：石川県職員

独立行政法人中小企業基盤整備機構

石川県中小企業団体中央会

石川県よろず支援拠点

石川県内の専門家（行政書士、中小企業診断士等）

「なりわい再建支援補助金」事務局運営業務委託事業者

- ・能登事業者支援センター（のと里山空港内奥能登総合事務所）

開設日：令和6年2月19日

内容：経営相談
各種補助金や融資制度の活用に関する相談
補助金申請書作成サポート
出張個別相談会
事業者訪問

体制：石川県職員

全国の商工会・商工会議所等からの応援員

石川県内の専門家（行政書士、中小企業診断士等）

派遣当初の状況

比較的被害の少なかった金沢以南の事業者からの補助金申請が進んでいる一方で、被害の大きかった奥能登や中能登地域の事業者からの申請は、復旧の進展に伴い今後増えていく見込みの状況であった。

派遣者自身が担当した業務概要

令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助する「なりわい再建支援補助金」の申請に係る相談対応や申請書類の審査業務等を担当した。

◎職場の状況

- ・派遣職員17名中、1年目12名、2年目5名。年齢層は20～60代。全員が1年単位の派遣期間。
- ・1年目職員は、4月第1週は、県プロパー職員による補助金業務に関する研修等のオリエンテーションを受講した。
- ・第2週以降は、複数職員による相談対応のサブ担当として相談記録の入力や、2年目派遣職員のフォローを受けながら申請書類の二次審査（一次審査は補助金事務局の受託事業者が担当）を行い、段階的に業務を覚えていった。
- ・5月連休前後からは、本格的に相談対応の主担当や書類審査の二次担当として業務を行う。

◎業務内容

1 申請内容の事前相談

石川県では以下の通り、対面またはオンラインで相談会を開催している。被災状況や復旧計画をヒアリングし、申請の可否や必要な支援を案内、書類の確認をする。

【実施場所】

A) 金沢事業者支援センター（石川県庁内）

派遣職員がローテーションで相談対応を行う。

B) 能登事業者支援センター（のと里山空港内）

県プロパー職員及び派遣職員がローテーションで、のと里山空港内の事務所へ出向き、相談会及び申請書の作成サポートを行う。

C) 能登地域の商工会議所等

県プロパー職員及び派遣職員が定期的に能登地域の各商工会・商工会議所へ出向いて、個別相談会を行う（七尾商工会議所を担当）。

なお、能登事業者支援センター及び能登地域の商工会議所等では、能登6市町に事業所を有する中小企業・小規模事業者等を対象にした「チャレンジ支援補助金」等の相談対応も行う。

2 申請書等の審査

- ・書類の形式確認等の一次審査を終えた案件について、内容精査等の二次審査を行う。不備等がある場合は、一次審査担当者を通じて、または内容により直接事業者に補正等を依頼する。
- ・審査了となった案件については、国へ復興事業計画に基づき交付申請を行うための資料準備を行う（約1か月ごと）。
- ・補助事業完了後の実績報告書についても、申請書と同様に二次審査を行う。



【金沢事業者支援センター】



【のと里山空港】



【七尾商工会議所】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

- ・相談対応に当たっては、相談時間が限られており効率的に相談を進めるため、予約した事業者に関する情報（会社概要や施設の状況等）を相談前に可能な限り調べて対応するようにした。
- ・相談者からの質問内容によっては、その場での判断がつかず明確な回答が難しいものがあり、あとで県プロパー職員に確認した上で回答するようにした。
- ・また、申請書等の審査に当たっては、申請者の被災状況や復旧計画により申請内容が複雑またはボリュームがある案件や、審査に必要な書類に不備が多くあり申請者と補正のやり取りに時間を要する案件などがあり、マニュアル等に則りながら丁寧な審査を心掛けた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

相談業務の中では、相談に来訪する様々な地域・業種の事業者の方から、被害状況や復旧計画について直接お話を伺う機会を得たことで、外形的に見ただけでは分からない被害の実態がより具体的に捉えられた。また、地域の経済・雇用を支える事業者の復旧の見通しを聞かせていただくなど、復興

第2部 職員派遣 事務系職員（令和6年能登半島地震等）

産業再生等

に向けた前向きな動きも見えて、復旧・復興に向けて被災者に伴走する支援の一翼を担うことができ、やりがいを感じられた。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ・派遣職員の執務場所は、業務の都合上、石川県庁内の会議室3か所のほか、のと里山空港内の能登事業者支援センター、各商工会・商工会議所での個別相談会場に分散しており、プロパー職員も含めて全員で顔を合わせる機会がほぼないため、職員や関係者間での連絡・情報共有はチャットにより行っていた（県庁内では、職員間の連絡はチャットやTeams通話機能を利用することが推奨されている）。相談対応や審査業務の過程で生じた疑問や解釈等は、チャットにあげることにより、職員間で共通認識としていた。
- ・派遣職員間の立場がフラットな点や、県プロパー職員の主任級が実務の中核を担っている点も併せて、迅速な意思疎通や業務執行の一つの形として都においても参考にできるのではないかと考えた。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

石川県での派遣業務を通じて、災害対応として、被災時に生じる業務を想定した事前の情報収集等の準備や訓練と、想定外の状況にも機動的に対応できる組織風土づくりが重要であると感じた。



【能登前寿司（七尾市）】



【ひまわり村（津幡町）】



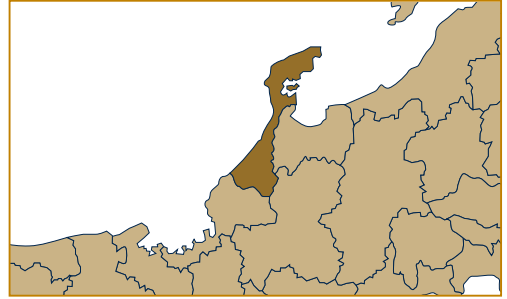
【白山白川郷ホワイトロードより白山（白山市）】

石川県

出納室

吉田 朱美玲

（総務局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

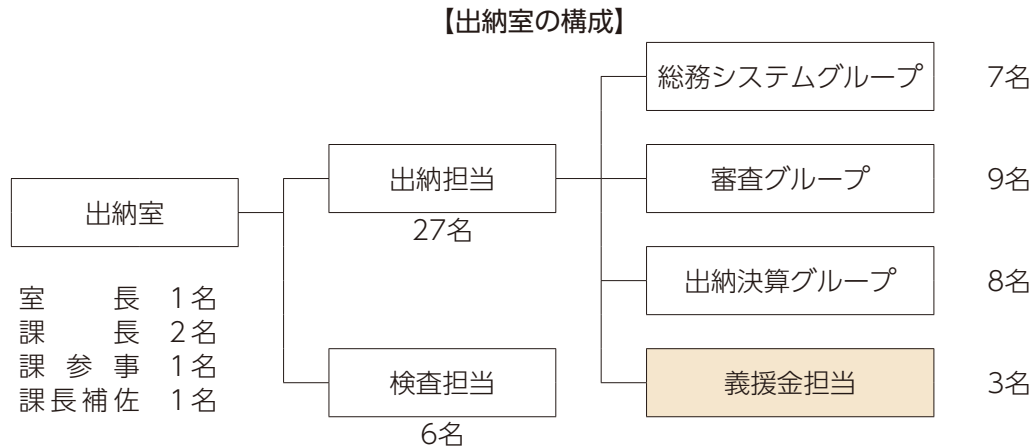


派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石川県庁出納室は、県の財務会計に関する出納業務を担う機関です。

主に現金の管理、支払・収納、決算処理などを通じて、石川県の財政の透明性と効率性を確保し、健全な財政運営を支える役割を果たしています。

石川県庁行政庁舎3階にあり、複数のグループによって構成されています。



【出納室の主要な事務、事業】

1. 出納室内の予算の執行その他庶務に関すること。
2. 県経済に属する現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む)の出納及び保管に関すること。
3. 県の歳入及び歳出の決算(企業会計を除く)に関すること。
4. 有価証券に関すること。
5. 証紙に関すること。
6. 県の指定金融機関等に対する指導連絡及び公金事務の検査に関すること。
7. 国費の会計(他課の分掌事務に関するものを除く)に関すること。
8. 会計管理者等の公印に関すること。
9. 出納員、現金取扱員、物品取扱員及び会計員並びに出納官吏に関すること。
10. 出納事務指導及び会計検査に関すること。
11. 財務会計システムの管理に関すること。
12. 信用保証協会、農業協同組合等、森林組合等及び漁業協同組合等の検査に関すること。

第2部 職員派遣 事務系職員（令和6年能登半島地震等）

義援金関連等

派遣当初の状況

私は令和6年5月1日より石川県庁へ派遣されており、現在は派遣2年目となります。

昨年度の派遣当初は震災の爪痕が色濃く残る状況でしたが、公費解体や復旧工事が徐々に進み、倒壊家屋の跡地が更地となるなど、少しずつ復興に向けた動きが見られるようになりました。

一方で、令和6年9月に発生した豪雨災害の影響により、復旧が進んでいない地域も多く、特に、水路が泥で埋まり排水機能が損なわれたままの場所もあり、復旧作業の遅れが課題となっていました。こうした状況を目の当たりにし、改めて能登地域の地理的条件やアクセスの難しさが、復旧・復興の妨げとなっていることを実感しました。



【珠州市 大谷地区】

派遣者自身が担当した業務概要

義援金に関する一連の業務を担当しました。主な業務内容は以下のとおりです。

- ・ 義援金の窓口受付対応
来庁者への案内や申請書類の確認、義援金の集計、領収証の発行手続き等を行いました。
- ・ 日次の入出金データ処理
Excelを用いた、金融機関の入出金データ管理を行いました。
- ・ 領収証およびお礼状の作成・発送
- ・ 問い合わせ対応
電話・メールでの義援金に関する問い合わせ対応を行いました。
内容は申請方法、領収証の発行状況、用途に関する質問など多岐にわたりました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○窓口業務における接遇

都庁ではこれまで窓口業務の経験がなかったため、当初は接遇の基本的な所作や言葉遣いなど、基礎から学ぶ必要がありました。日々の業務を通じて実践的な経験を積み重ねるとともに、県庁職員の皆様の接遇姿勢を積極的に参考にすることで、より適切で丁寧な対応を心がけるよう努めました。

○領収証発行業務の効率化

- ・申請受付からデータ入力までの流れを迅速化

申請書を受理した後、即日中にExcelデータへ反映するルールを新たに設けることで、入力の遅延を防止しました。これにより、申請状況をリアルタイムで把握できるようになり、業務のスピードが向上しました。

- ・Excel関数による進捗管理の自動化

データ管理に関数を活用し、発行状況・発送日等のステータスを自動表示できる管理表を作成しました。これにより、確認作業の手間を削減し、人的ミスの防止につながりました。従来は申請から領収証の発送までに約2カ月を要していましたが、遅くとも申請から2週間以内には発送できるようになりました。

○マニュアルや問い合わせ記録簿の作成

出納室へ異動した際、業務マニュアルが整備されておらず、引継ぎは主に口頭で行われていました。そこで、業務の属人化を防ぐことを目的に、可能な限り作業画面のスクリーンショットを多く盛り込んだマニュアルを作成しました。また、問い合わせ対応に関しても、「問い合わせ記録簿」を作成し、担当内で対応履歴を共有できる体制を整えました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

業務を通じて、寄付者の方々の温かい気持ちに触れる機会が多くありました。窓口では、「頑張ってください」「応援しています」といった声をかけていただくことがあり、義援金の振込票には能登の復興を願うメッセージが添えられていることもありました。こうした言葉や想いに触れるたびに、被災地支援の一端を担っているという実感が湧き、業務へのやりがいを強く感じました。

また、月に数回参加したボランティア活動では、「東京からわざわざ来てくれてありがとう」と感謝の言葉をいただくことが多く、地域の方々との交流を通じて、支援の意義を改めて実感することができました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

石川県庁への派遣を通じて、異なる組織体制や業務の進め方に触れることで、都庁での働き方を改めて見直す貴重な機会となりました。特に印象的だったのは、石川県庁の職員が現場を訪問し、直接状況を確認したうえで業務を進める姿勢です。現場の声を大切に、肌で感じた課題に向き合う姿から、行政における「現場の視点」の重要性を強く実感しました。

一方、都庁ではテレワークを中心とした効率的な働き方が定着しており、スピード感や生産性の面では優れた点も多くあります。今後は、こうした都庁の強みを活かしつつ、現場重視の姿勢や柔軟な対応力を身につけ、都政に貢献していきたいと思えます。

最後に、温かく迎え入れてくださった石川県の皆様、そして派遣に際してご支援いただいた総務局の皆様にご心より御礼申し上げます。2年間にわたり、大変貴重な経験をさせていただきました。本当にありがとうございました。

公費解体等

輪島市

市民生活部環境対策課

松浦 一憲（産業労働局）

町山 竜也（教育庁）



松浦 一憲（産業労働局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

所属している市民生活部環境対策課は、通常業務として、狂犬病予防、墓地や火葬場の経営、動物の死体処理、衛生害虫駆除、公害防止対策など衛生に関する業務やゴミなど廃棄物処理、環境美化事業、自然保護など環境に関する業務を執り行っていました。令和6年能登半島地震により、公費解体推進室を設置して、災害により発生した廃棄物の処理業務や損壊家屋等の解体・撤去（いわゆる公費解体）業務など通常業務と併せて行っている。

環境対策課の職員構成としては、令和7年11月末現在で、輪島市職員が9名、石川県からの駐在職員が2名、全国各自治体からの派遣職員19名の計30名で構成されており、派遣職員の主な業務としては、公費解体の申請受付業務、解体費用仮算定書確認業務、解体・撤去決定通知業務、作業指示業務、解体完了通知業務、解体費用支払業務、解体・撤去した建物の滅失登記に関する業務などとなっている。

災害発生時に被災した損傷家屋等の解体・撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うものであるが、令和6年能登半島地震について、激甚な非常災害と認定された災害である「特定非常災害」に指定されたため、輪島市では環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して、所有者等からの申請に基づき半壊家屋等までの解体・撤去を実施している。

石川県では、「公費解体加速化プラン」を計画し、被災者の生活再建を最優先に、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理し、令和7年10月末までに公費解体を終了させ、令和8年3月末を目途に、災害廃棄物の処理を完了することを目指しており、輪島市においても令和7年10月末時点の解体率が95.8%と石川県の計画どおり進めているところである。

派遣当初の状況

公費解体の申請受付が令和7年5月30日までだったことから、申請受付で来庁される市民が多数市役所にお越しいただき、多数の職員が窓口対応を行っていた。また、解体作業がピークを迎えていた時期だったことから、解体費用算定書確認、各通知業務、解体費用支払業務等一連の業務についてもピークを迎えており、それぞれ担当職員が迅速に業務遂行を行っていた。

派遣者自身が担当した業務概要

派遣当初から、主に公費解体を行うための解体作業員が宿泊することに伴い必要となる経費の精算業務を担当した。公費による解体・撤去を迅速に行う観点から、全国から解体事業者を受け入れるため、解体事業者の所在地から解体現場までの路程が片道100kmを超えることや、地理的な条件や交通イン

フラが復旧していないため解体業者の所在地から解体現場までの往復が困難であることが要件であり、解体作業員の宿泊が必要となる場合は、宿泊に伴い必要となる経費が環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となることから、その精算を行った。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

既に令和6年度から運用しており、基本的なスキームは出来ていたことから、これまでの流れを踏襲していくことが基本業務であった。しかしながら、例えば誤った精算など行った場合には派遣先である市や事業者に対して多大な手間をかけてしまうことになる恐れがあることから、精査作業では何度もチェックするなど慎重に対応した。



【損壊家屋等の解体・撤去後の輪島朝市】
(令和7年9月)



【損壊家屋等の解体・撤去後の輪島市鳳至町付近】
(令和7年9月)

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

基本的には業務の中で「うれしい」や「やりがいを感じる」といったことがなかなか難しいと感じながら業務を行っているが、11月のある晴れた日に、ふと地震の影響で山肌が崩落するなど爪痕を残している山々を見渡すと、崩落を免れた部分の木々が紅葉で色鮮やかになっていることを発見し、このような状況でも四季を感じることが出来たのが印象的だった。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

全国各地から集まった派遣職員やプロパーである輪島市職員の皆様と一緒に業務を行ったことで、各自治体との繋がりが新たに出来たため、今後都政を進めていく中で、他自治体の状況を参考にしたい場合は、コンタクトを取っていくことが出来ると思う。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

東京都においても、八丈島で台風、豪雨被害が起こったばかりで、今後都内でも自然災害がいつでも起こる可能性があると感じる。

被災自治体では、復旧・復興事業を計画する場合、国やこれまで災害が発生した他の被災自治体からどのように進めていたのか情報収集を行っている。東京都では、東日本大震災を始めとする被災自治体への職員派遣を多数行っており、派遣経験のある職員はノウハウや人脈を蓄積しているため、「オープン＆フラット」な都庁を実行する上でも、そのような人材を活用して、万が一災害が起きた場合に復旧・復興事業を計画する際に派遣経験のある職員を活用できるスキームがあれば、より派遣した経験を東京都に還元できると感じる。

第2部 職員派遣 事務系職員（令和6年能登半島地震等）

公費解体等

町山 竜也（教育庁／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣当初の状況

派遣当初の状況は、生活圏内の道路舗装は基本的にひび割れしており、車で走るには不安定な道でしたが、日常生活に大きな支障はなかったです。通勤経路には被災家屋や更地になった土地が多々あり、胸が痛くなりました。東京都から環境対策課への派遣は初めてであり、前任不在で不安もありましたが昨年度から継続されている他自治体の方々の支えもあり、スムーズに業務を遂行できました。



【土砂災害を受けた地域】
（令和7年4月時点）



【奥能登豪雨で損傷した姫田橋】
（令和7年5月時点）

派遣者自身が担当した業務概要

主に公費解体に伴う支払い業務を担当しました。公費解体の制度は災害で損傷した建物について、所有者の申請に基づき、市が費用を負担して解体・撤去を行うもので、市が契約する解体業者に支払います。

支払いは月3回実施しており、各回、業者から提出される完了報告書類を確認します。一般的な住家1件当たり約150枚（会社等規模が大きい場合は1,000枚超）の書類を精査し、不備があれば速やかに業者へ連絡し訂正を依頼します。

1回あたりの支払い件数は約200件、総額は約10億円に上ります。1件ごとの金額も高額であるため、滞りなく迅速かつ正確に処理することが求められ、常に緊張感を持って業務にあたりました。

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

初めての業務だったので、まずは制度の理解に苦勞しました。隙間時間には国や市のマニュアルを読み込み、理解を深めるよう努めました。基本的には事務作業が中心で現場に行く機会は多くありませんでしたが、時間に余裕がある際には現場を訪問し資料と照らし合わせながら理解を補いました。

また、輪島市役所での被災地派遣では、異なる組織文化や業務スタイルを持つ他自治体の職員、県庁、コンサルタント、地元業者など複数の関係機関と連携しながら業務を進めました。限られた人員や時間の中で、状況に応じた柔軟な対応が求められる現場においては、迅速な判断力・実行力・調整力が

必要でした。受動的ではなく能動的に行動することが求められる環境であったため、プロパー職員を含め日々積極的にコミュニケーションを取り、円滑に業務を進められる職場環境づくりに努めました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

日常的な買い物や飲食店で、震災により住居を失った方々と話をする機会が多くありました。その際、会うたびに派遣に来たことへの感謝を伝えられました。本来であればご本人たちが最も大変な状況にあるはずなのに、毎回心からの感謝をいただき、その思いに全力で応えたいと感じながら日々の業務に取り組むことができました。

また、自分の業務は復興の進捗を直接目に見える形で確認できるものではないため、不安を覚えることもありました。しかし、温かい言葉をかけていただくことで「もっと応えたい」という気持ちが強まり、一層やりがいを感じるようになりました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

現地での業務を通じて、災害対応における事務の重要性を改めて実感しました。ひとつひとつの処理が地域の復旧に直結しており、迅速かつ正確な対応が求められる中で、事務職としての責任の重さを再認識しました。

また、被災家屋の視察を通じて、制度の背景にある現実を肌で感じ、丁寧で誠実な対応の必要性を痛感しました。今回の経験を今後の業務にも活かし、制度の先にある人々の暮らしを意識した行政を目指していきたいと考えています。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

建築物の耐震化を進めることの重要性を現場で確認できました。住宅は地震の被害を受けると、全壊・半壊・一部損壊といった形で判定され、罹災証明書が発行されます。輪島市では一般的に半壊以上が公費解体の対象となり、補助金や交付金の対象を分ける大きな基準となっています。

住宅の耐震化は個人判断に委ねられる難しさがあり、住宅が個人資産である以上、公費をどこまで投入するかという議論は避けられません。しかし、震災後には多大な公費が投入されることを考えると、事前の対策をより一層推進していく必要があると感じました。

さらに、輪島市は土地に余裕があるため、被災地域でも工事車両が通行可能でしたが、東京23区の場合は道幅が比較的狭いため、復興の遅れが懸念されます。

第3部

職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

技術系職員

河川・砂防施設の災害復旧等

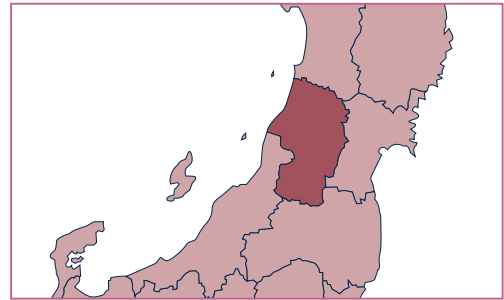
第3部 職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

河川・砂防施設の災害復旧等

山形県

最上総合支庁建設部河川砂防課

- 荒井 康太（建設局）
- 大内 武尊（建設局）
- 岡崎 智也（建設局）
- 奥平 周示（建設局）



荒井 康太（建設局／派遣期間：令和7年1月1日～令和7年1月31日）

派遣当初の状況

私は最上総合支庁建設部河川砂防課に配属され、山形県職員（山形県他庁舎からの派遣）3名、北海道職員1名、宮城県職員2名、東京都職員1名の構成の災害支援室で業務を行いました。着任時は、前任の派遣期間中に全ての災害査定が完了し復旧業務が軌道に乗り順調に進捗していたこともあり、職場の中に慌たしさはあまり無い状況でした。

派遣当初から庁舎のある新庄市や住居のある村山市ではとても降雪量が多く、至る所で雪が深く積もっている状況でした。まず始めに、被災箇所各地を車で巡りましたが、現場はどこも降り積もった雪で隠れており、被害状況を実際に確認できなかったところが大半でしたので、被災当時の写真により状況を把握しました。



【宿舍前の積雪状況】

派遣者自身が担当した業務概要

災害復旧事業の流れの内、私の担当業務は実施設計でした。実施設計とは災害査定の結果をもとに具体的な工事計画を立て、設計図書を作成する業務です。管内河川の堀内川、最上内川、檜原沢川の3河川を担当し、測量設計会社から提出された図面及び数量計算書のチェック及び積算を行いました。積算後は4名の山形県職員の照査者により内容のチェックを受け、指摘箇所の修正作業を繰り返し行い、設計書を作成しました。



【災害復旧事業の流れ】

河川・砂防施設の災害復旧等

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

苦労した点としては、派遣元で担当しているような都市河川と異なり、自然と共存した河川の災害復旧のため、適用する設計基準が変わり、新たな基準を一から理解しなければならなかったことです。また、赴任当初は実施設計が初期段階であったことから、課内で実施設計における統一事項の改定が頻繁になされたこと、完成した災害復旧工事の設計図書がまだ無く、山形県外からの派遣職員にとって指標となるものが無かったこと、チェック者間で共通認識が取れておらず、人によって異なる指摘を受けたこと等に悩まされることがありました。加えて、初めて触る積算システムに苦戦もしましたが、災害支援室メンバーの方々からの親身なフォローのおかげで、最終的には担当河川のそれぞれで一通りの設計図書を作成することができました。応援職員として派遣されましたが、逆に勉強させていただいた部分が多くありました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

エピソードとは少し異なりますが、災害復旧業務の経験が無かった私でも、1か月間の派遣期間を無事に成果を上げて終わられたことです。今回の被災地支援業務は入都後2年間の業務の中でも特に印象に残り、自信や成長に繋がったと感じる良い経験となりました。本当に自分などがお役に立てているのだろうか、経験の浅い自分が携わることには逆に迷惑になっているのではないかと、派遣中は少し不安感じておりましたが、最終日には派遣先の方々より「とても助かった、来てくれてありがとう。」と感謝のお言葉を頂き、こんな自分でも被災地支援の一助になれたのだと達成感を感じることができました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

仕事の進め方や価値観、考え方の異なる他自治体職員の方々と協力して業務に従事した経験は、自身の視野を広げることに繋がり、仕事への取り組み方を見直す良い機会となりました。1か月間と短い期間ではありましたが、災害復旧業務に従事して得られた経験を、今後の都政人生に活かしていきたいと思います。

今回の派遣に当たっては、最上総合支庁の皆様、他県派遣職員の皆様、温かく派遣に送り出してくださった東京都の皆様など多くの人にご支援ご協力を賜りました。慣れない雪国で土地勘の無い中での生活や、初めて災害復旧業務に携わることには不安がありましたが、皆様のご支援のおかげで業務の面でも生活の面でも不安や不便を感じることなく過ごすことができました。この場をお借りして感謝の気持ちをお伝えさせていただきます。本当にありがとうございました。



【最上川 川下り】



【樹氷（山形蔵王）】

第3部 職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

河川・砂防施設の災害復旧等

大内 武尊（建設局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年2月28日）

派遣当初の状況

●職場等

河川砂防課災害支援室の人員は7名（うち4名が県外派遣）である。令和7年2月より東京都及び北海道からの派遣職員が交代した。それ以外は1月から変化なし。職場の様子は下記写真のとおり。

気温は東京と比べ5～10℃程度低い。高頻度で降雪があり、晴天であることは稀であった。



【河川砂防課 災害支援室】

●被災部

下記写真のように、被災部の応急復旧は完了しているが、積雪によりその状況を確認することは困難である。



【被災した門ヶ沢川の状況】

派遣者自身が担当した業務概要

1月から引き続き、災害復旧工事の実施設計の図面数量照査・工事積算・起工書類作成を行った。なお、起工自体は山形県職員が実施する。

基本的には自身が北多摩北部建設事務所で設計担当として普段行っている業務と概ね同様である。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

●苦労したこと

- ・居住地と職場が著しく遠く、20分程度の雪道での徒歩も伴う通勤。自身が寒さに弱いこともあり最も苦労した。
- ・派遣にあたっての事前事後手続きが多く、なかには自費での出費を必要とする手続きもあったこと。
- ・上記事後手続きの例として、後任への引継書・引継ぎシート・活動報告書（本書）・けんせつ局報という類似の資料を4つも作成をしなければならないことが挙げられる。
- ・使用するPCのスペックが低く、業務の円滑な遂行に支障が出ていたこと。

●工夫したこと

- ・設計・積算等において、東京都とは考え方の異なることも多かったが、山形県でのルールに忠実に従い業務を遂行したこと。

印象的なエピソード

- ・積算において、施工パッケージ（S代価）が都よりも充実しており、V代価を作成することが殆どなく積算が容易であったこと。具体的には、護床ブロック（設置・横取り・運搬・撤去など）などが挙げられる。
※S代価（施工代価）、V代価（特殊施工単価）のこと
- ・副産物処理場の選択において、工事座標を入力することで自動的に処理施設を決定できるシステムが構築されており、積算が容易であったこと。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ・査定設計書の概要について知ることができたこと。
- ・個人ではなく建設局全体の話としては、前項で記したとおり、積算システム面では山形県と比べ遅れている部分が多く、改善の余地が大いにあることを実感した。

第3部 職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

河川・砂防施設の災害復旧等

岡崎 智也（建設局／派遣期間：令和7年3月1日～令和7年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

【気象概要】

令和6年7月24日から27日にかけて 最上地方と庄内地方で大雨による被害が発生。大雨特別警報（警戒レベル5）が7市町村に、土砂災害警戒情報（警戒レベル4）が19市町村に発表。

降り始めからの降雨量は、酒田市酒田大沢で401mm、鮭川村庭月で470mmを記録。

24時間降水量が6地点、48時間降水量が6地点、72時間降水量が5地点、日降水量が8地点で過去最高値を更新した。

【被害状況】 令和6年9月時点

人的被害：死者3名、軽傷4名

建物被害：全壊20戸、半壊526戸、一部破損2戸、
床上浸水75戸、床下浸水1,156戸（住家）

被害額：山形県1,772箇所、590億円（土木施設）
市町村 344箇所、755億円

査定結果：山形県656箇所
市町村326箇所

【配属された災害支援室の体制】

私の配属された河川砂防課災害支援室は、山形県職員1名、山形県内他事務所から2名、北海道派遣職員1名、宮城県派遣職員2名、東京都1名でした。



【着任時の挨拶（最上総合支庁長）】



【職場風景】

派遣当初の状況

被災箇所は、緊急度が高く、応急復旧部を除いて、河道の一部閉塞や護岸の倒壊などが未対応のまま残っている状況でした。令和6年度では、査定案件数の2割を発注することが目標でしたが、3月の発注を終え、目標を超える3割の発注を達成することができました。



【護岸の倒壊状況（指首野川）】



【護岸の倒壊状況（絵馬河川）】

河川・砂防施設の災害復旧等

派遣者自身が担当した業務概要

12月には災害査定が完了していたため、私の担当は実施設計を行うことでした。最上内川、松橋川の2河川を担当し、測量設計会社から提出された図面及び数量計算書の確認や積算作業を行いました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

3月の1週目から工事の発注に伴う起工書の持込み日が決まっていたことから、その日に間に合うよう全力で取り組みました。苦労したことですが、起工書に綴る書類において、山形県独自の様式が多数あり作成するのに時間を要しました。さらに、コンクリートブロック積護岸の設計を行ったことがなかったため、設計の考え方を理解するのが大変でした。また、数量の端数処理の仕方や工期の算出方法、土工区分（掘削・床掘り）など積算するにあたって基本的なところが、都の考え方と異なっていたことから、吸収するのが大変でした。ただ、査定が令和6年12月に完了し、1月、2月と順次工事の発注を行っていたことから、参考にできる類似案件があったこと、また災害支援室内で、基準や考え方の統一もできていたので、それを参考にしながら業務を進めることができました。



【災害復旧事業の流れ】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

業務を進めるにあたって、山形県プロパー及び他自治体の派遣職員に温かくサポートをして頂きました。とくに他自治体からの派遣職員は、災害査定を行ったことがある経験者から入庁1、2年目の方など、様々な経歴の方がいらっしゃいました。常に職場は活気にあふれており、分からないことは質問できる、また意見交換がしやすい、とても居心地が良い環境でした。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回担当した河川（松橋川、最上内川）は、多摩の建設事務所が管轄しているコンクリートブロック積護岸の設計であったため、多摩の部署で経験を活かせると思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

1か月という短い期間であったため、災害復旧事業における実施設計業務にしか携わることができませんでしたが、自分のこれまで得た設計に関する知識を活かし、被災地で貢献できたことは、自分の自信にも繋がりました。今後も、東京都で災害が起こった際はこの経験を活かすとともに、また機会があれば、他自治体での災害派遣で貢献できればと思っています。

最後に、東京都・山形県の関係者の皆様、このような貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

第3部 職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

河川・砂防施設の災害復旧等

奥平 周示（建設局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

令和6年7月24日から26日にかけて、山形県では最上・庄内地方を中心に激しい雨が長時間に渡り降り続き、最上郡鮭川村庭月で470mmを観測するなど、県内としては記録的な豪雨となった（大雨特別警報2回発表）。

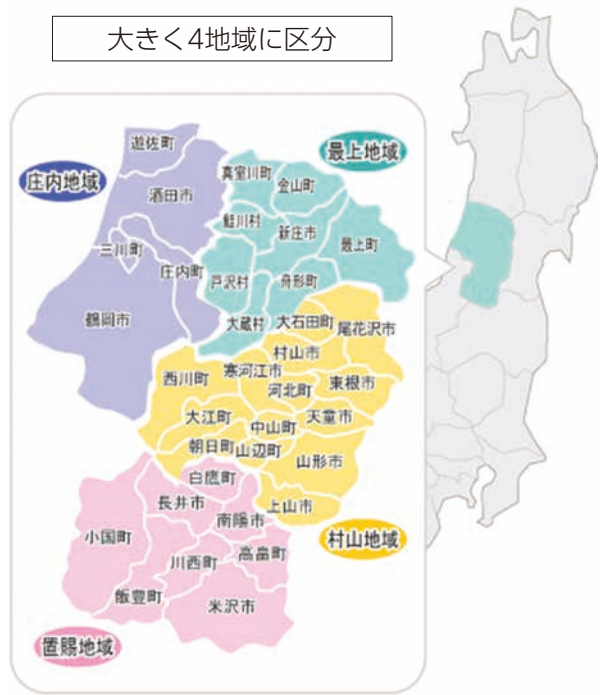
建物被害は全壊半壊破損550戸、浸水2,000戸あまり。更に土砂崩れによる道路、鉄道の埋塞、地すべりにより河床が隆起、河道閉塞、川底が洗掘され河川護岸が流出、橋梁支持杭は露出、鉄道軌道下が流出、道路路体も流出するなど、堤防決壊はもとより、重大事故につながりかねない状況が各所で発生したが、人命被害は救助に向かったパトロールカーの警官2名（最上地域）と酒田市での1名（庄内地域）であった。

最上総合支庁は山形県内陸部の北部に位置する最上地域（右図緑色）を所管し、企画、保健福祉環境、産業経済、建設各部からなる地域の総合公所である。派遣先である建設部は、道路、河川、砂防急傾斜地、ダムの整備及び維持管理、行政指導、住宅管理、建築許認可等を行う120名に迫る職員からなる部署である。

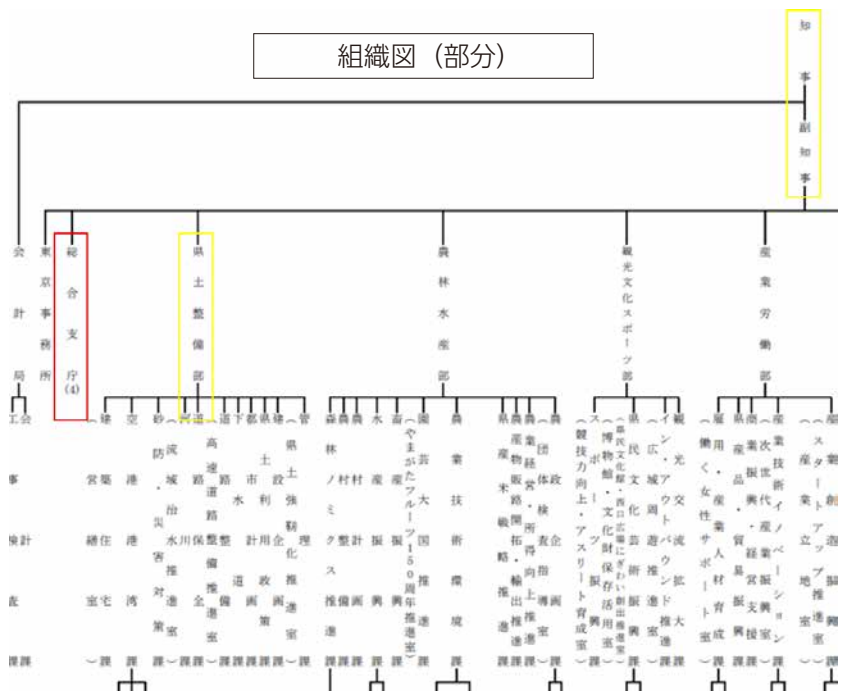
今回の被災では、災害復旧箇所だけでも69河川8急傾斜地の計301箇所と、河川砂防災害が際立って多かったことから、現在、河川砂防課長が兼務する「最上地域豪雨災害復旧対策室」を新設し、派遣者を含め河川災害及び地すべり急傾斜地の災害復旧等事業を遂行している。



大きく4地域に区分



組織図（部分）



組織は総合支庁（赤枠）が副知事直下となり、建設系本庁となる県土整備部（黄色枠）と並列となる。

河川・砂防施設の災害復旧等

山形県最上地域（内陸北部）を所管する最上総合支庁の建設部に配属となり、河川砂防課に新設された最上地域豪雨災害復旧対策室の一員として、地すべり急傾斜地の災害復旧等事業を進めるべく、判断力・行動力・包容力を兼ね備えた室長補佐をチームリーダーとして、頼れる主査とともに設計施工管理を進めている。



【衝撃的な映像だった蔵岡地区】



【被災後間もない写真。枚挙にいとまがない】

派遣当初の状況

山形で車を走らせると（無論例外はあるが）全体に相互協調しているのがすぐに分かる。内陸部は特にその傾向を感じる。先行車に追い付くと、その後追い越すこともなく速度を合わせる。次の車もその次も。綺麗とまでは言えない隊列にもイライラしている様子もない。皆自然体で気持ち良い。ただ、唯一不思議だったのは、豪雪地にしては車間距離をとらない。近い。はて、なぜなのか。

被災箇所はおびただしいほどあるはずなのに、新庄に到着するとどこが被災しているのか分からない。私が思っていたほどではなかったのか。職場に悲壮感はなく、皆ひょうひょうと業務をこなしている。

早速県職員が現場回りを企画してくれ、いざ出発するなり認識は変わった。最上地域の河川は、多くが地表から掘り込まれた形状のため、離れた幹線道路から川の中は見えない。川を覗くとそこら中に土のうが積み、土羽むき出しで、あったはずの護岸はない。最上地域西部の鮭川村は顕著で、そこかしこで土砂崩れ。裏山の倒木が家の屋根にもたれかかっている。南西部の大蔵村では護岸がえぐられ、地すべり対策施設が崩壊、隣接電力施設がピンチ。新たな地すべり箇所はどこかの惑星に降り立ったかの様。なぜ道路・鉄道含めこれだけ被災したのに一般人命被害がなかったのか。

だから被災が軽微だったのではない。被災が甚大であったにも関わらず、失われる危険のあった多くの人命が守られたというのが事実だ。



【鮭川村の川口】

第3部 職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

河川・砂防施設の災害復旧等



【大蔵村小滝の地すべり…どこの惑星に来たのか】

派遣者自身が担当した業務概要

私は鮭川村の小杉地すべり対策事業を任せられ、急傾斜地は優秀な県主査のもとアシスト役。雪解けを待って現状確認となるため、4月時点で地すべり急傾斜地はすべて設計・調査中だった。小杉の地すべりは延長300m、幅100m。中腹から20m程度下方へ押し出され、すべり末端部は5m隆起した。その付近に一級河川曲川があったため、河床を固めていたブロックが、隆起した山上に残る。川の隆起閉塞で、流路は民地の畑を削って付け替わったが、その間、周辺集落は泥水冠水した。

当該事業は、地すべりを抑制するため、危険側の土を取り、押さ込む側に土盛りし、斜面崩落を防止する法枠カバー、土中に潜らん水を吐き出させる井戸、パイプを張り巡らせ、河川洗掘を防止する護岸等の対策に14億円を投じる工事である。

苦労・工夫したこと

赴任時、雪は解けていた。設計は終わってないが現場を動かさねば。前任もそう考えたようで、本体工事の一部工区は概略設計のまま発注されていた。残る工区の発注を急ぐにあたり、室長補佐が外部委託など手回しをしてくれ、おかげで私はずいぶん楽をさせてもらってしまった。

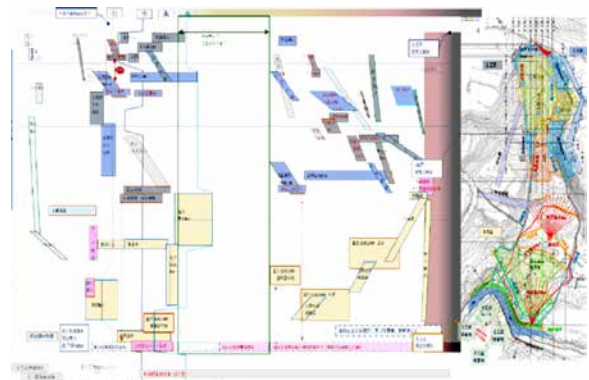
現場を走らせながらの細部設計。これを実行するには受注者との信頼関係が絶対である。彼らも見切り見込みで作業員を集め、資機材を押さえる。設計も現場が必要とする順に作成する。発注者は約束を守り、外力に対しては受注者の前に立ち、動く。土地が必要ならまず発注者が折衝し、内諾を得てから受注者より連絡を入れる。ただし、折衝するには完了までの全体イメージが見えていないと先方の



【倒木を除去し始め、ようやく全容が見えてきた小杉】



【対策中の大蔵村柳洲を襲う護岸崩壊】



【全体工程表は図と工種を同じ高にし、どこで何をしているか分かる。表中央の空白期間は雪で土工不能】

河川・砂防施設の災害復旧等

疑問要求に回答できない。

ということで、事業全体工程表をこちらで作成提示し、各工区受注者と目標を合わせる。できない、手順が違う、何日必要…。ようやくできた全体工程表をもとに各社施工計画を立案する。定期的に関係者一同を集め必要な修正も繰り返す。

一方、確実に履行するためには関係住民の理解が欠かせない。工事で言う“ご理解下さい”とは“ご辛抱下さい”ということ。ならばどんなものができるのか、メリットが感じられるのか分かる資料が必要だろう。そこで、フォトモンタージュを作成することとした。

寝耳に水の隣接土地所有者に会い借地交渉し村道迂回路を作る。地すべり地ではキャタピラのショベルカーでも土没する。伐採木を敷き、根を土と絡ませ前進しては伐採する。緩い斜面でも人は全く登れず、沈む。どこからか集まる水で土はぐちょぐちょ。丸太を土中に刺すと3m4mとスーッと入っていく。進入ルートを川の対岸に切り替える。また土地所有者と交渉。渡河施工を指示する。「安全な状態にして越冬する」。各工区受注者も思いを合わせてくれる。作業員の確保もままならない状況になってきたが、彼らのお陰で、大きな現場とはいえ常時15両を超える重機が一斉に作業をし、目標を達成しようと躍起になっている。こちらも応えねばならない。斜面崩落が止まらないなら買収予定境界を変え、勾配を変え、設計会社も現地入りし、対策を3者で即決。“決して現場を止めさせない”。私の不在時には、室長補佐やいつも私をフォローしてくれる主査が機敏に動いてくれ救われた時もあった。施工中の沈下や変形など今なおトラブル続きだが、誰一人止まろうとはしない。走りながら時の最良と思えることをする。対岸の集落が安心して年越しできる状態までやり切ろう。



【土没ショベルカー、キャリアダンプで救出】

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

山形はフルーツ王国、ことサクランボは断トツ。道の駅寒河江ではサクランボの種飛ばし大会を行っており、10m飛ぶと佐藤錦が1パックもらえる。俄然やる気がでる。転がるよう種を乾かし、さあと口に入れ構える。「さあー行きましょう、準備はいいですかー、元気出してー、よーしいーくどー、合図はー、いいかーい、チェリー…。」（やめてくれー、早くしてくれー、種がああ）。

結局べとべとになった種は転がらず9mに届かなかった。

そしてこの懇親会。都と県の私の両上司がともに楽しんでいる。その前、課内では、「わしは週末に里芋を畑からとって飲み屋に持って行く。芋煮を作ってもらう。」「なら俺はお勧めの辛い酒を持ちこむ、

第3部 職員派遣（令和6年7月25日からの大雨）

河川・砂防施設の災害復旧等

あとブランド米もプレゼントしよう。」
「ではこっちは別の酒を持参するとします。」と皆楽しそう。距離を感じさせない人柄。いや近い。結局懇親は日付変更線を越えて続いていった。しかし芋煮美味かった。

※里芋は休日畑で収穫し、下ごしらえまでして、大バケツ一杯になるほど持ち込んでくれたもの。



今後の都政に活かせるか・どうすれば

鮭川村を例にとれば、避難指示を受け各地区避難を完了していた。川口地区では避難指示より前に区長判断に皆が従い避難した。その川口の山は、遡るだけでも二百数十年崩れた記憶はない。それでも自主避難し、“まさかの”山が崩れ、家を破壊し、道路を塞いだ。

衝撃的な冠水映像が放映された戸沢村の蔵岡地区は、最上川支流からの氾濫に長年苦しめられてきたが、集落全体を堤防で囲む輪中堤が遂に完成し安全性が担保された。…にも関わらず、多くの住民は域外の指定公民館や高台の道の駅へ避難した。そして“まさかの”最上川本流から、水流が堤防を乗り越え集落を冠水させた。失われる危険のあった多くの人命が守られたのは、県・市町村の的確だった避難指示はもとより、住民ら自身による避難行動にあった。

思えば、岩手県沿岸部の高台にある小さな駅前に、風化も進んだ石碑があった。津波について「100回空振りしても101回目も私は逃げる」といった趣旨の戒めが刻まれていた。ここ最上の大蔵村では、昭和49年に一か所の地すべりで17名の命が奪われる悲劇などがあった。平和ボケはしていない。

そんな見事な連携行動を実現させても、それを誇張しようともせず、苦勞があってもひょうひょうとし、あくまで自然体であり続ける地域性、県民性。豪雪地にしては車間距離をとらない。近い。…なんとなく寄り集まってしまう人間性。皆と親しくなる中で合点がいくようになった気がしている。

東京都の防災、災害対策等に活用できる経験・感想

東京の強靱化を進めることは必至である。しかし、立体的都市ゆえ、人口密度が高いゆえ、地盤が脆弱ゆえ、あまりに小さい自治圏ゆえ、様々な文化風土が混在するゆえ複雑な仕組みは機能しないだろう。決め事は単純に。先の蔵岡地区では、指定避難場所へ向かうのを躊躇した方々が少なからずいた。途中の橋梁付近が周辺より低く、冠水しやすかったためだ。色々な“まさかの”を想像し、ハード・ソフトそれぞれに弱点と思われることを一つ一つ取り去っていくことが、“まさかのまさか”が発災した際に、臨機に動ける街、なんとか耐えられる街につながっていくものと信じている。



【栗田最上地域豪雨災害復旧対策室長補佐と…近い】
(筆者は右側)

第4部

現地事務所等

東京都被災地支援福島県事務所

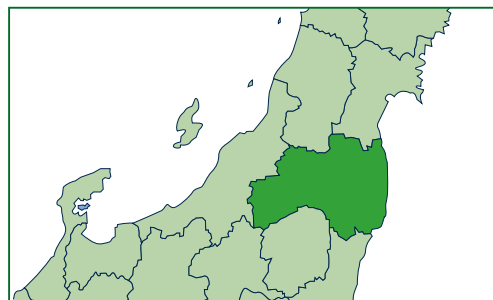
東京都総務局復興支援対策部被災地支援課

第4部 現地事務所等

福島県事務所

東京都被災地支援福島県事務所

片山 太郎



福島県事務所の設置目的等

2011年3月の東日本大震災で甚大な被害を受けた福島県における被災地復旧・復興に向けた人的支援や風化防止・風評対策等のニーズを把握し、的確に本庁と調整するなどし、被災地支援に結び付ける。

具体的には、都の総合窓口として被災自治体と意見交換、各種調整を行っているほか、被災自治体における派遣職員の支援活動拠点としての機能を持っている。

また、派遣職員（令和7年度は、東日本大震災への人的支援として福島県へ派遣している職員9名に加え、令和6年7月25日からの大雨への人的支援として山形県へ派遣している職員1名の計10名）のサポートも当事務所で行っている。

【事務所概要】

○東京都被災地支援福島県事務所

所在地：福島県自治会館内 福島県福島市中町8-2

所長（総務局復興支援対策部長兼務）1名、課長1名、課長代理1名、会計年度任用職員1名

開設時期：平成23年3月25日から



【福島県事務所が入る福島県自治会館】



【福島県事務所からの眺望】



【福島県事務所執務室】

《参考》

○東京都被災地支援岩手県事務所

所在地：岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル7階

開設時期：平成23年3月30日から平成28年6月30日まで

○東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所（平成28年7月1日より岩手県事務所と統合）

所在地：宮城県自治会館内 宮城県仙台市青葉区上杉 1 - 2 - 3

開設時期：平成23年 3月22日から平成31年 3月31日まで

※ 平成31年 4月 1日より岩手県・宮城県事務所の機能を本庁に集約

○派遣職員のサポート等

内 容	実施日
派遣職員向けガイダンス	4月1日（福島県事務所）参加者9名
山形県最上総合支庁への訪問	4月11日
自動車運転安全講習会	4月25日（福島市内）参加者13名
派遣職員個別面談及び所属長意見交換	5月23日～6月11日（福島県事務所等）
被災地支援福島県事務所自主勉強会(第1回)	6月19日（福島県事務所）
インターン対応	8月12日（福島県事務所）
被災地支援福島県事務所自主勉強会(第2回)	8月26日（福島県事務所）
メンタルヘルス講習会	9月26日（福島市内）参加者13名
福島県派遣職員「都政新報」掲載	10月14日
福島県派遣職員「全庁掲示板」掲載	10月16日
公募制人事説明会	10月24日（都庁）
山形県最上総合支庁への訪問	11月26日
派遣職員個別面談及び所属長意見交換	11月26日～1月28日（福島県事務所等）
東日本大震災からの復旧・復興セミナー inふくしま開催	11月28日（双葉町・浪江町等）
公募制人事面接	12月5日（福島県事務所）
公募制人事面接	12月10日～11日（都庁）
派遣職員向け復興支援業務研修会	1月8日（大熊町・双葉町等）
被災地支援福島県事務所自主勉強会(第3回)	1月21日（福島県事務所）
東日本大震災・原子力災害伝承館出張展示協力	2月3日～3月22日（消防博物館）
派遣者説明会	2月27日（都庁）
派遣業務報告会	3月18日、19日（福島県事務所～都庁WEB会議）
活動報告書作成	令和7年度分

※ 上記のほか暑気払いや忘年会等を随時実施



【自動車運転安全講習会の様子（令和7年4月25日）】



【メンタルヘルス講習会の様子（令和7年9月26日）】

第4部 現地事務所等

福島県事務所

○福島県が開催する会議等への参加

- ・福島県災害対策本部員会議
- ・新生ふくしま復興推進本部会議
- ・福島イノベーション・コースト構想推進本部会議
- ・避難者受入都道府県連絡会議

○令和7年度福島県内復興状況等

- | | |
|------------|---|
| 令和7年 4月16日 | 福島第一原発6号機使用済み核燃料取り出し完了 |
| 令和7年 4月23日 | 福島第一原発2号機デブリ2回目採取完了 |
| 令和7年 4月28日 | 7年度初の処理水放出完了（通算12回目） |
| 令和7年 5月15日 | 福島第一原発廃棄物貯蔵庫3棟目運用開始 |
| 令和7年 5月19日 | 大阪・関西万博における福島県復興の展示開始 |
| 令和7年 5月21日 | 令和6酒造年度全国新酒鑑評会、福島県内の蔵元16銘柄が金賞に選ばれ、3年ぶり（通算12回目）日本一 |
| 令和7年 6月12日 | 福島県内初浪江町で水素ツーリズム |
| 令和7年 6月17日 | 2024年度いわき市漁港水揚げ量震災後最多1359ト |
| 令和7年 6月20日 | 2024年度県内移住者2700世帯、3799人。過去最多 |
| 令和7年 6月30日 | 浪江町の復興拠点で初、未森地区で小麦収穫。 |
| 令和7年 7月14日 | 7年度2回目の処理水放出開始 |
| 令和7年 7月19日 | 県内除染土、首相官邸に。実証実験を除く再利用は初 |
| 令和7年 7月23日 | 福島第一原発5号機使用済み核燃料取り出し開始。 |
| 令和7年 7月29日 | 葛尾村に特定帰還居住区域を設定。
大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市に続き6例目 |
| 令和7年 8月 1日 | 震災後双葉町内初。双葉町駅東側にスーパーがオープン |
| 令和7年 8月 7日 | 7年度3回目の処理水放出開始 |
| 令和7年 8月24日 | 東日本大震災・原子力伝承館の来館者40万人突破 |
| 令和7年 8月26日 | 除染土県外処分で工程表。候補地決定2035年めど。 |
| 令和7年 8月31日 | 大熊・双葉町避難者815人25都府県でなお仮設生活(7月1日時点) |
| 令和7年 9月 2日 | 福島復興局新拠点、双葉町設置を発表 |
| 令和7年 9月11日 | 7年度4回目の処理水放出開始 |
| 令和7年 9月17日 | 2024年度県内観光客5757万3千人。震災前を上回る。 |
| 令和7年 9月24日 | 双葉町駅西側町有地約8740㎡の宅地整備公募開始 |
| 令和7年10月14日 | 除染土9省庁に搬入終了。県外利用は首相官邸を含め10カ所 |
| 令和7年10月30日 | 7年度5回目の処理水放出開始 |
| 令和7年11月 4日 | 双葉町の特定帰還居住区域一部で、住宅への立ち入り規制を緩和
通行証なしで自由に立入り可能となったのは初めて。 |
| 令和7年11月13日 | 内堀知事、除染土の県外最終処分へ環境省に緊急要望 |

担当した業務概要

現地事務所は、福島県庁隣の福島県自治会館にあり、所長（復興支援対策部長兼務）、課長、課長代理、会計年度任用職員の4名（常勤3名）体制で、福島県支援の現地業務を管轄しています。

主な業務内容は、①派遣職員のサポート（令和7年度：福島県庁9名、山形県最上総合支庁1名）、②被災自治体の支援ニーズの把握及び対応に向けた調整、復興状況などに関する情報収集、③各種支援、視察等の対応などです。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

東日本大震災発生から14年が経過する中、私自身は平成23年12月から4か月と平成25年度に仙台市、平成27年度に岩手県で復興支援業務に携わる機会を得ました。

それ以来被災地域の復興には常に関心を持っており、常々復興支援業務に携わりたいと考えていたところ今回縁があり福島県事務所派遣職員の支援等を行う機会を頂戴しました。

仙台、岩手での経験はあるものの福島県への赴任は初めてであり土地勘もほとんどなかったため赴任当初から休日を利用し福島県内を可能な限り訪れるようにしました。

福島県は本州で2番目（1番目は岩手県）に広い県であり東西に大きな県であり東側から浜通り、中通り、会津地方と大きく3つの地方に分かれています。

福島県事務所のある自治会館はこのうちの中通りに位置し、廃炉作業が進められている福島第一原発は浜通りに位置しており、令和7年度現在も浜通りエリアには立ち入り禁止区域が多く設定されており今でも避難生活を強いられている方々が2万人を超えています。

福島県事務所から福島第一原発のある浜通りへは車でも1時間30分はかかり浜通りの中でもJヴィレッジのある檜葉町などは2時間近くかかることもあります。

県事務所の業務の一つとして視察等のアテンドがありますが、限られた視察時間の中でより多くの場所を視察するためには効率的なルートを設定する必要があり、土地勘がないことに加え沿岸部は現在も道路工事等が多く続いており地図では確認できない新たな道路ができていることもあり、視察前に予定ルートを予め視察するなどの準備を行いました。

また、令和6年度の12月以降、福島県に加え山形県派遣職員のサポートも担当することとなり、頻度は少ないものの山形県北部の新庄市に訪れる機会がありました。

事務所で保有している庁有車は電気自動車であり、高速道路を活用した移動の際などはバッテリーの消費量が多く、往復で2回充電が必要のため、ルートを設定する際、途中の充電スポットの確認や充電時間を確保した行程を組む必要がありました。

現地を訪れると、道の駅や駅前施設など新しい施設が多く建設されていたり、建設中であるなどインフラ面での復興が着実に進んでいることが確認できると同時に、新しく整備されたエリアから数キロと離れていないエリアでは立入禁止を示すバリケードが設置されており震災当初から時間が止まったままの場所も存在しており原子力災害の影響が今なお続いていることを改めて実感しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

7月に福島県の主催で開催された避難者受入都道府県会議に参加させていただきました。

この会議は今なお県外避難を続けている避難者を受け入れている自治体の担当者が福島県に集まり

第4部 現地事務所等

福島県事務所

開催されるもので、今年はJヴィレッジを会場として行われました。

初日に福島県の復興再生についてご説明いただいたのですが、震災発生直後は福島県面積に占める避難指示等区域の割合が約12%あり、避難者数もピーク時で約16.4万人だったものが令和7年5月現在で避難指示等区域の割合が2.2%、避難者数が2.4万人にまで減少したとのお話がありました。

ピーク時に比べれば減少はしているものの14年が経過した現在でも避難指示等区域が解消されず避難者が多くいる現状に原子力災害の根深さ、難しさを感じました。

また、帰還困難区域を除き県内の除染作業は完了し、県内の除去土壌については大熊町・双葉町にある中間貯蔵施設への搬入が完了しており、かつて県内のあちこちで見られた除去土壌の仮置き場は概ね姿を消しております。仮置き場が解消されたことによりその地域での復興は加速化されたと同時に、中間貯蔵施設には大量の除去土壌が持ち込まれ最終処分を待っている状況であることなどを伺いました。

中間貯蔵施設とは除染によって発生した県内の除去土壌や廃棄物を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として整備されたもので中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県外で最終処分を行う事が法律で定められています。恥ずかしながら私自身、今回の赴任で初めて知りましたが、環境省が行った調査によると30年以内に福島県外で最終処分を行う事を「知らない」と答えた人が福島県民以外では75%、福島県民でも45%もいらっしやるということに大きな衝撃を受けました。

2日目の現場視察で上述の中間貯蔵施設に訪れさせていただきましたが、中間貯蔵施設内は2011年3月の震災発生時の状況のまま残っている建物が多くあり、ある施設では直前まで多くの人が暮らしていた場所から着の身着のまま避難したため、書類や靴などがそのまま散乱し、車が放置されたままの状況が残っており、震災当時の混乱した状況が色濃く残っており非常に印象に残りました。



【中間貯蔵施設】



【中間貯蔵施設から望む福島第一原発】

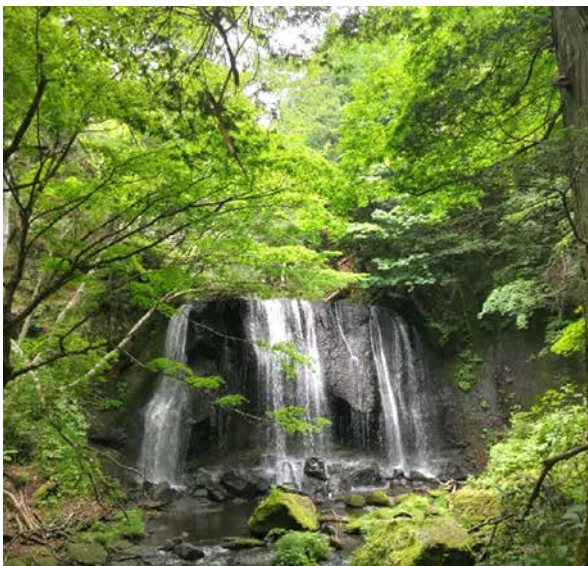
今後の都政に活かせること・活かしたいこと

上述した中間貯蔵施設に保管されている除去土壌は2045年3月までに福島県外で最終処分をされることとなります。具体的にどこで最終処分されるかはまだ決まっておりませんが、他人ごとではないと感じておりますし、知らない方が多く存在していることにも衝撃を受けました。多くの方にいろいろな機会をとらえ、除染土壌の最終処分の期限等について伝えていき、まず知っていただきたいと

思っております。私の感覚としてですが2045年まではあと20年しかありません。

また、福島県の農産物の輸出量は震災前に比べ増加しており2024年度は過去最高となっています。一方、価格については全国の平均及び震災前の水準にまでいたっていません。

観光面においても外国人の宿泊者は震災前より伸びてはいるものの全国平均の伸び率と比較すると低い状況にあります。ピーク時ほどではないものの根強い風評被害はいまだ継続中です。今後東京に戻っても福島の食べ物のおいしさや安全性、観光地としての魅力を職場の同僚や知人に伝えていきたいと思っております。またプライベートでも必ず福島を訪れようと思っております。



【猪苗代町の達沢不動滝】



【福島市の中野不動尊】

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

令和5年度から行っている「東日本大震災からの復旧・復興セミナー in ふくしま」を今年も11月に実施いたしました。都の職員が実際に被災地を訪れ、目や耳や鼻など五感をフル活用して被災地の現状を知ってもらうため、被害の大きかったそして今も被害継続中の沿岸部を視察しその後意見交換を実施いたしました。

今回は沿岸部への視察から福島県の職員の方にご同行いただき、震災当時の状況から復旧・復興に至るまでの経緯等をバス車内の移動時間を活用しお話をいただきました。

震災から14年が経過し、その当時の状況を知る方が年々少なくなっていく中、当時の詳しいお話をお聞かせいただいたのは非常に貴重な経験となりました。都からの参加者の多くは震災当時は学生であったため被災した県における職員の対応をお聞かせいただけたのは大変貴重な経験であったとの感想を、セミナー終了後の懇親会で聞いたことも非常にうれしい出来事でした。

また、帰りの車内では、セミナー参加者一人一人から震災当時の自身の経験を語ってもらうことで、情報をインプットするだけでなく福島県職員の皆様にアウトプットできたのも良い取組であったのではないかと考えています。

震災をきっかけとして被災県の職員の皆様とは大きなパイプができ始めていると感じています。

今後もこのパイプを広くし、交流を継続していくことが、いざ東京で災害が起こった時に大きな力となることを確信しています。

東京都総務局復興支援対策部 被災地支援課

長谷川 奨



設置目的等

近年大規模災害が頻発する中、全国知事会等からの要請を踏まえ、東日本大震災以外の被災自治体に対しても、職員の中長期派遣を行っている。

当部署は、現地事務所を設置していない被災自治体の復旧・復興に向けた人的支援等の要望を把握し、的確な被災地支援に結び付けることを目的としている。具体的には、都の総合窓口として被災自治体と意見交換、各種調整のほか、派遣職員の業務面や生活面でのサポートのため、派遣職員に対する個別面談（訪問、オンライン、帰庁時等）により適宜聞き取り等を行っている。

担当した業務概要

①令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨への職員派遣

全国知事会や総務省等を経由した被災自治体からの要請を受け、令和6年能登半島地震により甚大な被害のあった石川県、輪島市、富山県（石川県、輪島市にあっては奥能登豪雨対応業務も含む。）に対し、令和6年度から引き続き下記の通り職員を派遣した。

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨への職員派遣（令和7年12月31日現在）

被災自治体	事務	土木	建築	計
石川県	5名	11名	2名	18名
輪島市	2名	7名	1名	10名
富山県		1名		1名
合計	7名	19名	3名	29名

②派遣職員のサポート等

○ 派遣者向け説明会

	開催日	対象者
1	2月28日（金）	4月派遣者向け（石川県、輪島市、富山県）
2	6月17日（火）	7月派遣者向け（輪島市、富山県）
3	9月17日（水）	10月派遣者向け（輪島市、富山県）
4	12月16日（火）	1月派遣者向け（輪島市、富山県）

○ 派遣職員個別面談等（四半期に1回程度）

- ・帰庁時の面談、訪問、オンライン等によりヒアリングを実施
- ・派遣者の業務や健康状態等を把握し、派遣先自治体等との連携により健康管理等を実施

石川県及び輪島市への訪問

第1回	第2回
4月17日（木）～18日（金） 石川県庁、七尾港湾事務所、中能登土木総合事務所、奥能登土木総合事務所（本所）、輪島市役所	6月26日（木）～27日（金） 奥能登土木総合事務所（本所及び珠洲土木事務所）、輪島市役所

○ 公募制人事における派遣職員の業務報告

内 容	実施日
派遣職員「都政新報」掲載（石川県、輪島市）	10月17日（金）、21日（火）
派遣職員「全庁掲示板」掲載（石川県、輪島市）	10月16日（木）
令和8年度公募制人事説明会（石川県、輪島市等）	10月24日（金）

○ 派遣職員向けメンタルヘルス講習会の開催（石川県、輪島市、富山県）

派遣職員は、慣れない職場環境や住居環境、人間関係等によりストレスを感じる場合があることから、メンタルヘルス不調の発生予防及び発生時の適切な対応を目的として、メンタルヘルス講習会を開催。

内容	会場	実施日	参加人数
支援現場での人間関係とセルフケア	輪島市役所	12月1日（月）	6名
	石川県庁	12月2日（火）	14名



【メンタルヘルス講習会の開催（輪島市役所）】

○ 活動報告書の作成（令和7年度分）

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○ 任期付職員の採用・派遣

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被災地では、広域かつ甚大な被害により、復旧・復興を担う技術系職員の大幅な不足が深刻な課題となっている一方、都においても技術系職員に欠員が生

じており、要請を充足するだけの職員を派遣することが困難な状況であった。

そこで、復興支援対策部では、即戦力となるスキル及び経験を有する行政経験者や民間経験者を一般任期付職員として、令和7年4月1日付で採用し、現役職員に加えて、石川県及び輪島市へ派遣した。

一般任期付職員の採用に当たっては、派遣先である被災地での業務内容や住環境、転居手続き等について不安を抱く者もいたことから、採用前の2月に派遣説明会を開催した。説明会では、4月1日以降のスケジュールの説明や引越手続き等の各種手続きを案内し、派遣前における不安や悩みの解消に努めた。

また、一般任期付職員が入都後には、被災地へ派遣されるまでの間、都庁において研修を実施した。本研修はゼロから構築した独自のプログラムであり、都庁における庶務手続きの案内のほか、公務員倫理や交通安全研修といった公務員として必要な基礎知識の理解を目的とした座学を行った。加えて、前年度から被災地へ派遣されている先輩派遣職員とのオンラインによる質問会を設けるなど、限られた期間においても必要な情報を習得できる実践的な内容となるよう工夫した。

派遣後は、四半期に1回、都庁又は現地において対面による個別面談を実施し、勤務状況や職場環境、生活面に関するヒアリングを行い、困ったことがあれば、必要に応じて派遣先自治体と連携して対応した。

上記のとおり復興支援対策部では、派遣職員の業務面及び生活面の双方における支援を行うことで、被災地における復旧・復興事業の円滑な推進を図っている。

○ 東京都被災地派遣希望者（技術系）事前登録制度

復興支援対策部では、発災時に任期付職員の採用を一層円滑化し、被災地からの支援要望に、より迅速に対応するため、土木、建築、機械、電気、林業の技術系5職種について、国・地方自治体・民間企業等で長期の経験を有し、被災地の復旧・復興業務に関心のある方に、事前に登録いただく「東京都被災地派遣希望者（技術系）事前登録制度」を令和7年6月に創設した。

12月末現在、登録者は都の退職者も含めて37名となっており、登録いただいた方には、令和7年11月に実施した被災地派遣任期付職員の公募の際に、採用選考案内等の情報をメールでお知らせした。

東京都被災地派遣希望者（技術系）事前登録制度 ～あなたの経験を被災地の復興に～

東京都被災地派遣希望者（技術系）事前登録制度とは、被災地における復旧復興業務を希望する方に事前にご登録いただき、東京都が被災地派遣任期付職員を募集する際に情報をお知らせする制度です。
これまでのご自身の経験を被災地の復興に活かしたいという志をお持ちの方は、ぜひご登録ください。

対象職種 技術系（土木、建築、機械、電気、林業）

対象業務 被災地における公共施設の災害復旧工事に係る設計・積算、施工管理、検査業務等

登録方法 下記QRコードを読み、都ホームページから申込フォームに入力
※登録要件は、都ホームページをご覧ください。



登録情報の活用 東京都が被災地派遣任期付職員を公募開始する際採用選考案内等をメールでお知らせします。
※本制度への登録は採用を保証するものではないことにご留意ください。



東京都総務局復興支援対策部
被災地支援課 03-5388-2308

東日本大震災・令和6年能登半島地震等における
令和7年度東京都支援活動報告書

登録番号(7)第53号

令和8年3月 発行

編集発行 東京都総務局復興支援対策部

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001

電話 03(5321)1111(都庁代表) 内線 24-180

03(5388)2308(直通)

印刷・製本

株式会社 能登浦

電話 03(6458)4191

